

決算特別委員会等記録

平成28年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 平成29年10月4日

至 平成29年10月26日

沖縄県議会

決算特別委員会等記録

平成28年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 平成29年10月4日

至 平成29年10月26日

沖縄県議会

目 次

平成29年第5回沖縄県議会(定例会)	大 城 憲 幸君	40
第1号(10月4日)		1
1 委員長の互選		2
2 副委員長の互選		3
3 乙第19号議案及び乙第20号議案、認定第1号から認定第23号まで(一般会計・特別会計決算及び企業会計決算)について		3
4 決算特別委員会運営要領について		3
5 理事の選任		3
6 補助答弁者の出席申し入れについて		4
平成29年第5回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査		
第1号(10月17日)		14
1 平成28年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明		15
2 平成28年度沖縄県一般会計及び特別会計決算審査の概要説明		16
3 平成28年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明		18
4 平成28年度沖縄県病院事業会計決算審査の概要説明		19
5 平成28年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算の概要説明並びに未処分利益剰余金の処分についての概要説明		20
6 平成28年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算審査の概要説明		22
7 平成28年度沖縄県一般会計及び特別会計決算に対する質疑		23
西 銘 啓史郎君		24
山 川 典 二君		26
又 吉 清 義君		27
次呂久 成 崇君		30
当 山 勝 利君		31
狩 俣 信 子さん		34
比 嘉 京 子さん		35
新 垣 光 栄君		36
瀬 長 美佐雄君		39
金 城 泰 邦君		40
総務企画委員会第1号(10月18日)		44
1 平成28年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明		44
知事公室		44
総務部		45
公安委員会		47
2 平成28年度決算に対する質疑		47
花 城 大 輔君		48
又 吉 清 義君		53
仲 田 弘 毅君		56
宮 城 一 郎君		60
当 山 勝 利君		62
仲宗根 悟君		64
新 垣 光 栄君		67
比 嘉 瑞 己君		70
上 原 章君		74
経済労働委員会第1号(10月18日)		80
1 平成28年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明		80
農林水産部		80
労働委員会事務局		82
2 平成28年度決算に対する質疑		82
西 銘 啓史郎君		83
山 川 典 二君		86
大 城 一 馬君		89
親 川 敬君		90
瀬 長 美佐雄君		94
玉 城 武 光君		96
金 城 勉君		97
大 城 憲 幸君		99
文教厚生委員会第1号(10月18日)		104
1 平成28年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明		104
子ども生活福祉部		104
教育委員会		105
2 平成28年度決算に対する質疑		107
新 垣 新君		107
次呂久 成 崇君		112
亀 濱 玲 子さん		115

比嘉京子さん	118
平良昭一君	121
西銘純恵さん	125
金城泰邦君	129

金城勉君	184
大城憲幸君	186
西銘啓史郎君	190
砂川利勝君	193
山川典二君	196
島袋大君	201

土木環境委員会第1号(10月18日) ……133

1 平成28年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	133
土木建築部	133
2 平成28年度決算に対する質疑	135
座波一君	136
座喜味一幸君	138
崎山嗣幸君	142
仲村未央さん	144
糸洲朝則君	146

3 決算調査報告書記載内容等について	203
--------------------	-----

文教厚生委員会第2号(10月19日) ……205

1 平成28年度沖縄県一般会計及び病院 事業会計決算の概要説明	205
保健医療部	205
病院事業局	207
2 平成28年度決算に対する質疑	208
次呂久成崇君	208
亀濱玲子さん	211
比嘉京子さん	216
平良昭一君	219
西銘純恵さん	223
金城泰邦君	227
照屋守之君	231
3 決算調査報告書記載内容等について	233

総務企画委員会第2号(10月19日) ……151

1 平成28年度沖縄県一般会計決算の概 要説明	151
企画部	151
出納事務局	152
監査委員事務局	153
人事委員会事務局	153
議会事務局	153
2 平成28年度決算に対する質疑	153
宮城一郎君	154
当山勝利君	155
新垣光栄君	157
上原章君	159
花城大輔君	162
中川京貴君	163
仲田弘毅君	163
3 決算調査報告書記載内容等について	164
仲田弘毅君	164
比嘉瑞己君	164

土木環境委員会第2号(10月19日) ……235

1 平成28年度沖縄県一般会計、平成28 年度沖縄県水道事業会計及び工業水 道事業会計決算の概要説明並びに未処 分利益剰余金の処分についての概要 説明	235
環境部	235
企業局	236
2 平成28年度決算に対する質疑	238
崎山嗣幸君	238
仲村未央さん	241
上原正次君	245
糸洲朝則君	246
座波一君	250
座喜味一幸君	252
3 決算調査報告書記載内容等について	256
座喜味一幸君	256
照屋大河君	256

経済労働委員会第2号(10月19日) ……167

1 平成28年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	167
商工労働部	167
文化観光スポーツ部	170
2 平成28年度決算に対する質疑	170
大城一馬君	170
親川敬君	174
瀬長美佐雄君	179
玉城武光君	182

第2号(10月26日) ……259

1 常任委員長に対する質疑	260
又吉清義君	260
山川典二君	264

中 川 京 貴君	267
西 銘 啓史郎君	269
2 要調査事項の取り扱いについて	273
3 知事の委員会出席を求める動議	273
4 動議の採決	273
5 審査日程の変更について	273
6 平成29年第5回議会乙第19号議案及 び同乙第20号議案の採決	274
7 平成29年第5回議会認定第1号から 同認定第23号までの採決	274
8 決算特別委員会議案処理一覧表	275
9 決算特別委員会決算処理一覧表	276

巻末資料（各常任委員長からの決算調査報告書）	279
-------------------------------	-----

平成29年10月4日

平成29年第5回
沖縄県議会（定例会） **決算特別委員会記録**

（第1号）

平成29年第5回 沖縄県議会（定例会） 決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 平成29年10月4日（水曜日）
開会 午後5時3分
散会 午後5時26分
場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

（10月4日付託）

- 1 乙第19号議案 平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 乙第20号議案 平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 認定第1号 平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 4 認定第2号 平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 5 認定第3号 平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 6 認定第4号 平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第5号 平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 8 認定第6号 平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第7号 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 10 認定第8号 平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 認定第9号 平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 認定第10号 平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 認定第11号 平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第12号 平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第13号 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第14号 平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 17 認定第15号 平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 認定第16号 平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第17号 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 20 認定第18号 平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第19号 平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 22 認定第20号 平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 23 認定第21号 平成28年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 24 認定第22号 平成28年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 25 認定第23号 平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

委員の選任

平成29年10月4日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

西 銘 啓史郎君	山 川 典 二君
又 吉 清 義君	島 袋 大君
中 川 京 貴君	次呂久 成 崇君
当 山 勝 利君	狩 俣 信 子さん
比 嘉 京 子さん	新 垣 光 栄君
平 良 昭 一君	新 垣 清 涼君
瀬 長 美佐雄君	比 嘉 瑞 己君
金 城 泰 邦君	金 城 勉君
大 城 憲 幸君	

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第19号議案 平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 4 乙第20号議案 平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5 認定第1号 平成28年度沖縄県一般会計決算

の認定について

- 6 認定第2号 平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第3号 平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 8 認定第4号 平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第5号 平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 10 認定第6号 平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 11 認定第7号 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 12 認定第8号 平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 13 認定第9号 平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第10号 平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第11号 平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 16 認定第12号 平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 17 認定第13号 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 18 認定第14号 平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 19 認定第15号 平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 20 認定第16号 平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第17号 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 22 認定第18号 平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 23 認定第19号 平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 24 認定第20号 平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 25 認定第21号 平成28年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 26 認定第22号 平成28年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

- 27 認定第23号 平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 28 閉会中継続審査について
- 29 決算特別委員会運営要領について
- 30 理事の選任

委員長、副委員長の互選

平成29年10月4日、指名推選により平良昭一君が委員長に、又吉清義君が副委員長に選任された。

理事の選任

平成29年10月4日、島袋大君、当山勝利君及び比嘉瑞己君が選任された。

出席委員

委員長	平良昭一君		
委員	西銘啓史郎君	山川典二君	
	島袋大君	中川京貴君	
	次呂久成崇君	当山勝利君	
	狩俣信子さん	比嘉京子さん	
	新垣光栄君	新垣清涼君	
	瀬長美佐雄君	比嘉瑞己君	
	金城泰邦君	金城勉君	

欠席委員

又吉清義君 大城憲幸君

○城間兼議会議務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、狩俣信子委員が年長者であります。よって、この際、狩俣信子委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

狩俣信子委員、委員長席に御着席願います。

（狩俣信子委員、委員長席に着席）

○狩俣信子年長委員 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は指名推薦による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議を

お願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法を指名推選、被推選人を平良昭一委員とし、指名は委員長の職務を行う委員が行う旨の協議があった。)

○狩俣信子年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおりの指名推薦によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には平良昭一委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には平良昭一委員が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○平良昭一委員長 再開いたします。

委員長に就任しました平良昭一でございます。

このたび皆様の御推挙により、委員長の大役を務めさせていただきます。

委員会の運営につきましては公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、各委員の御指導と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、委員長の互選は終わりました。

○平良昭一委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、副委員長の互選の方法について協議)

○平良昭一委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおりの指名推選によることとしたいと思います。

(「又吉清義委員を推薦します」と呼ぶ者あり)

○平良昭一委員長 ただいま又吉清義委員という声

がありました。

よって、副委員長には又吉清義委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平良昭一委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には又吉清義委員が選任されました。

以上で、副委員長の互選は終わりました。

○平良昭一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議題の取り扱いについて協議)

○平良昭一委員長 再開いたします。

乙第19号議案及び乙第20号議案の議決議案2件並びに認定第1号から認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算23件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平良昭一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○平良昭一委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算特別委員会運営要領案の概要について説明の後、取り扱いについて協議)

○平良昭一委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおりの決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○平良昭一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○平良昭一委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに、理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事3人の選任について協議)

○平良昭一委員長 再開いたします。

これより、理事3人の選任について、お諮りいたします。

理事に比嘉瑞己委員、当山勝利委員及び島袋大委員の3人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平良昭一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査依頼書等の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平良昭一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

島袋大委員。

○島袋大委員 決算審査が始まりますけれども、ぜひとも理事会に諮り議論していただきたいのは、ワシントン事務所はもう3年目になりますけれども、この決算に当たって、ワシントン事務所の内容を含めて、知事公室長からの答弁では毎年同じような答弁でありますけれども、我々は今回訪米させていただきまして、ワシントン事務所に行っているいろいろな意見交換をしてきました。答弁と違ったような内容もたくさんあるものですから、それを踏まえてワシントン事務所長の運天所長も含めて、前任の平安山さんも一緒になりまして、このワシントン事務所について、一この決算は平安山さんもいたときでありますから、含めて今後のためにもいろんな件の意見を聞きたいと思っております。

ひとつ取り計らいいただいて、所管の常任委員会は総務企画委員会だと思っておりますから、それを踏まえて、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○平良昭一委員長 ただいまの御意見に対しては、理事会を開いて対応を協議していただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

次回は、10月17日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(平成28年10月12日議会運営委員会決定)に定めるもののほか、決算特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

2 審査日程

- (1) 審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

3 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、別添様式1により各常任委員長に調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、調査終了後に別添様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を提出するものとする。

4 説明員

決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長とし、審査意見の概要説明は代表監査委員とする。

5 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

6 調査報告書に対する質疑

- (1) 委員長は、調査報告書に対し質疑の通告がなされた場合には、別添様式3により当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑の通告は、別添様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (3) 常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとする。

7 要調査事項に対する質疑

- (1) 要調査事項に対する質疑(以下「総括質疑」という。)を行うため知事等に出

席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とし、別添様式4により政務調査課に提出するものとする。

- (2) 各委員の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
平 良 昭 一 委 員 長

	説 明 員 席	
--	---------	--

	当山勝利委員	次呂久成崇委員
--	--------	---------

又吉清義委員	山川典二委員	西銘啓史郎委員
--------	--------	---------

新垣光栄委員	比嘉京子委員	狩俣信子委員
--------	--------	--------

大城憲幸委員	中川京貴委員	島袋大委員
--------	--------	-------

瀬長美佐雄委員	比嘉瑞己委員	新垣清涼委員
---------	--------	--------

	金城泰邦委員	金城勉委員
--	--------	-------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
平成29年 10月4日	水	本 会 議 及 委 員 了 終 各 会 後	決算特別委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・閉会中継続審査の件 ・委員会運営要領の件 ・理事の選任 ・各常任委員会に対する調査依頼の件	
10月17日	火	午前10時	決算特別委員会 ・平成28年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ・平成28年度企業会計決算及び議決議案の概要説明 ・決算審査意見概要説明 ・会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会 計 管 理 者 病 院 事 業 局 長 企 業 局 長 代 表 監 査 委 員
10月18日	水	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る決算事項の調査	関 係 室 部 局
10月19日	木	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る決算事項の調査 ・決算調査報告書記載内容等についての協議	関 係 室 部 局
10月20日	金		・決算調査報告書整理日	
10月21日	土			
10月22日	日			
10月23日	月		・決算調査報告書整理日	
10月24日	火		・決算特別委員への決算調査報告書の配付 (午後3時)	
10月25日	水		・各常任委員長に対する質疑の通告締め切り (午後3時)	
10月26日	木	午前10時	決算特別委員会 ・各常任委員長に対する質疑 ・「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ・総括質疑の取り扱いについての協議	
10月27日	金	午前10時	決算特別委員会 ・総括質疑及び採決	

様式1

平成 年 月 日

各常任委員長

○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長

○ ○ ○ ○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について貴委員会において閉会中調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

認定第○号 平成○年度沖縄県一般会計決算の認定について
(○○○○委員会所管分)

認定第○号 平成○年度沖縄県○○○○○○特別会計決算の認定について

認定第○号 平成○年度沖縄県○○○○○○事業会計決算の認定について

様式3

平成 年 月 日

各常任委員長

○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長

○ ○ ○ ○

決算特別委員会への出席について

貴職から報告のあった決算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

1 日 時 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時

2 場 所 第7委員会室

様式2

平成 年 月 日

決算特別委員長

○ ○ ○ ○ 殿

各常任委員長

○ ○ ○ ○

決算調査報告書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における質疑・答弁の内容

2 要調査事項

3 特記事項

様式4

平成 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

種別	常任委員長・知事等
質 疑 の 要 旨	

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。

平成 年 月 日

決算特別委員

印

決算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 質問通告書の記載方法について」の記載例をごらんください。

決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

- 1 決算特別委員会の開催場所について
決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 審査日程について
決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
 - (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
 - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 各常任委員会における調査について
 - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
 - (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
 - (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成及び配付について
 - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
 - (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項(以下「要調査事項」という。)及び特記事項とする。

(3) 要調査事項について

ア 各常任委員会における質疑において、要調査事項を提起しようとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、要調査事項を提起しようとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を決算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6 調査報告書に対する質疑について

(1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。

(2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。

7 要調査事項に対する質疑について

(1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。

(2) 知事等への総括質疑は、上記（1）において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

8 質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

9 理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙1)

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会 会期中 (1日目)	決算特別 委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別 委員会	10時	○平成28年度一般会計及び特別会計決算 の概要説明 ○平成28年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する 質疑	会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
(3日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての 協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)			○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付 時刻:正午 質疑通告締め切 り時刻:午後3時
(8日目)	決算特別 委員会	10時	○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
(9日目)	決算特別 委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 狩 俣 信 子

委員長 平 良 昭 一

平成29年10月17日

平成29年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

決算特別委員会記録

(第1号)

平成29年第5回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 平成29年10月17日（火曜日）
 開会 午前10時0分
 散会 午後3時10分
 場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
乙第19号議案 について
- 2 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県工業用水道
事業会計未処分利益剰余金の
乙第20号議案 処分について
- 3 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県一般会計決算
認定第1号 の認定について
- 4 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県農業改良資金
特別会計決算の認定について
認定第2号
- 5 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県小規模企業者
等設備導入資金特別会計決算の
認定第3号 認定について
- 6 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県中小企業振興
資金特別会計決算の認定につ
認定第4号 て
- 7 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県下地島空港特
別会計決算の認定について
認定第5号
- 8 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県母子父子寡婦
福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 ついて
- 9 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県下水道事業特
別会計決算の認定について
認定第7号
- 10 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県所有者不明土
地管理特別会計決算の認定につ
認定第8号 いて
- 11 平成29年第5回議会 平成28年度沖縄県沿岸漁業改善
資金特別会計決算の認定につ
認定第9号 て
- 12 平成29年 平成28年度沖縄県中央卸売市場

- 第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第10号 て
- 13 平成29年 平成28年度沖縄県林業改善資金
特別会計決算の認定について
第5回議会
- 認定第11号
- 14 平成29年 平成28年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）臨海部土地造成事業特
認定第12号 別会計決算の認定について
- 15 平成29年 平成28年度沖縄県宜野湾港整備
第5回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第13号 て
- 16 平成29年 平成28年度沖縄県国際物流拠点
第5回議会 産業集積地域那覇地区特別会計
認定第14号 決算の認定について
- 17 平成29年 平成28年度沖縄県産業振興基金
第5回議会 特別会計決算の認定につ
認定第15号 いて
- 18 平成29年 平成28年度沖縄県中城湾港（新
第5回議会 港地区）整備事業特別会計決算
認定第16号 の認定について
- 19 平成29年 平成28年度沖縄県中城湾港マリ
第5回議会 ン・タウン特別会計決算の認定
認定第17号 について
- 20 平成29年 平成28年度沖縄県駐車場事業特
第5回議会 別会計決算の認定につ
認定第18号 いて
- 21 平成29年 平成28年度沖縄県中城湾港（泡
第5回議会 瀬地区）臨海部土地造成事業特
認定第19号 別会計決算の認定について
- 22 平成29年 平成28年度沖縄県公債管理特別
第5回議会 会計決算の認定につ
認定第20号 いて
- 23 平成29年 平成28年度沖縄県病院事業会計
第5回議会 決算の認定につ
認定第21号 いて
- 24 平成29年 平成28年度沖縄県水道事業会計
第5回議会 決算の認定につ
認定第22号 いて
- 25 平成29年 平成28年度沖縄県工業用水道事
第5回議会 業会計決算の認定につ
認定第23号 いて

出席委員

委員長	平 良 昭 一君		
副委員長	又 吉 清 義君		
委員	西 銘 啓史郎君	山 川 典 二君	
	島 袋 大君	中 川 京 貴君	
	次呂久 成 崇君	当 山 勝 利君	
	狩 俣 信 子さん	比 嘉 京 子さん	
	新 垣 光 栄君	新 垣 清 涼君	
	瀬 長 美佐雄君	比 嘉 瑞 己君	
	金 城 泰 邦君	金 城 勉君	
	大 城 憲 幸君		

説明のため出席した者の職、氏名

会 計 管 理 者	大 城 玲 子さん
企 業 局 長	町 田 優君
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次君
代 表 監 査 委 員	當 間 秀 史君

○平良昭一委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

先般、沖縄・自民党の島袋大委員から県ワシントン事務所長及び前所長を呼んで、ぜひとも質疑を行いたいという提案について、10月5日に開催された理事会の協議の結果を御報告いたします。

理事会で慎重に協議した結果、理事会としては、ワシントン事務所を所管する知事公室の決算は総務企画委員会で審査されることから、同委員会の中で協議してもらおうという結論になりました。

なお、前所長につきましては、職員ではないことから説明員として委員会へ呼ぶことは難しいという結論になりました。

以上が、理事会での協議結果の報告であります。

それでは、平成29年第5回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案の議決議案2件、平成29年第5回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、会計管理者、病院事業局長及び企業局長から決算の概要説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、病院事業局長及び企業局長に対する質疑は、調査を依頼しております常任委員会において、10月18日及び19日に行われます。

まず初めに、会計管理者から平成29年第5回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件について概要説明を求めます。

大城玲子会計管理者。

○大城玲子会計管理者 ただいま議案となっております認定第1号から第20号までの平成28年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明いたします。

平成28年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いことから、お手元に、説明資料として決算書を抜粋した平成28年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）と、参考資料として平成28年度歳入歳出決算の概要をお配りしております。

抜粋版の説明資料に沿って、御説明してまいりたいと思います。

それではまず説明資料2ページと3ページをごらんください。

資料のページは両端に付してありまして、中央の数字は決算書本体のページでございます。

こちらは、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書、歳入の総括表となっております。

表は、縦に款別、1県税から、16市町村たばこ税県交付金まで、左から右に予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で御説明いたします。

予算現額は、2ページ一番下の右端の金額でございますが、8472億1732万1725円、収入済額は横に行きまして3ページの7668億2274万7038円となっております。

予算現額に対する収入済額の割合、収入率は90.5%となっております。

不納欠損額は2億3403万9752円で、その主なものは、款別で、1県税1億6926万7945円、14諸収入5618万4803円となっております。

収入未済額の合計は、33億4677万3527円となっております。

その主なものは、1県税18億455万3796円、8使用料及び手数料8億1310万2718円、14諸収入6億2829万436円となっております。

4ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳入の総括表であります。

表は縦に款別に、1議会費から14予備費まで、左から右に予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で御説明いたします。

5 ページ一番下の左端の金額、予算現額が8472億1732万1725円に対し、支出済額は7552億5986万3689円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合、執行率は89.1%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が732億8147万1283円、事故繰越が5億6767万6044円となっております。

繰越明許費の主なものは、8 土木費の446億2263万7121円、事故繰越の主なものは、11災害復旧費の3億704万9282円となっております。

不用額の合計は181億831万749円となっており、その主なものは、2 総務費32億2244万8870円、3 民生費の31億4473万4144円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。

6 ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は千円で表示しております。

歳入総額7668億2274万7000円、歳出総額7552億5986万4000円。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は115億6288万3000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源80億9828万6000円を差し引いた実質収支額は、34億6459万7000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について御説明いたします。

8 ページをお開きください。

19の特別会計の歳入歳出事項別明細書、歳入の総括表となっております。

表は、1 農業改良資金特別会計から19公債管理特別会計までの会計別となっております。

10ページをお開きください。

歳入合計欄となっておりますので、合計欄で御説明いたします。

予算現額の計は、10ページ右端の金額で、1075億4434万9937円、収入済額は1170億2966万1742円で、予算現額に占める割合、収入率は108.8%となっております。

不納欠損額は、1662万8173円となっております。

収入未済額は、45億5251万7130円となっております。

12ページをお開きください。

特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳出となっております。

14ページをお開きください。

歳出合計欄となっておりますので、合計欄で御説明いたします。

予算現額1075億4434万9937円に対し、支出済額は1041億7536万8699円となっており、執行率は96.9%でございます。

翌年度繰越額は、全額が繰越明許費で25億929万1551円、不用額は8億5968万9687円となっております。

以上で、平成29年第5回沖縄県議会認定第1号から同認定第20号、平成28年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○平良昭一委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査の概要説明を求めます。

當間秀史代表監査委員。

○當間秀史代表監査委員 平成28年度の沖縄県歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、知事から平成29年8月1日付で審査に付されました。

同決算書及び関係書類については、慎重に審査を行い、その意見を9月11日に知事に提出いたしました。

その審査結果につきまして、お配りしてあります平成28年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書により御説明いたします。

まず、意見書の1ページをお開きください。

審査に付された一般会計及び19の特別会計について、決算の計数は正確であるか、決算の様式は所定の様式に従って調製されているか、予算執行は法令に適合して行われているか、財政運営は合理的かつ健全に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか等の諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合を行うなどして審査を実施しました。

次に、2ページをお開きください。

審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず、1の審査結果であります。

平成28年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも正確であると認められました。

また、予算の執行、収入及び支出に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正または改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、2の審査意見であります。

歳入歳出決算の状況につきましては、先ほど所管である会計管理者から説明がありましたので、私の説明は省略させていただきます。

3ページの7行目をごらんください。

平成28年度の一般会計及び特別会計は、合理的かつ健全に運営され、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されておりました。

しかし、事業の遂行に当たっては、一部に是正または改善を要する事項があることから、次の5点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、行財政運営についてであります。

平成28年度決算の状況を普通会計ベースで見ますと、歳入では地方税等の増により、自主財源が前年度に比べ93億8500万円、4.4%増加しております。

歳入全体に占める割合は30.0%で、残りの70.0%は国庫支出金や地方交付税等の依存財源が占めていることから、依然として国の予算の動向や地方財政対策に大きく影響を受ける財政構造となっております。

歳出では、投資的経費が増加している一方、公債費の減により義務的経費が微減となっております。

決算額や指標の数値に変動はあるものの、県の財政構造に大きな変化は見られない反面、少子高齢化の進行等に伴い、今後とも社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、引き続き、効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養等、歳入確保に向けた不断の取り組みが必要であります。

今後の財政需要を考慮し、引き続き、行財政改革の取り組みを確実に進め、歳入と歳出のバランスがとれた持続力のある財政基盤の確立に努めていただくよう要望しております。

2点目は、収入未済額の縮減についてであります。

平成28年度の収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で78億9929万657円となっております。

4ページをお開きください。

収入未済額は、前年度と比べ、3億6331万6238円、4.4%減少しております。

ページの中ほどにあります収入未済の主なものについては、一般会計では県税が18億455万3796円、使用料及び手数料が8億1310万2718円となっており、特別会計では農業改良資金が4億6759万3421円、小規模企業者等設備導入資金が37億2644万528円となっております。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と歳入の確

保の観点から重要な課題であります。

今後とも、新たな未収金の発生防止と効率的で実効性のある徴収を図るため、契約などの債権発生時に滞納に備えた方策をとることや、滞納初期における状況把握等による納付・償還指導、福祉制度の活用など、さまざまな方策を講ずるよう要望しております。

3点目は、不納欠損処理についてであります。

平成28年度の不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で2億5066万7925円となっております。

債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促や差し押え、債務の承認等関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処する必要があります。

また、不納欠損として整理すべきものについては、適切に事務手続を進めるよう要望しております。

5ページをごらんください。

4点目は、事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は89.1%で、前年度を1.6ポイント上回っており、また特別会計の予算の執行率についても96.9%と、前年度を0.3ポイント上回っております。

翌年度繰越額は、一般会計が738億4914万7327円、特別会計が25億929万1551円、合計で763億5843万8878円となっており、前年度と比べ141億1782万6784円、15.6%減少しております。

また、不用額は、一般会計が181億831万709円、特別会計が8億5968万9687円、合計で189億6800万396円で、前年度と比べ11億4663万5171円、5.7%減少しております。

事業の執行に当たっては、予算計上時の精度の高い所要経費の見積もりに加え、随時、事業の進捗状況を的確に把握しながら適切な対応を図り、特に、沖縄振興一括交付金事業については、その趣旨を踏まえ、効率的な執行に努めるよう要望しております。

5点目は、会計処理等についてであります。

財務会計等事務については、支出に係る事務や契約、財産に係る事務が適正でなかったもの、職員手当等の支払いが過不足払いになっていたものなど、財務規則などに定められた手続によらないものが繰り返し発生しております。

このため、まず、職員にあっては、財務規則を理解し、厳守して職務を遂行すること。

また、管理職員等においては、決裁に際しての精査や、業務の進捗管理等における指導・助言、複数職員

による確認や事務指導体制の確保など、常に内部統制が機能するよう心がけること。

出納員においては、事務処理が法令等に適合しているか注意深く確認し、適正な執行に努めること。

そして、職員の階層別・実務的な研修の充実や継続的な研修機会の確保に努めることなどを要望しております。

最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則にのっとり、さまざまな取り組みを通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努めるよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、6ページ以降に、会計管理者において調製された平成28年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上で、沖縄県歳入歳出決算審査意見書の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○平良昭一委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局から平成29年第5回議会認定第21号の決算について概要説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 病院事業局の平成28年度決算の概要について、お手元にお配りしております平成28年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて、御説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

初めに、事業概要から御説明いたします。

平成28年度沖縄県病院事業報告書の1の概況の(1)総括事項について。

ア、沖縄県病院事業は、県立北部病院を初め6つの県立病院と16カ所の附属診療所を運営し、イ、医師や看護師等の医療技術員の確保とともに、施設及び医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。

エ、業務状況については、入院患者延べ数が66万4878人、外来患者延べ数が77万8323人で、総利用患者延べ数は144万3201人となり、前年度と比べて1万780人の減少となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。

恐縮ですが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、平成28年度沖縄県病院事業決算報告書の(1)

収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算額合計575億604万6000円に対して、決算額は532億8329万5082円で、差額は、42億2275万918円となっております。

その主な要因は、第1項の医業収益において、38億3412万5056円の差額が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計569億6151万6000円に対して、決算額は533億6988万6521円で、不用額は35億9162万9479円となっております。

その主な要因は、第1項の医業費用において、34億2658万6728円の不用が生じたことによるものであります。

2ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、当初予算額に補正予算額等を加えた合計102億6311万5000円に対して、決算額は61億3543万4000円で、差額は41億2768万1000円となっております。

その主な要因は、第1項の企業債において、40億310万円の差額が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、当初予算額に補正予算額等を加えた合計120億3928万7601円に対して、決算額は79億506万3024円で、翌年度への繰越額が39億570万円で、不用額が2億2852万4577円となっております。

その主な要因は、第1項の建設改良費において、2億2756万4439円の不用が生じたことによるものであります。

3ページをごらんください。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの損益計算書について、1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した461億1715万7803円で、2の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した517億5608万7623円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は、56億3892万9820円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で、69億4084万6574円となっております。

4ページをお開きください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した20億4187万5222円で、3の医業外収益から4の医業外費用を差し引きますと、48億9897万1352円の利益を計上しているものの、経常損失は7億3995万8468円となっております。

5の特別利益は1億773万4994円で、6の特別損失は

2億4374万6072円であり、差し引き、1億3601万1078円の損失を計上しており、当年度純損失は8億7596万9546円で、前年度繰越欠損金42億8409万6550円を合計した当年度未処理欠損金は、51億6006万6096円となっております。

5ページをごらんください。

平成28年度沖縄県病院事業剰余金計算書について、表の右の欄、資本合計をごらんください。

前年度末残高39億6866万8389円に対し、前年度処分額がゼロ円、当年度変動額はマイナス8億7596万9546円で、当年度末残高は30億9269万8843円となっております。

下の平成28年度沖縄県病院事業欠損金処理計算書について、1行目、当年度末残高の未処理欠損金は51億6006万6096円で、これにつきましては、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6ページをお開きください。

平成29年3月31日現在における平成28年度沖縄県病院事業貸借対照表について、まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産、(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で、397億2754万6398円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で、174億3841万217円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は、571億6595万6615円となっております。

8ページをお開きください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で、309億2006万1835円となっております。

4の流動負債は、(2)の企業債、(3)の他会計借入金、(4)のリース債務などを合わせた合計で、91億462万5174円となっております。

5の繰延収益は、(1)の長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、140億4857万763円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は、540億7325万7772円となっております。

9ページをごらんください。

資本の部における資本金合計は、18億7858万4732円となっております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計で、12億1411万4111円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、30億

9269万8843円で、これに8ページの下の方の負債合計を加えた負債資本合計は、571億6595万6615円となっております。

以上で、平成29年第5回沖縄県議会認定第21号平成28年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○平良昭一委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査の概要説明を求めます。

○當間秀史代表監査員 平成28年度の沖縄県病院事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から平成29年8月1日付で審査に付されました。

同決算書及び関係書類については、慎重に審査を行い、その意見を9月11日に知事に提出しました。

その審査結果につきまして、お配りしてあります平成28年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書により御説明いたします。

まず、意見書の1ページをお開きください。

2の審査の手續であります。

審査に当たりましては、病院事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合を行うなどして審査を実施しました。

2ページをお開きください。

審査の結果及び意見について御説明いたします。

1の審査結果であります。

審査に付された決算諸表は地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成28年度の経営成績及び平成29年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

経営成績及び財政状態につきましては、先ほど所管である病院事業局長から説明がありましたので、私の説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

2の審査意見であります。

県立病院は、救命救急医療、周産期医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療など、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。

平成28年度決算は、病院事業収益が531億6573万9371円に対し、病院事業費用は540億4170万8917円と

なっており、8億7596万9546円の当年度純損失を計上しました。

その結果、平成28年度末の累積欠損金は51億6006万6096円となり、前年度に比べ20.4%増加しております。

経常収支は、入院・外来収益が増加したことにより医業収益が増加したものの、給与費や材料費などの医業費用が増加したことにより、7億3995万8468円の経常損失となっております。

今後、労働基準監督署の是正勧告を受けての医師の夜間勤務に対する時間外勤務手当の支給、新八重山病院の建設に係る企業債の償還や老朽化した施設・医療機器の更新など、多額の資金が必要となってくることから、病院事業の経営状況は一層厳しくなることが予想されます。

病院事業局は、これまで経営改善に取り組み、一定の成果を上げてきましたが、病院事業会計は平成27年度に経常損失を計上し、平成28年度にはその額がさらに拡大していることから、今後の病院運営に当たっては、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、経営安定化に向けた取り組みについてであります。

平成29年度からスタートした新たな県立病院経営計画は、経常収支の黒字確保、投資資金の確保、手元流動性の確保を経営の基本目標とし、あわせて、県立病院の役割の明確化及び取り組み等を策定したものとなっております。

県立病院が今後も地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営のもとでこれらの目標に向かって取り組み、持続的な経営の健全化が図られるよう要望いたします。

5ページをごらんください。

2点目は、経営改善の取り組みについてであります。

県立病院が本県の基幹病院として、また、地域の中核病院として、今後も必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営のもと、健全経営を確保する必要があります。

そのため、より一層の経費節減と収益の確保に努め、医業収支の改善に努めるとともに、未収金対策の組織的な取り組みを強化するなど、実効性のある対策を講ずるよう要望いたします。

6ページをお開きください。

3点目は、医師等医療スタッフの確保についてであります。

県民の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サー

ビスを提供するためには、医師、看護師等を初め医療スタッフを安定的に確保する必要があります。

県立病院の一部では、医師の欠員等により、診療科目の休診・診療制限を行っているところがあることから、良質な医療の提供や医業収益の確保を図るため、引き続き、医師、看護師など医療スタッフの安定的な確保と定着に向けた方策を講ずるよう要望いたします。

4点目は、是正・改善を要する事項であります。

病院事業局の定期監査を実施した結果、契約事務や各種手当に係る極めて基本的な事務において不適切な事務処理が多く確認され、依然として指摘件数が多い状況であります。

このため、発生原因を分析するとともに、事務担当者に対する研修はもとより管理監督者に対する階層別研修の実施や事務指導の強化を図るなど、膨大となっている事務量を適切に処理するための抜本的かつ効果的な方策を組織として検討するよう要望いたします。

以上が、審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である病院事業局長において調製された平成28年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○平良昭一委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から平成29年第5回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案の議決議案2件、平成29年第5回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件について概要説明を求めます。

町田優企業局長。

○町田優企業局長 平成28年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、平成29年第5回議会認定第22号平成28年度沖縄県水道事業会計決算について、お手元にお配りしております決算書に沿って御説明いたします。

1ページをお開きください。

平成28年度沖縄県水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計293億2073万2000円に対して、決算額は292億2585万146円で予算額に比べて9488万1854円の減収となっております。

その主な要因は、第3項の特別利益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計295億7000万1036円に対して、決算額は281億3182万2467円で、翌年度繰越額が3713万9040円、不用額が14億103万9529円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費や薬品費等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計171億5945万3000円に対して、決算額は148億4380万2921円で、予算額に比べて23億1565万79円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良費の繰り越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計223億8038万5646円に対して、決算額は196億4249万5812円で、翌年度への繰越額が24億1982万4800円、不用額が3億1806万5034円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において、工事計画の変更等に際し不測の日数を要したことによるものであります。

次に、3ページの平成28年度沖縄県水道事業損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益155億2057万5691円に対して、2の営業費用は254億7321万9909円で99億5264万4218円の営業損失が生じております。

3の営業外収益123億4583万1867円に対して、4ページの4の営業外費用は14億6176万5228円で、108億8406万6639円の営業外利益が生じており、経常利益は9億3142万2421円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は7億8114万886円となり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの平成28年度沖縄県水道事業剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高433億555万4776円に対し、当年度変動額が8億310万4477円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は、441億865万9253円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

平成28年度沖縄県水道事業剰余金処分計算書(案)

について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高7億8114万886円の全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることにしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、8ページになりますが、資産合計4506億2126万2470円となっております。

負債の部については、9ページになりますが、負債合計4065億1260万3217円となっております。

資本の部については、10ページの下から2行目になりますが、資本合計441億865万9253円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、平成29年第5回議会認定第22号平成28年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

続きまして、45ページをお開きください。

平成29年第5回議会認定第23号平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

平成28年度沖縄県工業用水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計6億8883万円に対して、決算額は6億8810万3197円で、予算額に比べて72万6803円の減収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計6億9012万2038円に対して、決算額は6億5948万164円で、翌年度への繰越額が162万円、不用額が2902万1874円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費や負担金等の減少によるものであります。

46ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計1億67万5000円に対して、決算額は6702万1500円で、予算額に比べて3365万3500円の減収となっております。

その主な要因は、補助事業の計画を見直したことにより、第1項の国庫補助金が次年度に繰り延べになったことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億6316万6000円に対して、決算額は1億3986万8732円で、翌年度への繰越額が704万774円、不用額は1625万6494円となっております。

不用額の主な内容は、資本的収入が減少した要因と同じく、補助事業の計画を見直したことによるもので、これにより第1項の建設改良費が減少となっております。

次に、47ページの平成28年度沖縄県工業用水道事業損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益2億7965万2345円に対して、2の営業費用は6億2352万4980円で、営業損失が3億4387万2635円生じております。

3の営業外収益3億8607万8245円に対して、48ページの4の営業外費用が1504万8823円で、右端上になりますが、3億7102万9422円の営業外利益が生じており、経常利益は2715万6787円となっております。

5の特別損失を加味した当年度の純利益は2714万6620円となり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、49ページの平成28年度沖縄県工業用水道事業剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高13億3836万6949円に対し、当年度変動額が2715万2213円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は、13億6551万9162円となっております。

次に、50ページをお願いいたします。

平成28年度沖縄県工業用水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高2714万6620円の全額を今後の建設改良費に充てるため、議会の議決を経て、建設改良積立金に積み立てることしております。

次に、51ページの平成28年度沖縄県工業用水道事業貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、52ページになりますが、資産合計73億9192万4698円となっております。

負債の部については、54ページになりますが、負債合計60億2640万5536円となっております。

資本の部については、下から2行目になりますが、資本合計13億6551万9162円となっております。

なお、55ページから57ページは決算に関する注記、また59ページ以降につきましては、決算に関する附属

書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、平成29年第5回議会認定第23号平成28年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

別冊の平成29年第5回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の34ページをお開きください。

平成29年第5回議会乙第19号議案平成28年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、提出したものであります。

内容につきましては、平成28年度水道事業会計の未処分利益剰余金7億8114万886円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

続きまして、35ページをお開きください。

平成29年第5回議会乙第20号議案平成28年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、水道事業会計と同様に、議会の議決を必要とすることから、提出したものであります。

内容につきましては、平成28年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金2714万6620円の処分について、今後の建設改良費に充てるため、全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上で、平成29年第5回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○平良昭一委員長 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から平成29年第5回議会認定第22号及び同認定第23号の同決算に対する審査の概要説明を求めます。

當間秀史代表監査委員。

○當間秀史代表監査員 平成28年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から平成29年8月1日付で審査に付されました。

同決算書及び関係書類については、慎重に審査を行

い、その意見を9月11日に知事に提出しました。

その結果につきまして、お配りしてあります平成28年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書により御説明いたします。

まず、意見書の1ページをお開きください。

2の審査の手続であります。

審査に当たりましては、水道事業及び工業用水道事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合を行うなどして審査を実施しました。

2ページをお開きください。

審査の結果及び意見であります。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成28年度の経営成績及び平成29年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また、4ページから記載しております工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、所管である企業局長から説明がありましたので、私の説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。

2の審査意見であります。

平成28年度は第9次沖縄県企業局経営計画の3年目に当たり、企業局においては、計画の基本方針を踏まえ、諸施策を展開しております。

平成28年度の経営成績は、水道事業会計、工業用水道事業会計ともに純利益を計上しているものの、各事業を取り巻く経営環境は厳しい状況であります。

企業局においては、今後とも同経営計画に基づいた各種施策を積極的に推進し、経営基盤の強化に努められるよう要望しております。

水道事業会計については、7億8114万886円の純利益を計上しております。純利益は、前年度に比較して8086万3506円減少しております。

これは営業外収益及び特別利益等の減により水道事業収益が減少したことによるものであります。

今後、給水収益の大幅な増加が見込めない中、施設整備に伴う減価償却費の増、施設の耐震化や老朽化に伴う修繕・更新による資金需要の増加などから、経営状況は厳しくなることが予想されます。

事業運営に当たっては、同経営計画に掲げる安全で安心な水の供給、安定給水の確保、経営基盤の強化の

目標達成に向けて、各種施策を着実に推進するよう要望しております。

また、本島周辺離島8村への水道用水供給事業の広域化の実施に当たっては、健全経営を維持しつつ、各村と連携しながら取り組むことを要望しております。

工業用水道事業会計については、2714万6620円の純利益を計上し、前年度に比較して508万376円減少しております。

施設利用率は56.2%で、施設規模に比較して需要が低迷し、また、供給単価は給水原価を5円7銭下回っており、経営環境は依然として厳しい状況であります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して経営の効率化に努めるとともに、関係部局と連携を図りながら、工業用水道の布設沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図っていただくよう要望いたします。

以上が、審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である企業局長において調製された平成28年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上で、沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計の決算審査意見書の説明を終わります。

○平良昭一委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、平成29年第5回議会乙第19号議案及び同乙第20号議案、平成29年第5回議会認定第1号から同認定第23号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

町田企業局長及び伊江病院事業局長、どうも御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、企業局長及び病院事業局長退室)

○平良昭一委員長 再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得て、自席で起立の上、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受

けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 監査委員の皆様、監査お疲れさまでした。私は2回目の決算特別委員として昨年度の監査について何点か質疑させてもらいたいと思います。

まず1つ目ですが、先ほどの代表監査委員の説明で、平成28年度の県全体の執行率が一般会計で89.1%、特別会計で96.9%と、前年度から改善しているという話がありました。残念ながら、まだ一般会計の繰越額や不用額が率にして、それぞれ8.7%、2.1%という中で、全国的な執行率または九州の執行率がわかれば教えてください。

○當間秀史代表監査委員 全国の執行率はまだ出ておりませんので、九州平均の速報値でお答えしたいと思います。平均と申しましても、昨年、熊本県は災害がありましたので、熊本県を除く平均ということで御理解いただきたいと思います。その場合、92.5%が九州平均となります。

○西銘啓史郎委員 同じく、繰越率と不用率をお答えください。

○當間秀史代表監査委員 同じく熊本県を除くという数値で御理解をお願いします。繰越率が6.7%、不用率が0.8%となっております。

○西銘啓史郎委員 今の九州平均というのは、沖縄県は含まないという理解でよろしいですか。

○當間秀史代表監査委員 沖縄県、熊本県を含まないということです。

○西銘啓史郎委員 昨年も同様な質疑をさせてもらったと思うのですが、執行率が改善されているとはいえ、九州平均は熊本県を除くと3ポイントほど一今のは一般会計の数字でよろしいですか。

○當間秀史代表監査委員 はい。

○西銘啓史郎委員 一般会計でいっても3ポイントほど、繰越率は逆に2ポイント高く、不用率は1.3ポイントほど高いと。監査で指摘されているように、計画や横断的な調整も事前に行うようにと昨年度も同じ指摘をされたと思います。昨年度と比較すると向上しているものの、まだまだ九州他県との差があるということは、今一度、各部局において執行率を高める努力をしていかななくてはならないと思いますが、監査委員として特に新たに指摘した事項があればお答えください。

○當間秀史代表監査委員 執行率の改善につきまし

ては新たに指摘した項目はございませんが、事業の執行に当たって、事業効果が早期に発現されるように執行管理を徹底し、計画的かつ効率的に実施していただきたいということと、不用額については予算計上時に精度の高い所要経費の見積もり、それから、事業の進捗状況を的確に把握しながら、必要な場合は補正を行っていくということを指摘しているところでございます。

○西銘啓史郎委員 私も各部局ごとの執行率や繰越率、不用率を出してみましたが、やはり部局ごとに差がありますので、この辺の指摘も各常任委員会でしていきたいと思います。

次に、意見書の5ページの会計処理の中で、財務会計等についていろいろな過不足払いがあったとか、事務処理が法令に適合しているかどうかきちんとしてほしいというのがございましたが、特に部局で特徴的なものがあれば教えてください。

○當間秀史代表監査委員 部局でいいますと、例えば、総務部においては、本来ならば一括して競争入札に付すべきものを分けて随意契約を締結しているという、印刷物の発注の件で、そういうものが1つありました。病院事業局では、エアコンの取り付け工事に関して、本来ならば一括して競争入札に付すべきところを分けて、見積もりを徴して同一業者と別々に随意契約をしていたというのがあります。あとは知事公室、病院事業局、教育庁等で、職員手当についての過不足払いが出ているという状況です。

○西銘啓史郎委員 最後の過不足払いですが、過払いもあったという理解でよろしいですか。

○當間秀史代表監査委員 例えば、管理職手当につきまして、一月丸々休暇をとっているにもかかわらず、管理職手当が支払われていたということがありました。

○西銘啓史郎委員 監査委員の指摘のとおりだと思いますが、当たり前でできることができていないというのは非常に大変なことだと思います。あつてはならないことだと思うので、これについては各常任委員会で各部局の担当で議論してもらいたいと思いますが、基本をきちんと押さえるということを委員として指摘されたということで、ぜひ継続して各部局への指導もお願いしたいと思います。

次に、平成28年度沖縄県歳入歳出決算書の56ページですが、右上の県税のところ収入済額のうちの過誤納金とあります。過誤納金の定義、内容と前年の額を教えてください。

○大城玲子会計管理者 過誤納額につきましては、例えば、法人税などは予納や申告で払うのですが、それが県の決算の時期までに確定せずに多く払っている場合などがありまして、税の場合は毎回出てくる金額でございます。今回の額はそうなのですが、前回の額は持ち合わせておりません。

○西銘啓史郎委員 今年度の約2億7600万円というのは、法人税がほぼ8割強なのでしょうか。

○大城玲子会計管理者 申告によるものなので、ほぼ法人税に係るものかと思われます。

○西銘啓史郎委員 できましたら、「思います」ではなくて調べて答弁をお願いしたいと思います。私が調べたところ、昨年度は1億1400万円だと思うのですが、倍近くになっているのですが、何か大きな原因があるのですか。

○大城玲子会計管理者 前年度の額がわかりましたので先に答弁させていただきますと、平成27年度は1億1493万5000円で、平成28年度は1億6206万4000円増ということになっております。中身につきましては、申告の状況などもございますので、こちらでは把握していないところでございます。

○西銘啓史郎委員 私が知りたかったのが、過誤納金は法人と個人、ほとんどは法人だと思うのですが、実例として私が体験したのが、個人の那覇市に納める市民税が過誤納付という通知が来たのですが、実際には請求が間違っていたということだったので。ですから、納付を間違えたのではなく、過誤請求があったのです。それでどうなのかということを知りたかっただけで、要は法人税の確定の段階で何か違ったという理解でよろしいですか。

○大城玲子会計管理者 間違えたということよりも、申告の時期でやるのでまだ確定していないということもあるということでございます。

○西銘啓史郎委員 では、平成28年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の13ページ、税収がふえたのはいいのですが、自主財源が沖縄県は3割というところがあります。右側に九州の構成比、全国平均がありますが、これも同じように九州各県のものをお持ちでしたら、財源比率を教えてください。

○當間秀史代表監査委員 申しわけございません。ただいま、九州各県については資料を持ち合わせておりません。

○西銘啓史郎委員 平均が41%なので、恐らく沖縄県が全て高いと理解しますが、県経済が好調の中でも、自立経済といいますか、なかなか自主財源比率が上がらないという意味では、沖縄県内の法人税や

個人の所得税をふやす努力を—もちろん民間の努力もあります、いろいろな環境づくりは行政できちんとやっていくべきだと思います。どうしても地方交付税や国庫支出金という依存財源が7割もあるということは、沖縄の経済的な体力—この辺の指摘は監査委員等もやっていると思いますが、その限られた財源の中で執行率がまだまだ、不用額が2.1%、九州平均は0.8%でほぼ執行されているにもかかわらず、不用額は2%台でまだまだ高いというところ、それから、繰り越しは理由があるにしても他府県より高いというもろもろを考えると、財源を依存している割にはきちんと執行できていないというところは、私どもも各委員会でも指摘をしていきたいと思っております。

次に、14ページですが、義務的経費、投資的経費があります。右側には平成27年度の九州平均や全国平均も載っていますが、特に投資的経費の比率が全国平均、九州平均に比べて高いというところと、特に補助事業の構成比が九州や全国の倍以上あります。どうしても国の補助を受けている事業、補助率の高さもろもろありますが、沖縄県のこの辺の数字について、監査委員として何か指摘や意見が出たのであれば、教えてください。

○當間秀史代表監査委員 確かに沖縄県は沖縄振興特別措置法等に基づいて高率補助がありまして、どうしても補助事業は高くなっています。今、おっしゃられたように、沖縄県の体力がそれほどない状況の中では、まだまだ高率補助は必要だろうという考えは持っております。

○西銘啓史郎委員 さきの県議会の一般質問の中でもありましたが、県の参与が御本人の意見を発言し、それがいろいろな影響を与えているということをおっしゃるは指摘しました。副知事や執行部の方々は個人の意見だと言っていました。要は、高率補助がなくても沖縄が生きていけるというような誤解を与えたことは事実ですし、この辺は監査委員の役目ではないにしても、我々議員または執行部がきちんと現実を現実として補助の実態を把握した上で、県政の予算の執行を監査しないと、間違った情報が発信されてしまうということは非常に心外なので、これについてははっきり指摘をしておきたいと思っております。

次に、15ページ、主要財政指標の推移で、下から3行目の実質公債比率や県債残高、財政力指数、特に実質公債比率においては3年間の平均で平成28年度9.5%と。これも国庫補助の比率によって、実際は他府県とは違うとはいえ、これが18%以上になる

と地方債の発行に対しては許可が必要だということからすると、数字の平均だけで一概に安心できないと思っております。要は実態と数字の乖離を我々議員もきちんと押さえて、決して健全な数値ではないと私自身は思っておりますので、監査としてもこの辺の指摘もきちんと行っていただきたい。

9 ページ、不納欠損額の状況というところで、県税で平成28年度単位でいうと1億6900万円で、平成27年度よりは減っているものの、まだまだ1億円超えの不納欠損額があります。昨年も公的債権は何年かで時効になるような答弁をもらったと思うのですが、確認の意味で時効の期間をお願いします。

○**當間秀史代表監査委員** 時効の制度は複雑なところがありまして、債権の種類あるいは管理の仕方によっても時効の完成の時期が異なったりします。例えば、租税の徴収であれば、法定の納期限の翌日から5年間行使しないことによって時効が成立します。一方で、地方税法第15条の7第4項による滞納処分の執行停止をした後に3年すると時効が完成するので、一概に3年や5年という言い方は難しいところがあります。

○**西銘啓史郎委員** 我々委員の役目として、適正な予算の執行ができていくかどうか、各常任委員会でもきちんと審査をしていきたいということと、大切な県民、国民の税金を執行するわけですから、何度も申し上げておりますが、常にこのお金が我々の納めた税金だということを忘れないでもらって、我々議員、それから執行部の方々とも議論をしながら一財源の確保についてはいろいろな事業がありますが、県債に頼らないような体制もきちんとつくっていくように我々も監査をしていきたいと思えます。

○**平良昭一委員長** 山川典二委員。

○**山川典二委員** 初めに、水道事業についてですが、沖縄県監査委員の平成28年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算審査意見書概要説明資料の3ページの中段ですが、工業用水道事業会計については純利益を出しておりますが、ただ施設利用率が56.2%。どうしてこの数字なのでしょう。その見解を監査委員にお聞きします。

○**當間秀史代表監査委員** 当初、工業用水道事業を展開したときの企業立地見込みと現在の立地の企業数がまだまだ足りないということでもあります。

○**山川典二委員** 要するに、平成28年度末で101事業所への供給ということですが、当局の見込み違いと今おっしゃっておりますが、それでよろしいですか。

○**當間秀史代表監査委員** 見込み違いというよりも、思うように企業の立地が進んでいない、あるいはまだまだ新規に事業が起こっていないというところでもあります。

○**山川典二委員** それと、北部の国直轄のダムも含めて9つのダムがありまして、県民への給水を行っております。特にこのダムの危機管理の部分で一費用のどこに出てくるかわかりませんが、危機管理について答弁ができる人がいましたら答弁していただきたいのですが、先日、東村高江に米軍ヘリが不時着、炎上いたしました。その際、放射能の影響について本会議でも議論がありました。そして昨日、本会議では抗議決議あるいは意見書で水源地の上空も飛ばさないような内容の抗議決議が可決されましたが、要するに、例えば仮に水源地のダムの敷地内で米軍のヘリが炎上したとか、あるいはテロ対策を皆さんのところでどのような準備をなさっているのか。それがもしわかる方がいらっしゃいましたら答弁をお願いします。

○**當間秀史代表監査委員** 申しわけございません。これについては監査の分野では把握しておりません。

○**山川典二委員** この危機管理の部分につきましても、恐らく監査の範囲は超えますが、今後の予算の中にテロ対策あるいは危機管理にきちんと対応するための事業費というようなものも議論の中に出てくる可能性がありますので、ひとつよろしくお願います。

病院事業に行きますが、県立病院の当直医師の時間外勤務手当につきまして詳しく説明をいただきたいのですが、2015年度、2016年度で18億6000万円の支払いがあるということですが、2016年度実績で各県立病院のそれぞれ支払い額が多い順でも構いません。それから時間外勤務手当の延べ人数等々、説明をお願いします。

○**當間秀史代表監査委員** その件につきましては、今、病院事業局で確定を急いでいるという状況で、監査においてまだ詳細は把握しておりません。

○**山川典二委員** 2016年度実績ですよ。今回この決算ですので、その部分で監査がわからないというのはどうなのでしょう。

○**當間秀史代表監査委員** 先ほど申し上げたように、病院事業局でまだ確定はされておらず、支払いもされておられませんので、まだその辺の数字は把握していません。

○**山川典二委員** 1972年、復帰直後の当時の厚生部

長から各県立病院宛てに通達が行っていますよね。時間外勤務手当について。それが6月30日に病院事業局長名で廃止になったわけです。廃止になって、その額も精査していると聞いておりますが、そういうことはないのでしょうか。2016年度実績は恐らくわかると思いますが、いかがですか。

○當間秀史代表監査委員 先ほどから申し上げているように、ただいま精査して、それを確定して、支払いは今年度になります。その額がわかるというのは平成29年度会計になりまして、今回は平成28年度の審査をしているので、私たちのところではまだ把握していないということです。

○山川典二委員 平成29年度決算で決算特別委員であればお聞きします。

病院に関係してダムに行こうと思いましたが、県立病院の6カ所の耐震性の問題も監査の中で議論がなかったのか確認したいのですが、厚生労働省が平成28年の9月に全国8464カ所の病院の耐震性の調査をしました。これは公立病院も入っています。これは何かといいますと、震度6強以上の地震が想定される中で十分な対応ができるのかどうか、そういう調査だったのですが、県内では8つの病院で耐震性の不備が指摘されております。県立病院の中に耐震性の不備が指摘されたというような、そういう議論はなかったのでしょうか。監査委員ではそこまではやらないのですか。

○當間秀史代表監査委員 監査委員の中ではそういう議論はございませんでした。

○山川典二委員 わかりました。それではこれは常任委員会で我が会派の委員に質疑してもらうようにお願いしたいと思います。

ということは、ダムに関しても一例例えばダムの水源施設であるとか、あるいは取水から導水、浄水、供給と各ポイントになるポンプ場であるとか、そういう施設もありますが、その耐震性などについても一切議論がなかったと推察しますが、確認です。

○當間秀史代表監査委員 お見込みのとおりです。

○山川典二委員 県の事業は多岐にわたってボリュームがあるので、何かと作業量もあり大変だと思いますが、いずれにせよ今後、代表監査委員を初め、監査委員の皆さんにはややもすると、先ほど西銘委員からもありましたが、上辺一上辺と言いますと語弊がありますが、表の部分だけしか見えない状況が多々あると。監査意見書の中でも医療関係でも特に会計処理であるとか、予算の執行に当たって不適正な項目がかなりあると書かれています。細かい

ところではありますが、そういうところまで含めてしっかりと当局に対しては監査という形でのチェック機能も引き続き推進していただくよう要望して終わります。

○平良昭一委員長 又吉清義委員。

○又吉清義委員 平成28年度沖縄県歳入歳出決算書の中に、例えば専決処分の交通事故に対する支払い等は含まれているかどうかお伺いします。

○大城玲子会計管理者 交通事故等での賠償金が決算の中に含まれているかという御質疑だと思いますが、専決処分で行うものは事故の後、自動車の損害保険などに入っておりますから、その保険で対応しておりますので、県の予算からの執行はないものかと考えております。

○又吉清義委員 保険で支払われている場合に、例えば事故が起きた場合、保険金が皆さんのところに入って、その入った金額で支払いをしているのか、どのようになっているのかということは御存じですか。

○大城玲子会計管理者 保険でやりますので、県の歳入にもなりませんし、県から歳出もございません。

○又吉清義委員 要するに、保険金が県に入るのではなく、保険会社から直接会社に行くという理解でよろしいですか。保険会社から入る損害賠償金というのは、一旦、県に入って、県から支払いをしているのか、どのようになっていますか。

○大城玲子会計管理者 自動車に関しては保険に入っておりますので、実際に事故があった場合、例えば県が被害を受けた場合であっても保険会社から修理会社とやりとりがありますので、県の歳入歳出に入ってくるということはございません。

○又吉清義委員 そうであるならば、先ほどここに入っていますかということは、入っていないという理解でよろしいですね。

○大城玲子会計管理者 保険会社を通すものについてはそのとおりでございます。

○又吉清義委員 私は恐らく入っていると説明を受けたので。このことについてはどうのこうのとは言いません。問題はそれではありません。残念なことがあります。代表監査委員と会計管理者にお願いがあるのが、このように事故が起きた場合に、支払い云々で事故を起こされた方が最高何年待っているか御存じですか。

○大城玲子会計管理者 申しわけありません。把握しておりません。

○又吉清義委員 県が専決処分をどのように考えて

いるのか。皆さんはどのように活用しているか。監査の皆さんにお伺いしますが、専決処分というのはどういったことなのか、お伺いします。

○當間秀史代表監査委員 一般的に言われている専決処分というのは、いわゆる県議会の議決を得るとまがないときに県知事があらかじめ専決処分事項について県議会の承認をいただいたものとか、あるいは地方自治法で決まった専決処分ができる事項等について決裁をするということで理解しております。

○又吉清義委員 今の監査の説明は間違っていますので、ぜひ十分に理解してもらいたいと思います。県議会を開く時間がないと。ですから、議会の承認を得る必要がないと。多分、県は300万円以内だったかだと思います。軽微なこういったものに関しては議会の承認を得ずに支出していいというのが専決処分です。ポイントがそこにあります。議会を開く時間がないから議会の承認を得る必要がないのです。これは御理解していますか。不思議な顔をしています、あえてお伺いします。

○大城玲子会計管理者 今、委員がおっしゃる専決処分につきましては、地方自治法で2つございまして、「いとまがないときに」というものが今のものですが、交通事故の損害賠償につきましては、もう一つの地方自治法第180条で議会の権限に属する軽易な事項であらかじめ議決によって指定を受けたものは専決処分ができるという規定がございまして、議会の議決をいただいて300万円以内の損害賠償につきましては専決処分ができるということで運用しているところでございます。

○又吉清義委員 ですから、この議会の承認をいただいてというのは、300万円以内は議題として上げる必要がないということですよ。それは御存じですか。議会の承認を得る必要がないということが。ですから、議会の承認というのはそういうことです。小さなものを議会に上げなさいということではないと。そういう理解でよろしいですか。

○大城玲子会計管理者 今の交通事故の損害賠償の300万円未満につきましては、あらかじめ議会の議決を得て指定を受けておりますので、議会に報告する義務はありますが承認を受けるということではございません。ただ、先ほど代表監査委員からありました、いとまがないときに専決処分を受けるといったものについては、その後で議会の承認を得る必要があるということでございます。

○又吉清義委員 ですから、このように議会を開く

時間がない、軽微なものに関しては特に明確にうたっております。300万円以内だったかだと思います。交通事故で小さなものはさっさとやっていいという権限を皆さんは委ねられております。本来であれば、議会の承認を得ないと地方自治法第96条の権限であり、1円たりともこれはできませんが、議会はそれを皆さんにやっていいですよということで特別に与えたのが専決処分になっております。その中でぜひお願いしたいことは、私が何を言いたいのかというと、交通事故を起こしましたが支払いが最高何年になるか御存じですかと。議会というのは1年に何回開かれるか御存じでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 定例会が年4回と、あとは臨時議会等がございますので、年十数回は沖縄県の場合はあろうかと思いますが。

○又吉清義委員 定例会だけで年に4回あります。ですから、先ほど支払いが、みなさん最高何年あるか御存じですかと。余りにも県の皆さんはこれが多過ぎます。毎年出ています。私が調べただけで1年で1年以上のものが出ております。ひどいのは、3年、4年前にもあります。専決処分で。これがぼんぼん出てきます。多分初めてかと思いますが、私も最初目を疑いました。たった1回かと思いましたが違います。今議会も見つけ出すことはできませんでしたが、今議会も2年後のものがあります。これは監査として指摘して直さしていただけませんか。本当に何年もずっと専決処分が続いております。1年前の事故、2年前の事故。そして担当にも聞きました。たくさんありますと。驚きました。これは認識が全く違っております。自分たちは300万円以内のものを処理する権限を与えられているのだということを言っておりました。これは議会を開く時間がないからその権限を与えているのですということでやりとりしましたが、この意見は食い違っておりました。これに関して300万円未満は議会から権限を与えられたので、自分たちのペースに合わせてやるのだと。私はこれは間違っていると思いますが、代表監査委員はどう思いますか。

○當間秀史代表監査委員 先ほど会計管理者からあったように、交通事故の損害賠償金の支払いについては県の会計を通らないので、なかなかこれは監査でも把握しづらいところはあります。また、今かなり時間がかかっているというお話がございました。その事例を把握していませんが、想定できることは恐らく交通事故を起こした後の和解が被害者と加害者の間でかなり長引いたのかと。その和解に至

るまでが長引いて支払いがおくれたのかという推察はできますが、いずれにせよ、この部分について監査としては県の会計を通らないのでなかなかコメントはしづらいところでもあります。

○又吉清義委員 ですから、会計を通してやっただけですかということをお願いしたいのです。当初、私が市議会議員をしているとき、20年前に県から資料をいただきました。その資料で市議会でも結構けんけんごうごうしました。県は当時どのようにしていたかといいますと、県も150万円以内の交通事故に関しては、このように保険会社から入って、これを支払うのに時間がかかり過ぎると。他市町村でどのようにしているかといいますと、一般会計から繰り出しをします。保険会社で幾らと査定された賠償金を一般会計でさっさとお支払いいたします。そして、それを保険会社から県はいただきます。当時、県もそうしていますというやりとりを宜野湾市議会でも20年前にやりました。そして宜野湾市議会も十四、五年前にこのように変わっております。しかし、これがどう変わったのかわかりませんが、ぜひ監査であり、会計管理者にお伺いしますが、他市町村はほとんどこのようにしております。県がやっていない理由がわかりませんが、これは違法になるのですか、ならないのですか。他市町村では現在まだこれをやっています。交通事故を起こしたらそこでさっさと査定をし、修理工場に出したらさっさと一般会計で繰り出して払います。そしてその金額が保険会社から入ってきます。ですから、修理工場云々、この専決処分が2年後に出てきたということは、2年間支払いがされていないということですので大変なのです。そして和解して支払いが終わるまでどこが支払いをするのか明確にしない限り、車をぶつけられたまま持っているのです。これは改善していただきたいと思います。会計管理者にお伺いしますが、こういった手法というのは県は違反になるのか。市町村は違反になりません。県は違反になるのかどうか、その辺をお伺いします。

○大城玲子会計管理者 専決処分につきましては知事の権限でもございますので、コメントしていいものかどうか悩みますが、損害賠償につきましては本来は議決を経て額を確定していくという筋合いのものでありますので、立てかえ払いということができるとか、どうかとか、そういった面については調べてみないとわからないかと思いますが、県の場合は保険を通してですので、保険会社が確定したもので保険料の範囲でやっているということですので、そのほうが

合理的なのかとも思います。

○又吉清義委員 私はどこかで多分ボタンのかけ違いがあったと思います。ひどいのは1万5000円を払うのに1年かかります。2年間を調べてみたのですが、査定は1週間で終わります。はっきり言います。どんなに長くても2週間かかりません。どの保険会社も。しかし、なぜか知りませんが専決処分として出てくるのがとても遅いです。信じられないと思いますが、今議会も報告事項で出ていますので見てください。そして1年分見てください。ひどいのは3年のものがあります。半分以上は2年後です。議会がある間に専決処分が行われたのは1件あれば100点です。はっきり言います。1件あれば100点です。ほとんどが半年後です。どうしてこんなに遅いのかということ。私はこれをすぐに改善したほうがいいと思います。なぜかという、各市町村ではやっけていて違法でもないのです。正直に言って、県が違法だったら大変です。その専決処分の仕方をしっかりと一なぜかという、本当にぶつけられたまま車を持つのです。県職員がぶつけた車やほかのところぶつけた車。皆さんがぶつけたのに保険会社に査定されるまでぶつけたまま持ちなさいというのは余りにも身勝手ではないですか。この辺は早目に改善すべきだということをお願いしています。あえてこれを取り上げております。ですから、この辺をしっかりと確認していただだけませんか。

そしてもう一つ恐ろしいことを言います。同じ議案が2回上がっていました。こんなにずれて出ますから。結果は聞きませんでした。半年後に2年前のものが2回出ていました。私はうそだと目を疑いました。担当もこんなことは絶対ありませんというので、「ほら、これは9月に出た議案、これは3月に出た議案」と。私が担当から聞いたのは、皆さんに入ってから支払いをするので遅くなるということをおっしゃっていましたので、しっかりと確認をして、まずは改善していただだけませんか。そうしたら車をぶつけられて、査定は1週間で終わりますので、支払い先がどこであれば、修理工場はすぐに修理に取りかかることができます。支払い先がはっきりしないので修理ができません。いい例が与那国の出張所でしたか。県職員が出張で行って車をカカジッて来ました。あれも半年かかっております。支払い先をどうするかということ。さっさと修理に出せばいいようなものを「保険がおきるまではそのままにしましょう」ということで、担当職員はぶつけられたまま持っていますということですので議会にも明確に言って

おりますので、ぜひ改善をお願いいたします。

○**當間秀史代表監査委員** 御指摘につきましては担当部局にお伝えしたいと思っております。

○**平良昭一委員長** 次呂久成崇委員。

○**次呂久成崇委員** まずは、平成28年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書5ページの事業執行についてお聞きしたいと思います。

一般会計の予算の執行率が89.1%で、前年度に比べて1.6ポイント上回っていると。特別会計も執行率は96.9%で前年度と比べますと、0.3ポイント上回っているということなのですが、監査で評価できる点、また改善ができる点、そしてどのように分析しているかをお聞かせいただきたいと思っております。

○**當間秀史代表監査委員** 今年度の執行率が89.1%ということで、前年度87.5%に比べて、1.6ポイントよくなっているというところでありまして。繰り越しにおいても、あるいは不用の抑制においてもいろいろな取り組みをしているわけですが、ひとつ分析してみると、沖縄振興一括交付金—一括交付金が創設される前の平成23年の話ですが、そのときの執行率が90.2%でした。翌年の平成24年度には85%ということで5.2ポイント落ちております。それから徐々に改善してきて89.1%です。一括交付金ができる前の平成23年度の予算現額と平成28年度の予算現額を比較すると1600億円の増、歳出総額でいいますと1400億円の増となっています。この歳出額1400億円は沖縄県の市町村の財政でいうと、那覇市の財政規模相当です。要するに一括交付金で那覇市の財政規模相当が一気にふえたということですね。那覇市の職員は2100名ほどおりますが、沖縄県の職員は平成23年度から平成28年度まで実は1人もふえておりません。むしろ減っています。これはなぜかということ、今、行財政改革プランの第7次の進行中でありまして、そういうことですから、そういった中でこれだけの予算規模をこれだけの職員で89.1%と。来年はもしかすると平成23年度並みに持っていけるかもしれないということで、かなり職員は頑張ったという評価はできると思っております。しかし監査委員としては、そこは厳しく、内部事情はともあれ、やはり執行率は執行率なのできちんと上げていただきたいという要望をしているところです。

○**次呂久成崇委員** 次に、繰り越しの主な要因ですが、この意見書の81ページに一覧表があります。

まず、翌年度繰越額なのですが、前年度と比べて141億1782万6784円減少しているということなのですが、この繰り越しの主な要因として、こちらの表

の一般会計のところに「関係機関との調整の遅れ」152億9405万3000円、そして「設計調整の遅れ」84億1254万4000円となっています。また、特別会計においても、この要因として、「他事業との調整の遅れ」、「設計調整の遅れ」というように、調整のおくれというのが要因として、際立って、目立っているという感じがするのです。この調整のおくれは、先ほど監査委員からもありましたが、やはり職員の数も含めていろいろな要素があると思うのですが、それでも調整という部分ではこの要因はまだまだ改善ができるのではないかと思うのですが、少し監査委員の立場からどうですか。分析を含めてお聞かせ願いたいと思っております。

そして、この区分の部分で「その他」というのがあるのですが、この「その他」というのを少し具体的にどういうことなのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○**當間秀史代表監査委員** 調整というのは相手が必要なもので、その点も考慮はしないといけないのですが、やはり早期に相手方との調整、あるいは計画、設計変更の調整を始めるためには、まず適切な進捗管理をきちんとやった上で、その計画を見据えた上で、早目に手を打つということが大事だと思います。

それから、その他の繰越額なのですが、これは市町村の一括交付金事業分でございます。市町村の場合は、その繰り越した理由が監査では把握できないものですから、それで「その他」ということになっております。

○**次呂久成崇委員** その他は全て市町村の一括交付金分というように把握しているのでしょうか。

○**當間秀史代表監査委員** ほぼということで理解していただけたらよろしいかと思います。

○**次呂久成崇委員** 次に、財政指標のところですが、平成28年度末の県債残高が6551億9600万円というようになっております。前年度より77億8300万円減少しているということなのですが、これはやはり財政状況としては改善されてきたというように認識してよろしいのか。監査委員の御意見を申し上げます。

○**當間秀史代表監査委員** これまでの行革の推進とともに景気の回復—景気が沖縄県はかなりいい状況にありまして、県税収入が伸びています。そういったことで、財政状況がよくなっているという理解であります。

○**次呂久成崇委員** やはり地方自治体の自立性というのを高めるには、この自主財源の確保と強化、そして、この特に地方税の拡充と独立性というのが、

やはりもうこの強化というのが原則だというように言われているのですが、ただ、沖縄県はやはり構造的に他県と比べると地域性が少し違うと思うのですが、この県の自主財源を強化するために、財源配分というのを考えた場合、今後どのようにしていけばいいのかという方向性というのを監査委員の御意見もお聞きしたいと思います。

○當間秀史代表監査委員 自主財源をふやすというお話については、おっしゃるように課税権を行使するということと、それから徴収対策を強化する、それから使用料と手数料の見直しと、県有財産の有効活用、加えて産業振興による税源の涵養というのが大宗となろうかと思えます。課税自主権の行使につきましては、今のところ県としては法人県民税の0.8%加算と、あと産業廃棄物税です。これは1トンにつき1000円というのを徴収しております、県独自の課税をしておりますが、新税も四、五年前に宿泊税ですとか、レンタカー税も検討していましたが、なかなか難しくできなかったような状況でございます。そういうことでいろいろ検討はしておりますが、今後どうしても産業の振興による税源の涵養が大きくなるかと思えます。

○次呂久成崇委員 今、少し法人税の件も出たので教えていただきたいのですが、この18ページの税目に法人事業税と法人県民税があります。現在、沖縄県の景気というのは好景気だというように言われているのですが、その中で法人事業税は、調定額が平成27年度から平成28年度にかけては増額されています。これは景気がいいというのが反映されているのかと思ったのですが、ただ法人県民税に関しては調定額が平成27年度から平成28年度にかけては減額になっているのです。そして、また収入未済額も、そして不納欠損額—こちらは逆に増額になっているということなのですが、ここら辺の法人税の兼ね合いとか、分析はどのように監査をされているのか、少しお聞かせいただきたいと思えます。

○大城玲子会計管理者 法人事業税が景気がよくて伸びているというところがございますので、法人県民税もということですが、法人県民税につきましては、平成26年度の税制改正において、都道府県間の税制の偏在を是正するということから引き下げられた経緯がございます、それが平成28年度にあらわれたということもあって、調定額が減少しているというところがございます。

あと、不納欠損につきましては、これは個別の事情なのですが、大口の不納欠損案件が2件あったと

いうことで、今回は多くなっていると聞いております。

○次呂久成崇委員 次に、病院事業局の決算をお聞きしたいと思います。

平成28年度沖縄県病院会計決算審査意見書の9ページの(2)の当初業務予定量と実績というところでは、

地方公営事業法、そして施行令の規定に基づいて、予算において、患者数を業務予定量として定めているということなのですが、この表を見ますと、南部医療センター・こども医療センターの外来と宮古病院の外来以外は、各病院とも予定量を全て下回っています。下の表でも平成26年度から平成28年度までの3カ年の合計で見ると、この入院、外来が全て下回っているのです。予算において業務予定量を定めないといけないということなのですが、3カ年間、やはりずっとこれを下回っているというところですが、少し見直しをしないといけないのではないかと思います。

○當間秀史代表監査委員 この予定量につきましては、病院のいわゆる目標と聞いているところであります。ですから、必ずしも実績とは合致しない。常に高い目標を持ってそこに向かって行くという意味合いでは、それはそれで一定の高い志があって、評価できるのかなというところはあります。

○次呂久成崇委員 病院で目標とはなかなか不思議な感じがするのですが、ただそれでも業務予定量というのを規定しないと予算の編成をやはりできないということで、それぞれ各病院にそれを規定していると。それに対しては、下回っていても監査の立場としては、そんなに影響はないという考えでよろしいのでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 監査としましては、実際の経営状態が重要でありまして、計画上の数字については参考程度にとどめているというところであり

○平良昭一委員長 休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時26分再開

○平良昭一委員長 再開いたします。

午前に引き続き、各決算に対する質疑を行います。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 それでは質疑をさせていただきます。

平成28年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書3ページに行財政運営についてとありますが、その中に、

財政調整基金など主要3基金のことが書かれています。まずこの主要3基金というものは何かということと、残高が約705億円あるということで、一定程度確保されているということが書かれていますけれども、それは適正な数字なのかどうなのか、どのようにお考えなのかをお伺いします。

○當間秀史代表監査委員 主要3基金は、財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金でありまして、平成28年度時点では財政調整基金が236億3916万円の残。減債基金が310億3334万円の残。県有施設整備基金が158億323万円の残となっております。この残高を合計すると705億円ということになるわけですが、この3基金の残高の適正な水準については明確に規程とか、あるいは規則等で定められてはいなくて、不時の災害に対する緊急対応であるとか、あるいは急な出費に備えるためのものでありまして、なかなかどの程度の額が適正であるかというのは言えない状況ではあります。ただ、平成29年度予算を編成する際においては、実は財政調整基金と減債基金、県有施設整備基金を213億円取り崩しております。そういうような中で平成29年度予算編成しているということが1点と、参考としては、昨年平成28年の4月に熊本県で地震がありました。熊本県はこれに対応するために直ちに補正予算を組んだところでありまして、熊本県は財政調整用4基金というものがありまして、当初258億円程度ありましたけれども、この6月補正で全て使い切ったというような状況はあります。

○当山勝利委員 沖縄県の財政規模というものがありますし、熊本県は大きな災害でしたので何とも言えないのですけれども、沖縄県の場合は台風の被害とかもあると思います。すぐに使える財政としては財政調整基金があるわけですが、この236億円というものが、例えば全国の財政規模と比べてみて、沖縄県の財政規模と照らし合わせて適正なのか。多ければ多いほどいいというわけではないと思います。少なれば少ないというわけにもいかないと思いますので、そこら辺はどのように見ていらっしゃいますか。

○當間秀史代表監査委員 財政調整基金の残高236億円ですが、沖縄県はこれで全国15位となっております。全国平均が343億8180万円になっておりまして、九州平均では103億9049万円ということで、九州平均よりは多いけれども全国平均では少ないという状況であります。

○当山勝利委員 人口とか面積とか、それからその

都道府県の状況とかいうものに左右されるので、なかなか全国平均と比べられないと思うのですけれども、九州平均よりは多いということはわかりました。

では基金全体で見ると一全部の基金ですよ。全部の基金を見ると、1369億円の蓄財があるというふうに見えるのですけれども、これは沖縄県の財政規模等々を勘案してみて、どのようにお考えでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 財政調整基金は670億円程度なのですけれども、残りはいわゆる特定目的の財源に充てるための基金ということで、例えば安心こども基金であるとか、あるいは産業振興基金ということで、基金は各県のそれぞれの状況によっていろいろな基金がございます。ですから、この1300億円が他県と比べて多いのか少ないのかという比較もできませんし、これはもうその目的で積み上がったそれぞれの基金です。基金の設置が適正であったかどうかという判断をせざるを得ない。基金の設置と金額が適正であったかというものを判断せざるを得ませんが、これについては少し監査の範疇ではないと考えております。

○当山勝利委員 わかりました。聞きたかったのは蓄財がこれだけあるので、沖縄県としてこれは多いほうなのかどうなのかということとを第三者的な目で見て、意見を聞きたかったということです。

続きまして、4ページです。

県税におきまして、不納欠損額、収入未済額ともに5年連続で減少しています。これは17ページに表が載っていますのでわかりますけれども、こちらの減少している要因がわかりましたら教えてください。

○大城玲子会計管理者 県税の不納欠損額が減っている要因でございますが、平成28年度の県税の不納欠損額は約1億6926万8000円で、前年度の1億7854万5000円と比較しまして、927万7000円、5.2ポイントの減少となっております。不納欠損額の減少の要因につきましては、これまでの徴収対策等の取り組みによりまして、収入未済額自体が減少しまして、それに伴って不納欠損額も減少しているものと考えられます。

○当山勝利委員 収入未済額も。

○大城玲子会計管理者 収入未済額につきましても1億5000万円超えで減っておりますが、これもやはり先ほど不納欠損額と同様の要因ではございますが、徴収対策の取り組みにより減っているものと考えております。

○当山勝利委員 17ページを見ると、不納欠損額も収入未済額も減って、収入済額のほうが5年連続でふえているということで、執行部としては頑張っているんじゃないかと思っております。

もう一つ監査の意見として、わかればいいのですが、個人県民税が前年度と比べてみると多少は減っていますが、そんなに前年度の収入未済額が減っていないのです。新たな未収金の発生防止をしてほしいということも意見として書かれていますので、どうやったら現年度の個人県民税の収入未済額を減らすことができるのかということをもし御意見があるのであれば伺いたいと思います。

○當間秀史代表監査委員 まず個人県民税というのはもともと市町村に委託をされている税金で、基本的に市町村が賦課徴収するということであります。ですから、沖縄県としましては市町村との連携のもとに徴収対策をとっていくということで、沖縄県の職員も市町村の税務の職員として併任発令をして、一緒に督促業務等々を行っていく。これが一番大きな効果があると思います。

○当山勝利委員 市町村で取り組まれているということですか。そうすると、市町村に頑張って徴収してほしいのですけれども、県としては何か会計管理者で徴収の取り組みをされていることありますか。

○大城玲子会計管理者 個人県民税の現年度分の未済をふやさないとということですが、出納としましては特に直接やることはございませんが、総務部におきましては納税機会の拡大ということで、コンビニ収納でありますとか、そういう努力をしているところであります。先ほど代表監査委員からもありましたように、市町村と連携して、職員を派遣して一緒に徴収対策をとっているということも聞いておりますので、そのようなことで努力すべきではないかと思っております。

○当山勝利委員 ありがとうございます。また常任委員会で聞いてみます。

それと、平成28年度の不納欠損額について伺いたいと思います。

一般会計と特別会計を合わせて2億5000万円ほどありますが、そのうち一般会計が2億3400万円余、全体の不納欠損の9割を占めているわけなのですが、この一般会計の不納欠損額というのは全国と比べて、パーセンテージでもいいのです。沖縄県はどのような位置にあるのか。またそれに対して所見があれば代表監査委員から御意見いただければ

と思います。

○當間秀史代表監査委員 全国との比較ということで、財政力指数が大体本県と同程度の3から4の9県について平成28年度の不納欠損額を比較すると、最も多い県が312億円、その次が2億1800万円、最も少ないのが1億200万円ということで、最も多い青森県は、いわゆる産廃業者の不法投棄を行政代執行したので、これは特異的なものなので余り参考にならないのですけれども、基本平均的には1億6000万円くらい。この同じ財政力指数の中ではです。そういうことがありまして、今沖縄県の不納欠損額は多少多いかというところはあります。

○当山勝利委員 御意見の中に、債権を放置したまま時効を迎えている事例が見られるというようなことも書かれておりますけれども、そういう事例がどの程度あったのか伺えますか。

○當間秀史代表監査委員 これまでの監査の中ではそういう債権を放置して時効を迎えたという事例はございません。これは時間が経過するとどうしても固定化して債権の回収が困難となるので、適切な債権管理を促す、警鐘を鳴らすという意味合いで注意的に記述をしております。

○当山勝利委員 次の5ページで、午前中もありましたけれども、会計処理について意見が書かれています。支出事務や契約、財産に係る事務が適正でなかったもの等が繰り返し発生していると。それから過不足払いとか。午前中に質疑がありましたけれども、繰り返し発生しているということで、その改善が見られないということなのか、改善はしている傾向にあるのだけれども繰り返しまだまだ発生しているということなのか、お伺いします。

○當間秀史代表監査委員 そういった会計監査の指摘については、毎年指摘しているところでありまして、部局によっては一定改善が見られるところもありますけれども、また違う部局ではその一定改善がされたところが今年度はまた悪くなったというような状況があって、繰り返し発生しているような状況があります。これはどうしても担当職員の異動によって事務のふなれが出てくるとか、あるいは規定を熟知していないというところがございます。ただそれでもあったとしても管理職員はいますので、そこによるチェック体制を十分機能させるような事務執行体制をつくる必要があると考えております。

○当山勝利委員 10ページに飛びます。

翌年度繰越額の状況が書かれています。平成28年度、平成27年度とありますけれども、多分わかるの

は平成27年度の繰越状況だと思うのですが、平成27年度に繰り越して、平成28年度に来たときに執行された額と率について、どうなっているかわかりますでしょうか。

○大城玲子会計管理者 平成27年度から平成28年度への繰越額につきまして、一般会計では、まず予算現額が879億2613万5000円、支出済額が821億7402万5000円ということで、執行率は93.5%となっております。特別会計につきましては、全額明許繰り越しでございますが、予算減額が25億5013万1000円、支出済額が25億3377万円で、執行率は99.4%となっております。

○当山勝利委員 一般会計の93.5%は不用であったのか、執行されなかったものがあったのか、そこら辺はわかりますでしょうか。

○大城玲子会計管理者 支出済額と予算現額の差につきましては不用額になると思いますが、もしかしたら中に事故繰越があるかもしれません。申しわけありません、そこはちょっと確認しておりません。

○当山勝利委員 66ページの県債のことで伺います。

一般会計と特別会計の合計で6968億円あります。わかればいいのですけれども、人口割合でいうと、1人幾らという借金というか、負債というか、出ると思いますが、全国的にどのくらいの位置にあるのかちょっと教えていただけますか。

○當間秀史代表監査委員 普通会計ベースでお答えしますと、沖縄県の県債残高に対する1人当たりの額ですけれども、45万7000円で、全国で45位ということになります。

○当山勝利委員 全国で45位というのは低いほうだと思うのですけれども、沖縄県がこうやって県債が少ないというのはどういう要因によるかというのはわかりますでしょうか。というのは、いろいろインフラも整備されていますし、いろいろな公共工事もありますし、そういう中であって県債が少ないというのは何か要因があると思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 沖縄県が他県と比べても県債の発行残高が少ないというのは、これは先ほど申しあげましたけれども沖縄振興特別措置法に基づく補助率の特例で、事業に対する県費負担が小さくて済むということで県債発行額が抑えられているということと、これまで十何年間行政改革を進めております。その中で大規模な県単箱物の整備は抑制するというのと、国の経済対策を除いて県債の発行

上限額の目標設定を行っておりまして、毎年度210億円になっていきますけれども、そういうことで県債発行を抑制していることから、沖縄県の県債残高が低水準であるということでもあります。

○当山勝利委員 わかればいいのですけれども、同じ財政規模の中で、他県ではどのくらいの県債が発行されているというのはおわかりですか。

○當間秀史代表監査委員 財政力指数が同程度の九州の平均で申し上げますと、沖縄県が45万7000円、全国45位に対して、その他の財政規模同程度の九州平均が約87万6000円となっております。

○当山勝利委員 ほぼ半分くらいの借金というか、県債だということですね。

沖縄県が取り組んでいるこういう抑制に対して、監査としてはこのまま進めてほしいというような感じで受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 県債残高がふえるとどうしても公債費が多くなりまして、経常収支比率が上がってきて財政の弾力化が損なわれますので、今のところまだ沖縄県の財政力指数もそれほど高いわけではないので、当面は県債の発行を抑えていくことが経常収支比率も改善させていって財政の弾力化が図れるかと考えております。

○平良昭一委員長 狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 1点目、収入未済額についてですが、一般会計と特別会計を合わせて78億9929万657円と書かれています。県税は98.6%と高い比率で収納されていて、原因としては自動車税がコンビニ、クレジットなどを活用とあるのですが、比率はどのようになっていますか。

○大城玲子会計管理者 自動車税の収入に関しまして、コンビニで収納した状況は41.4%となっております。

○狩俣信子委員 やはりコンビニで納めるのはすごく便利で、私もそうなのですが、それが41.4%もあるということは今後もしっかりと取り組んでいけるものだと思いますし、改善が図られておりますのでよかったですと思います。

次に、同じく小規模企業者等設備導入資金特別会計の収入未済額が37億2644万528円となっております。それから、母子父子寡婦福祉資金特別会計の収入未済額1億2806万8235円について、どれぐらいの人がこれを借りて、何名ぐらいが未納なのか、わかれば教えてください。

○大城玲子会計管理者 小規模企業者等設備導入資金特別会計の収入未済額の内訳としましては、中小

企業高度化資金が13件で36億円余り、設備資金貸付事業が10件で5500万円余りとなっております。母子父子寡婦福祉資金特別会計につきましては、平成28年度の収入未済額が1億2800万円余りでございますが、各資金ごとの内訳等については担当部局でとりまとめ中ということで、件数までは把握しておりません。

○狩俣信子委員 次に、平成28年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書5ページの不用額について伺いたいのですが、前年度に比べて11億円余り減少しているということですが、その中で予算計上時に精度の高い所要経費の見積もりなどの採用が求められているとなっているのですが、精度の高い見積もりができていないのですか。

○當間秀史代表監査委員 一定程度、見積もりは適正に行われておりますが、不用が出ている部分についてはまだまだ精度が足りないかというところがあります。ですから、そういうことに備えて、随時、事業の進捗を的確に把握して、不用が出そうな場合はすぐに補正を行うなどの対応をして、効率的な予算執行に努めていただきたいと考えているところです。

○狩俣信子委員 そういう意味では、皆さんの御努力もあるから11億円余りに減少していると思えます。

あと一つは、一括交付金について、執行率はどのようなかと思ったのですが、次呂久委員の質疑に答えていましたので取り下げます。

次に、会計処理等について、西銘委員からも当山委員からも質疑があったのですが、職員の階層別・実務的な研修の機会の確保などが言われておまして、これが何回ぐらいで、これにかかる費用はどのようになっていますか。

○大城玲子会計管理者 出納事務局では、会計事務に携わる職員、それから、かいの出納員などを対象に研修を行っております。そのほかにも総務部の自治研修所でも新採用職員への研修を実施するなどしているところです。特に会計事務研修につきましては、初めて出納員になる人やある程度経験を積んだ出納員など、状況に応じて研修ができるように複数回に分けて研修を行っている状況でございまして、参加する職員の旅費は出先機関から出る場合にはかかっていると思えますが、うちが主催で、どこかに委託してということはありませんので、そのぐらいでございます。

○狩俣信子委員 次に、10ページで事故繰越が5億

円余りあります。これについて、内容の説明をいただけますか。

○大城玲子会計管理者 平成28年度の事故繰越につきましては6件ございまして、5億6767万6000円となっております。その主なものとしましては、災害復旧費の河川等災害復旧費や漁業用施設災害復旧費などでございます。

○平良昭一委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 一括交付金の県と市町村のハード事業とソフト事業の執行率についてお伺いいたします。

○當間秀史代表監査委員 一括交付金の主な執行率ですが、国庫ベースでお答えしますと、平成28年度の執行率が77.3%となっております。県分の執行状況は、予算額1314億円に対して、執行額997億円で、執行率が75.8%。そのうちソフト事業分は78%、ハード事業分が74.1%となります。それから市町村分の執行状況は、予算額817億円に対して、執行額が651億円、執行率は79.6%となりまして、そのうちソフト事業分が82%、ハード事業分は77.6%となっております。

○比嘉京子委員 執行率はわかりましたが、未執行額はいかがでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 未執行額ですが、未執行額は県分が318億円、市町村分が166億円で、県のソフト事業分が131億円、ハード事業分が186億円、市町村のソフト事業分が69億円、ハード事業分が97億円となっております。

○比嘉京子委員 それを見ますとハードのほうが未執行が大きいのかと思いますが、その原因はどのようにお考えでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 ハードの場合はどうしても事業計画の変更—当該工事箇所の地盤等が当初予定していたものと異なったりして、そういう事業計画の変更やどうしても用地買収等々を伴いますので、そういう用地買収の困難さ等もありまして、その辺において執行率が落ちてきているものと考えられます。

○比嘉京子委員 では、病院事業会計について監査の意見をお聞きしたいと思います。

毎年、大変参考にして注目をして次の病院事業局の決算調査に生かしたいという思いで質疑をしていますが、まずお聞きしたいと思うのは、皆さんも指摘しているように平成28年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書4ページの審査意見の冒頭に県立病院の役割というところがあって、救急医療とか周産期医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療ということ

を挙げていますが、監査委員としてはこれらの役割を県立病院というのは果たしているのだという認識をまずベースにお持ちでしょうか。

○當間秀史代表監査委員 当然、審査意見書でも述べているように、沖縄県の県立病院というのはそういう救命救急医療から周産期医療、それから離島・僻地医療と幅広く県民の生命・健康を守り、生活の安定を支えているという認識です。さらに加えて観光客の安心もありますし、キャンプ地等における誘致にもこの辺の安心感は機能しているのだろうと考えております。

○比嘉京子委員 さらに今、それと同時に経営の安定化ということは当然求められていることだと思いますが、指摘にあるように、例えば未収金の対策というのは当然求められますし、それから6ページの最後にあります契約事務であるとか、各種手当ですか、基本的な事務への指摘です。その指摘が毎年ございます。こういうことについては当然病院経営をする側としては引き続きもっともっと努力をすべきことだという認識を持っておりますが、一方で経営の安定化と、例えば離島・僻地医療という不採算的な医療との整合性—例えば5ページの経営改善の取り組みについてという指摘の中に、医業収支の改善というものがあります。その医業収益のところ、患者は減ったけれども診療単価が増加したのでこれだけふえましたと書かれております。ですが、医療をするために必要な経費、例えば給与等で人件費がふえました。そして、薬品がふえました。そして、診療材料費がふえました。そのことで収支からすると赤字になりましたというわけです。やはり人をふやすということは給料がふえるということ。しかしながら行政の考えとは違うところは、医師1人は最低でも1年間に1億円以上の収益を上げるという認識を持っています。そうすると、それ以上の収益を上げている中南部に比べると、離島に行くということは、それだけの収益をふやせない可能性もあるわけです。ですが、公的な医療の役割としてそれを担わなければいけない、そしてそういう不採算をもちろん引き受けるのだというのが公立病院の役割なのです。そこで考えていきますと、やはりある意味で努力すべきことと、それをどう見るかという監査の見立てというものが相反することもあるのかと思っておりますが、監査委員としてはどうですか。

○當間秀史代表監査委員 おっしゃるとおり、我々の平成28年度病院事業会計の審査の着眼点というのが、病院の運営が常に経済性を発揮するとともに、

本来の目的である公共の福祉も増進してください。かなり難しいことを審査しています。離島におきましてはどうしても医師・看護師等のスタッフの安定的な人材確保というのはかなり難しい状況があります。さらに地域の小さい診療所も抱えておりますので、そのスタッフの負担というのは大きいものがありまして、学会も研修もなかなか行けないというような状況もあります。ですから、そういった意味では医師をふやす必要は当然あると思います。そこにかかる人件費と医師を育てる、スタッフを確保するはざまの中でどういうバランスをとるかということが難しいのですが、これは病院事業局においてしっかり考えるようにということで意見をしているところです。

○比嘉京子委員 よく病院現場のことを御存じで御指摘されていると承りました。そう言いますのも、やはりしっかりとした医療体制の中にいるということは、離島定住の第1条件だと思います。そして観光客、また修学旅行生がふえるということも医療体制を見て、そこを選ぶという点があると思います。そういう意味からすると、どこまでが努力すべきことで、どれは必要経費と見るかということを常に考えながらこのような質疑をしています。そうするとやはり総務省の繰入額がどうなのだというところに行き着いてしまいます。総務省の繰入額についても聞いてよろしいのでしょうか。なかなか難しいことかと思しますので質疑を変えたいと思います。

6ページの是正と改善に要する事項という点が去年の文言と比較してかなり踏み込んだ指摘をされていると思いますが、やはり、基本的な事務に問題があるということと、発生原因を分析するとともにというところからですが、やはり膨大となっている事務量を適正に処理するために抜本的かつ効果的な方策を組織として検討してほしいと。このことをもう少し一言にくいかもしれませんが、次、病院事業局に質疑をするので皆さんから具体的に指摘をしたらもう少し内容についてお聞きしたいのです。

○當間秀史代表監査委員 膨大な事務量と申し上げましたのは、病院事業局のいわゆる事務職員の数の話ですが、100床当たりが7.2人となっています。これは本庁職員31名も含まれています。全国の100床当たりの職員数が10.3人ということで、その比較で職員の事務量が多いのかということを見てとって、そういう意見となっております。

○平良昭一委員長 新垣光栄委員。

○**新垣光栄委員** 平成28年度一般会計の決算は、歳入、歳出ともに過去の最高の数値となっております。そして、自主財源の増加、財政調整基金の一定程度の確保、収入未済額の縮減、事業執行率の向上など、私は翁長県政の施策等を評価するとともに県職員の頑張りも評価したいと思っておりますが、監査委員としては決算に対してどのような意見を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○**當間秀史代表監査委員** 今回は、執行率、繰越率、不用額ともに年々よくなってきているということで、さらなる改善を今後も期待しているところでございます。

○**新垣光栄委員** その頑張りにおいて、特に県税の収納率98.6%—前年度は98.3%なので、0.3ポイントではありますが、98%台になるとどれだけ頑張っても数字が上がらないという中で0.3ポイント上がっています。これも職員の頑張りだと思っておりますが、全国的に収納率は沖縄県は何位ぐらいになるのか聞かせてください。

○**當間秀史代表監査委員** 沖縄県の収納率は98.6%で、九州平均は98.4%、全国平均が98.3%ということで、九州、全国平均よりもよくて、全国的には7位となっております。

○**新垣光栄委員** 私は、その件に対して本当に評価してもいいのではないかと考えておりますので、さらに上積みできるように頑張りたいと思います。

そして、監査委員から5つの項目の指摘がありました。まとめて執行率が89.1%ということで、前年度と比べると1.6ポイント向上しております。そのように執行率をさらに上げるために、繰越額を減らすためにどのような取り組みをしているのか。そして、収入未済額を減らすためにどのような取り組みをしているのか。この3点を伺いたいと思います。

○**當間秀史代表監査委員** まず、執行率を上げて繰越額を減らすために部局で取り組んでいることは、部局長の懇談会や政策会議を活用してそれぞれの部局で横の連携を図って、早期促進を図っているということ。それから、一括交付金のソフト事業については、各部局の予算担当の総括課で構成する連絡会議を持ちまして、現在の各部の進捗状況を把握した上で、必要があればいらない部局から必要な部局に回すというようなことをやっているということ。また、工事設計図書の一部を民間に委託をするとか、入札不調や不落がありましたので、これまで資材単価の調査は年2回でしたが、年4回にふやして適正

な資材単価を反映させているということ。用地の取得業務については、用地の補償業務や補償算定の業務、地権者への説明についても民間を活用しているというようなことでございます。

○**新垣光栄委員** そのような職員の頑張りがあることで、数字的にもよくなっていると思っております。

こういういろいろな施策をしている中で、問題は自主財源の確保だと思っております。全国平均で47.4%、九州平均で41%、沖縄県は30%ということで、自主財源を確保するために何が重要なのか。特に県税収入をふやすためにどのような取り組みが必要だとお考えでしょうか。

○**當間秀史代表監査委員** 県税収入をふやすという意味では、まず県税を確実に徴収するという意味では、徴収対策の強化をするということ。さらに税の枠を広げるという場合は、課税自主権を行使するということですが、なかなか新たな税を創設するというのは難しいところがあります。あと、使用料・手数料を見直すとか、県有財産の有効活用も考えられます。究極的には産業振興による安定的な税源確保が重要だろうと思っておりますが、これもなかなか難しい問題があるかと思っております。沖縄県独自で産業の振興を図ろうとしてもなかなか難しいところがありますので、人、物、情報の交流によってそういった価値を生み出すと。国内外からの資本や人、情報呼び込むという施策を打つとか、輸送コストの低減、それから、新規参入者、新しい起業者、ベンチャーに対するキャピタルを充実させるとか、今後、そういったもろもろのことを考えていかないといけないだろうと思っております。

○**新垣光栄委員** 私も同意見で、監査委員の指摘のとおりだと思っております。そこで、どうしても産業を振興するためには投資的経費が必要だと思うのですが、今、投資的経費も24.9%とかなり財政に負担がかかっている中ですが、それをやらないと産業的基盤もできないということで、矛盾するところがあるのですが、私としては、先ほど言われたように目的税的な税の導入—沖縄県としては観光税を導入してはどうかと。それを観光に資するための財源として活用できないかと思っております。そうすることによって世界的水準の観光地としての整備をしないと、さらに本土では進められてきているのですが、沖縄の魅力と本土との違いを明確にするような整備をするためにも、観光税の導入が必要ではないかと思っております。どのようにお考えでしょうか。

○**當間秀史代表監査委員** 過去に宿泊税やレンタ

カー税は検討されたようですが、実現には至っていないようです。ただ、観光税はどうかということについては、監査の範疇ではございませんので、そちらで聞いていただければと思います。

○新垣光栄委員 沖縄に観光税があってもおかしくないと思いますし、今、離島でもやっておりますので、自主財源を確保するためにもぜひ導入を検討していただきたいと思います。投資的経費を補うにはこの方法しかないのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

そして、自主財源をどのようにふやしたらいいかと考えていく中で、基金の運用の観点からもできるのではないかと。1000億円余りの基金が沖縄県にはありますが、本県の基金残高はどれぐらいありますか。

○大城玲子会計管理者 平成28年度末の基金残高は、トータルで1369億6793万4000円でございます。

○新垣光栄委員 今、基金の運用に係る運用益は全体でどれぐらいありますか。

○大城玲子会計管理者 平成28年度の基金の運用収入は、2億3332万5469円となっております。

○新垣光栄委員 1369億円あって運用益が2億円というのは、とても少ないのではないかと。日銀の国庫証券が札割れするような低金利の中ではありますが、効率的な運用がなされていない基金の運用利回りを向上させることは、自主財源確保にもつながり、行政改革の有益な取り組みになるのではないかと考えておりますので、ぜひ基金運用を考えてはどうかと思うのですが、監査委員として意見を願います。

○當間秀史代表監査委員 先ほど会計管理者から2億3300万円ほどの運用益があるということで、この内訳を見ますと、利子収入が1億700万円ぐらい、債券収入が1億2600万円という状況でございます。監査委員としましては、沖縄県の1300億円の財産でありますので、手がたく損をしないように、損失が生じないように運用をしていただきたいと思っております。

○新垣光栄委員 運用益の主なところはどこですか。

○大城玲子会計管理者 基金の運用につきましては、定期性の預金でやっている場合と債券を購入してやっているものがあるのですが、どこの債券を買っているかというのは、今、手元にないのですが、県内に本店、支店を有する証券会社から購入しているということでございます。

○新垣光栄委員 手がたく運用をしたいということで、基金の運用は有価証券でもできるのではないかと考えております。沖縄県は有価証券での運用が2013年度で1.7%なのです。全国平均が10.1%です。それと比べると、沖縄県の有価証券での運用がかなり低いのです。そして、确实と言っているのですが、公庫の短期証券等もいろいろあるとお聞きしていますので、もう一度、精査して運用益の確保をしていただきたいと思いますが、所見を伺いたいと思います。

○大城玲子会計管理者 基金の運用に関しましては、基金条例を所管しております担当部局から依頼を受けて、うちが情報収集をして案内しているところがございますが、委員のおっしゃるように、まずは安全が大切ではありますが、有利な方法を勉強したいと思います。

○新垣光栄委員 もう一つ、平成28年度包括外部監査の件からです。監査結果報告書を読んでびっくりしているのですが、保育士の公定価格が年間363万円で、これに12%程度、加算がつくと思います。沖縄県の場合、267万3000円なので、かなりの差がありまして、その辺の差はどのように考えていますか。

○當間秀史代表監査委員 包括外部監査は総務部で所管しておりますので、監査からこれについて所見を述べることはできないかと思っております。さらに、保育士の人件費となると、多分国から給付費の交付があると思っております。それについては、子ども生活福祉部に監査指導班がありまして、そこでチェックをしておりますので、監査としてはコメントは控えたいと思います。

○新垣光栄委員 それでは別の角度からお聞きします。

私は内部留保が処遇改善につながっていないと思っております。社会福祉法人の内部留保問題に関しては、これからいろいろな監査が出てくると思うのですが、この先はどのように考えておられますか。

○當間秀史代表監査委員 申しわけございませんが、社会福祉法人についても監査は子ども生活福祉部で行っておりますので、県の監査としてはタッチしていないところがございます。

○新垣光栄委員 ぜひ監査項目を設けて、一定程度、一度調べてみてはどうかと思っております。この辺も監査するときには定期監査などで項目を見つけていただいて、監査をしていただきたいと思っております。私たち沖縄県も待機児童を解消するために、こども126億3000万円を投入して、受け皿の整備は

ほぼできてきたと思います。保育士の確保、処遇改善がうまくいけば、待機児童解消に向けて県の施策がスムーズに解決できるのではないかと考えていますので、保育士の処遇改善のために監査の部分で、もう一度、項目を設定していただいて、ぜひ監査の目からの社会福祉法人の内部留保の問題も取り上げていただきたいと考えております。

○平良昭一委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 平成28年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書3ページの行政運営について、自主財源が前年度に比べて93億8500万円、4.4%も増加している。その一因といいますか原因の分析は、好調な沖縄経済を反映しているのかなとは背景としては感じますが、ここ数年の推移がどうなっているのかも含めて伺いたいと思います。

○當間秀史代表監査委員 この件については今資料が手元にございませんで、申しわけございませんで、今お答えができません。

○瀬長美佐雄委員 傾向としてはここ数年、順調に伸びているのかということを確認したかったので伺いました。

それでは5ページに行きますが、前年度と比べて、繰越額や不用額は改善されるという方向になっています。この面で努力があったかと思うのですが、一括交付金自体に絞ってみますとどうなっているのか。繰越額や不用額が前年度と比べてどうなのかという観点から伺います。

○當間秀史代表監査委員 一括交付金の状況ですが、例えば、繰越額で見ますと、平成27年度の繰越額が512億2900万円がありました。平成28年度は繰越額が428億4500万円であります。不用額は、平成27年度が70億7600万円、平成28年度が55億4900万円ということで、平成27年度の執行率74.2%に対して、平成28年度の執行率が77.3%ということで向上しております。

○瀬長美佐雄委員 一括交付金についても大幅に改善しているというのが、監査の結果示されたと思います。

5ページの審査意見の中に、「特に沖縄振興に資するために創設された沖縄振興一括交付金事業については、その趣旨を踏まえ、効率的な予算執行に努めていただきたい」とあえて触れています。沖縄振興予算の精神として言えば、沖縄県の自主性を重んじ、潜在力を引き出すとした沖縄振興特別措置法だというような趣旨を踏まえてなのかと思うのですが、あえて触れたというのは、どういう動機なのか

伺います。

○當間秀史代表監査委員 おっしゃるとおり、沖縄振興一括交付金は沖縄県の振興発展のために設けられた制度でありまして、なおかつこれが時限予算となっておりますので、10年間と今のところそういうことになっておりますので、特に予算については、意を用いて執行していただきたいということで記載しております。

○瀬長美佐雄委員 執行率が低い、あるいは繰り越しが多いということで国が減額していく方向なので、あえてそれに触れて執行率を高めないと減らされるという関係ではないということですよ。それはそういう理解でいいと思います。

次に米軍人・軍属等の私有自動車に係る自動車税の平成28年度の収納状況について伺います。

○大城玲子会計管理者 平成28年度の米軍構成員等に係る自動車税につきましては、課税台数が2万4774台で、課税総額が3億207万円でございます。

○瀬長美佐雄委員 米軍人・軍属は標準課税よりも低く課税されています。ちなみに県民並みの税率を賦課した場合の収納見込み額とその差額について伺います。

○大城玲子会計管理者 一般県民並みの税率に置きかえまして算出した場合の税額としましては、9億9179万円。その差額といたしましては、6億8972万円となっております。

○瀬長美佐雄委員 要するに、思いやり予算という表現もありますが、これについては優遇していると。県民並みに取れば県の財源としても、県民のために使えるという点では—これは県も標準課税を求めているという立場ですので、それは皆さんには確認できませんが、ちなみに軍人・軍属の自動車税の税率について変動はあるのでしょうか。

○大城玲子会計管理者 米軍構成員等の自動車税の税率というか税額につきましては、平成11年度から今の現在の額で、いろいろ区分はございますけれども、現在の額は平成11年度からということになっているようです。

○瀬長美佐雄委員 若干の変動、改定もされたと。ちなみにこの制度の始まりにさかのぼって考えたときに、県民並みの税率を賦課した場合との差額という点では、総額として幾らの幅があるのか確認します。

○大城玲子会計管理者 復帰後から平成28年度までの45年間分を累計しますと、その差額の累計額は約271億2434万円となるということでございます。

○平良昭一委員長 金城泰邦委員。

○金城泰邦委員 全て聞いていただいています、せっかくですので監査委員の皆さんの審査意見を読みますと、県の財政は30%の自主財源にとどまっているのかと。やはり7割が国庫支出金等々の依存財源に頼らざるを得ない状況にあるのかと思っていますが、沖縄県の財政的な状況からいくと、やはり今後の方向性というもの沖縄もいろいろな制約があるのかと思えますが、どのように思っていますか。

○當間秀史代表監査委員 沖縄県の自主財源が30%になったということで、これまでなかなか30%に届くことはなかったのですが、ここ数年来の景気に支えられて30%を超えています。今後の見通しとしましては、日銀那覇支店の経済見通し等も読んでみますと、ここ数年は景気の上昇が続くということがありますので、さらに沖縄県の自主財源の比率は高まるものと見ております。

○金城泰邦委員 今後に向けての希望的側面の話だったと思いますが、現状、この3割というものがどれだけ自由度があるのかと。それについての認識はどう思っていますか。

○當間秀史代表監査委員 自主財源3割の自由度というお話でしたが、財政の自由度と言いますか、柔軟性を見るには経常収支比率が一番よかろうと思えますが、それによると今回は94.7%となっております。これは昨年度と比較すると、昨年より1.2ポイント経常収支比率が上がっておりますので、財政の自由度が減ってきているということは言えるかと思えます。

○金城泰邦委員 そういった意味でも一括交付金等のような自由度の高い交付金等々の活用というのは今後も必要だと思いますし、また高率補助—沖縄の独自性という独特の高率補助というのはやはり必要なのだらうと思っていますが、監査はどう思えますか。

○當間秀史代表監査委員 主要な財政指標の状況を見てもまだまだ沖縄県の財政的な体力というものはないので、こういった高率補助であるとか、一括交付金は必要なのかと考えております。

○金城泰邦委員 それに合わせて支出が増加している中で社会保障関係費のような義務的経費というのは今後も増加傾向にあるのではないかと思います、それについても御意見いただけますか。

○當間秀史代表監査委員 本県も例に漏れず少子高齢化という時代を迎えておりますので、今後、社会保障関係の経費は当然ふえるものと考えておりま

す。

○金城泰邦委員 今、そういった意味で社会保障を継続させると。少子高齢化社会に対応するための税制というものは国では対策を講じているところといえますか、そこについて監査はどのように思っていますか。

○當間秀史代表監査委員 国のそういった税制とか、政策等については監査ではお答えしにくい事項でございます。

○金城泰邦委員 お伺いする角度を変えますが、こういった少子高齢化の進行に伴って、社会保障をどのように継続していくべきだと考えていますか。

○當間秀史代表監査委員 基本的には歳入をふやし、歳出を抑えていくという中でそういった対策を立てていくということになるかとは思っています。

○金城泰邦委員 来年から消費税の改正があるだろうと。そこで社会保障に充てていくということが見込まれているわけですが、それについてはどう思っていますか。私は必要だと思っています。

○當間秀史代表監査委員 申しわけございません。これは監査としてはお答えはなかなかできない、あるいはしてはいけない権限外の項目になりますので回答を差し控えさせていただきます。

○平良昭一委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 さまざまな議論が繰り返されておりますので、重複しないように全体的な行財政運営のところの分だけお願いしたいと思っています。

まず1点確認ですが、基金の議論がありました。全体で1300億円と。ただ、その中で財調を含めた主要基金が705億円という話がありました。平成24年度の主要3基金の額を教えてください。

○大城玲子会計管理者 平成24年度の主要3基金の合計額が626億3396万8000円となっております。

○大城憲幸委員 そんなに大きくはふえていないのですね。平成24年度からこの5年間で基金を若干ふやしています。言いたかったのは、先ほど来議論があるように、この5年ぐらいで大分財政状況はよくなってきたというところです。平成28年度歳入歳出決算審査意見書15ページの先ほどあった県債残高についても—これがちょうど平成24年からありますが、平成24年の数字が約6800億円。それが6500億円ぐらいまで約300億円ぐらい残高が減っています。そして基金も若干ふえていますということでもあります。その理由としては景気がよくなりましたと。それから行財政改革の効果が出てきましたということと、同意見書の中の3ページにあります一括交付金、

沖縄振興特別措置法に基づく高率補助によって全国平均よりも実質公債費率などは低い値ですよという話がありますが、私が言いたいことは、一括交付金の効果は非常に大きいと思います。各市町村を見てもそうですが、平成24年度以降、非常に財政的には楽になったといえますか、財政効果というのは非常に大きいと思っていますが、この財政運営に与える一括交付金あるいは沖縄振興特別措置法に基づく高率補助についてどのように考えていますか。再度お願いします。

○當間秀史代表監査委員 一括交付金の使途が沖縄のいろいろな独自の課題解決に向けた用途ということで、これまでに通常の補助金ではできなかった部分が予算をつけて執行できるようになったということと、一括交付金によって浮いた財源を別の補助金の裏負担にも充てることができたということでもかなり効果が高いと考えております。

○大城憲幸委員 ざっくり言えばそういうものだと思います。基本的にはこれまで単費でやっていたようなものも当然一括交付金でできるようになった。それからもう一つの効果としては、先ほど税収がふえた話もありましたし、きょう配られている平成28年度歳入歳出決算の概要の7ページに税収の推移がありますが、これでも平成24年で940億円だった税収が今度の数字で1220億円ですので、約300億円ふえている。これは景気が拡大して、当然これだけ人口もふえ、観光客もふえて景気がいいということもありますが、私は一括交付金の効果も大きいと思います。平成24年度からこれだけの沖縄の県民の幸せのために、あるいはこの10年間で沖縄を自立させるために一括交付金というものは全国唯一の制度として入れているわけですので、やはりそれが税収の伸びにも大きく資する、貢献していると考えなければならぬ。そして、我々の今後の目標としては一括交付金は6年目ですが、平成33年度までと代表監査委員も先ほど言っていました。ずっとあるものではなく、やはり10年というものがあるわけですので、そこに向けて持続可能な財政の形をつくっていかないとはいけなく考えなければいけないわけですよ。そういう意味で内部で一監査委員の間でもいいですが、この前半で約300億円伸びましたよね。そして平成29年度から平成33年度まで同じようなペースで伸びていくと持続可能な財政になるのでしょうか。その辺どうですか。議論がありますか。

○當間秀史代表監査委員 その件につきましてはなかなか監査の範疇ではございませんので、そういっ

た検討をしたことは監査委員の間ではありません。**○大城憲幸委員** 前半、平成24年からこれまで非常に調子よく来たと思いますが、私はやはりここでしっかり危機感を共有しながら、監査も議員も部局も危機感を持って平成33年度に向けてやっていかないとはいけないと思います。

それで、今後の財政運営という意味では、今、基金も若干ふえてきた、財政も好転していますが、平成29年度以降はこれまでの5年間とはちょっと違った雰囲気、流れになるのではないかとこのことを危惧しています。先ほど主要3基金で705億円ですけども、平成29年度は約200億円ぐらい取り崩したという話がありましたよね。その辺というのは、例えばMICEの関連とか、大型事業で思うような部分ができなくて基金を取り崩してしまったのかという感じがしますが、その辺の状況と今後の見通しについて答えられる範囲でお願いします。

○當間秀史代表監査委員 基金の取り崩しの要因というのは、考えられるところはおっしゃるようにMICEと那覇空港建設の裏負担分、都市モノレールの部分があるのかということを考えております。

○大城憲幸委員 審査意見書の3ページでもありますが、我々とはとにかく今後も持続力のある財政基盤の確立に向けてやっていかないとはいけないのですが、今あったように社会情勢としても今後福祉関係でどんどん要望の声が大きくなっていく、そして後半に向けて一括交付金のメニューあるいは必要なハード事業も声が大きくなっていく。そういう中で私は個人的には非常に危機感を持っていますが、そこでこの中では第7次沖縄県行財政改革プランで着実な成果を上げてきましたとありますが、また平成30年度から第8次に入っていくとはいけないわけですよ。ただ先ほど議論があったように今の人員で一括交付金を抱えているというところでは評価すべきところも評価しながら、今後の持続可能な行財政運営というところを目指していかねばならない。そのためには、ほかの県とも比べながら一実質公債費率がほかの県より3ポイントぐらい低い中でも経常収支比率は95%に近いわけですよ。そういう意味でほかにどういうものがほかの県に比べて負担として大きくなっているのか、あるいは今後行財政改革に向けてどういうところを中心に努力して削減していかないとはいけないのか、その辺の議論がありましたらお願いします。

○當間秀史代表監査委員 監査委員の間で議論はございませんが、経常収支比率を見た場合に沖縄県の

人件費の割合が他県と比べても高くなっている状況がございます。ただ、これは確かに沖縄県は離島も抱えていて、その辺の教職員の数が多いのかということもありますが、その辺の部分で多少検討を要することはあろうかと思えます。

○大城憲幸委員 今あったように人件費などでもほかの県と違って教員の数なども含めて沖縄県は特殊事情を抱えておりますので、なかなか簡単に一律には削減できないと思えます。ただ、わかっていることは先ほど言ったように、これからどんどん需要がふえていく、あるいは今の政治状況も含めて一括交付金が3年連続で数百億円単位で減っていく中では、我々は、この平成28年度の数字をもって楽観視できる状況にないという共通認識を持たないといけない。それからもう一つ、やはり今後については本当にこれまでにないような改革をしないと収入も一例えば先ほど少し議論がありましたが、民活も含めて、県有財産の活用をもっと大胆にやらないといけないと思えます。那覇空港の民間活用という議論も少しありましたが、そういうものも含めて、これまでの常識にとらわれない議論が必要、行財政改革が必要だと思えます。また代表監査委員を中心としたリーダーシップも期待したいと思えますので、お願いして質疑とします。

○平良昭一委員長 以上で、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○平良昭一委員長 再開いたします。

今回は、10月26日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 平 良 昭 一

平成29年10月18日

平成29年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

総務企画委員会記録

(第 1 号)

平成29年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 平成29年10月18日（水曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後3時44分
場所 第4委員会室

警察本部長 池田克史君
警務部長 中島寛君
生活安全部長 新里一君
交通部長 梶原芳也君

本日の委員会に付した事件

- 平成29年第5回議会認定第1号 平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について（知事公室、総務部、公安委員会所管分）
- 平成29年第5回議会認定第8号 平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 平成29年第5回議会認定第20号 平成28年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

出席委員

委員長 渡久地 修君
副委員長 新垣 光 栄君
委員 花城大輔君 又吉清義君
中川京貴君 仲田弘毅君
宮城一郎君 当山勝利君
仲宗根悟君 玉城満君
比嘉瑞己君 上原章君
當間盛夫君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 謝花喜一郎君
知事公室参事監（ワシントン駐在員） 運天 修君
参事兼基地対策課長 金城典和君
辺野古新基地建設問題対策課長 多良間 一 弘君
防災危機管理課長 上原孝夫君
総務部長 金城武君
総務私学課長 永山 淳君
行政管理課長 茂太 強君
財政課長 宮城嗣吉君
税務課長 千早清一君
管財課長 下地常夫君

○渡久地修委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成29年第5回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の概要の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 平成28年度の知事公室所管の決算の概要につきまして、お手元に配付いたしました平成28年度歳入歳出決算説明資料知事公室に基づいて、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

知事公室所管の歳入決算総額は、予算現額28億5119万2000円に対し、調定額23億4302万7803円、収入済額23億4302万7803円、過誤納額、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円となっております。

また、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっております。

次に、歳入を款別に御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額1709万5000円、調定額及び収入済額ともに4720円となっております。

予算現額に対して収入済額が過小となっている理由は、証紙収入について、所管する出納事務局において調定、収入したことによるものであります。

（款）国庫支出金は、予算現額28億861万2000円、調定額及び収入済額ともに23億3549万2048円となっております。

（款）財産収入は、予算現額127万7000円に対し、調定額及び収入済額ともに152万969円となっております。

2ページをお開きください。

(款) 諸収入は、予算現額590万8000円に対し、調定額及び収入済額ともに601万66円となっております。

(款) 県債は、予算現額1830万円に対し、調定額及び収入済額ともにゼロ円となっております。

これは、災害対策拠点整備事業を繰り越したことによるものであります。

以上が、一般会計歳入決算の概要でございます。

3ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

知事公室の歳出総額は、予算現額45億4836万3200円に対し、支出済額38億2041万6337円、翌年度繰越額4億1653万7040円、不用額3億1140万9823円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は84.0%、予算現額に対する翌年度繰越額の割合である繰越率は9.2%となっております。

翌年度繰越額4億1653万7040円については、(項)防災費(目)防災総務費の不発弾等処理事業費が主なものとなっております。

次に、不用額3億1140万9823円について、その主なものを御説明申し上げます。

(款) 総務費(項) 総務管理費(目) 一般管理費の不用額4697万9311円は、主に人件費及び物件費の執行残等によるものであります。

(目) 広報費の不用額490万8451円は、物件費の執行残等によるものであります。

(目) 諸費の不用額6954万5178円は、主に辺野古新基地建設問題対策事業と地域安全政策事業の執行残等によるものであります。

(款) 総務費(項) 防災費(目) 防災総務費の不用額1億8360万3843円は、主に不発弾等処理事業費の執行残等によるものであります。

(目) 消防指導費の不用額637万3040円は、主に物件費の執行残等によるものであります。

以上が、知事公室所管一般会計の平成28年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、平成28年度の総務部所管の一般会計と所有者不明土地管理特別会計及び

公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算について、お手元にお配りいたしました平成28年度歳入歳出決算説明資料に基づいて、御説明申し上げます。

なお、説明の都合上、ページを前後いたしますが、あらかじめ御了承をお願いします。

1ページをごらんください。

それでは、総務部所管の歳入総額について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)5490億4506万5673円、調定額(Bの欄)5426億3941万6411円、収入済額(Cの欄)5407億9676万3135円、うち過誤納金2億7699万9011円、不納欠損額(Dの欄)1億7836万8307円、収入未済額(Eの欄)19億4128万3980円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.7%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので御参照ください。

2ページをごらんください。

続いて、総務部所管の歳出総額について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)2252億5667万4000円に対し、支出済額(Bの欄)2243億6144万4268円、不用額(A-B-C)8億9522万9732円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.6%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(Aの欄)4652億3752万2673円、調定額(Bの欄)4588億7598万6456円、収入済額(Cの欄)4570億4696万8997円、うち過誤納金2億7699万9011円、不納欠損額(Dの欄)1億7836万8307円、収入未済額(Eの欄)19億2764万8163円、収入比率は99.6%となっております。

収入済額4570億4696万8997円の主なものは、2行下の(款)県税1224億5242万9960円、5ページの下から7行目の(款)地方交付税2102億3913万3000円であります。

戻りまして3ページをごらんください。

収入済額のうち過誤納金2億7699万9011円の主なものは、2行下の(款)県税2億7656万3352円であります。

過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更

正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができない分であります。

なお、平成29年度で還付処理いたしました。

不納欠損額1億7836万8307円の主なものは、2行下の(款)県税1億6926万7945円であります。

その主なものは、(項)県民税、(項)事業税、(項)自動車税となっております。

不納欠損の理由としては、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものです。

収入未済額19億2764万8163円について御説明申し上げます。

2行下の(款)県税の収入未済額18億455万3796円の主なものは、(項)県民税、(項)不動産取得税、(項)自動車税となっております。

その主な要因としては、失業、病気等による経済的理由によるもの、法人の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものであります。

6ページをごらんください。

下から10行目の(款)財産収入の収入未済額4875万4698円は、(項)財産運用収入の(目)財産貸付収入で、その主な要因は借地人の病気や経営不振、生活苦等の経済的理由によるもの等であります。

7ページをごらんください。

上から11行目の(款)諸収入の収入未済額7433万9669円の主なものは、(項)雑入の(目)違約金及び延納利息で、その主な要因は借地人の病気や経営不振、生活苦等の経済的理由によるもの等であります。

9ページをごらんください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(Aの欄)1414億4913万1000円に対し、支出済額(Bの欄)1407億6654万1144円、不用額6億8258万9856円、執行率は99.5%となっております。

不用額6億8258万9856円について、その主なものを御説明申し上げます。

2行下の(款)総務費の不用額4億5869万6996円は、主に(項)総務管理費(目)人事管理費の定年前早期退職者数の減による退職手当の執行残や(項)徴税費(目)賦課徴収費の県税の還付金が見込みを下回ったこと等によるものであります。

10ページをごらんください。

1行目の(款)公債費の不用額8375万9447円は、主に借入利率が当初見込んでいた利率を下回ったことによる利子の不用であります。

7行目の(款)諸支出金の不用額943万413円は、

主に(項)ゴルフ場利用税交付金や(項)利子割清算金の不用であります。

12ページをごらんください。

1行目の(款)予備費の不用額1億3070万3000円は、主に熊本地震に係る職員の派遣経費等、年度内の緊急支出に充用した後の残額であります。

以上が、平成28年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

引き続き、特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

13ページをごらんください。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、所有者不明土地の管理及び調査を行うための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)3億5405万3000円、調定額(Bの欄)3億6972万8367円、収入済額(Cの欄)3億5609万2550円、収入未済額(Eの欄)1363万5817円となっております。

収入未済額1363万5817円は、主に4行下の(目)財産貸付収入939万9428円で、借地人等の経済的理由等による滞納額であります。

14ページをごらんください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)3億5405万3000円に対し、支出済額(Bの欄)2億120万1536円、不用額1億5285万1464円となっております。

不用額の主なものは、予備費であります。

15ページをごらんください。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、公債費を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)834億5349万円、調定額(Bの欄)及び収入済額(Cの欄)は同額で、833億9370万1588円となっております。

16ページをごらんください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)834億5349万円に対し、支出済額(Bの欄)833億9370万1588円、不用額5978万8412円となっております。

不用額の主なものは(目)利子で、借入利率が当

初見込んでいた利率を下回ったために生じた利子の減による不用であります。

以上が、総務部所管一般会計及び特別会計の平成28年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算の概要説明を求めます。

池田克史警察本部長。

○池田克史警察本部長 公安委員会所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております平成28年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額12億5653万5000円に対しまして、調定額は12億8361万1956円、収入済額が12億6866万4956円、不納欠損額は204万1000円、収入未済額は1290万6000円、調定額に対する収入比率は98.8%となっております。

収入未済額、不納欠損額はともに(款)諸収入における(目)過料であります。

(目)過料は、放置駐車違反車両の使用者に対する放置違反金であります。

不納欠損の理由といたしまして、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないなどの理由により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

以下、各(款)ごとに順次御説明いたします。

まず、(款)使用料及び手数料ですが、予算現額5960万1000円、調定額、収入済額ともに6222万3354円となっております。

(款)国庫支出金は、予算現額9億4268万6000円、調定額、収入済額ともに9億1600万円であります。

(款)財産収入は、予算現額1679万7000円、調定額、収入済額ともに1684万52円であります。

説明資料の2ページをお開きください。

(款)諸収入であります。予算現額2億3745万1000円、調定額2億8854万8550円、収入済額2億7360万1550円、不納欠損額204万1000円、収入未済額1290万6000円であります。

この不納欠損及び収入未済額は、先ほど説明いたしました放置駐車違反の車両使用者が納付する放置違反金であります。

以上が、一般会計歳入決算の概要であります。

説明資料の3ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

公安委員会の歳出決算は、予算現額329億2209万8000円に対しまして、支出済額は325億2579万3309円、翌年度繰越額は4126万1000円、不用額は3億5504万3691円、執行率は98.8%となっております。

翌年度繰越額は、(項)警察管理費(目)警察施設費の4126万1000円となっており、那覇警察署渡嘉敷駐在所の建設工事に時間を要したことによるものであります。

次に、不用額3億5504万3691円について、その主なものを御説明いたします。

(項)警察管理費(目)警察本部費の不用額2億2004万4984円は、主に定年前早期退職者数の減による退職手当の執行残によるものであります。

(目)装備費の不用額1548万3956円は、主に警察ヘリや船舶、車両の維持管理に係る費用の執行残によるものであります。

(目)警察施設費の不用額4020万6376円は、主に新糸満警察署の用地購入に係る業務委託の執行残等によるものであります。

(目)運転免許費の不用額861万2493円は、主に運転免許に係る講習委託件数の実績減によるものであります。

次に、(項)警察活動費(目)一般警察活動費の不用額635万6750円は、主に加入電話回線使用料等が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)刑事警察費の不用額3817万7069円は、主に部外講師や協力者に対する謝金、各種講習委託料の執行残によるものであります。

(目)交通指導取締費の不用額2577万1541円は、主に交通安全施設工事費の契約差金や信号機等に係る回線使用料の執行残によるものであります。

以上が、一般会計歳出決算の概要であります。

なお、特別会計の歳入歳出については、ごさいません。

以上で、公安委員会所管の平成28年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく御願いいたします。

○渡久地修委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)にしたがって行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関す

る決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、提起の際にその旨を発言するものとし、明 10月19日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

当該意見交換において要調査事項として報告することに反対の意見が述べられた場合には、その意見もあわせて決算特別委員会に報告いたします。

要調査事項は、決算特別委員会でさらに調査が必要とされる事項を想定しております。

また、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項や要調査事項としては報告しないと決定した事項を想定しており、これについても質疑終了後、意見交換等を予定しておりますので、御留意願います。

なお、委員長質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 まず最初に、主要施策の成果に関する報告書の中の知事公室、1の2、ワシントン事務所であります。これは一般質問でも取り上げて、予算・決算特別委員会でも質疑をさせていただきましたけれども、去る9月に実際にワシントンを訪問することがあって、また新たに疑問も出てきましたので答弁いただきたいと思っています。

さかのぼって事務所設置の目的を確認したいと思います。当初一前の知事公室長でしたが、ロビー活動という言葉が何度か使われていたと思います。

それが途中から一切使われなくなって、ロビー活動はしていません等の答弁があったりしましたが、その辺を少し確認したいと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 ロビー活動ということですが、我々はロビイストを用いたロビー活動は行っておりませんという答弁はさせていただいております。ロビー活動にはさまざまな捉え方がありますが、ロビー活動公開法という法律がございます。そういったロビー活動公開法に基づく、いわゆるロビイストによるロビー活動は行っていないということでございます。では、今、県がどういったことでやっているかといいますと、FARA登録ということで、米国以外の方がさまざまな活動を行うときにはFARA登録を行った上で連邦議会議員とか、そういったところと意見交換をすることができますが、そういったFARA登録に基づく活動はこれまで駐在員を通してさせていただいていますが、いわゆる先ほど言いました狭義においてといいますか、ロビー活動公開法に基づくロビイストによるロビー活動は行っていないということです。

○花城大輔委員 このロビー活動公開法の中では、県の職員がロビー活動をすることによって制約か何かがあるのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 ロビー活動及びロビイストの定義がございますが、ワシントン駐在員と弁護士に確認したところ、原則、合衆国法典第2章第26編ロビー活動の開示という定めがございます。そういった中でロビー活動というのは、依頼人のかわりに口頭及び書面によって以下のことを目的とした行政及び立法府関係者の働きかけに関する準備や調査、調整などを指すということで、具体的な内容として、連邦法の制定、変更、修正にかかわることや、連邦規則、規制、大統領命令あるいはその他のあらゆるプログラム・政策及び合衆国政府の立場や制度の変更・修正にかかわることというような、また議会による人物の任命や承認に関することということで、極めて合衆国の内部の法典や議会の人物の任命、そういうものにかかわるようなもの。今、県が行っておりますのは、従来申し上げておりますけれども、知事の訪米の対応や基地問題に関する情報収集、沖繩の状況などの情報発信というようなことを中心にやっております。そういったことでロビー活動公開法によるロビイストによる活動というのは、ある意味本当に限定されております。しかも、これは要件が大変厳しいです。そういったいわゆるロビー活動公開法に基づくロビー活動は行っていないという答弁を昨年からさせていただいているところであ

ります。

○花城大輔委員 答弁は長かったのですが、よくわからないのでもう一度お聞きします。県の職員がロビー活動をするに何か制約があるのですかということなのですか。

○運天修知事公室参事監 県の職員がやることに対してということですが、このロビー活動公開法に基づくロビイスト、ロビー活動をやる場合は、法律の登録が必要になってきます。それをやれば可能となるのですが、実際、どの程度のそういう政府への働きかけがその法律の規範に入るのかどうかということ、個々の案件ごとに判断されていくということになっていきます。そういう意味では、直接的に法律や予算などにかかわってくる高度な政治力を使って行うようなものでございます。ちなみに、これをシンクタンクだけがやっているということではなくて、そういうロビー活動は主に弁護士やコンサルタント、場合によっては広告代理店みたいなところなど、そういったところが個々の案件に基づきロビー活動公開法の手続をとって活動を行っている。ロビー活動公開法の手続をやらずに活動を行うと法に抵触するおそれがありますので、案件ごとに判断して、そういう登録を行いながら、法律をクリアしながらやっているというのが現状だと聞いております。

○花城大輔委員 やはりちょっとわかりにくいのですが、当初は、ワシントン事務所の目的の中にロビー活動が入っているという話をされていたと思います。そして今のお話では、法律の何か登録とかいろいろなものがあって、県の職員でできない仕事だったのであるということなのですか、ということ聞いています。ですから途中からロビー活動という言葉が使われなくなった、もしくはロビイストを採用してのロビー活動は行っていませんという答弁に変わってきたのか。私が聞きたいのは、この当初の目的からロビー活動が外れたことを、どのような背景があってそうなったのですかと聞いています。

○謝花喜一郎知事公室長 アメリカ合衆国は、米国において影響を与えるものについていろいろ制限がございます。FARA登録というものもその一つですが、我々がFARA登録を行うことによって沖縄県の代理として連邦議会議員とか、補佐官との面談を行うことが可能となっています。これも広い意味では、ある意味ロビー活動と言えないこともないとは思いますが、我々がロビー活動公開法に基づくロビイストによるロビー活動を行っていませんというのは、いわゆる狭義のものはやっていないという意味合いで、そういう使い分けのものを昨年からは

答弁させていただいております。FARA登録に基づいた、いわゆる連邦議会議員とか、補佐官とか、そういった面談、そういった方々と面談を行うことによって沖縄県の実情を正確にお伝えする。そしてまた、そういった方々から先方側、米側の沖縄県に対する見方、そういったものを情報収集する、そういった広い意味でロビー活動というのをやっているという意味で—これはFARA登録に基づくものですが、いわゆる狭義のものは先ほど知事公室参事監からもございましたが、これはいろいろ規制がございまして大変ハードルも高いですので、我々はそういったものはやっていないという答弁をしています。

○花城大輔委員 次に行きたいので、これで終わりたいと思います。しつこいようで申しわけないですが、当初ロビー活動をする予定だったものが、ハードルが高いので、そうではなくてFARA登録による活動に変えたと。こういう理解でよろしいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど言いましたロビー活動公開法で示されている活動内容というのは、相当、連邦法の制定や変更、修正または議員の任命・承認に関するすごく高度なレベルのもので、こういったものは沖縄県の正確な情報発信の観点から我々が当初から求めていることではなく、少なくとも連邦議会議員とか、補佐官、調査局も含めてそういった方々にお会いして沖縄の実情を正確に伝える。ただ、それも自由にできるわけではございませんので、FARA登録法に基づいた活動の一環として活動を行う。これも広い意味でのロビー活動として捉えていただければと思っております。

○花城大輔委員 ロビー活動はできなかったけれどもFARA登録によってロビー活動のようなものはやっていますという、そう理解しておきたいと思えます。

次に、これも一般質問で話したことですが、平安山前ワシントン事務所長がその役職に合ったビザが取得できずに—いろいろと質問をさせていただきましたけれども、そのことによって、当初、計画上の活動と実際の活動に乖離があったかどうか、これについても一度聞かせてください。

○謝花喜一郎知事公室長 平安山前ワシントン事務所長には、地方自治体で初めてワシントンDCに駐在所を設置するという大きな目的を持って活動していただきました。その活動に当たっても、やはりFARA登録などが必要でしたので、FARA登録の取得などについても大変御尽力いただいたところでございます。そういった平安山前ワシントン事務所長の御尽力によりまして、ワシントンDCに地方自

治体として極めて異例な駐在所を設置することもできましたし、FARA登録も可能となったということで、今、2代目の運天ワシントン事務所長と交代しておりますけれども、駐在活动を安定的に行う環境づくりに多大な貢献をしていただいたと我々は考えているところであります。

○花城大輔委員 平安山前ワシントン事務所長の功績については理解を示します。ただ、私が言っているのは、法律に基づかない入国のあり方で、これは知事公室長も一般質問で否定しませんでした。そういったビザしか持っていない中で、この活動に支障があったかということ聞いてます。

○謝花喜一郎知事公室長 本会議での質問の経緯というのは、ある一部のマスコミの報道によって違法就労というようなことが端緒になったかと思いますが、違法就労といえますのは、本来のビザを取得せずに現地で雇用されて—アメリカの方々に雇用されて、そこから収入を得るということが違法就労の定義だと思えますが、前職の平安山前ワシントン事務所長は、県からの雇用者として、いわゆる県の職員として県から給与をいただいてやっているわけです。その際のビザについても適正、適法にアメリカの移民局の承認を受けて現地に入国し、そして活動を行ってきたということで何ら違法なものではなかったというような答弁をしたと記憶しております。

○花城大輔委員 これも一般質問での答弁でしたけれども、再入国が拒否される可能性について知事公室長は否定されませんでしたよね。

○謝花喜一郎知事公室長 アメリカは移民の国ですけども、入国の際に同様なビザで何度か入ってくると、何か別の意図があるのではないかというようなことは一般論としてあるという意味で否定はしなかったということです。これは平安山前ワシントン事務所長のビザ云々ではなくて、一般的に入国の審査については極めて厳しい国柄ですので、そういった観点から一般的な話としてそれはあり得るということの答弁をしたと記憶してございます。

○花城大輔委員 この点については最後にしますが、県の職員としてワシントンに行っていただく方に本来とっていただくビザは何ビザですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々が通常出張等で行く際のビザは期間が6カ月と限定されています。そして、現地で一定期間活動する際、長期間—6カ月以上いるという場合には、長期間滞在可能なビザというのがございますので、そのビザを取得することがある意味理想的ということはあると思えます。

○花城大輔委員 ですので、何ビザが適当ですかと

いうことです。

○謝花喜一郎知事公室長 L-1ビザと考えています。

○花城大輔委員 平安山前ワシントン事務所長が持っていたのはB-1ビザですよ。その確認です。

○謝花喜一郎知事公室長 そのとおりでございます。

○花城大輔委員 次に、540万円ほど年間の交通費が予算化されていたと思います。これは実際どれぐらい往復して、どれぐらい使われたのか教えてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 特別旅費として、ワシントン駐在員の沖縄—米国の往復旅費、それと米国内の出張旅費ということで、トータル175万5163円になります。

○花城大輔委員 米国内の旅費も予算の中に入っているのかもしれませんが、私が聞いたかったのは、この間、何回沖縄に帰ってきたのか、そしてその予算は幾らだったのかということです。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず、平安山前知事公室参事監で申し上げますと、平成28年5月14日から5月18日にまず1回—済みません、今のは訂正いたします。再度、平成28年7月5日から8月4日、それが1回目になります。その後、平成28年12月24日から平成29年1月17日までが2回目。それと3回目といたしまして、平成29年3月22日から3月31日まで、トータル平安山前知事公室参事監は3回になっております。

○花城大輔委員 3回で幾らですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 3回の合計といたしまして、144万4550円になります。

○花城大輔委員 今みたいな答弁のあり方だとか何かあるのではないかと思ってしまう。要は、ワシントン事務所の職員の旅費が幾ら使われたのか、何回行ったのかという質疑に対して、米国内の旅費が百数十万円ですとか、平安山氏に限るとこれだけとか、ぶつ切りに答弁されると何かいろいろと考えてしまいますが、そのほかに旅費は何に使われていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず内訳といたしまして、ワシントン駐在員には職員がもうお一方いらっしゃると思います。その方の米国内での移動旅費が2回ほどございます。それ以外に、知事が訪米された際の米国内での移動旅費、そういったものが一応含まれております。

○花城大輔委員 細切れで答弁するのはやめてください。幾らなのですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 米国内での移動活

動旅費といたしましては、113万8386円になります。

○花城大輔委員 では、540万円の予算に対して、実際使われたのはトータルで幾らになりますでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 申しわけございませんでした。再度、数字を訂正いたします。

まず、ワシントン事務所で使われた旅費の総額は、175万5163円になります。そのうち、平安山前ワシントン事務所長が日本へ戻られた経費、それが先ほど申し上げた3回ございまして、トータルで98万5123円。それ以外に米国内での移動旅費について合計額で申し上げると一数字が逆になっていたようですので、再度御報告いたします。

米国と沖縄の往復旅費が3回ございまして、77万40円。それと米国内における移動旅費が総トータル98万5123円。総合計といたしまして、175万5163円の決算額になります。

○花城大輔委員 最初の質疑で今の答弁が出たら時間を使わないで済んだと思いますが、次の質疑にいきます。

予算の9割以上がワシントンコア社に委託されていると思いますが、この会社についての評価を聞きたいと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、ワシントンコア社の駐在活动について委託しているわけですが、その委託事業の内容は、ワシントン駐在所の運営支援一駐在活动をやるために家賃の支払いとか、もろもろの手続がございまして、そういった駐在所の運営支援というものがまずございまして。それと、ワシントン駐在員による調査活動等の支援、駐在員のさまざまな活動に対するの支援。あと、沖縄に関連する米国安全保障政策の調査、こういったものもしていただいております。それから、専門家等を活用したヒアリング調査に関する業務、こういったものもワシントンコア社に駐在員活動事業として委託しているところがございます。こういった業務をやっていく中で、駐在所の運営支援は十分やっていただいておりますし、例えば連邦議会議員との面談設定とか一最初は全くノウハウ、面識等もないような中で、ワシントンコア社を通して、面談設定、それから面談の際の助言提供など、ワシントン駐在員による調査活動等の支援を十分にやっていただきまして、我々としてはワシントンコア社には十分対応していただいているものと評価しているところがございます。

○花城大輔委員 ある大手のシンクタンクの方にワシントンコア社のお話をしたところ、どのような英単語が使われたのかはちょっと覚えていないのですが、

不思議な会社だと言っていました。そのことを受けて我が会派の山川典二議員から、もっといいレベルの会社を選んだほうがいいのではないかというような話もありまして、それでこの会社の評価を聞いているわけです。これで一定の評価があるということは、もし来年もワシントン事務所を継続するのであれば、同じくワシントンコア社になるということでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 委託業者の選定要件としては、まず英語を母国語とする者と同程度の英語コミュニケーション能力及び日本語を母国語とする者、また同程度の日本語文書作成能力を有する人員を備えること、またワシントンDCの近郊で活動が可能であることを要件にしております。今後、英文での募集とかも含めて多方面の募集を行いたいと考えております。

○花城大輔委員 それと、これは最も重要であると思いますが、費用対効果ですね。約9000万円、1億円と言われている費用に対しての効果、これに対していつも誰々と何回会ったとか、そういったことでしか答弁はないわけですがけれども、実際にアメリカの重要なポストについている方々との信頼関係の構築にどのように影響したかということには答えられますでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、御指摘のありました信頼関係の構築というところは、大変重要だと思っております。これは平安山前ワシントン事務所長がいらっしゃったときから、平安山前ワシントン事務所長も後半一1月ごろですか、いらしたときにおっしゃっていた言葉ですがけれども、やはりこの日本の一自治体がそういった駐在所をワシントンDCに設置し、そこでさまざまな方々一連邦議会の議員や、その補佐官、それから調査局など、そういった方々とお会いする。それから、国務省、国防総省の日本部長とかクラスは限定されると思いますが、そういった方々ともお会いして、さまざまな面談等を通してお互いの考えを率直に意見交換し合うと。そういった中において、お互いの一定程度のコミュニケーション、そして人間関係が生まれて、信頼関係が生まれていくと。そういった点で意義があるというような話をしておられたことが大変印象として残っております。平安山前ワシントン事務所長にかわって、新しく運天ワシントン事務所長が着任しておりますけれども、これまで前職の方が築いてきたもの、またプラスアルファ運天ワシントン事務所長にはさまざまな、例えば公聴会やシンポジウム、そういったものにも積極的に参加いただいているところでは

ういった流れにおいて、駐在員と米国の関係者の方々との信頼関係の構築、これを重視していろいろな観点から沖縄県の実情、正確な情報の発信、そしてまた米国側の考えをつぶさに拾っていただいて、県に御報告いただければと思っているところであります。

○花城大輔委員 実際、現地で聞いた話では、銃剣とブルドーザーという、私たちが言葉を聞けばイメージできるような映像を英訳する際に、相手に非常に失礼な単語に訳したとか、マティス米国国防長官と会った際に、マティス国防長官が言ってないことをぶら下がりコメントされたり、もう会わないという話も幾つか聞かれました。それについては認識していますか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長からマティス国防長官とは面談していないとの説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 訂正します。ある有名な高官と会われた際に、その方が発言していない内容をぶら下がり発言して—そういったコメントをされたかどうか、確認します。

○謝花喜一郎知事公室長 面談の際に、先ほども御質疑で出ましたけれども、信頼関係というのは大変重要だと思います。その内容につきまして、それを公表する、公表しないということも、我々は気を配らねばならないことだと思っております。例えば知事訪米の際に、お会いしたことの内容についてはどうしますかということで必ず最後に確認させていただいて、その上で発表をさせていただいていると認識してございます。駐在員は日々いろいろな方々とお会いしていますが、その方々とお会いしている際にも、そこら辺のところは確認した上で。ですから、ワシントン駐在員からのレポート、報告書の中に名前を入れない場合もありますし、内容まで入れる場合もありますし、さまざまな相手方との信頼関係の観点から情報の管理を徹底しているところでございます。もし仮に、私のほうでそういったことがあったということであれば、遺憾ですけれども、そういったことがないように意を尽くさねばならないと考えております。

○花城大輔委員 それでは、次の質疑にいきたいと思えます。

同じく主要施策の成果に関する報告書の中の1の5、不発弾について。実際、30億円の予算—毎年、毎年、ふえてきて、ことしは30億円以上の予算がつ

いて、24億円しか執行できなかったと。これについての一番の原因は何でしょうか。

○上原孝夫防災危機管理課長 主要施策の成果に関する報告書の表の説明からまずさせていただきたいと思えます。

不発弾処理事業については大きく6つありますが、6つの事業のうち広域探査発掘加速化事業と市町村支援事業、住宅等開発磁気探査支援事業の3つプラス基金の事業—不発弾等対策安全事業の4つの事業が表—1の5のページに載っております。

1の5を説明しますと、括弧の中に平成27年度の繰越額を内数で示してありまして、平成28年度と平成27年度から繰り越しされた額がその上の数字、30億円余りで、あと決算が24億円出ております。少し説明しますと、当初予算欄の上段にあります括弧の1億9399万8000円は、平成27年度から繰り越しされた額ですが、その繰り越しされた分については1億8813万8000円で事業が執行されておりまして、繰り越しされた額については97%執行しております。平成28年度分につきましては、この内数の数字を引いた額が説明になりますが、説明しますと、平成28年度の当初予算額につきましては、30億192万9000円から1億9399万8000円を引いた額、28億793万1000円となっております。決算額—内数の数字を引いた額につきましては、22億1675万1000円となっております。当初予算から決算額を差し引いた額が5億9118万円となっております。5億9118万円が全部不用になったということではなくて、そのうち3億9817万7000円が平成29年度の予算に繰り越しされております。その残りについても全額が不用になったわけではなくて、いろいろ流用などを行ったりして不用額は減らしております。平成28年度の予算につきましては、先ほど申し上げた決算額22億1675万1000円と、繰越額3億9817万7000円の合計額26億1492万8000円が執行されておりまして、執行率は93%ということになっております。県としては、不用額の縮減を図るため、事業間の予算の流用や申請手続の簡素化、迅速化に取り組んで県民への周知活動などを強化しているところでございます。

○花城大輔委員 繰り越しも含めて執行率が96%とかそんなことを聞いているわけではありません。ことし30億円の予算に対して24億円の決算で、来年こういう状態でありながら概算要求では31億円と1億円ふえると予想されるわけですよね。その中で決算が24億円しかできなかったことの原因がわからないと、今後よくならないのではないですか。そのことを聞いているのです。

○上原孝夫防災危機管理課長 最近、住宅等開発磁気探査の事業が随分ふえてきておりまして、そこら辺の事業で1件当たり数億円とかかかる場合もございます。あと、個人の住宅の場合は、五、六十万円とかそういった金額でできる場合もございますが、不発弾の事業につきましては一旦事業を計画して工事を行った後に一例えば、探査している間に岩盤が出てきたりとか、そういったことで予定どおりの工事ができない場合があります。それで実際に契約した額と違う額で探査工事を終わるとか、そういったことで減額されるとか、住宅についても補助金を減額ということで、計画どおり予算を執行するということが難しい事業ということになっております。

○花城大輔委員 磁気探査事業の部分に限って、県の処理関係も含めて、業務のおくれなど影響していませんか。

○上原孝夫防災危機管理課長 職員が10名おりますけれども、土木専門の担当の再任用の方とかも配置しておりまして、事業については、申請からそんなに時間がかからずに工事は終わっているところですが、手続に際して書類の不備というところがございます。そういったところで何度もやりとりしている中でおくれる場合がございます。

○花城大輔委員 現場からは、県職員のなれた方の異動があったとか、時間がかかるという要望もあったので今の質疑をさせていただきました。再度、見直していただければと思っております。

内閣府と予算の折衝に入る段階で、哲学論争という言葉が使われていると聞きましたが、これは御存じですか。

○金城武総務部長 特にそのことについては承知しておりません。

○花城大輔委員 そういった話を聞いたものですか、県と内閣府との間にその言葉についていろいろと何か深い意味合いがあると思ったので聞いてみました。

○渡久地修委員長 又吉清義委員。

○又吉清義委員 まず、先ほどのワシントン事務所について、もう少しお伺いいたします。

委託をしている活動支援に弁護士の相談費用が含まれているかと思いますが、この弁護士と相談する相談料というのは駐在員がじかに決めるのか、また委託をしているワシントンコア社が弁護士委託料を決めるのか、まずそれについてはどのようになっていますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず、弁護士の相談内容といたしましては、ワシントン駐在活動に係

るFARA登録に関する事、また駐在職員のビザ取得、更新に係ること、それと現地で駐在活動を行う中で現地の法律に抵触しないかなど、相互に関連する事項についてワシントンコア社から現地の弁護士へ相談を行っております。弁護士の単価については、現地では弁護士の活動期間によって大体単価が決まっているようで、今、私たちが相談している弁護士の方は約21年から30年ぐらい活動している方に当たるということで、1時間当たり大体530ドルぐらいの弁護士の相談料となっております。それに実際の相談時間を掛けた金額が今、弁護士への支払いの金額という形になっております。

○又吉清義委員 相談内容というのは、もっといろいろなことを相談するのかなと思いましたが、基地に関する解決に向けての相談云々ではなくて、駐在できるかできないか、そういう相談内容にしか聞こえません。そこで確認しますが、今、FARA登録は済んだと理解してよろしいですね。

○金城典和参事兼基地対策課長 事務所自体のFARA登録は終わっております。ただ、職員の登録の手続等は職員がかわるたびに発生するというようになります。

○又吉清義委員 駐在員がかわるたびに登録をしないといけないということで、現在、運天ワシントン事務所長も終わったと理解してよろしいですね。

○金城典和参事兼基地対策課長 ことし4月1日から職員が2名行っていますが、そのお二人の変更登録は終わっているという状況です。

○又吉清義委員 当初、駐在員に関しては、ロビー活動をするということだったと思いますが、当初の計画はそれであったかどうか確認いたします。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども答弁しましたけれども、広い意味で沖縄県の正確な実情を連邦議会議員や、そういった関係者の方々にお伝えするために活動を行うと。ロビー活動というような意味で言えば行っておりますが、これはFARA登録というものが米国の制度上必要になってくるので、そういうことでFARA登録に基づいて行ってきたということです。ただ、私が先ほど来申し上げていたものは、ロビー活動公開法に基づく—これはアメリカの政権にも影響を与えるような高度な—狭義と申し上げたいと思っておりますけれども、狭義のロビイストを用いたロビー活動というのは、今現在、ワシントン駐在では行っていないということがございます。

○又吉清義委員 ぜひ端的にお願いします。

当初の目的は、ロビー活動をするということが目的でしたよねということを知っているわけです。そ

れだけでよろしいです。

○謝花喜一郎知事公室長 ロビー活動の定義がいろいろ広がるものですから、そういう答弁をさせていただきました。申しわけございません。

沖縄県で考えているロビー活動といいますのは、沖縄県の正確な情報を発信する、提供する。そして相手方からもさまざまな沖縄に関する情報をいただき、そういった意味での活動のために駐在所を設置しておりますので、そういった趣旨のロビー活動は行っております。

○又吉清義委員 何か言いわけにしか聞こえないのですが、そうであれば、なぜ最初からFARA登録をして活動をするという、この駐在員活動をするときにそういった目的は持っていなかったのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 FARA登録に基づいて、連邦議会議員、関係者の方々と調整を行うためにFARA登録も行ったわけでございます。ですから、当初からそういった目的は持っていたということです。

○又吉清義委員 ロビー活動公開法に基づく登録をしっかりとからの活動と、FARA登録をしっかりとからの活動というのは、どちらが沖縄県にとってより中身の濃い情報が収集できますか。同じレベルですか。

○謝花喜一郎知事公室長 何度も答弁して恐縮ですが、ロビー活動公開法に基づくロビイストによる活動というのは、大変高いレベルの活動でございます。沖縄県は当初からそういったことを目的としているのではなくして、沖縄の正確な情報を発信、そういったことを目的に駐在所をつくったわけですね。それは、ロビー活動公開法に基づくロビイストによるロビー活動でなくとも、FARA登録に基づく活動で十分ですので、今の駐在のあり方で十分対応できているものと考えております。

○又吉清義委員 確認ですが、ロビイストによる活動ではなくて、今、皆さんがやる活動は、FARA登録で十分だからこれでやっているということですか。私はてっきりロビー活動は今おっしゃるようなレベルが高いので、皆さんがその領域の登録ができないと。やむなくこれができなくて、何らかの活動をするためにFARA登録をしたとしか理解してないのですが、そうではないわけですね。FARA登録で十分だということでは理解していいわけですね。

○謝花喜一郎知事公室長 おっしゃるように、FARA登録に基づいた活動で十分だと当初から考えてございます。

○又吉清義委員 このことはきょう初めて聞きまし

た、当時、この活動をするときは、前知事公室長はずっとロビー活動ということで議事録に残っておりますので、これは前知事公室長の認識の違いかと思いますが、その辺はまた議事録を見てお聞きしたいと思っております。

その中で非常に不思議なことが、平安山前ワシントン事務所長がB-1のビザを持つ中で、約3カ月から4カ月に1回帰ってきますよね。そして、沖縄に1回駐在しますよね、1カ月近くも。これは、どうしてですか。私はてっきりB-1のビザであれば、もうしばらくいるのかと思ったら一番短いのは2カ月です。2カ月で帰ってくるのです。そして1カ月近くいるということ、これは活動に価値がありますか。先ほどありました平安山前ワシントン事務所長の往復の日程を聞いたらそのようになっていますが、もう一回ごらんになってください。何カ月に1回帰ってきて、わずか1年半の間に沖縄にいる滞在期間はトータルで何日ですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 平安山前知事公室参事官の平成28年度におけるワシントンから日本への帰国状況ですが、まず平成28年7月5日から8月4日、約1カ月程度沖縄にいる形になります。それと2回目が、平成28年12月24日から平成29年1月17日までになります。また3回目は、平成29年3月22日から平成29年3月31日と、約1週間程度となっております。

○又吉清義委員 これも見てみると、8月まで沖縄にいて、そしてアメリカに行くと。そして、4カ月したら帰ってくる。そしてまた沖縄に帰ってきて、1月18日から訪米して、また2カ月後は帰ってくると。とてもではないですが、4カ月から2カ月ぐらいに1回帰ってくるのですが、その理由はなぜですか。もうしばらくいて情報収集をするのかと思っておりましたが、どうも非常に短い感じがします。こんなに短期で帰ってくる理由は何でしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、先ほども御答弁申し上げたのですが、B-1ビザは6カ月間の期間がございまして、そういったことがあって一度は帰ってきていただくという理由はあります。ただ、その際に合わせて御本人の一県庁職員でございますので、健康診断等を現地でやっていただくということもございましたし、それからワシントン駐在での活動—例えばFARA登録の状況とか、いろいろなことについて意見交換もしなければならなかったということがございます。そういったことで7月に一度帰って来ていただいたと。そして、12月も大体同様な趣旨—12月の場合は、知事の訪米の時期などもござい

ましたので、そういったことについてまたいろいろ意見交換もさせていただいたということです。最後のほうは御本人のある意味、任期切れの関係がございましたので、帰沖していただきまして、そのまま任期を終了したという流れでございます。

○又吉清義委員 もう一度確認させていただきますが、先ほど知事公室長がこういうことをおっしゃっていて驚きましたが、やはり同様のビザで何度か入国をすると入国が非常に困難になると。これは間違いないですか。

○謝花喜一郎知事公室長 これは平安山前ワシントン事務所長御本人から聞いたのですが、平安山氏も何度か訪米したことがあります。そういった周りの実情も聞いておりますが、入国審査官によってはそういったことでとめられることもあるという。ですから、一般的なお話としてそういったことはあるというお話は聞いております。そういうことを答弁させていただきました。

○又吉清義委員 私も調べたのですが、これは一般的ではなく真実みたいですよ。

そこでもう一度お伺いしますが、例えば前任の平安山氏ですが、米国政府、そして連邦議会からも冷遇されているのではないかとと言われて、なかなか仕事ができないと知事に伝えたと言われてます。その中で現所長の運天知事公室参事監は、連邦議会との関係でどのぐらい強力な信頼関係があるのか、平安山前ワシントン事務所長に負けない信頼関係がありますとか、実績がどのぐらいあるのか、それを御説明してもらえませんか。

○運天修知事公室参事監 連邦議会とは、知事訪米でこれまで知事が面談した事務所を訪ねて、その担当補佐官一基地問題、安全保障に関する補佐官と名刺交換をしたり、メールアドレスの交換をしたり、そういったこともやっております。何名かとは特にグアムの問題とかありますので、そういったところで意見交換をさせていただいたことはございます。それから、国務省、国防総省についても日本部長と面談させていただきまして、今度、新しく国務省の日本部長となった方からは、いつでも窓口をあけているので気軽に寄ってください、来てくださいということは言われております。せんだって、ヘリの炎上事故がございましたが、その当日の朝、我々は国務省や国防総省の担当の方に、ぜひこの件でお話をしたいということをメールで申し入れて、午後一に早速、両者とも面談をしていただいたと。それぐらいの関係は構築できていると思っております。

○又吉清義委員 進めながらまたそれについても詳

しく聞きたいと思いますが、もう少しお聞きさせていただきます。

例えば、このワシントン事務所ですが、米国においてネットワークを広げる中で、現在、ワシントン事務所が持っているネットワークについてどのぐらいの一例えば、県内にあるネットワークよりも、ワシントン事務所を持つことで、このように常時ネットワークが現地にあるおかげで生で発信ができる効果といいますか、どういったネットワークを持っているのか、機関などについて御説明してもらえませんか。

○運天修知事公室参事監 現地にいることにより、議会の公聴会とかございますが、そこでどの議員がどういうふうに沖縄について関心を持っているか、そういうこともそれぞれわかりますし、太平洋・アジア関係の安全保障についてどの議員が関心を持っているかということもわかります。こういった情報というのは、日本のことに関連するよほどの発言がない限りは日本で報道されませんので、その報道でしか我々は知り得ないわけです。そういう意味では非常に価値のあることだと思っています。それぞれ政府関係者の発言にどういう真意があったのかということも現地ですぐ確認できますし、それについてまた専門家の方の意見も確認することができるということで、より正確な情報を本庁に提供できるようになるということについてはメリットが大きいと思っております。

○又吉清義委員 2点ほどお伺いしますが、先ほど花城委員の質疑に対して知事公室長がおっしゃっていましたが、知事が訪米をしてマスコミでコメントをする場合、確認をして発表するということですが、現地に行ったら知事はそういうことはしないと。特にひどいのは、例のシーユーアゲインに関しても、さよならと言ったのに新聞に載った記事は、また会いましょうと載っていると。そして、マイク・モチヅキ氏の記事に関しても、マイク・モチヅキ氏に会ってみると、「いや、私はそういう意味では言っていません。」と、こういう大きなずれがあったのですが、知事は会った方々に確認をしてマスコミ発表をしているということについては、本当に間違いないですね。

○謝花喜一郎知事公室長 私もことしの1月から2月にかけて知事に同行いたしました。その際に、どこまで発表するか、発言するかということについては、面談の最後に確認した上で終わっているということです。

○又吉清義委員 訪米して私たちが聞いたところで

は、それは聞いたことはないとは私はそのように聞いていますが、知事公室長がそのように後で具体的に会った方々に確認をしたと言うのであれば、後でまた詳しく聞かせていただきたいと思います。私たちはそれが無いということで、非常に困っているというのが現地の情報でしたので、あえて聞いております。

次に、ワシントン事務所が在米国日本国大使館とどのような連絡網を築いているのか。そして、在日本国米国大使館とのコンタクト、情報収集・交換、そういったことは可能かどうか。皆さん自体そういった関係がどのくらいあるのか、それが具体的にわかれば御説明していただけますか。

○運天修知事公室参事監 大使館の中にも我々の活動に対応する方々がいらっしゃいますので、その方々とは何かあるたびに意見交換をさせていただいております。2プラス2の件とか、政府内の人事についてどういう情報を持っているかとか、そういったことも意見交換をさせていただいておりますし、大使館のイベント等にも招待を受けたりしております。私も沖縄で外務省、防衛省といろいろな日常的に対話をしてまいりましたので、そういったことでは特段変わりはないと思っております。

○又吉清義委員 在米国日本国大使館との深い絆とか、連絡網、その辺についてももう少し具体的にないですか。別にこの程度であれば、こちらからも電話一本でできるような感じにしか聞こえないのですが、現地だからこそできる在米国日本国大使館とワシントン事務所とのあり方、この価値がどうも、説明不十分にしか聞こえないのですが、もう一度御答弁をお願いします。

○運天修知事公室参事監 今回、担当の参事官が7月、8月でそれぞれ異動、交代したということもありまして、また2プラス2とか、そういったいろいろな日程があつたりして、なかなかお時間をとることができなかったのですが、通常、彼らの職務として持っている情報については、彼らもいろいろ立場がございますので、その範囲内でいろいろ意見交換はさせていただいております。

○又吉清義委員 運天ワシントン事務所長にお伺いしますが、在米国日本国大使館とも、例えばこのように面会をした回数が何回くらいあるのか、そしてまた議会においてもそれなりのパイプがあつて、皆さんもいろいろな打ち合わせをすとおっしゃっております。面識もあるということですが、こういったことは例えば1週間に一、二回くらいあるのか、月に一、二回くらいあるのか、運天ワシントン事務

所長がそこに在任してからは何回くらいありますか。
○運天修知事公室参事監 最初のほうに1回と途中で2回ほどお会いしておりますが、相手も人事異動とか、いろいろなことでなかなか時間がつくれなかったという事実はございます。我々としては、特に何かあれば、いろいろ出来事のきっかけに応じて対話をしていきたいと思っております。

○又吉清義委員 対話をしていきたいというのは皆さんの要望であつて、実際、やはりこのようにちゃんと定期的に定例会も持てるくらい、そのようにしっかり見てるのだと、そのくらい意欲が欲しいと思えますが、どうもその辺が聞こえてきません。

あと一点お伺いしますが、例えば、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定一日米地位協定の11項目の見直しについて平成12年に要請したと思っておりますが、ワシントン事務所はこの件についてはどのような対処をしているのかということと、また、インターネットを活用して見直しの実現に向けた活動—今は、ロビー活動に似たようなFARAの活動をしているということですが、これはロビー活動ではなくてFARA活動でそういった活動も行っていくのか、どのようになっていますか。

○運天修知事公室参事監 我々が国務省、国防総省とお会いするときには、FARA登録に基づいて報告させていただいております。先週の事件・事故の際には、事故の内容、県の考え方を伝えるとともに、県が今度こういう地位協定の見直しをしている。これはもちろん知事が東京の在日米国大使館にも手渡ししておりますので、当然、国務省、国防総省にも届いていると思っておりますが、担当者に再度、趣旨をお伝えしております。こういう重大な事故があつたときには、きちんと県も入れた協議を丁寧に行うなど、そういう趣旨を全部ここで記していますので、それを十分周知した上で対応していただきたい、今後、考えていただきたいということを伝えてあります。

○渡久地修委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 執行部から出された主要施策の成果に関する報告書1の4、我々は会派でワシントンを訪問させていただいて勉強もさせていただきました。その間に気づいた点をきょうは質疑させていただきますが、まず最初に先ほど来、運天ワシントン事務所長含めて答弁をいただいて、これでいいのかということも若干ありますが、再度質疑をさせていただきます。

ワシントン駐在は、米連邦議会並びに国務省、国防総省、国家安全保障会議関係者など、いろいろな方々とお会いしてきて成果も上がったというお話ではありますが、どの程度の役職の方々とお会いできたかという内容について御説明をお願いします。

○運天修知事公室参事監 現職の国務省、国防総省の方というのは日本部長でございます。それから有識者等については次官補とかをやられた方もいらっしゃるし、政府の中で高官として活躍された方もいらっしゃいます。そういった方々とも面談をしていろいろ意見交換をしております。

○仲田弘毅委員 なされていた方というのは過去の方ですよ。影響力のある現職の方々はどの程度の方々ですか。

○運天修知事公室参事監 政府でいいますと、我々とは日本部長で対応していただいております。

○仲田弘毅委員 本県から辺野古阻止の問題で連邦議会に知事の考え方を理解していただくためにワシントン事務所はでき上がったと我々は解釈しておりますが、その目的でどの程度達成されたか、県あるいはワシントン事務所で理解しておりますか。

○運天修知事公室参事監 この内容につきましてもは多くの方から一特に議会の議員、補佐官等と面談すると、知事のそういう姿勢というのは皆さん理解しているということで、辺野古の問題についても非常に注視して、日米間の課題としてあるということを確認している方はかなりふえておられると思います。その中で日本政府からの情報だけでは我々の正確な情報が伝わりませんので、私たちは私たちの立場できちんと今の現状をお伝えしているということでございます。

○仲田弘毅委員 我々が訪米をさせていただいて一番最初に気づいたことは、やはり考え方のすれ違いというのは十分あるということを感じてきました。そういった意味でワシントン事務所が2名体制で頑張っていることは大変だということも感じましたが、2名体制という今の現状で十分ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 ワシントン駐在は2年6カ月にわたっていろいろ多くの関係者とお会いして、いつも言って申しわけないですが、延べ610名の方々と面会等を行っております。先ほど来、運天ワシントン事務所長からございますように、正確な状況を伝えるとともに米国政府の動向等についても情報の収集を行っているところでございます。そういったことで2年6カ月たって、私の私見も入りますが、ここに至って軌道に乗り始めて来ているのかと思っております。そういったことからしますと、現行の

2名体制で十分ではないかと。あと、現地採用が1名ございます。実質、対外的なものは2名で行っていますが、今の体制でしばらくは可能ではないかと考えているところであります。

○仲田弘毅委員 ことしの平成29年1月付で現地で採用があったという報告も受けてはおりますが、その中でビザの問題—これはL-1、B-1といろいろありますが、ロビー活動を一生懸命現地で展開するというのでワシントン事務所はできたと認識していましたが、残念ながら知事公室長の答弁では、FARAで十分なのでロビー活動云々のハードルの高いものではないということで、ハードルが随分落ちてきたという感じもいたします。そこであえて質疑させていただきますが、運天ワシントン事務所長の就任以来、どの程度のクラスが面会でできて、そしてその回数と役職の説明をいただきたいのですが。

○運天修知事公室参事監 私が行きましてから、8月末での数字しかまとめておりませんが、連邦議会議員についてはジョン・マケイン氏とお会いして、次回知事が来るときはぜひ面談してくださいということをお話しした後、補佐官からもお話を聞きたいということで、後日、担当補佐官と面談してお話をさせていただいております。それから連邦議会の補佐官についても、外交委員会、それから歳出委員会の一沖繩に実際議員が来られる機会があれば、ぜひそのようなことを行ってほしいと。毎年、日本に議員団が来ますので、その中で沖繩の視察もぜひ入れてくださいということで、その委員会を取り仕切る補佐官の方々と面談をしております。それは一般の議員よりさらに中心的な方々になります。それから、連邦議会調査局の調査員等々とお話をしております。政府関係者は先ほど申し上げたとおり、国務省、国防総省の日本部長や分析官といった方々と面談をさせていただいております。

○仲田弘毅委員 ジョン・マケイン氏の件ですが、単なる陳情・要請という形のお会いの仕方ではなく、信頼関係を持って「沖繩のことをよろしく願います。」、そして向こうが「わかった。」というぐらいの話し合いができたと考えていらっしゃるのでしょうか。

○運天修知事公室参事監 そこまではまだ積み上げることはできておりませんが、補佐官からは沖繩でこういう課題があること、それから現状についても常にいろいろ情報は集めているというようなお話もいただいておりますので、彼らは全く沖繩のことに対して関心がないというわけではないということでございます。御承知のとおり、今、米国議会というのはどちらかといいますと国内問題で非常に状況が

混沌としているといえますか、そういう状況ですので、外交までなかなか回らないという状況がございますが、その中でもやはり私どもが定期的に沖縄の正確な情報を提供していくことをやっております。

○仲田弘毅委員 知事が今回の訪米をするときに、今、ワシントン事務所長がおっしゃったように、今、トランプ米国大統領は国内問題でまだ落ちついていないので時期尚早であるということを本会議でも質問させていただきました。ですから、このような国政の情勢を見ながら我々沖縄県は、本当の意味で沖縄県の実情を訴えるのであればしっかり落ちついた状況で、やるべきところはしっかりやるべきだと思います。ですから、そういった意味合いにおいて、やはりやり方、ノウハウをもっともっと勉強してやるべきだと考えております。

委員長、我々会派の一人一人の質疑の中でももう少し審査すべき点という点も中にはあります。ですから、そういった意味合いで要調査事項として我々の会派のきょうまでの質疑の中で特別委員会の中で取り上げていただきたいと思っております。そのように提案をお願いしておきたいと思っております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲田委員に対して、誰にどのようなことを確認するのか再開後に改めて述べるよう説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 まず、ワシントン国内でのワシントン事務所の旅費の問題、これは数字が二転、三転したところもありますので、そういったところのチェックの問題。それから各省庁のこういった高官の皆さんと実際こういった内容のお話があったのかということをもっと詳しく答弁をしていただきたい。そのことを含めて要調査事項としてお願いします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲田委員に対して、知事公室長等への質疑であればこの場で、知事等へ答弁を求めるのであればその旨発言するよう説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 今、お願いをした要調査事項はぜひ沖縄県知事から答弁をお願いしたいということで、質疑を続行してよろしいですか。

○渡久地修委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月19日の委員

会において協議します。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 再度お聞きしますが、現所長一運天ワシントン事務所長のビザの取得に関しては、どういった状況になっておりますか。

○運天修知事公室参事監 ビザにつきましては、前ワシントン事務所長はB-1でやっておりましたが、私につきましてはLビザを承認いただいております。今回、その発給の手続をするということになっております。

○仲田弘毅委員 ということは、L-1を取得できる状況にあるということですね。

次に、ワシントン事務所から知事へのレポート、つまりワシントン事務所から県への報告書は大体どのような状況で、月どの程度になりますか。

○運天修知事公室参事監 基本的に、週1回、毎週末に報告しております。それから、公聴会やシンポジウムなどの中で特に沖縄に関連するような発言があればその都度、随時報告をいたしております。週報で見ますと、10月まで24回、それから毎月それらをまとめた内容で月報ということでやっております。そのようなことで関係部署、それから知事まで報告をさせていただいているところでございます。

○仲田弘毅委員 ことし1月に現地採用された方がいらっしゃいます。その現地採用の理由は基本的には何だとお考えでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 ワシントン駐在においては、事務補助として現地採用者を1名採用しております。その業務の内容といたしましては、電話の受付、来客の対応、日程管理、文書の受付、資料作成、その他補助業務を行っております。英語を母国語としている者で、母国語を話す方と同程度の英語を話せる能力を有しており、さらに日本語も堪能で文書の作成能力もあわせ持つという方とともに、もう一つ、沖縄の基地問題に関心のある者を選択して採用しております。

○仲田弘毅委員 1の4の実績を含めて予算関係を見ると7369万6000円で、そして実際の決算額が6657万7000円と。私は従来、一般質問の中で人件費を含めてトータルで幾らぐらいになりますかという質問を何回もさせていただきましたが、人件費に関してはプライバシーの問題があるので答弁できませんという返事でした。これは今回できますか。

○謝花喜一郎知事公室長 事業費はワシントンコア社への委託が中心になっておりまして、人件費は本庁で支払いをしております。この人件費の支払いについては私も含めて全てそうなのですが、沖縄県の

給与に関する条例に基づいて支給させていただいております。ワシントン事務所の職員は現地採用を除いてお二人しかおりませんので、そのお二人の職員の給与については、大変恐縮ですが個人情報等でございますので控えさせていただければと。ただ、級号給で所長は参事監一部長級クラスで、もう一人阿波連という者がおりますが、彼は主査級の給与をいただいております。これはほかの職員と変わりなく支給しているということでございます。

○仲田弘毅委員 平安山前ワシントン事務所長は、領事館で通訳官もやっておりましたので英語に堪能で通訳は必要ありませんでした。ですから、今回、運天ワシントン事務所長が誕生して、阿波連さんという通訳官が1人どうしても必要になってくると。これは人件費の増額につながっているのではないかとということで、これは県民から大きな指摘もありましたが、それについてはいかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私はそういった感触は全く持っておりません。阿波連所長は御存じのように沖縄県の基地問題に関してのエキスパートでございます。そして阿波連さんは前職で知事の通訳をしておりましたが、基地問題に関して知事の訪米等にも同行しておりますし、そういった面でいわゆるトップの交渉等をつぶさに見てこられている中で、ある意味信頼関係の観点からも空気感というものをよく御存じの方ですので、このお二人のペアは駐在職員として最適任であると考えております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。
(休憩中に、知事公室長から発言を訂正したい旨の申し出があり承認された。)

○渡久地修委員長 再開いたします。
謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 阿波連所長と申し上げたのは、阿波連主査の間違いでございます。
おわびして訂正させていただきます。

○仲田弘毅委員 阿波連さんの力がないとか云々ではなく、やはり経費という一これは県民の血税を使ってワシントン事務所を開設しているわけですので、そういった経費面をぜひ配慮していただきたいと思っております。

マーキュリー社との契約について、その契約はありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 これも本会議でいろいろ御質問がありましたが、マーキュリー社とはコンサルティングサービス同意書というものを結ぶことになっております。これはFARA登録の関連でそういった同意書というのが求められているということ

がございますので、同意書を結んだと。県との本来の契約関係としてワシントンコア社と県の契約関係はございますが、マーキュリー社とはFARA登録の関連で同意書というものを提出しないといけないということで、同意書を結んでいると。これは沖縄県のためにマーキュリー社が同意書を結ぶということでございます。

○仲田弘毅委員 この同意書の調印は、何月何日になっておりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 2015年5月27日付となっております。

○仲田弘毅委員 4月25日になってはいますけど。これは運天ワシントン事務所長のサインもちゃんと入っています。

○渡久地修委員長 休憩いたします。
(休憩中に、知事公室長から5月27日とは平成27年度の初回のものであり、4月25日とは平成29年度のものである旨の補足説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 ワシントン事務所に関しては以上ですが、1つだけ知事公室に。

花城議員からもありましたが、不発弾処理について、仲井眞県政時の平成11年、平成12年の糸満での大きな事故の後、大幅に不発弾処理費用は増額されてきて、国が一生懸命沖縄県の戦後処理をやっているということを我々は肌身で感じております。4億円だった予算が30億円まで伸びてきて、今その処理をどうしていくのかという中身において、これだけ30億円も手当てされた中で、今後県としては国にどのような要望・要請をやっていくのか、心構えといえますか、お気持ちを聞かせてください。

○謝花喜一郎知事公室長 30億円の話がございましたが、今年度、大分力を入れてございます。9月末の上半期で当初予算の30億9100万円に対して、執行済額が26億8200万円と執行率は87%となっております。ただ、先ほどもございましたが住宅等開発磁気探査支援事業が83%となっておりますので、まだまだ我々は執行率を高めるための取り組みとして市町村や建築士への説明会などをしっかりやらないといけないと思っております。そういった中で国への要望ですが、我々からしますと、より使い勝手のいい、沖縄の実情に合ったような不発弾処理事業の要綱にしていきたいということが根底にございまして、そういったことを事務局と内閣府の担当職員とで緻密な意見交換を行って、例えば、場合によっては平

日の朝早く処理をしなければならないといったときの手当も一土日は認められています、早朝の処理は認められていないので、そういったものを認めるようにとか、また深さのお話など細かいことを事務局レベルで大変丁寧に調整させていただいて、国も丁寧に対応していただいているところです。繰り越しが認められたということもそういった一環ですので、しっかりと増加傾向にある不発弾対策について我々自身も対応をしっかりできるように、これからも行うとともに、より実情に合うような形の予算化をお願いしたいと思っていますところでもあります。

○仲田弘毅委員 不発弾処理費用もそうですが、防音工事に関する仕様もコンターが見直される中で沖縄県は約2倍に増額されています。ですから、今後県としては執行体制をもっともっと強化して県民に行政サービスができるように頑張っていたきたいと要望して終わります。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時22分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 主要施策の成果に関する報告書の1の4、ワシントン駐在員活動事業のところでは、

このワシントン駐在所の役割ですが、沖縄からの情報発信と現地での情報収集が主な目的と受けとめております。まず情報発信の部分について、平成28年度における成果と反省というところをお聞かせいただけたらと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 まず、情報発信といたしましては、米国向けのホームページをつくりまして、沖縄の実情をより詳しく発信できるようにしたところがございます。また、国内向けにつきましてもワシントン駐在のホームページ、これは日本国民、そして沖縄県民向けでございますけれども、ワシントン駐在レポートということで、毎月、新たな情報を発信していたところがございます。ただ、これは回数が少し限られていたということもございますので、今年度からは週報という形で5月から10月13日までですが、これまで24回、毎週ワシントン駐在報告ということで出させていただいています。これは、県庁向けの情報提供でございますけれども、県民向けにはまたこれとは別に月報という形で、公表可能な部分についてはこれまでどおり発信をしています。ただ、内容の充実化を図ったというところがございます。

○宮城一郎委員 私の質疑が舌足らずでした。

沖縄の実情をアメリカ本国、例えば連邦議員の皆さん、補佐官の皆さんに対する情報発信という意味で何か成果と反省をいただけたらと思っています。

○金城典和参事兼基地対策課長 平成29年度の活動状況について御報告します。

○宮城一郎委員 平成28年度で。

○金城典和参事兼基地対策課長 通算の数字の中で平成28年度においては、291名の方々と面談をしております。それと、先ほど知事公室長からもお話がありました、平成28年12月には米国向けの英語版のホームページを開設して、それを充実している状況にあります。さらに平成28年5月には、知事訪米において12名の連邦議会議員やモンデール元米国副大統領等との面談ができ、沖縄に精通する8名の有識者等との会議を開催したところです。さらに、ことし1月には、知事訪米において、同じ連邦議会議員、国務省、国防総省など合計31名の方々と面談を行い、さらにジョージ・ワシントン大学において、公開セミナーなどの場面で引き続き辺野古の新基地建設に反対していく県の姿勢を伝えることができたというのが実績ということで報告いたします。

○宮城一郎委員 それでは逆に、アメリカ本国からの情報収集の面での平成28年度の成果と反省等があれば、お願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 アメリカ本国からの情報収集の成果については、先ほど知事公室参事監から291名の方々とお会いしたという話がありましたが、そういった方々からは逆に沖縄県の実情について、感想も含めてですけれども、十分にはまだ知らなかったという話などが出ています。ですから、向こうから新たな情報をとるというよりも、沖縄の情報、実情というのがいかにどのような形でこれまで伝わっていたのかということ、こちらも知ることができたわけがございます。そういった沖縄の基地問題に関する認識について相互に共通認識を持つということにおいて、こちらからも情報発信をして、相手方も新たに知ったことを踏まえて、こういったこともやっていただければという話もありますし、これまで知らなかったという部分もありますので、そういった意味で意見交換ができるということがある意味成果でもありますし、課題としてこういったことが十分ではなかったということについては、また課題として残っているところだと思います。そういったことについても、またさらにそれを克服するような形の対応を今後していく必要があると思っていますところでもあります。

○宮城一郎委員 今現在、既に着手されているのか、あるいは将来的なのか、ちょっとわかりませんが、例えばよく日本国内においては日米の取り決め等がまだ情報公開の期間に達していないということで、我々の公知の事実とならないところでも、アメリカ国内ではその期間を終えて、いろいろな方の目に触れることができる情報が一公文書館ですとか、あとそういった状況になくとも、先般の稲田防衛大臣の発言に起因するG A O—米国会計検査院での情報等々、こういったものをワシントン事務所が収集していく役割等々について、これまで、あるいはこれからについてお考えがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○謝花喜一郎知事公室長 今、委員からございました、G A O—米国会計検査院の報告は、今年度になって駐在員から情報提供をいただいたということでございます。こういった観点から、昨年度と比べて、やはりこちらから積極的に情報をとりにいくというような形で対応が変わりつつあると思います。それからC R Sやシンクタンク等が催すフォーラム等にも積極的に参加することによって、米国における課題等について情報が昨年度と比べてもより濃いものになっているという感想を持っているところであります。

○宮城一郎委員 今、私が3点ほど一情報発信、収集、そして今、知事公室長から御答弁いただいた内容等々、これが仮にワシントン駐在所を廃止した場合に、得られる情報、発信できる情報というのはどのように変わっていきますでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 昨年度は291名で、今年度に入ってから延べ129名の方々とお会いしています。そして、沖縄の実情を知っていただくと。また、向こうの情報もとることができますし、公聴会での話やシンポジウムへの参加の中でいろいろな情報をとることができます。もし、仮に駐在所を廃止した場合は、こういったものが全てとれなくなると。または、ごく限られたマスコミの発信に頼らざるを得なくなるということがあると思っています。それから、午前中に運天ワシントン事務所長からのお話でもありましたけれども、日本部長—これは国務省、国防総省のそれぞれの日本部長とも面談していますが、そういった中で沖縄の実情をつぶさに、タイムリーに伝えていると。今般の不時着炎上についてもすぐさま伝えることができましたし、日米地位協定の問題についてもお伝えできるということで、やはりワシントン駐在員の役割というのは、今、大変充実されてきていると。これがなくなると、そういっ

たものが全てゼロになってしまう懸念さえあると考えているところでございます。

○宮城一郎委員 おっしゃるところは、微減にとどまらず、影響はかなり大きい、マイナスの面で大きいということで解釈していいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私の感触ですが、そういう感じを持ってございます。

○宮城一郎委員 逆に本会議でもある議員から意見がありました。予算を拡大する方向、それによって今は着手できない—充実してきていると知事公室長はおっしゃいましたけれども、さらに充実させていく必要性を痛感していて、今後、予算の拡大等の検討については、どのようなお考えを今お持ちでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 ワシントンコア社への委託の関係ですけれども、今現時点で、ワシントンコア社にも2000万円ほどの調査を委託してございます。平成28年度は主に沖縄に関連のある方々、連邦議会議員530名から81名ほどチョイスしてもらいましたけれども、今年度はさらにこれを超える情報収集・調査をお願いしているところであります。そういった観点からいいますと、おおよそ今年度並み、昨年度並みの予算規模でできるのではないかと今考えているところであります。

○宮城一郎委員 私もことしの2月に県の訪米団ではなくて、ある団体の訪米団で同じ時期にアメリカに行きまして、ある数カ所については、重複する場所にも訪問させていただきました。その中で、米議会調査局が、私たちの訪米が終わって帰ってきた後に、レポートを提出されたと聞いていますが、レポートの内容と、そのレポートが意味するところというのを教えていただきたいのですが。

○金城典和参事兼基地対策課長 委員お尋ねの報告書については、ことし2月16日に出された連邦議会調査局の報告書のことだと認識しております。その中に記載されていることが、例えば「翁長知事は」ということで、「判決が出たものの翁長知事は引き続き移設に反対しており、工事を阻止もしくはさらに引き伸ばすその他の方策を進めている。」。また別のページでは「大部分の沖縄県民は、政治的環境面及び生活の質という組み合わせの理由において、新たな米軍基地の建設に反対している。」というような記載がございます。こういった内容については、知事が直接面談をされたり、今まで記者や訪米活動の中で訴えてきた中身が記載されたものだと理解しております。

○宮城一郎委員 意味、価値という点で、どのぐら

いの影響があるのかというところは、いかがでしょうか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** この連邦議会調査局の報告書は、連邦議会全員に配られる資料だと認識しております。そういう意味では、この資料によって沖縄県の今までの活動と考え方が全議員に広がる価値があったと認識しております。

○**宮城一郎委員** 本会議で、数ですか、レポート数といいますか、連邦議会調査局が出すものがかなり大量に発行されるという質疑があったと思いますが、この辺を改めて詳しく聞かせていただいでいでしょうか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 連邦議会調査局の2016年度の年次報告書によりますと、新規報告書などの件数は1197件、アップデートした報告書などの件数は2471件となっており、計3668件となっております。

○**宮城一郎委員** この3668件の内訳ですが、沖縄に関するレポートは1件のみで、それ以外はカテゴリー的には同一のものなどにくられるのでしょうか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 先ほど私が報告した内容ですが、一般に公開されている内容からいたしますと、大きく分けると3つのカテゴリーに分かれていまして、まず新規レポート及びその他一般配付成果物、これが1197件。それ以外に先ほど言ったアップデート関係が2471件。それだけの区分しかなくて、その詳細についてはちょっと持ち合わせていない状況です。

○**宮城一郎委員** では、3668分の1、沖縄に関するレポートがそうであるとして、3668件のレポートはそれぞれ3668分の1で等しい価値があると考えますが、いかがでしょうか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 先ほどのレポート及びアップデートの件数、中身について、細かく調査したことはないですが、今、委員がおっしゃるように同じ価値があるものとだと理解しております。

○**渡久地修委員長** 当山勝利委員。

○**当山勝利委員** それでは、主要施策の成果に関する報告書の中の1の3、基地問題の解決と駐留軍用地の跡地利用の中ですか、地域安全政策事業というのがありまして、その中でQ&A形式のパンフレットが作成されていて、私も見ましたが、まず平成28年度には何部作成されて、何部提供されたのか伺います。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 米軍基地問題に関するQ&Aパンフレットについては、当初4万部を印刷し、県内は全市町村、学校、図書館など、県外

は全都道府県、全市区町村、図書館、国会議員、報道機関等に配布しております。配布部数につきましては、当初3万947部を配布しております。

○**当山勝利委員** その配布された後の評価といたしますか、返ってきた声とか、そういうのはありますか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 本パンフレットについては、航空写真とか図表を多く活用しております。そのためわかりやすい構成となっていることから、一般の方々からは、沖縄の基地問題がよく理解できるといった評価をいただいております。

○**当山勝利委員** では、その下に地域安全政策調査研究事業というのがありまして、「航空写真を有効活用し」というところが課題としてありますが、今後、航空写真というのはどういうもので、どのように効果的に発信していかれるのか伺います。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 今回、収集いたしました航空写真の中身については、米軍基地関係が21カ所、枚数で言うと582枚。それから自衛隊基地関係が9カ所、63枚。米軍基地の返還跡地が5カ所、49枚。計35カ所の694枚となっております。この写真は、今回のQ&Aパンフレットにも活用しましたし、今後また我々のホームページなどにも活用したいと思っています。また我々は5年に1回、沖縄の米軍基地という冊子をつくります。これがことしつくる予定なのですが、ここにも一応活用していきたいと考えております。

○**当山勝利委員** それでは、総務部に伺います。

きのう決算特別委員会がありまして、その中で県税の個人県民税の収入未済額が余り減ってはいなかったのですが、納税機会の拡大ということで、総務部で取り組まれていることがあるということですが、その件についてどのようなことをされているのか、御答弁ください。

○**金城武総務部長** 県税の徴収対策としていろいろな取り組みを行っておりますが、まず全体的、総合的な徴収対策として、自主納付に係る広報活動、それから県民の納税機会の拡大ということで、例えば郵便局やコンビニ、クレジット収納など、そういう機会を拡充して徴収対策をとって効果を上げてきていると。それ以外にも徴収対策としては財産の差し押さえから、自動車税の場合にはタイヤロックあるいはインターネットでの公売などそういう滞納処分を強化することで全体として徴収率が向上してきているというところでございます。

あと県民税について言いますと、平成17年度から各県税事務所ごとに個人住民税徴収対策協議会ということで、市町村と一緒に情報共有しながら

連携して取り組んでいると。そしてさらに、個人県民税徴収対策チームということで、県職員を併任発令し、市町村の職員と連携していろいろな取り組みをしておりますし、市町村から逆に研修生として受け入れて、徴税事務のノウハウを勉強していただくというようないろいろな取り組みをしながら、全体として徴収率向上に貢献していただいているところでございます。

○当山勝利委員 過去5年間、県税ですか、収入済額がふえて、それにつれて不納欠損、収入未済額も減っているということで、皆さんがしっかり努力されているということがわかります。それでもう一つ、不納欠損額について、きのう決算特別委員会で聞いたところ、一般会計の不納欠損で九州のほぼ同じ財政力指数の県と比べると、平均して九州の場合は1億6000万円ですが、沖縄の場合は2億3000万円余ほどあります。この差について、少し開きがあるものですか、なぜそのようになっているのかもしわかれるのであれば御説明いただきたいと思います。

○金城武総務部長 今、整理して、各県との比較で普通会計という形で若干、一般会計だけではなくて一部は特別会計も含まれておりますけれども、その普通会計で見ますと、本県で約2億5000万円となっております。この財政力指数と人口規模で—これは九州というわけではないですが、類似県8県と比較をしておりますが、そこが1億7000万円ということで、やはり本県のほうが若干高くなっております。その中で県税と諸収入で不納欠損が多いわけですが、諸収入の不納欠損については、沖縄県が約7200万円、それから類似県8県平均で約2600万円ということで、本県の主な不納欠損の内容でございますが、土木建築部所管の県営住宅に係る損害賠償金、それから各特別会計における貸付金とその内容となっております。それから、県税の不納欠損額で申し上げますと、これも本県の場合、県税で約1億7000万円の不納欠損がありますが、これも財政力指数を類似—これは9県と比較しておりますが、類似県の平均が約1億5000万円ということで、これもまた2000万円ほど上回っております。県税の不納欠損というのが、地方税法に基づいて廃業、倒産、それから生活困窮などの理由によりまして財産等がなく、徴収困難な場合に適用される事案でありまして、年度によっていろいろと増減がございます。そういう状況になっておりまして、若干高いという状況がございます。

○当山勝利委員 ということは、生活に少し困っていらっしゃる方の分の不納欠損額が出ているということで、沖縄県の所得の低さというのがそういうと

ころにあらわれていると考えてもよろしいでしょうか。

○金城武総務部長 基本的にはそういうところも背景に、倒産や生活困窮が原因で不納欠損に至っておりますので、そういうところも要因としてはあるのかということ認識しているところでございます。

○当山勝利委員 それでは警察本部に1点だけ伺います。主要施策の成果に関する報告書12の9ですが、サイバーセキュリティ対策の件について伺います。

事業の効果・課題の中の(2)サイバー防犯活動等支援事業というのがありますが、これは平成28年度で目標が何校あって、実際にできた学校の数といえますか、それが何校あるのかおわかりでしょうか。

○新里一生活安全部長 平成28年度中の防犯講話の実施回数は928回で、対象人員は9万6171名となっております。これは前年に比べて、回数で204回、人数にしまして3620人の増加となっております。ちなみに、ことしの8月末現在につきましても、974回、8万1896人。回数としましては昨年に比べて350回、7829人の増加となっております。

○当山勝利委員 そういう対策はされてはいらっしゃると思いますが、サイバー犯罪の相談件数が1月から6月まで過去最多ペースの790件ということで、ちょっと増加傾向というのが出ております。なかなか対策といいますか、子供たちに対してこういうことをすると危険ですよというようなことはされてはいますが、それがなかなか数字にあらわれてきていない要因は何かおわかりでしょうか。

○新里一生活安全部長 御案内のとおり、最近は中学生、小学生までスマートフォン等そういった携帯電話の普及が著しく増加しております。そのような中で、県警察では各学校等を回りまして、サイバー犯罪防犯講話というものを行っております。そういった意味で、これまで警察に相談しなかったものも積極的に相談が来るようになってきています。さらに、サイバー犯罪という新しい形の犯罪がどんどんふえてきておりまして、そういった意味での相談といいますか、それが増加をしている要因になっていると思っております。

○当山勝利委員 ということは、そういう啓発活動を広めているので、逆に相談件数がふえてきて、重大犯罪にならないよう未然防止になっていると捉えてよろしいですか。

○新里一生活安全部長 防犯講話など、広報啓発活動を広めているということについても、増加の要因になっていると考えております。

○当山勝利委員 ただ、中学校・高校とこういうサ

イバー犯罪の講話を聞いていると、危ない、危ないという一辺倒の講話なものですから、なかなか子供たち一見している親も含めて食傷ぎみになってしまうのです。何度も同じような話を聞かされるので、もう少し子供たちに興味を持ってもらえるような形でやってもらえたらなということが、やはり父兄の中にはあるのです。例えば、モバイルプリンスみたいな方がいらして、一般の方がうまくスマホを使うような使い方を教えると。そして、それと同時にそれが行き過ぎると犯罪になりますよとか、犯罪に会う可能性が高いですよというようなことを、スマホを使ううまいやり方プラスやり過ぎると犯罪になるみたいな、そういう賢いやり方というのはできないのか、検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○新里一生活安全部長 先ほど申し上げましたように、県警察ではサイバー犯罪の防止に向けた広報啓発活動の一環として、広く県民や児童生徒を対象にしたサイバー防犯講話を行っています。御質疑のような、例えば企業であるとか、団体と連携した取り組みについてですが、県警察ではスマートフォンなどの安全な使い方を普及啓発する企業、例えばNTTやOCCなど、そういった企業の方々、それから先ほど委員からもありましたが、団体としてモバイルプリンスや沖縄市にネットいじめパトロール隊という団体等がありますけれども、そういった方々と児童生徒が多く使用するツールの利用方法や安全に使うための指導方法について情報交換をしております。そういった内容を取り入れたサイバー犯罪防犯講話を行うということに努めております。そういった中で、サイバーセキュリティを専門とする企業等と連携した取り組みというものを現在推進しているところであります。ただ、県警察では数多く防犯講話を行ったり、平均300回ぐらいやっておりますけれども、そういった中で企業の方々などと合同でやるという場合には、各企業側の日程等に制約がありまして、一緒に講話を行うことが難しい面もございます。そういう意味では県警察が重点となった防犯講話を行っているということが実情でございます。

○当山勝利委員 ぜひ子供たちが興味を持てるようなやり方をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡久地修委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 それでは、知事公室のほうからお願ひします。

米軍基地関係を所管する部署ですので、日々、大変な御苦勞をされているという意味では、皆さん大

変御苦勞をしているというのが実感ですけれども、きょうこの機会ですからひとつ米軍基地の返還後の跡利用について少し教えていただきたい部分がありますのでお願いしたいのですが、皆さんが返還後、跡地を利用するに当たって、どの辺までかわりがあるのかという点で、一向に進まない跡利用の事業として、いろいろな事業があるわけですが、そういったときに横連携といいますか、管轄していた部署が後押しをすとか、支援策がないのかというところがあったりします。その辺のところはどうですか。

○謝花喜一郎知事公室長 基本的に、跡地利用につきましては企画部で跡地利用推進法を所管してございます。それに基づきまして、支障除去措置、そういったものも企画部が中心に行っています。それから、市町村への跡地利用計画についても、企画部のほうで市町村と連携しながらやっていたいただいているということでございます。支障除去措置の際に、企画部から環境部など各部署へいろいろ意見を求めてまいりますので、その中で知事公室は所管する部として、場合によっては、それぞれの市町村の意向等も踏まえた意見を提出するという、そういった対応でございます。

○仲宗根悟委員 ここまでお答えいただけるかと思いますが、事業ごと一区画整理を入れるのでしたら入れる、それから町並みをつくるのならつくる、そして農業基盤整備を導入したいということが地元の意向、地主会の意向だとします。ところが農林水産省の高いハードルとか、いろいろクリアしなければいけない課題が突きつけられると。そこで、せっかくの軍用地跡利用の計画なのでスムーズにいけるような仕組みといたしますか、そういったところの横の連携をぜひ後押ししていただきたいと。農林水産省がこう言っているから無理だとか、クリアしてはいけない部分があるのだというような事例が見られるものですから、おっしゃるように農林水産部、土木建築部以外にそういった後押しができるような横の連携、そういう仕組みづくりで押し上げていただけるような方法がないのかということでお聞きしました。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども御答弁申し上げましたように、企画部のほうで跡地利用推進法を所管しております。跡地利用推進法は、今般返還された土地だけではなくして、既に返還された駐留軍用地についても所管しております。それについては、跡地利用を円滑に推進するという観点から跡地利用推進法はできてございますので、その観点から、例えば事業の見通しとか、事業計画をつくる過程の中

においてさまざまな課題というのが、委員御指摘のように、出てくると思われれます。これについても国の責務としていろいろ積極的に対応するといったことが条文等の中に基本的な精神としてありますので、そういったことを踏まえて関係部局において国との調整がなされるものと考えております。

○仲宗根悟委員 実は、実現するまでといたしますか、実施計画を入れて、この間、結構な時間を要する事例というのが多々あるものですから、そういったことを踏まえながらも最近ではその法律に基づいて、さっさとスムーズにやるべきだろうと。また、そのように地主も願っていますし、これが初代から次代にわたるような期間も見受けられたりするものですから、そういった形でもスピードアップを図っていただきたいですし、横連携も図っていただきたいという思いで質疑させていただきました。

私も嘉手納基地に隣接して過ごして、生活している者の一人としては、嘉手納飛行場をめぐる基地のあり方ですとか、訓練のありようを依然として聞き入れてもらえないのかと。パラシュートにしても、昨年から続いてことしで3回目を数えると。そして、7月7日には常態化したような訓練のありようを嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会—三連協を通じて、県も一緒に政府へ要請に行かれています。そのときの受け方といたしますか、感触といたしますか、どういった要請内容で、どういったことを希望しましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 今ありましたように、嘉手納飛行場—これは本来ならば伊江島でやるというのが、沖縄に関する特別行動委員会—SACOの合意事案だったと思っております。それが日米合同委員会で例外が一度認められたことをきっかけとして、これまではそれほどまで回数は多くなかったのですが、1年に1回あるかないか、数年間なかった時期もあったわけですが、今年度になって3回も連続して繰り返され、常態化の懸念があるということがありました。三連協としても大変危機意識を持ってございました。我々としてはSACOの最終報告の趣旨に基づいて行うべきだということで、三連協の方々の気持ちがよく理解できました。それとあわせてその時期に、旧海軍駐機場の使用というものもございましたので、これはまた地元嘉手納町の強い思いで、20年来—当初の要望からすると30年来の要望でしたが、これもまた形骸化されているということがありましたので、我々としてもこのまま放置できないということで、ある意味、県から嘉手納町長等に申し入れを行って一緒に要請を行わせていただいた

ところでございます。

○仲宗根悟委員 我々、米軍基地関係特別委員会の中でも嘉手納基地の視察を入れながら、また嘉手納町役場の担当職員からも説明をいただきながら、現場を視察してきました。そして、嘉手納町長とも意見交換の場が持てましたが、さすがに旧海軍駐機場を移設するまで—おっしゃっていたように20年来かかってようやく移設を完了する工事まで至ったと。以前は、30年、40年もかかって、訴えの中でやってきたと。前嘉手納町長の宮城さんあたりも、沖縄市側に寄せていただけないかということで、沖縄市長とも交渉しながらやっとの思いでこぎつけて、この歴史の中でやってきたことなのだと。しかも、住宅に近い状況にあるというところで、もう住めない状況になっていると。そして、住む空間も制限があるといった状況の中で嘉手納町から別地域へ移転せざるを得ないような方々もいらっしゃるという、切実な町長の訴えもありまして、この旧海軍駐機場については何としてもSACO合意を守っていただきたいということが町長の意見でありました。それに沿うように、県もしっかりと国に要請をしたと思っています。ただ、パラシュート降下訓練については7月に要請に行ったにもかかわらず、また9月には強行してきたというところがありまして、どうも国の米軍に対する言い方が弱いのかと思ったりもするものですから、これは絶えず県もしっかりと声を上げていくべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほども答弁しましたように、SACOの最終報告の趣旨に基づいて、日米合同委員会で例外というものが認められてしまったと。その例外が常態化することが大変問題だと思っています。ですから、我々が7月の時点で要望したというのは、8月17日に日米安全保障協議委員会—2プラス2が開かれるということがありまして、それにぜひ議題としてのせてもらいたいということをお願いしたところ。小野寺防衛大臣からは、そういった話は行ったということですが、ぜひこの部分については引き続き—我々は本来、例外を認める立場ではありませんけれども、常態化することのないようにということは強く求めてまいりたいと思っておりますし、運天ワシントン事務所長もこの部分については強く申し入れをしているところであります。

○仲宗根悟委員 ぜひ求め続けて実現していただきたいと思っております。

次に総務部ですが、主要施策の成果に関する報告書の2ページ—2の3ですか、行政改革推進、効果

と課題ということで載ってはいますが、平成28年度はどういった項目で、どういった成果が上がったということかを述べてください。

○茂太強行行政管理課長 第7次プラン—現行プランですが、推進項目として全部で29項目ありまして、その中の26項目で計画どおり順調に実績を出しているという形になります。3項目についてはややおくれという形になっています。それから財政効果として、平成28年度の財政効果目標額が15億9900万円でございますが、実績として約33億4100万円となっておりまして、目標額を17億円程度上回っているという状況になります。

○仲宗根悟委員 効果はあれですけれども、ただ、一つ懸念といいますか、心配といいますか、行政改革はある一定程度するべきだろうという立場でいいますが、職員が数字を上げるために相当な難儀をしていないかとか、あるいはメンタル部分で相当まいった状況が生まれてこないかということが非常に心配で懸念があるところですが、その辺はいかがでしょうか。

○金城武総務部長 長いスパンで少しこれまでの取り組みを申し上げますと、国の三位一体改革とか、あるいは公務員制度改革等々、急激な環境変化の中でいろいろな取り組みが求められて、これまで数次にわたりまして行政改革を推進してまいりました。その中で、例えば、社会福祉施設の民間移譲や指定管理の導入、それから中央保健所的那覇市への移管、あるいはICTの活用による業務の縮減というものをかなりやってきまして、それに伴って職員もかなり削減をしてきたのは事実でございます。ただ近年は、国の一括交付金制度が創設されまして、業務がやはりふえてきているという状況もございまして、最近では若干増加傾向に転じております。それは業務量を見ながら、業務の効率化を当然に図りながら、それでもやはり厳しい職場にはそういう職員の配置を進めていくという形で、今、取り組んでいるところでございます。あと、メンタルの部分について確かに休職者の中の割合としてはふえています。メンタル職員の数そのものは大体横ばいの状況でございます。ただ、それも非常に重要な取り組みでございますので、いろいろな職員の各階層ごとの研修を行ったり、ストレスチェックというものを平成28年度からやっておりますし、医師による面接指導とか、担当の保健師、そういう相談体制も従前よりは充実を図ってきておりますので、できるだけそういう職員を出さないように、業務過重にならないようにということをはかして、今後も取り組んでまいりたい

と考えています。

○仲宗根悟委員 優秀な職員が県庁にはそろっていますので、そのために休職したり、穴をあけたらもつたいたないところも甚だしい話になりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、県警本部にお願いしたいと思います。

今月11日から20日までということで全国地域安全運動が展開されているということで、選挙でこれがかき消されているのかという思いがありますが、その中で生活安全部長が新聞に寄稿されておられて、現在、犯罪も減少傾向にあるのだと。しかしながら、減少傾向にあってもふえつつあるのが特殊詐欺行為ということを経験で述べられていますが、2004年から始まったちゅらさん運動はどういう展開でここまで来ているのか、そして犯罪の件数もどういった傾向で来ているのか、その辺のところを御説明いただけませんか。

○新里一生活安全部長 平成14年に本県では2万5000件余りの刑法犯認知件数が発生しまして、これは戦後最悪、過去最悪でしたけれども、その後、平成16年4月1日にちゅらうちな—安全なまちづくり条例が施行されまして、それに伴ってちゅらさん運動がスタートしたわけでありまして。ちなみに、ちゅらさん運動がスタートしてことしで13年目になります。そういう意味で、平成15年から14年連続で犯罪は減少しておりまして、昨年は1年間で8082件の犯罪が発生いたしました。これはピーク時の平成14年の2万5000件からしますと、3分の1に減少したという状況になっております。そういう意味では、ちゅらさん運動の普及拡大が犯罪の抑止にも大きく影響していると考えております。

○仲宗根悟委員 生活安全部長がおっしゃっているように、防犯思想の高揚に向けての取り組み、そして常に情報を発信しながら犯罪を減らしていく、撲滅に向けていくという意味では、自治会あたりでも参加しますと、自治会長から月々に所管の署からそういう事例が今、発生していますとか、いろいろ飲酒運転であったり、刑法犯の身近な犯罪がありますという内容で情報が伝えられてくるのですが、その情報を—もちろん自治会に加入されている方々はそういう形でできるわけですが、登壇の中でも寄稿されて、意識、啓蒙活動が非常に大事だと思います。もう一つは皆さんが組織した防犯組織ですか、あれが一番大きなウエイト、広がりが出てきているのではないかと感じます。今、この防犯組織といたしまして、どういう推移で来ているのでしょうか。

○新里一生活安全部長 いわゆる防犯ボランティア

団体ですが、これはちゅらさん運動が始まったころの平成15年には県内で98団体、構成人数としましては4031名の方々が活動していました。それから年々、年々、ボランティア団体がふえまして、ことし8月末現在ではボランティア団体として729団体、2万4400名余りの方々が防犯ボランティアとして各地で活動しております。

○仲宗根悟委員 犯罪の起こりにくい地域づくりという面では、この防犯ボランティアの結成、おっしゃったように2万人余りですか、729団体も98団体からふえてきたという意味では、地域ぐるみで犯罪を犯さない、起こりにくい地域社会づくりをしようという動きの中だと思えます。そして、今おっしゃった数字が今後の見通しといたしますか、言い方が悪いですが、まだ組織されていない部分とか、企業とか、いろいろ要素というものはあるのですか。

○新里一生活安全部長 防犯ボランティア団体をふやすことも当然大事ですが、団体の皆さん方の防犯活動が真に実行あるものとなるように、活動できるように団体の方々に対する指導、教養ですとか、タイムリーな情報発信など、そういったものを絶えず続けながらより団体の皆さん方の活性化を図りながら、真に効果のあるような防犯ボランティア団体にしていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 ぜひ犯罪のない地域社会、沖縄県を目指しながら頑張っていたいただきたいと思えます。

○渡久地修委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 まず初めに、主要施策の成果に関する報告書の1の4、ワシントン事務所に関してお聞きしたいと思います。

このワシントン事務所は基地問題解決に向けてという実施項目でつくられていると思いますが、私が訪米したときに向こうの議員の皆さんから、ヒューマンライツ的なNGO—人権団体とのつながりが有効ではないかというアドバイスをいただきました。そういう人権団体とのつながりというのは今お持ちですか。

○運天修知事公室参事監 人権団体については、これまでも事務所に来られた団体については対応してきているところでございます。

○新垣光栄委員 なぜ、こういう質疑をしたかという、ぜひこういう団体を沖縄県につくったほうがいいというアドバイスを受けました。そこで、私たち沖縄県の施策として、平和協力と外交、地域への貢献ということで、これは知事公室ではないですが、子ども生活福祉部にあります。子ども生活福祉部では、基地から派生するいろいろな人権、基地問題に

関して荷が重いのではないかとということで、私はその人権に関する、基地から派生するいろいろな事件・事故も含めて、知事公室で一度引き取って新たな編成が必要ではないかと思っておりますが、その辺をどのように考えていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄県におきまして、国際社会における平和発信拠点というのが大変重要ということで、委員から御指摘のように、子ども生活福祉部で平和の礎、平和祈念資料館、そして平和賞と、それを3点セットとしていろいろさまざまな平和発信事業を行っています。今、お話にありました平和・人権問題について、本会議での答弁を私も聞いてございましたけれども、さまざまな方面から模索してまいりたいというような趣旨の御答弁をいただいておりますので、子ども生活福祉部においてしっかり御検討いただけるものと考えております。

○新垣光栄委員 子ども生活福祉部からの意見ではなくて、今、事件・事故で民間の民事として扱われた場合、補償金が入らないとか、国際弁護士を立てないといけない、そういういろいろな観点から解決するのは難しい。何らかの組織が必要ではないかと。そうした場合、大まかな人権であればいいですが、基地から派生する特殊事情ですよね。それを子ども生活福祉部に任せるのではなくて、もう一度—沖縄21世紀ビジョンでは、平和・人権問題を研究する研究所を設置するとうたっていて、実施、推進状況もおくれているわけですから、やはり機能していないと思えます。それとは別に、やはり知事公室で一度引き取って考え直したほうがいいのではないかと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 確かに、米軍人等による事件・事故の場合の対応ということについては、知事公室も関心を持っているところでもあり、ごもつともだと思っております。公務中の事件・事故の場合につきましては、日米地位協定にしっかりと定めがございます。これは日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に基づいて対応することになっておりまして、アメリカ合衆国のみが責任を有する場合には、賠償額の25%を日本国が、そして米国が75%と。また、それぞれに責任がある場合には均等にするという規定がございます。また、公務外の場合につきましても、しっかり日本国の当局が報告書を作成して、米国はその報告書に基づいて額を決定するという大きな枠組みはできております。また、平成8年12月の運用、これはSACO合意の運用改善により、慰謝料や見舞金の支払いの手続、前払いの請求、無利子融資制度、そういったも

のももろもろできてございますので、そういった観点で対応が可能になっているものと思います。これは基本的に、県内で起こった場合には沖縄防衛局等を通してなされているものと考えております。

○新垣光栄委員 確かに制度はできていますが、やはり申請に一般の方が対応するとしたら難しいわけです。そして今、支払いが何年もおこなっている事例が出てきているわけですから、そういうのを補佐的に対応する部署の設立等もあっていいのではないかとということで提起をしておきますので、よろしくお願ひします。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書の総務部の2の3、行政改革ですが、予算特別委員会でも基金の運用についてどのようになっているかということをお聞きしました。今、本県では1369億6793万4000円の基金があって、運用益が2億円程度だと。今、2013年度の運用を見ると1.7%程度、全国の平均で10.1%ということで、かなり基金を積み立てている割には運用ができていないと。運用することによって自主財源の確保にもつながり、行政改革としての有益な取り組みではあると思いますが、そのような見解から総務部としてはどういう見解を持っているかお願ひします。

○宮城嗣吉財政課長 あらゆる方策で自主財源を確保するという事は大事なことでありまして、基金の運用益につきましても一番有利な方法で運用するようにということで、会計課を中心に各部とそのような取り扱いをさせていただいています。

○新垣光栄委員 今、この基金の管理は個別で管理しているのか、一括管理しているのか。

○宮城嗣吉財政課長 基金を設置する所管課で管理しておりますけれども、運用につきましては会計課を通して運用しております。

○新垣光栄委員 定期償還とかが基金の中にあたりして、市町村の場合はほとんどが定期償還になっていますが、県の場合は満額一括償還になっているのでしょうか。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、財政課長から償還とは起債のことか確認があり、新垣委員から減債基金の対象となる起債の償還方法についてである旨の説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

宮城嗣吉財政課長。

○宮城嗣吉財政課長 今の御質疑は、県債一県の借金の返済方法だと思いますが、それにつきまして各県では、満期に全額一括返還という方式をとって

る場合もありますが、県においては5年、10年または20年という形で元金均等で返済するのが一般的です。

○新垣光栄委員 ぜひそういう短期的な基金や流動的なものは置いておいて、固定的な基金は自主財源確保のためにもぜひ運用してほしいと思っております。そして今回の決算を見ていて、いろいろ数字的によくなっていて、職員の皆さんも頑張っていると思いますが、問題はやはり自主財源だと思っておりますので、観光税を導入できないかと提案したのですが、どうしても沖縄県は投資的経費が大きいものですから、ぜひ観光税を入れて投資的経費に回せば大分よくなるのではないかと思っておりますが、観光税についてよろしく。

○金城武総務部長 新たな財源を確保することは非常に重要なことだと思っております。過去の、経緯を少し申し上げますと、新税の導入ということで、たしか平成20年度から平成25年度にかけていろいろ検討した経緯があります。そのときには、外部の専門家も含めていろいろな議論をしていただきましたが、やはりその当時、消費税の税率引き上げとか、観光関連の産業への影響もいろいろあるということで、総合的に考慮した結果、平成25年時点では、新たな法定外目的税の導入は難しいということで、当時そういう結果になっています。ただ、御指摘のように、いろいろ多様化する行政需要に対応していくためには、法定外目的税も含めて検討する必要があるだろうということで、いろいろな意味で各方面からの情報収集に努めているところでございます。

○新垣光栄委員 ぜひ、この目的税の議論、観光税の議論を早目に進めていただきたいと思っております。投資的経費がこれだけふえてくると財政も厳しくなると思えますし、また、投資的経費を使わないで投資しないと魅力ある観光整備もできないと思っておりますので、ぜひその辺は議論に上げていただきたいと思っております。

続きまして、所有者不明土地管理特別会計について、この事業はいつごろ完了する見込みでしょうか。

○下地常夫管財課長 所有者不明土地は、沖縄戦により土地の公収や公簿等が消失して、戦後の米軍による土地所有権認定作業や琉球政府による地籍調査において所有者が判明しなかった土地、これは沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律一沖縄復帰特別措置法第62条に基づき沖縄県及び市町村が管理しているところです。基本的には、真の所有者に返すまで県または市町村が管理するという事でやっております、現在、その管理を続けておりますが、平

成24年から実態調査等を進めて、抜本的解決策に向けて国に対して調整、要望等をしているところで、まだ解決のめどという形までは至っていないところです。

○**新垣光栄委員** 大分課題、問題点があると思いますが、この特別法がなくなったときに、この所有者不明土地というのは国のものになってしまうのですか。

○**金城武総務部長** 法的ないろいろな課題があるかと思いますが、これは当時一平成20年度、新たな特別措置法ができる前に弁護士や大学の先生を含めて検討会を設けて、いろいろ検討をしていただいております。その中で出てきたのが、要するに所有者不明土地というのは、所有者がどこかに存在していること、所有者本人が死亡している場合でも相続人が存在する可能性があること、所有者本人等を探索することが事実上不可能であるにすぎないこと等をもって一要するに無主物とみなして国庫に帰属するということが妥当ではないというような検討委員会からの報告書がございまして、それをもとに検討して、特別措置法ができること、新たなそういう改正のときに県としていろいろ国に対して要望といえますか、提言をしているところでございます。先ほど管財課長からもありましたように、附則の中で、国において実態調査を踏まえて、それをもとに措置をするという文言が附則の中にうたわれているということでありまして、県としてはやはり県民の貴重な財産として活用できるようにということで、去る8月の江崎大臣が就任したときにもそういう要望をしているところでございます。

○**新垣光栄委員** やはり長期的に考えると、国に帰属するようになると思います。そうすると、先ほど言われたように私たち県民の財産でありますので、これを沖縄県が今、管理しているわけですから、悪意的取得ということで本来ならば裁判を起こして県のものにすることができるとは思います、その辺は考えていませんか。

○**下地常夫管財課長** 県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画の中でも、この所有者不明土地を戦後処理問題の一つとして位置づけておりまして、基本的に県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用が図られるよう立法措置を含めた諸問題の解決を国に強く求めるという形にしております。おっしゃるとおり、沖縄復帰特別措置法が今後どうなっていくかわかりませんが、その抜本的解決策をどうするかということについては、今やっている実態調査と並行して抜本的解決策の検討を当然行ってもらいた

いということ。そして、その解決策に当たっては、県民の貴重な財産として有効活用を図ってもらえるよう国に要望しているということです。

○**新垣光栄委員** 私は県に土地の時効取得をやっていただいて、登記していただいて、県民のために使ったほうがいいと。そのときに悪意の取得と善意の取得があると思いますが、はっきりそういう取得に向けて、その考えのもとそろそろ動き出してもいいかと思っていますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○**金城武総務部長** 最終的に、これはいろいろな財産権の問題、要するに憲法との関係とか、法律的ないろいろな課題があるという話は国からいろいろと聞いております。そういう意味では、沖縄県単独で云々ということとはなかなか難しいところがあると。ただ、今、県と市町村で一体となって管理していますので、そういう意味では、しっかりと沖縄県の財産、県民の貴重な財産として使えるようにこれまでも要望してきましたし、これからも市町村を含めた県民の声をしっかり伝えて、県民の貴重な財産として活用できるように、引き続き国に働きかけをしていきたいと考えております。

○**新垣光栄委員** ぜひ、しっかりと目標を設定するというのはおかしいですが、守るという意味でも、しっかりプランを立てて実行に移していただきたいと思えます。

最後に公安委員会ですが、今、信号機とか白線が消えている問題で大分こちらにも要請が来るのですが、その辺の予算が十分であるのかどうか。

○**梶原芳也交通部長** まず信号機ですが、平成28年度は新設の要望が20件ございまして、私どものほうで予算措置をして対応したのは5基でございます。ただ、道路改良等によりまして、既存の信号機でその必要性が低くなっている部分、こういったものを移設して対応したものが4基ということで、平成28年度中は計9基信号機を設置しております。新設だけの話になりますとこういう数字になるのですが、実は県内には信号機が2000件余りございまして、この維持管理といいますか、これが非常に多くの割合を占めておりまして、そういう信号機を改良したり、更新したりする予算として6億円余りを予算措置してございます。先ほど申し上げましたが、新設としては5基、これにつきましては約2400万円ですけれども、既存の信号機の改良とか更新、これに6億円余りのお金を要しております。

次に、白線というお話でございましたけれども、私どものところでは白線という言葉は使わずに道路

標示という言葉を使っております。この道路標示につきましては、平成28年度は約1億4000万円を措置してございます。

○新垣光栄委員 停止線等、道路標示ですけれども、大分薄くなったり、消えたりしているところがあって、危ないと思っていますが、どのように道路標示の点検をしていますか。

○梶原芳也交通部長 まず道路標示といいますか、その線をどこが管理しているかというお話をさせていただきたいのですが、警察で管理いたしますのは、一時停止とか横断歩道、あるいは進行方向を示す表示だったりなど、いわゆる規制の部分になります。一方で、道路中央線とか、車線境界線あるいは車道外側線と言われているものにつきましては道路管理者が管理することになります。それぞれがそれぞれの管理するものについて責任を持って維持管理しているということになります。私どものほうでは、各警察署で通常の勤務を通して薄くなっているところを把握する、あるいは業者に委託している部分もございまして、そういったところか上がってくるもの、あるいは県民から意見・要望を吸い上げるという、県警のホームページ上にそういう場所を設けてございまして、そこに来たものなどを吸い上げてまして、沖縄本島から宮古、八重山までを毎年大体約20回に分けて整備をしております。ここは危ないのではないかなというところにつきましては臨時に対応いたしますけれども、やはり予算の効率的という部分からいたしますと、ある程度まとまったときに一括して行っていくと。そうしますと、効率的、効果的な予算の執行ができるということで、そういう対応をいたしております。

○新垣光栄委員 そういう要望に対して、今の予算では何%ぐらい対応できていると思っていますか。

○梶原芳也交通部長 交通環境整備というところがありますと18億円余りの予算がございまして、その中の14億円余りが交通環境施設整備という部分になっています。ですので、例えばの話で申しわけないですが、信号機は現在2100基余りあります。これを制御する制御機がございまして、これは一般的に耐用年数が19年と言われております。そうすると毎年100基やっても21年かかってしまうということになります。それから私どもの持っている道路標示の総延長をことしの予算で割っていきますと8年ぐらいかかりますが、やはり皆さんからは薄くなっているところが多いということで、その部分についてもっと早めないといけないということになりますので、どうしても少しずつできない部分が出てきてしまう

という部分がございまして、そういうことがないよというところで維持管理に努めているところでございます。

○渡久地修委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 最初に知事公室からお願いします。

主要施策の成果に関する報告書から1の1、辺野古の対策事業についてお聞きします。報告書の下に課題として「最高裁判決を受けて、埋め立て承認取り消しを取り消したことから原点に戻った。今後は公有水面埋立法に基づく手続等について厳正に確認していく必要がある。」とありまして、これは基本的な姿勢だと思いますが、最初にその姿勢について知事公室長の認識を確認させてください。

○謝花喜一郎知事公室長 最高裁判決に従いまして、県は埋め立て承認取り消しを昨年12月に取り消したいたしました。こちらにも書いてございますように、原点に戻ったということで、これからは埋め立て承認が有効になったということ的前提にさまざまな手続に対応する必要があるということに記載しているところでございます。これがおっしゃるように我々の基本でございまして。

○比嘉瑞己委員 法に基づいて県もちゃんと対応していくということだと思います。それで、知事の権限はたくさんあるわけですが、平成28年度、昨年を振り返って1点お聞きしたいと思います。辺野古の地盤、護岸工事にかかわる海底地盤が軟弱という指摘がありまして、実際、私たちも辺野古に調査に行くと、当初、初期の段階で終わるはずのボーリング調査が昨年は継続して続いていたように思います。当初の国のボーリング調査の中身というのは、どういう中身を報告しているのでしょうか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 当初のボーリング調査というのは、護岸の設計とかそういったものの詳細を決定するためのものでありまして、平成26年7月に、当初は県の岩礁破碎等に関する協議書ということで21カ所が予定されておりました。その後いろいろ変更がありまして、平成28年2月には24カ所が行われたものと承知しております。その後、今度は大型掘削船一ポセイドンによる海上ボーリング調査、これが15カ所追加されているというような状況で聞いております。また今回、新たに護岸工の工事の設計とは別個で、燃料栈橋でありますとか、進入灯、そういったものの設計のためということで、今回また新たにボーリング調査が追加されるということで聞いております。

○比嘉瑞己委員 当初の計画よりも追加、追加でいろいろな調査がされているということがわかると思

いますが、その結果、公有水面埋立法に基づいて設計の中身が変わるのであれば、これは知事の承認が必要だという認識なのですが、その点はでしょうか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 これは公有水面埋立法の話になりまして、所管は土木建築部になるのですが、公有水面埋立法においては護岸等の構造でありますとか、そういったものを変更するとき、承認の後に変更する場合には、新たに設計外の変更について知事の承認が必要と定められております。

○比嘉瑞己委員 本来であれば、実施設計の前に事前の協議が本当はあってしかるべきですが、そういったものもない中で追加調査の依頼、報告だけが来るという中身になっていると思います。これに対して、これはどういうことなのかということを確認していくことが皆さんの仕事だと思いますが、県からの照会というのはやっているのでしょうか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 事前協議というのは、留意事項に付した承認の留意事項に基づいて事前協議をやっておりますけれども、これに関しては土木建築部でいろいろ中身について環境保全対策も含め、この設計に関しても沖縄防衛局とやりとりしていると承知しています。

○比嘉瑞己委員 改めて確認ですが、沖縄防衛局からはまだ設計変更の申請というのはない状況なのか、もし出された場合は先ほど言ったように、法に基づいて厳正に県としては対応する、この確認でいいですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 まず、設計外の変更が出ているかどうかについてですが、土木建築部のほうで沖縄防衛局に対して地盤改良等について照会した結果としまして、10月10日付の文書において、沖縄防衛局からの回答としましては、現時点においては願書で付した環境保全としての内容、そういったもの以外の地盤改良等の工法変更の計画というものは現時点ではないという回答がなされていると承知しています。

○比嘉瑞己委員 10日時点ではないということですが、しかし、調査結果がどういったものなのか、実際、県も確認する必要があると思います。本当にあそこの地盤があのような巨大な基地に耐え得るものか、こういった県独自の調査とかも必要だと思いますが、そこへの対策はどうなりますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 そのあたりはいろいろ土木建築部で文書で照会したり、そういったことで確認しておりますので、我々とし

ても工事の進捗とかそういったものをいろいろ注視しながら、事業者の動き、それから工事の計画に内容の変更がないかどうかというものは確認していきたいと考えております。工事の変更がされるという形になった場合において、この工事の内容が公有水面埋立法に基づく知事の変更承認が必要になるという話になるのであれば、当然のことながら公有水面埋立法に基づいて適切に対応していくことになると考えております。

○比嘉瑞己委員 この点については知事公室長からも一言、対応について述べていただきたいのですが。

○謝花喜一郎知事公室長 今、辺野古新基地建設問題対策課長からありましたように、我々はやはり冒頭で述べたように法令に基づいて厳正にという対応がございます。この観点につきましては、土木建築部だけではなく、関係する部局、知事公室も含めて情報の共有化を図っております。委員からの御指摘の件につきましても我々は念頭に置いた上で必要な新たな照会、確認等については、しっかり対応していきたいと考えています。

○比嘉瑞己委員 続いて、主要施策の成果に関する報告書の1の4のワシントン事務所についてお聞きしたいと思います。きょう、いろいろな方が質疑して、平成28年度の面談者の実績が先ほど291人だと聞きましたが、この面談者の内訳がわかればまず教えていただけますか、どういった方たちだったのか。

○金城典和参事兼基地対策課長 平成28年度の面談者の内訳についてですが、まず連邦議会関係者が162名、米国政府関係者が42名、有識者の方々が48名、その他マスコミ等が39名、合計291名になります。

○比嘉瑞己委員 議会関係者だけではなくて、有識者を含め多彩な人たちに会っていることがわかるかと思えます。なかなかほかの都道府県ではない沖縄独自の事務所で苦勞も多いかと思えますが、今から本当に成果が大きく出てくる事業だと思います。私もこの間2回訪米したのですが、向こうの関係者とお会いして実感することが、私たちから情報発信をすることは大切だと思いますが、一方で沖縄の実際の現状を見てもらうということが大切ではないかと感じました。実際、ことし向こうの大きな労働組合—アジア太平洋系アメリカ人労働組合のAPALAが決議を上げたきっかけも、その中心人物が辺野古の現場を見てそこから運動が始まっていきました。ジュゴン訴訟とかも、やはり環境団体の皆さんが現場に胸を痛めていったということがあるので、もちろんワシントン事務所で作る仕事—せっかくあそこでこれだけ多くの方と会えるわけですから、口頭で

説明するよりもむしろそこでのつながりを生かして沖縄に招聘してシンポジウムを開くというような形にすれば、直接伝わりますし、また日本国内にも大きなインパクトを与えられると思います。そして、知事がしっかりと説明をする、それを県民的なイベントにすれば、余計、基地問題の発信につながるとは思います。この提案について今後検討する必要はありませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件については、百聞は一見にしかずという言葉がありますけれど、我々もそういった視点は大事だと思っております。今、委員からの御提言の件につきましては、我々もしっかりと検討していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 よろしく願いいたします。

次に、歳入について総務部にお聞きしたいと思っております。

ふるさと納税の事業についてお聞きしたいのですが、まず平成28年度の実績を、比較をしたいので過去5年間の推移を伝えながらお願いします。

○千早清一税務課長 ふるさと寄附金の実績につきましては、平成24年度が104件で約569万円、平成25年度が189件で約894万円、平成26年度が581件で約3117万円、平成27年度が854件で約4526万円、平成28年度が583件で約8071万円ということで、寄附金については年々増加傾向にあります。

○比嘉瑞己委員 翁長県政が誕生した平成26年度一年末ではあったのですが、特にその年度から徐々に上がってきているということが数字の上からも明らかになっていると思います。去年もお聞きしたと思いますが、このふるさと納税でいろいろコメントと一緒に添えて寄附している方がいると聞いたのですが、その特徴的なものがあれば教えていただけますか。

○千早清一税務課長 まず前提として、ふるさと寄附金の申込書にそういったメッセージを書く欄を設けているのですが、それは公表するかどうかということの確認をとっていないものですから、基本的に具体的な中身についてお答えは控えさせていただきますのですが、大体メッセージにつきましては約47%、昨年度の実績で言えば583件中278件については、何らからのメッセージ、コメントが記されておりました。その主なものとしては、翁長知事を応援していますというものや、沖縄の美しい海、自然環境を守ってほしいというような、そういったものが主なものかと思っております。

○比嘉瑞己委員 平成27年度が4526万4000円で、昨年度が8071万円ということで、かなり額が大きくなっ

ています。金額については、小さいものから大きいものまでたくさんあると思いますが、一つ一つ本当にありがたいお話ですが、参考までに一番大きな寄附はお幾らですか。

○千早清一税務課長 昨年度は、1件で1500万円の寄附がございました。

○比嘉瑞己委員 これだけメッセージも、今の翁長県政に対する応援が多い中で金額もふえてきていますが、このふるさと納税がどういった使い道になるのかというところがなかなかまだ伝わっていないのではないかと考えています。納税者の皆さんからは、ぜひこの平和な沖縄を受け継いでほしいというメッセージが多いと聞きましたが、そういった分野に事業を充てていくという考えになっているのか、県の姿勢はどうでしょうか。

○金城武総務部長 本県のこの寄附金の使途につきましては、県のパンフレットやホームページ上にお示ししておりますが、ここで例示的に一例えば、伝統文化の継承と発展、あるいは自然環境の保全、平和の創造と発信、それから沖縄の将来を担う児童・青少年の育成、安心安全なまちづくり、離島の振興ということで、これはあくまでも6項目をこういう形で例示で示しておりますが、県の推進している事業全体に活用はされているというところがございます。本県においては寄附額が年々増加していることから、県が推進している施策全体に対して御理解と御賛同をいただいているものと考えておりますので、引き続きこれらの事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 一つ提案ですが、先ほど訪米のときのお話をしたときに、外国の方を沖縄に呼んで、平和の発信のようなシンポジウムを開いたらどうかという提案をしましたが、こういった事業にふるさと納税の原資を使ってというやり方をやれば、さらに納税者もふえるのではないかと思います。この考えについて総務部長の見解を求めます。

○金城武総務部長 御指摘のように、県によっては寄附金の使途を定めて寄附を受け入れるというやり方をされているところも確かにございます。この辺については他県の状況もいろいろと調査いたしましたが、結果として、例えば使途を特定しているところに寄附がふえていく状況があるかということも確認しておりますが、必ずしもそういう結果にはなっていないという状況もございます。ただ、各部局でいろいろな事業展開をするに当たって必要であれば、総務部としてそれを受けとめてそういう対応はしていきたいということがございます。

○比嘉瑞己委員 ふるさと納税に協力していただいた方のメッセージを読むと、やはりそういった事業にこそふさわしいのではないかと思いますので、今後検討をお願いしたいと思います。

きょうは警察本部長もいらっしゃるので公安委員会にもお聞きしたいと思います。

歳出のどこかに入っていると思いますが、昨年度は高江でのヘリパッド建設で、警備も大変多くなったときでもありました。この決算を振り返って、県外から機動隊の皆さんが来た事業について、沖縄県分の持ち出しというのは決算としてはどのようになりましたか。

○中島寛警務部長 特派の部分の経費につきましては、いわゆる燃料費と修繕費がコストとしてかかっておりまして、特派の燃料費分として3154万8568円、修繕費として502万270円がかかっています。この燃料費と修繕費については、国庫支出金、国庫補助金の対象となっておりますので、その最大半分が国庫補助金の対象になるという状況になっております。

○比嘉瑞己委員 この件をめぐるのは、総務企画委員会でも相当議論いたしました。皆さんにとっては必要性があつてのことかもしれませんが、陳情もたくさん出ているように、特に抗議行動に参加する人たちからは「過剰警備だ、県民弾圧だ。」という厳しい指摘もございました。その中で去る6月議会の総務企画委員会で前警備部長ではありますが、辺野古で抗議行動をしている方を排除してとめ置くときに、バスの間に長時間とめ置くことはやめたほうがいいのではないかと指摘をした際に、排ガスを吸いたくなければ違法行為をやめるべきだという答弁がありまして、新聞にも載りました。それを聞いてさらにまた現場の人たちの怒りを買っています。警察の皆さんが市民に対して制裁行為をやる権限はないはずだという厳しい指摘もありましたが、前警備部長の発言というのは警察本部長も同じ考えですか。

○池田克史警察本部長 その答弁は総務企画委員会での答弁だと思いますが、私も聞いておりまして、その後もテープ起こしといたしますか、あれを見て、確かに「排ガスを吸いたくなければ、違法行為をまずやめていただくということだと思います。」ということをおっしゃっています。確かに、これは一面の事実ではありますが、委員とのやりとりの中の発言ではあると思いますが、一つは、今、委員がおっしゃっているような制裁行為では決してありません。排除といいますか、移動をお願いしたり、事実上、移動している中である場所にとめ置いていると。その中で排ガスを吸うといいますか、そこでさまざまなこと

が起こる、場合によっては排ガスを一掃ガスといいますか、ガスを吸っている人もいないかもしれないということですが、決して制裁行為ではないということは申し上げておきたいと思います。

あと、先ほどの警備部長については、やりとりの中で言葉が足りないところもあったかと思いますが、もう一回上書きのように申し上げますと、何とかいましょうか、主に道路交通法で違反をしている方に対して、全てではないですが、移動して排除するというものがございます。その過程でどういうところに移動したらいいのかということについては、委員のおっしゃるとおりでありまして、今後考えていかなければいけないと思いますし、その配慮は当然必要だと思います。ただ、その中でどうしても必要最小限において、適当な場所がなければバスの横ということもあることかとは思いますが、決してこれがベストオブベストというわけではなく、考えられることがあれば引き続きいろいろな方策なり、工夫はしていくべきであるとは思っているところであります。

○比嘉瑞己委員 ちょっと長くてつかめなかったのですが、制裁を加える意図はなくても、結果として向こうの人たちから苦しいと。これは人権問題だという指摘もあります。今回の、去る議会でも警察本部長の答弁も、緊急車両のためにエンジンをつけた状況にしておかなければいけないという答弁だったと思いますが、緊急発進をするような車両の横に長時間置くということが危険ではないかと。今の答弁の中では、あそこがベストオブベストではないという話もありましたが、この排ガスを吸わせるようなとめ置きというのは改善する必要があるということで、これは確認できますよね。

○池田克史警察本部長 長くなってしまうかもしれませんが、本会議の場でも申し上げましたが、緊急発進もそうですし、そこで使う無線や赤色灯のためにもエンジンをかけているわけでございます。あと、場所については、その後、どういうところにとめ置いているか聞いたところ、決して排ガスの排気口の横ではなくて、そこはむしろ警察官がいるぐらいであつて、バスの横にとめているというのが主であると聞いております。ただ、繰り返しになりますが、現場の状況はさまざまありますので、今後絶対、例えば今のような状況がないということは断言できませんが、さまざまな工夫なり、それぞれの状況一例えば抗議活動の方の対応や人数など、そういうものに応じて工夫できるものがあればやっていくことは、当然、行政機関である警察の責務といたしますか、仕

事だということでございます。

○比嘉瑞己委員 改善を求めたいと思います。

○渡久地修委員長 上原章委員。

○上原章委員 まず、主要施策の成果に関する報告書の1の1について、先ほどのやりとりの中で原点に戻ったという部分がありましたけれども、もう一度、戻ったという意味についてももう少し詳しく教えてもらえませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 辺野古埋立承認取り消しをめぐっては、4つの裁判がありました。その中で最終的に最高裁判決において県の主張は残念ながら認められずに県の敗訴が確定したということです。さきの承認取り消しについての判断では、承認は違法ではなかったという判断がなされたということです。結果的に我々としては、最高裁の判決を尊重しまして、承認取り消しを取り消したという流れでございます。承認取り消しを取り消した結果、前になされた承認がいわゆる復活したといえますか、有効になったわけですね。それで我々は原点に戻ったということで記載させていただきましたし、御説明しているところであります。

○上原章委員 確認ですが、埋立承認は法的に問題なかったという受けとめ方ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 さきの最高裁判決は、埋立承認は違法ではなかったという判決をしたと考えております。

○上原章委員 課題にもありますが、今後は公有水面埋立法に基づいて、その手続について厳粛に確認していくと。今、工事は進んでいるわけですが、国と県が司法の場で対立する形で、県民の思いがなかなか届かない現状があります。ですから、工事が進む中で皆さんが県政としてどのようにアプローチしていけるのか、お聞かせ願えますか。

○謝花喜一郎知事公室長 こちらにも書いておりますが、埋立承認は有効になったということを前提に我々は一ただ、そうは言いますが、さまざまな手続がございます。それについては県としまして、しっかり一行政機関として関係法令を厳正、適正に踏んで、手続に基づいて対応していくということでございます。それに今は尽きるかと思っております。

○上原章委員 1の1の効果と課題に、2年ぶりに普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会が開催したということで、平成28年度の決算の中ではそういう取り組みですと。この推進会議及び作業部会の今の進捗状況はどうですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 普天間飛行場負担軽減推進会議、それから同作業部会は、

同飛行場の5年以内の運用停止などを初めとする基地負担軽減を実現するために平成26年2月18日に設置されておりますが、本年9月14日までに推進会議が4回、作業部会が8回行われまして、同飛行場の負担軽減と5年以内の運用停止等に関する取り組みについて話し合いが行われてきているという状況でございます。

○上原章委員 具体的に効果は怎么样了ですか。成果はありますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 普天間飛行場の早期返還、それから危険性の除去というのは県政の最大課題となっております。特に5年以内の運用停止については大変重要であるとして、今年度、9月14日の普天間飛行場負担軽減推進作業部会においても、辺野古移設とはかかわりなく5年以内の運用停止については早急に取り組む必要があるということで、その実現に向けた具体的なスケジュールというものを日米両政府において作成することを求めてきております。

○上原章委員 ですから、県が求めたものに対して国はどのような捉え方でしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 詳細は辺野古新基地建設問題対策課長からあると思いますが、一例として申し上げますと、普天間飛行場における運行状況調査を国においてはオスプレイだけしか行っていなかったわけですが、我々は1月から3月までという期間を設けまして、全機種について調査を行いました。そういった調査を行った結果を9月の前の作業部会におきまして、こういったことをやっているの、ぜひ政府におかれても実施してもらいたいといったお話を申し上げたところです。それを受けて沖縄防衛局におきまして全機種の調査を行うことができたということで、ある程度我々の申し入れについて政府も一定程度理解を示して対応していただいていると。そういった一つの例でございますが、成果として出ているところでございます。

○上原章委員 次の作業部会や推進会議の予定はありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 次の作業部会については、県そして宜野湾市から進捗状況等を確認した上で政府に申し出るようになっておりまして、現時点ではまだ具体的な作業日程は決まっていないところでございます。

○上原章委員 国と県が対立するだけではこの基地の問題解決にはなかなかつながらないのかと。要するに、胸襟を開いてお互いの立場をどう理解して作業をしていくかと。私はむしろこれが近道だと思っ

ていますので、本当にぜひ頑張っていたきたいと思えます。

今回の歳入歳出決算説明資料の中の一般会計歳入決算状況ですが、過誤納金というのが2億7000万円余り、特に法人事業税が大きいのですが、こういうことはよくあるのですか。今回、こういう計上をされている理由を教えてください。

○千早清一税務課長 特に県税の過誤納金は、法人2税—法人県民税、法人事業税が大半となっております。これは法人2税の申告制度にかかわってくるのですが、法人は事業年度の開始から6カ月経過した段階で、その分中間申告、納税も含めてやっていただく必要があります。確定申告の際に中間申告より下回った税額になった場合には、それを還付という形でお返しすることになりますが、法人の中で3月決算法人が大体3割を占めておりまして、この申告期限が5月末になります。そうすると、どうしても還付が6月ということで、その分が過誤納という形で表示が上がってくるかと思えます。

○上原章委員 総務部一般会計ですが、不納欠損が約1億8000万円、収入未済額は19億円余りということで、これは多いのですか。それとも改善されているという状況ですか。

○金城武総務部長 まず過去3年間の不用額を申し上げますと、平成26年度が不用額……。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上原委員から不用額ではなく、不納欠損及び収入未済額についての説明を求めている旨の指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

千早清一税務課長。

○千早清一税務課長 総務部の不納欠損額の大半を県税が占めているものですから、県税でお答えさせていただきます。県税の過去10年間の不納欠損額の推移ですが、平成18年度には6億円弱ございました。それが昨年度、平成28年度においては1億7000万円ということですので、年々この不納欠損額自体は減少している状況にあります。県税の収入未済額につきましても平成20年度に43億5300万円までであったものが、この8年間で約25億円、率にして58.5%の縮減となる18億400万円まで縮減をしているところです。

○上原章委員 過去のひどいところと比べたら確かによくなっているということですが、不納欠損額とか収入未済額を出さないことが正常な財政運営だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

過去直近の3年間の不用額の数字を教えてください。

ますか。

○金城武総務部長 平成26年度が約10億4736万円、平成27年度も10億7626万円、これが平成28年度は6億8258万円ということで、平成26年度、平成27年度、平成28年度は3億円—平成27年度と比べて平成28年度は3億9367万円減っているという状況でございます。

○上原章委員 改善した、対策などは何かあったのですか。そういうのはないですか。

○金城武総務部長 特に予算編成のときに、事業の所要額をしっかりと見込むことが基本だと思います。総務部が通常の事業部局と若干違うところとして、まず一番不用の多いものが定年前の早期退職希望者で、これが当初の見込みより減ったということで不用になっていまして、この辺の変動によってそういう額がふえたり、減ったりということがありますので、その辺の動向をしっかりとつかむということが一番大きなポイントかと考えています。

○上原章委員 これは県警も同じくそういうものが出ているみたいですが。早期退職、そういった見込みが少なかったということはわかりますが、その中で皆さんの説明資料の9ページに徴税費というのが約1億2000万円余り不用額となっておりますが、この辺の背景を教えてください。

○千早清一税務課長 これも先ほどの法人2税の還付に絡んでくるのですが、翌年になった場合には歳出で償還金という形でお返しをします。これを多めに見込むものですから、それが少なかったということで、その分が不用という形になっております。

○上原章委員 主要施策の成果に関する報告書の2の1ですが、私学の教育振興事業で私立高校の授業料の一部助成—これは国からもいただいています—が、16校に支給対象となっていたものが14校に助成したと。この2校はどういう背景になっていますか。

○永山淳総務私学課長 平成28年度は、支給対象16校のうち14校については支給しておりますが、実はやっていないのは専修学校の2校で、1校については申請がなかったということです。もう1校は対象となる生徒が在籍していないということで、2校には支給しておりません。

○上原章委員 当初から対象の学生がある程度わかっていると思いますが、これは15億円を当初予算で計上して、決算が10億円と。結構な開きですが、執行率がどういう状況でこういう数字になったのかと。

○永山淳総務私学課長 これは当初予算が15億円という形でやっておりますが、実は専修学校が新しく

開校するという事で多く見積もった部分がありまして、ところが実際その専修学校は前の専修学校—古いものから移った部分とか、そのようないろいろなことありまして、当初の見積もりは少し甘かった—甘いといえますか、事情の変更という形で減ったものですから、補正減で大きく変更して決算がこういう形になっております。

○上原章委員 私立高校への授業料助成におくれて、今、私立中学校への支援も授業料の支援という形であると思いますが、この辺の県内の状況はどうですか。

○永山淳総務私学課長 私立中学校への助成支援ですが、私立中学校に通う生徒への経済的支援につきましては、今年度から平成33年度までの予定で私立小・中学校に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業ということで実施されています。この内容は、授業料の負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択する理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査となっております。支援の対象は、年収約400万円未満の世帯に対して、支援額は年間10万円という形で本年度から実施しております。

○上原章委員 ですから、県内の今の実施状況、対象者の数などを教えてください。

○永山淳総務私学課長 今の段階で交付決定はしていますが、細かい数—対象者が何世帯か—というのは把握しておりません。

○上原章委員 ぜひこれは対象者の漏れがないように、ぜひお願いしたいと思います。

それと、主要施策の成果に関する報告書の2の3、行財政改革について先ほど少しお話を聞きましたが、約16億円の目標のところ33億円の財政効果があったと。例えば、県税収入の確保、行政改革という名のもとでいろいろ取り組んでいるわけですが、例えば県税というのは経済成長が上がってくれば県税も大きくなるわけですね。これは経済成長の中で、今、国も地方もふえているわけです。改革の名のもとで県税収入の確保をしたという、この表現の部分についてこの辺との整合性はどうなっていますか。

○茂太強行政管理課長 おっしゃるとおり、確かに経済状況がよくなれば税収がよくなるというのは全国的なパターンであります。ただ、我々の行財政改革プランを位置づけするとき、収入率は段階的に年度ごとに上げていくという目標を立てて、それを今回は上回っているということでございます。

○上原章委員 それでは、年々改善しているという

具体的な数字、率を教えてください。

○茂太強行政管理課長 過去3年間の推移を申しますと、沖縄県の場合、平成26年度が97.8%、平成27年度が98.3%、平成28年度が98.6%と上がっています。

○上原章委員 それともう一つ、皆さんの効果の中に、県有財産の総合的な利活用をしたとありますが、具体的な例があれば教えてください。

○茂太強行政管理課長 これは民間に委託して県有財産—土地—ですが、その売り払いという形で収入を得ているということになります。

○上原章委員 具体的に金額とかわかりますか。県有地を売って、財源を確保したということですか。

○茂太強行政管理課長 平成28年度につきましては、4億5000万円程度の収入がございます。

○上原章委員 最後にもう一つ行財政について、外部有識者の意見を聴取したということで、この29項目のうち26項目は順調に事業が進んでいると。これはどちらかというと、内部でいろいろ進捗状況とかをある程度評価していく形になっていると思いますが、私は外部有識者の目が非常に重要だと思っています。皆さんの行財政改革推進の中にこの人たちの声といえますか、指摘といえますか、どういう形でこの声が届いて、それに対して県がどういう対応をしているのか教えてください。

○茂太強行政管理課長 現在一現在といえますか、行財政改革プランをつくった当初—昭和60年から—沖縄県行財政改革懇話会というのを設置しております。これは現在15名の委員で構成されていますが、これは外部の学識経験者や産業経済界、あるいは医療、労働、NPO、生活とか、あとは市町村—いわゆる市長会、町村会の方々も—入れ込んでいろいろ重要事項について意見をいただく形で懇話会を実施しております。今年度については、6月15日に開催しております。そのときの主な意見とそれに対して我々がどういう対策をしてきたかということをお話しさせていただくと、例えば実施項目が29項目ありまして、これが全てではないですが、主な項目として県民への情報提供の充実という項目がございます。それに関して、例えば県税情報の見やすさとか、探しやすさとかがなかなかできていないよねという意見をいただきまして、それに関しては、必要とする情報に簡単にたどり着けるようにリンクを張るとか、そういうことを6月に早速実施しております。そのほかにも、例えば人材育成、これは沖縄21世紀ビジョンの実現に資する人材育成というテーマ、項目がございすけれども、これについては民間企業との交流を充実しなさいという意見がございまして、これ

についてはまだ検討中ですが、相互交流を希望する企業、その調整を踏まえて実施に向けて考えていきたいと考えています。

あと、例えば県税収入の確保という実施項目がございますけれども、これについては、電子納税、ダイレクト納付の検討、そういったものを検討しなさいという意見がございます、それについては平成29年一今月ですが、自動車税、自動車取得税で電子収納を導入しております。ほかの税目については、費用対効果がございますので、それを検討してできるものがあれば随時やっというと考えています。

もう一点ですが、新たな自主財源確保として先ほど総務部長が話したとおり、そして新垣委員からもございましたけれども、観光関連の新税については平成25年度に導入が厳しいということで一定程度結論は得ておりますけれども、改めて観光施策の安定的あるいは継続的な推進に向けては必要だと我々も考えていますので、それについては担当部署で調整していきたいと考えております。そういった意見をとって我々はプランを実施、PDCAを回しているという現状がございます。

○上原章委員 最後に県警の、確認だけですが、主要施策の成果に関する報告書の12の21、交通環境の整備で電源付加装置を整備すると。大規模な停電時における交通の安全と円滑を確保するために主要交差点の信号機に電源付加装置を整備するというところで、平成28年は15基やったということですが、これは具体的に停電になっても信号機がしっかり作動するという内容ですか。

○梶原芳也交通部長 おっしゃるとおりでございます。

○上原章委員 平成28年は15基ということですが、県内に幾つあって、幾つ目標といいますか、必要だという想定ですか。

○梶原芳也交通部長 現在、131基ございまして、平成27年度から5カ年計画で毎年15基ということで整備をすることにしております。

○上原章委員 毎年15基を5年間ですか。

○梶原芳也交通部長 そのとおりでございます。従来からやってはいたのですが計画的にしようということで、平成27年度から5カ年間、毎年15基整備しています。これまでもやってはいましたが、やはり大規模災害がほかの県でありまして、こういうことではいけない、計画的に整備しようということで、平成27年度から5カ年計画で毎年15基を現在整備しているところでございます。

○上原章委員 せんだって、宮古島で3日ぐらい長

期の停電が広範囲にわたってあったのですが、私も翌日行ったときに相当の交差点で信号機がついていなくて非常に苦労しました。これは離島も含めて優先的にこの信号機の設置というのは進んでいるのでしょうか。

○梶原芳也交通部長 ただいまの御質疑は、停電したときに自主的に機能する信号機のことだと思いますが、これにつきましては主要幹線ということで、沖縄本島内の主要幹線、主要交差点がもし滅灯した場合には、非常に渋滞であったり、機能が低下するというので、基本的に沖縄本島内の主要幹線、主要交差点を行っております。

○上原章委員 限りある財源の中であると思いますが、できれば台風が非常に大きく、常に来る離島もこの辺はしっかりサポートしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務私学課長から発言を訂正したい旨の申し出があり承認された。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

永山淳総務私学課長。

○永山淳総務私学課長 先ほど、修学支援金の額が予算と決算で大きく開いたというところの説明で、私は専修学校と言いましたが、専修学校ではなくて通信制高校の間違いでした。

修正させていただきます。

○渡久地修委員長 以上で、知事公室長、総務部長及び警察本部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室。その後、視察・調査日程に係る議題の追加について協議した結果、意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項総合開発及び地域振興についてに係る視察・調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項総合開発及び地域振興についてに係る視察・調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から視察・調査日程につ

いての説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、明 10月19日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修

平成29年10月18日

平成29年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

経済労働委員会記録

(第 1 号)

平成29年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 平成29年10月18日（水曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後2時10分
場所 第1委員会室

営農支援課長 屋宜宣由君
園芸振興課長 前門尚美さん
糖業農産課長 喜屋武盛人君
畜産課長 池村薫君
村づくり計画課長 大村学君
森林管理課長 崎洋一君
水産課長 平安名盛正君
漁港漁場課長 島袋均君
労働委員会参事監兼事務局長 金良多恵子さん

本日の委員会に付した事件

- 平成29年第5回議会認定第1号 平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について（農林水産部及び労働委員会所管分）
- 平成29年第5回議会認定第2号 平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 平成29年第5回議会認定第9号 平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 平成29年第5回議会認定第10号 平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 平成29年第5回議会認定第11号 平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について

○瑞慶覧功委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成29年第5回議会認定第1号、同認定第2号及び同認定第9号から同認定第11号までの決算5件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び労働委員会事務局参事監兼事務局長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部長から農林水産部関係決算の概要説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 それでは、農林水産部関係の平成28年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております平成28年度歳入歳出決算説明資料により、御説明いたします。

1ページをお開きください。

農林水産部における、一般会計及び特別会計の歳入の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額576億1225万1570円に対し、調定額456億6694万8572円、収入済額450億6915万1725円、不納欠損額1181万7816円、収入未済額5億8597万9031円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は98.7%となっております。

2ページ目をお開きください。

農林水産部における、一般会計及び特別会計の歳出の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額752億5461万

出席委員

委員長 瑞慶覧 功君
副委員長 瀬長 美佐雄君
委員 西銘 啓史郎君 山川 典二君
島袋 大君 大城 一馬君
親川 敬君 玉城 武光君
金城 勉君 大城 憲幸君

欠席委員

砂川 利勝君 新里 米吉君

説明のため出席した者の職、氏名

農林水産部長 島尻勝広君
農林水産総務課長 美里毅君
農林水産総務課
研究企画監 宮城克浩君
流通・加工推進課長 幸地稔君
農政経済課長 仲宗根智君

2308円に対し、支出済額590億100万2438円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は78.4%で、翌年度繰越額が138億3789万6322円、不用額24億1571万3548円となっております。

次に、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

3ページをごらんください。

まず、歳入についてですが、(款) 分担金及び負担金、(款) 使用料及び手数料、(款) 国庫支出金、4ページになりますが、(款) 財産収入、(款) 繰入金、5ページになりますが、(款) 諸収入、(款) 県債となっております。

恐縮ですが3ページに戻りまして、歳入の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額568億9160万9570円に対し、調定額437億1985万3198円、収入済額436億8543万5100円、不納欠損額157万3210円、収入未済額3284万4888円で、収入比率は99.9%となっております。

収入未済額について、主なものを御説明いたします。

5ページをお開きください。

表頭の右側のE欄になりますが、(目) 違約金及び延納利息の3109万4311円でございますが、これは主に県発注の土木一式工事の談合に係る違約金によるものでございます。

6ページをお開きください。

次に、歳出について御説明いたします。

表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額745億3397万308円に対し、支出済額583億2496万5133円、執行率78.3%、翌年度繰越額138億3789万6322円、不用額23億7110万8853円となっております。

表頭の右側のC欄になりますが、翌年度繰越額の内訳を予算科目の(項) 別に申し上げますと、(款) 農林水産業費の(項) 農業費41億4443万6882円、(項) 畜産業費23億5647万1073円、7ページになりますが、(項) 農地費48億2920万7259円、(項) 林業費1億6747万8080円、(項) 水産業費20億4868万988円、8ページになりますが、(款) 災害復旧費の(項) 農林水産施設災害復旧費2億9162万2040円となっております。

翌年度繰越額の主なものを申し上げますと、6ページになりますが、(項) 農業費の(目) 特産振興費の27億3174万3500円、7ページになりますが、(項) 農地費の(目) 土地改良費の47億4527万1385円となっております。

恐縮ですが、6ページに戻りまして、表頭の右側の不用額欄になりますが、不用額の内訳を予算科目の(項) 別に申し上げます。

(款) 農林水産業費の(項) 農業費14億1058万6533円、(項) 畜産業費9592万8075円、7ページになりますが、(項) 農地費1億8231万6908円、(項) 林業費9456万564円、(項) 水産業費1億9051万7175円、8ページになりますが、(款) 災害復旧費の(項) 農林水産施設災害復旧費3億9719万9598円となっております。

不用額の主なものを申し上げますと、6ページになりますが、(項) 農業費の(目) 農業振興費の4億5505万9103円、(項) 農業費の(目) 特産振興費の3億5406万9770円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

9ページをごらんください。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額2億1303万1000円に対し、調定額7億6859万160円、収入済額2億9885万2133円、不納欠損額214万4606円、収入未済額4億6759万3421円、収入比率は、38.9%となっております。

収入未済額の主なものは、(目) 農林水産業費貸付金元利収入の3億8877万4507円で、営農業績不振などにより貸付金の償還が延滞となっていることによるものです。

10ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額2億1303万1000円に対し、支出済額2億814万7655円、執行率97.7%、不用額488万3345円となっております。

不用額の主なものは、(目) 管理指導事務費の488万2425円で、貸付金の回収に係る委託料の執行残などによるものであります。

11ページをごらんください。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額172万9000円に対し、調定額5億7800万1968円、収入済額5億3156万8776円、収入未済額4643万3192円で、収入比率は、92%となっております。

収入未済額の主なものは、(目) 農林水産業費貸付金元利収入の4579万3269円で、経営不振などにより貸付金の償還が延滞となっていることによるものです。

12ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額172万9000円に対し、支出済額72万5973円、執行率42%、不用額100万3027円となっております。

不用額の主なものは、(目)管理指導事務費の100万3027円で、貸付金の回収に係る委託料の執行残などによるものであります。

13ページをごらんください。

次に、中央卸売市場事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額4億9006万4000円に対し、調定額4億8553万5317円、収入済額4億7655万6981円、収入未済額897万8336円で、収入比率は、98.2%となっております。

収入未済額の主なものは、(目)市場使用料の519万1494円で、経営不振などにより使用料の支払いが延滞となっていることによるものです。

15ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額4億9006万4000円に対し、支出済額4億6660万2133円、執行率95.2%、不用額2346万1867円となっております。

不用額の主なものは、(目)中央卸売市場管理費の1582万5692円で、地方消費税納付額の減などによるものであります。

16ページをお開きください。

次に、林業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額1581万8000円に対し、調定額1億1496万7929円、収入済額7673万8735円、不納欠損額810万円、収入未済額3012万9194円で、収入比率は、66.7%となっております。

収入未済額の主なものは、(目)農林水産業費貸付金元利収入の2989万666円で、経営不振により貸付金の償還が延滞となっていることによるものです。

17ページをごらんください。

歳出につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額1581万8000円に対し、支出済額56万1544円、執行率3.6%、不用額1525万6456円となっております。

不用額の主なものは、(目)貸付事業費の1500万円で、新規貸付がなかったことなどによるものであります。

以上、農林水産部関係の平成28年度一般会計及び

特別会計の決算概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

次に、労働委員会参事監兼事務局長から労働委員会事務局関係決算の概要説明を求めます。

金良多恵子労働委員会参事監兼事務局長。

○金良多恵子労働委員会参事監兼事務局長 労働委員会所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしております平成28年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

歳入状況について御説明いたします。

決算額は、(款)諸収入の684円となっております。

その内容は、臨時的任用職員の雇用保険料本人負担分でございます。

資料の2ページをごらんください。

歳出状況について御説明いたします。

予算現額1億3223万6000円に対し、支出済額は1億2366万8482円で、執行率は93.5%となっております。

支出の主なものは、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費並びに事務局職員の給与や旅費のほか、需用費等の事務局の運営費でございます。

不用額は856万7518円で、その主なものは、給料、職員手当等、人件費の執行残となっております。

以上で、労働委員会所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 労働委員会参事監兼事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきまして決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)にしたがって行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、提起の際にその旨を発言するものとし、明10月19日、当委員会の質疑終了後に、改めて要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

当該意見交換において、要調査事項として報告す

ることに反対の意見が述べられた場合には、その意見もあわせて決算特別委員会に報告いたします。

要調査事項は、決算特別委員会でさらに調査が必要とされる事項を想定しております。

また、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項や要調査事項としては報告しないと決定した事項を想定しており、これについても質疑終了後、意見交換等を予定しておりますので、御留意願います。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思しますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 まず一般会計の歳出から質疑したいのですが、今、執行率や繰越率を聞きましたけれども、平成27年度の執行率、繰越率を数字で説明してもらえますか。

○美里毅農林水産総務課長 平成27年度の執行率については80.5%で、繰越率15.8%、不用額の割合3.7%となっております。

○西銘啓史郎委員 ほかの部局と比較しても執行率は低いほうですよ、部長。いろんな理由があると思いますし、後で主要施策についても質疑いたしますけれども、きのうの決算特別委員会で監査委員から、やはり執行率の低さについてはいろんな理由があるということを聞いております。特に農林水産部について、監査委員から何か指摘されたことがあれば教えてください。

○島尻勝広農林水産部長 特にうちの部として監査委員からは指摘は受けていません。

○西銘啓史郎委員 部長にお伺いしますが、この執行率—もちろん監査から事前の調整とか横の計画も

ろもろがあつて繰り越したりとか、不用額についても事前の計画を密にするような指摘を我々は聞いたのですけれども、農林水産部として執行率の今の数字についてはどのように考えていますか。やむなしなのか。いろんな理由があるとは思いますが。

○島尻勝広農林水産部長 全体的な概要等を説明させていただいて、今委員がおっしゃるようなところについて、また答弁させていただきたいと思つています。

まず平成28年度の一般会計の予算執行の状況につきましては、先ほど報告させていただきましたが、県全体で89.1%、農林水産部については78.3%の状況になっております。

特に農林水産部についてほかの部局と違う状況は、予算がまず普通建設事業費の割合が高くて、繰り越しが多い傾向にあると認識しています。その中で、特に繰り越しの縮減が農林水産部の執行上の課題と認識しております。

また、農林水産部の事業については、農畜産物—いわゆる生きているものとか、水産物を扱っていますし、また農業、漁業就業者に対する直接的な対応をすることから、自然状況、あるいは作物の発育状況などによって事業の実施の段階で調整の時間を要することや、場合によっては設計変更が必要になることもあるという状況があります。その結果、計画変更による事業執行のおくれなどが生じることが主な繰り越しの要因と認識しております。

改善のためには執行段階の迅速な対応が必要であることから、各出先機関との情報共有を強化し、事業実施困難な地区から執行可能な地区への実施変更などを柔軟に対応して、執行率向上を目指していきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 わかればでいいですけども、ここ数年で一番高い執行率は何年度の決算ですか。

○美里毅農林水産総務課長 最近の執行率について、さかのぼりまして平成20年度が83.6%、それ以前は80%を超えている執行率になってはいますが、平成19年度が84.1%、平成18年度が87.9%。直近でいいですと平成27年度が80.5%。

○西銘啓史郎委員 一番高いときは幾つと言いましたか。

○美里毅農林水産総務課長 持っている資料では平成16年度で89.2%です。

○西銘啓史郎委員 平成19年度がどういう環境だったかは知りませんが、なるべく執行率を上げて、繰り越しをなるべく減らして不用を減らすという努力はずっと続けていただきたいと思います。

それでは、平成28年度主要施策の成果に関する報告書—成果報告書に基づいていろんな質疑をしたいと思いたすけれども、まず冒頭、私から財政課にお願いをして、各部局でフォーマットを調整していただいて、大変見やすくなったこと、感謝申し上げます。

ひとつこれはまた財政課にお願いしないといけませんけれども、目次のページをつくってくれたのは結構ですが、担当課を書いてもらいたい。いろんな質疑するとき、担当課がわかれば見やすいので、これについても御協力をお願いしたいというのが1つ。

それからもう一つ、質疑ではなくてお願いになります。各ページを開くと事業の実績がありますよね。そこにできたら執行率を入れていただくと一入っていたり入っていなかったりする部署もあるのですが、私は全て手作業で計算して執行率を各事業ごとに入れているのですけれども、これも財政課に次年度のものとしてお願いしたいと思いたすので御協力をお願いします。

質疑に入ります。

大体、事業として30から40近くあると思うのですが、まず部長として、この主要施策の中で成果というか、一個一個見ないと一課題と効果が書いているのですけれども、農林水産部として主要施策の中で順調に進んでいる、成果が大である。例えば二重丸、丸、三角、バツみたいな評価をつけるとしたら、どんなイメージですか。

○島尻勝広農林水産部長 全体的な評価はいろいろと違うと思いたす。沖縄振興一括交付金—一括交付金が平成24年度からできたおかげで、従来やっている国の農林水産省の事業ですと、やっぱり規格、あるいは全国バージョンということがあったと思いたす。例えば災害に強い施設の整備等については、必要などころに全県的に施設整備が計画的にやることのできた。県外に出荷するときの野菜、あるいは果樹、花卉が計画的に冬春期あるいは夏場の台風で強い施設整備を行った結果、各地域のほうに、生産農家にとっても従来の補助事業と違って必要などころに整備することのできたということで高い評価を受けているのかと思いたす。やっぱり一括交付金の活用の仕方が非常によかつたか。そういう面平成28年度については、マスコミ等の報道によると、農業関係では1000億円を超えるというようなことで、一定の成果を上げてると認識してあります。

○西銘啓史郎委員 わかりました。昨年も私が申し

上げたと思いたすが、この1年間農林水産部が何をやったかというところ—要はできたこと、できないことを明確にして次年度につなげるという意味では、やはり主要施策の表記の仕方とか見せ方というのはきっちりやるべきだと思いたす。皆さんが1年頑張った成果ですから、我々議員に理解を求める、または県民に理解を求めるという意味でも、このフォーマットの改善であつたり、見やすくわかりやすくすることは非常に大事だと思いたすので、お願いしたいと思いたす。

では、ページごとに質疑したいと思いたす。

1つ目、7の2ページです。

森林ツーリズムのことを書いていますが、非常に大事なことだと思いたすけれども、文化観光スポーツ部との関連、ツーリズムという観点の他部署との連携というのはどうなつていますか。

○崎洋一森林管理課長 やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業でございますが、国頭村、大宜味村、東村のヤンバル3村において取り組む事業になっております。

具体的には、地域の観光事業者とか林業団体、国・県・市町村の関係者等で集まって検討委員会を開いたりしてございまして、観光部局とは直接まだリンクはしていないのですが、検討委員会の中に観光部局も来ていただきまして検討会を重ねております。

○西銘啓史郎委員 森林ツーリズムはこれからいろんなエコの関係でも大事だと思いたすので取り組んでもらいたいと思いたす。

続いて、7の4ページのところを見てもらいたいのですが、製糖事業者支援という継続事業ですが、17億円の予算に対して13.5億円の執行ということで、約4億円が未執行になってはいますが、この各々の予算というのはわかりますか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 平成28年度の事業でございます。まず1つ目でございます分蜜糖製造事業者のコストの支援でございますが、平成28年度が7億2242万8000円、それからその下の設備の製造合理化対策ということで13億2294万円、その下が1億9356万6000円でございます。

○西銘啓史郎委員 今こういつて質疑してメモしなきゃならない。7の3ページを見てください。どこのか知りませんが、きっちり予算の内訳を書いているじゃないですか。要はこういつたことをお願いしたいわけ。合計があつて、項目ごとの予算があれば、それに対して僕らは右でどれだけ使ったかが見られるわけ。今の7の4ページは明細が全くないので、どれだけ予算があつて、どれだ

け執行したかわからない。ここをぜひ今後訂正をお願いしたい。ページをめくるとそんなことがあるので、入っていないところが。それをきっちり、そういうふうにすると質疑もしやすくなるし、数字の比較ができるので、それについてはお願いしたいと思います。

7の8ページですけれども、予算額と決算額で倍くらいの決算になっています。他部署でも補正を組んだとか流用したと書いているのですが、この項目は漏れているのですけれども、執行が2000万円になっている処理の仕方について説明をお願いします。

○喜屋武盛人糖業農産課長 おきなわ紅茶ブランド化支援事業ですが、平成28年度の当初予算額が1053万5000円でしたが、決算額が2000万3000円となっております。

当初予算額より決算額が増加している理由といたしましては、9月補正によりまして増額補正をしています。中身につきましては、農業研究センター名護支所で、研究のための保存用のフリーザーでございませうとか、乾燥機、そういった備品の整備が必要になったということで増額して執行したものでございます。

○西銘啓史郎委員 今の説明も大事なのですが7の21ページをめくってもらくと、これも補正減の場合は備考欄に補正減と書いているのではないですか。同じように補正でふやしたとかがわかれば、流用なのかまたいろんなものがあるので、それもぜひ徹底してもらいたいと思います。

次、7の16ページ。

事業の内容は書かれているとおりで思うのですがけれども、予算の事業内容と決算の事業内容がほぼ100%に近い対応になっているのですけれども、数字的なものを見るとですね。実施市町村4439ヘクタールが4438ヘクタールだったり、もろもろの数字がほぼ100%ですが、予算の執行率としては91.7%ということで、この辺は100%にもっと近づいてもいいと思ったのですが、その理由はどういうところですか。

○大村学村づくり計画課長 これについては当初予算に対して、国の内示額が減額になったせいという額になっているのです。決算額が内示額になっているものですから、それぐらいの額になっているところです。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から内示後の執行率は高くなるのか、低くなるのかとの確認があり、村づくり計画課長からもっと高くなるのとの説明があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 次は、7の26ページをお願いします。

流通条件不利性解消事業ということで、いろいろ行っていると思うのですけれども、補助金額を単純に割ると1トン当たり4万2000円だったり、1キログラム当たり42円になると思うのですけれども、売上総額は把握していますか。

○幸地稔流通・加工推進課長 ただいま売上額については手持ちがありませんでして、重量ベースが6万1600トンということ把握しておる次第であります。

○西銘啓史郎委員 これもやはり補助をして、総トン数もふえて、売上也ふえるという一要素は業者として負担してもらった分利益がふえるという仕組みが大事だと思うのです。ですから、補助はしましたが売り上げは伸びない、金額も伸びない、利益も伸びないといったらやっぱり育成という意味では大変危惧することがあると思うので、その辺の数字も把握するようにしてもらえればと思います。

次、7の29ページをお願いします。

この中身が非常に大事なことだと私は思います。継続事業として新規就農者の育成・確保というのは、自給率を高める、いろんな意味で食の安心・安全という意味でも大事だと思います。その中で今いろんなチャレンジ農場指導員の配置であるとか実際に行っているようだけれども、決算額を見ると8割ぐらいの執行率であるということと、新規就農しても継続できるかどうかということも課題として挙げているようですが、この辺は農林水産部としてできることと、あとこの先の個人にもかかってくると思うのですが、この課題を確保という意味では、今後対策としてどのように考えていますか。

○島尻勝広農林水産部長 県としては、平成24年度から一括交付金を活用しまして、給付型の事業と一貫支援事業の2本立てで大きい事業をさせてもらっております。その中で就農準備型とか、経営開始型については、最長2年とか5年の中で経営が定着するような形で支援させてもらっています。その中で、やっぱり技術が不安定、農地の問題とかいろいろ抱えておりますので、ソフト面的については普及センターとかそういうところできめ細やかな技術的な指導について行っております。そういった規模拡大とか、あるいは施設を入れたいとか、そういうものについてはそれぞれ該当する事業について相談しながら、あるいは直接的な市町村、JAと連携をとりながら、経営が定着するようにしっかりやっていき

たいと思っております。

それと宮古島の事例ですが、農業機械士等とか、リーダー的な農家がいらっしゃるのですけれども、やっぱり不安定な農家の方々はそういう方々と交流しながら、ふだん悩んでいることについては地域のほうでリーダー的な農家と交流しながら、そういう交流会もさせていただいていますので、できるだけ新規就農者が定着できるような形でソフト、ハード面で支援していきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 次は7の31ページ、畜産担い手育成総合整備事業。多分詳細は大城委員からあると思うので、私からは簡単にですけれども、これも2番目のところの予算と決算額見ると執行率が低くて次年度に繰り越しています。こういったものも申込者がなかった。中身はよくわかりませんが、要はそういった担い手の育成事業としてきっちり予算に基づいて執行できる、なるべく次年度に繰り越さない。理由はあると思いますが、人材育成一先ほどと一緒に農業の担い手、畜産、漁業も含めて、いろいろ対策を農林水産部として打っていると思いますが、ぜひ生きた施策にさせていただいて、県の農業、水産業、林業も含めて安定したものにしていきたいのと、お金を有効的に活用していただきたい。これは要望で終わりたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 山川典二委員。

○山川典二委員 西銘委員の冒頭の質疑に関連するので、確認の意味で教えてほしいのですが、平成26年度と平成25年度の予算の執行率の2つを教えてください。

○美里毅農林水産総務課長 平成25年度の執行率が74.0%、平成26年度の執行率が77.2%となっております。

○山川典二委員 平成28年度の決算額が総決算額の何%か、構成比がわかれば教えてください。

○美里毅農林水産総務課長 県全体に占める構成比ということで、農林水産部の一般会計の県一般会計に占める割合は8.8%となっております。

○山川典二委員 それともう一つ、普通建設事業費は平成28年度は幾らぐらいですか。

○美里毅農林水産総務課長 金額ベースではなくて、割合ですが、県全体の占める普通建設事業費の割合は、平成28年度は県全体は23.4%、農林水産部は64.9%となっております。

○山川典二委員 金額はわかりませんか。

○美里毅農林水産総務課長 農林水産部の普通建設事業費は366億5260万1000円です。

○山川典二委員 もしわかればいいのですけれど

も、一括交付金の平成24年度はいいですから、平成25、26、27、28年で幾らぐらいの割合になっているか。そういうデータはとっていますか。

○美里毅農林水産総務課長 手元には平成28年度、平成29年度分しかないので、それで御説明します。

沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金が県全体の占める割合は、平成28年度が23.6%、平成29年度が26.3%。沖縄振興公共投資交付金—ハード交付金が平成28年度15.5%、平成29年度15.7%となっております。

○山川典二委員 部長に見解を伺いたいのですが、例えば、農林水産部の予算が、平成25年度が660億円、平成26年度643億円、平成27年度570億円、平成28年度が583億円とかなり減っていますよね。その主な理由は何ですか。

○島尻勝広農林水産部長 県全体での割合的な意味合いだと思うのですが、そういうことで我々は去年、執行率の部分もありましたけれども、執行率についても鋭意努力しながら、必要な部分に集中的、重点的に事業を効果的にやってきたいと考えております。

県全体の配分もあるものですから、こちらは全体的に多いとか少ないとか表現しづらいですけれども、割り当てられた金額の中で効率的に事業を執行していきたいと考えております。

○山川典二委員 例えば、県全体の決算額から見て、農林水産部が平成25年度の構成比が9.6%、平成26年度が8.9%、平成27年度が7.9%、平成28年度はちょっと盛り返して8.1%というようになっておりますが、要するに農林水産の事業そのものの総額が少なくなったのですか。ちょっと理由が知りたいのです。あるいは事業そのものの中身がある程度達成をして、次の事業につながっていないとか、あるいは一つのめどが立ったとか、そういう政策的な展開が知りたいのですが。この四、五年で大分下がっていますから。

○島尻勝広農林水産部長 先ほどもちょっと言いましたが県全体の中で、やっぱり財政課も含めて一定の配分枠があるかと考えます。我々としては、まだ必要な事業としては継続的な要望もしておりますけれども、県全体の中での枠組み等含めてしっかり予算措置しながら対応していきたいと思っております。

○山川典二委員 普通建設事業費も70%から69、65、62%と下がってきていますよね。それは今おっしゃるような流れの中で判断はしますが、先ほど一括交付金の話をしましたけれども、1000億円近くかかっ

たという話がありましたね。実際、5年間の検証で一括交付金の効果というのは皆さんでそういう検証報告みたいなものはされたのですか。そういうのはやっていないですか。

○島尻勝広農林水産部長 一定の評価としては予算措置をするときに、これまでの実績・成果というものについては一定の評価をしながら予算の措置とか、あるいは今回農林水産業振興計画の後期でありましたけれども、その部分等についても検証させていただいております。

特に、先ほど説明したとおり、一括交付金については従来の補助金と違って、必要な部分はかなり細かく手当てできたかということで、水産関係、林業関係、畜産関係、あるいはサトウキビ、園芸関係も非常に伸びてきていると認識しております。平成24年度、平成25年度等については自然災害等がかなりありましたが、それを除いても一定の評価はできるのかというふうには見ております。

○山川典二委員 これは全国的でも唯一といってもいい一括交付金の1つの功罪一罪はそんなにないと思いますが、評価というものをしっかりと。特に農林水産の部分は見えにくいところがありますし、時間もかかるような形態もありますから、それはぜひ継続して、県民にもわかりやすいような発信が必要だと思いますので、それもぜひやってもらいたいのですがいかがですか。

○島尻勝広農林水産部長 高率補助をいただいている中で必要な部分に当然支援はしていきますけれども、やっぱり公費を投入するときには透明性、公平性を含めて、必要な部分について支援しながら、しっかり振興していきたいと思っております。

○山川典二委員 これはなぜかといいますと沖縄振興特別措置法があと5年で切れます。それ以降の議論をする上でも、これはデータで効果等も含めてしっかり残す。非常に重要な材料になると思っておりますので、そういう要望をしているわけでありまして。

それでは、成果報告書で少し質疑をさせていただきます。

まず、7の1ページにマグロ類の鮮度保持については漁獲直後の冷やし込み等の取り扱いが課題であることが明らかになっているということですが、そこにつきまして詳述をお願いします。

○島尻勝広農林水産部長 本県は他県と比較しまして海水温が高いことなどからマグロ類の身質の劣化が起りやすいために、漁獲直後の冷却を含めて鮮度保持技術が重要となっております。そのため県では平成27年度より鮮度保持技術と戦略出荷によるブ

ランド確立事業におきまして、マグロ類の鮮度保持技術について調査研究を行っております。

本年度はウルトラファインバブルによる鮮度保持技術を検証いたします。具体的にはマグロ漁船船蔵の水中に窒素ガスの微細な泡を吹き込み、低酸素状態にしまして、漁獲のマグロ類の酸化による劣化を防ぐ技術の検証を行ってまいりたいと思っております。

○山川典二委員 それは検証を行っていききたいということですか。やっていますよね。一部成果というのは、どういう結果が出ていますか。

○幸地稔流通・加工推進課長 昨年度はマグロ類の鮮度保持については、八重山漁業協同組合に協力を依頼しまして、青森県等での鮮度保持技術を視察しました。その際、シャーベット氷とか氷温技術等について検証しました。

平成28年度はマグロ類の県外出荷を想定しまして、発泡スチロール、耐水段ボール、アルミ蒸着パックなどのこん包資材についての検討を行いました。その中では資材による鮮度保持効果は大きな差はなかったことが確認されました。

○山川典二委員 このシャーベット氷も私も現場に行って確認して、説明をいただきましたけれども、非常に有効だと話をしていました。では具体的にどのような形で、県全体の漁業従事者の皆さんにそれを徹底していくかということがひとつ課題になると思うのですが、いずれにしても鮮度の保持—これは時間との勝負になります、非常に売り上げにも影響しますので、さらに精度を上げるように御指導ください。

それから7の3ページですが、さとうきび生産総合対策事業の課題のところを実情に合った機械の導入が必要であるということですが、具体的にどういうことをやるのか簡潔に御説明いただきたい。

○島尻勝広農林水産部長 具体的に地域の実情というのは、例えば沖縄県については島尻マージ、ジャージャーとかいろいろな土壌条件があります。それと圃場の大きさ、あるいは基盤整備の大きさとか、あるいは作型—夏植え、春植え、株出し、いわゆる単収が8トンとか5トンとか3トンとか差がありますので、こういう地域の生産状態に応じて機械を中型それと小型ということで、機種にも少し差はあるのですが、そういう生産実態に応じた機械を地域で話し合ってもらって機械ハーベスター等を導入してもらっているという状況があります。

○山川典二委員 実際にその中型機、小型機の導入は、平成28年度の中では実証なさっている段階です

か。これからですか。

○島尻勝広農林水産部長 復帰後、ハーベスターについては、国内のハーベスターが少なかったものすから、試験場と研究開発しながらやってきましたけれども、一応外国のものとかあるいは国内でも3社のメーカーが一定の生産体制に入っておりますので、その一定の選択幅がある中で、地域の生産農家あるいは関係者が選定委員会等を開いて、この機種がいいというようなことでさせているのですけれども、ただ将来的にずっと一5年とか7年とか10年ぐらいやるものですから、一定の生産実態に応じながら機械整備は体系的に導入していきたいということで調整させてもらっております。

○山川典二委員 参考までに国内メーカーだけではなくて海外という話がありましたが、どの辺の国の機械が先行しているのですか。

○島尻勝広農林水産部長 以前、オーストラリアがサトウキビの生産メッカでしたけれども、向こうもサトウキビそのものが減ってきていて、依然として我々としてはオーストラリアから導入させてもらっているところです。

○山川典二委員 7の10ページのアグーの件です。

専用DNAチップを利用したアグー育種改良の推進体制を検討すると書いてありますけれども、具体的にどうすることが必要になるのですか。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 具体的にはこのアグー専用のDNAチップを開発しまして、それを使いましてアグーの肉質等を評価していくという事業であります。

○山川典二委員 ですから、具体的にチップをどういうふうに、どれぐらいの畜産農家にやるかとかそんな計画はないのですか。具体的な事業の内容をちょっと教えてほしいです。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 アグー専用のDNAチップを今開発中なのですが、平成29年度中にこのアグー専用のDNAチップを開発しまして、来年度以降、このDNAチップを活用して、畜産研究センターで飼育されている沖縄アグー豚一雄18頭、雌10頭、計28頭のアグー豚の優良豚種を選抜し、それから家畜改良センターにその選抜した豚を移管しまして家畜改良センターで交配して、その後代、子豚の繁殖能力それから産肉能力等を調査して、最終的にはこの種豚も生産農家へ供給していくということになるかと思えます。

○山川典二委員 門外漢なので詳しいことは大城委員に任せますけれども、教えてほしいのは塩基配列7000個搭載された検証用のアグーと。平成28年度実

績では5500個の確認ができたということですが、具体的には5500個とか7000個あればもう十分にこの遺伝子というか、DNAの検証ができてくると判断していいのですか。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 できれば多いほうがいいと思いますが、現在はこのチップに1万個の塩基配列の遺伝子を組み込んだものをつくっている状況です。

○山川典二委員 いや、だから1万個の遺伝子というのですけれども、今塩基配列数が5500個と。これはどう理解すればいいのですか。わからないものですから。

○池村薫畜産課長 塩基配列については私もなかなか具体的に言えないですけれど今、37戸の農家で1200頭余りのアグーがいます。このアグーをふやしていきたいのですけれども、先ほど言いましたアグーには肉の特徴があるということで、一番アグーが評価されている部分につきましては、まず肉の中に脂肪が入ると、柔らかいと。それから口に入れたときにこの脂肪が溶けやすいのでおいしさになると。それから脂肪酸の組成とかそういった特性があります。

そういった特徴が、この塩基配列の遺伝子のどこにあるかというのを将来的に特定できれば、この1200頭のアグーから、今3万5000頭の肉豚が生産されているのですけれども、より質のいいアグーが生産できるということで、この塩基配列を特定して、先ほどありました畜産研究センターとか家畜改良センターのもとで、そういう遺伝能力の高いアグーを使って、それを生産農家に供給していくという形で今調べている状況です。

○山川典二委員 どこまでの塩基配列があれば、今おっしゃったようなある程度の肉質のいいアグー豚が生産できるのですか。一つのめどみたいなのはないのですか。数値目標というか。よくわかりませんが、技術的に。一般論でお願いします。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 アグー豚の遺伝子といいますか、それは27億個ございます。その中からアグーの肉質改良のための遺伝情報を取り出すわけですが、それが今のところ1万個まで突きとめたということでございます。

○山川典二委員 非常に気が遠くなるような数字なのですけれども、ただこの世界はある一定のところまでやると突破口ではありませんけれども、一気に世界が広がってくるのでしょうか。私もよく食べる機会がありますが、いずれにせよただおいしいとかーそれはそれでいいのですけれども、沖縄県が少なくともアジアを含めて世界に発信できる素材といいま

すか、可能性を持った事業ですし、こういう今の塩基配列の確認作業だと思っておりますので、これは非常に大切に育てていってほしいと思うのです。

27億個という話がありますが、年々こうして解明をして行く中で著作権みたいな知的所有権みたいな話にもなると思うのですが、この辺は皆さんの中で一つの見解みたいなものはお持ちですか。このアグー豚のDNAの。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 今後著作権、特許については申請していく予定であります。

ただ、世界的にも取り決めの中で解読した遺伝情報については公開することになっていまして、その辺のものが各国では利用できるとなっています。

○山川典二委員 公開するという事は、沖縄アグー豚の生産特許みたいなものも含めてどっかで囲い込みをする必要もあろうかと思うのです。つまりどういうことかということ、粗雑なものをつくって沖縄アグー豚って出されたら、これは困るわけですから、皆さんで今その辺の議論はないですか。あるかないかだけでいいです。

○池村薫畜産課長 アグー豚からお話をさせていただきます。歴史的に皆さん御承知のように、大田先生が残された20頭から全部スタートしております。

先ほど私が申しました37戸の1247頭のアグーは全部登録をして個体を確認しております。この生産者とのブランド協議会というのをつくって、このアグー豚をなるべく外に出さないようにとか、この中でやっております。一頭一頭を把握しておりますので、遺伝子とは別に、この豚自体が沖縄以外に出ない形での体制づくりを今進めております。

また、肉になるアグーブランド豚についても、このアグー豚を使った肉をアグーブランド豚として認証しておりますので、そういった形で豚とか肉になる分でのコンプライアンスと申しますか、守る部分の体制は、これからも強くしていく部分もありますけれどもできております。

○山川典二委員 わかりました。私もこれからまたいろいろと勉強させてもらいながら、ぜひこの沖縄県が発信できる数少ないといえますか、こう言ったら怒られるかもしれませんが、農林水産関係で非常に有効な事業になると思いますので、またひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 大城一馬委員。

○大城一馬委員 成果報告書の7の28ページです。

耕作放棄地対策ですが、平成28年度の耕作放棄地の現状はどうなっていますか。

○仲宗根智農政経済課長 平成28年度実績では

3279ヘクタールになっております。

○大城一馬委員 3279ヘクタールといいますが、対策事業としての成果はどう評価していますか。

○大村学村づくり計画課長 具体的なのですけれども、耕作放棄地対策という事業は、主に土地改良事業をした地域での耕作放棄地を解消しようという目的でこの事業を使っております。ですから、目標値としては今のところ700ヘクタールにしていますので、それに向けてこの事業を活用しているところで

○大城一馬委員 この事業の効果として、いわゆる優良農地への再生に寄与しているということが示されていますけれども、どの程度の寄与となっているのか。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大城一馬委員から質疑を取り上げる旨の発言があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 次に移ります。

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というのがありますね。その中で基金を造成しているのですが、この基金が平成30年度、いわゆる次年度で基金の終期となっているということが示されていますけれども、これについて、どういう現状なのか。

○大村学村づくり計画課長 基金は平成21年度から国の交付金を活用して造成しているところです。

この事業の交付金については、こちらに記載したように平成30年度が終期となっておりますけれども、平成31年度以降は国で新たな荒廃農地等利活用促進交付金という事業が創設されておりますので、平成30年度に同基金を全部使い切った後は、この新しい交付金を使って耕作放棄地の対策に取り組もうという計画になっております。

○大城一馬委員 この基金と交付金の違いというのはどういう内容ですか。

○大村学村づくり計画課長 基金は、沖縄県では農林水産部長が委員長となった特別な協議会を創設して、その協議会のもとに基金を活用してやっているところです。

新しくできる交付金は国から通常の補助金としていただいて執行するようなものです。

○大城一馬委員 国で3分の2、あと3分の1は受益者負担ということですよ。用途については。

○大村学村づくり計画課長 現在の基金はそういうことになっております。

○大城一馬委員 交付金もそうなるのですか。

○大村学村づくり計画課長 平成31年度からの活用としている新たな交付金は、国は補助率80%という予定になっております。

○大城一馬委員 平成31年度から80%の割合で国が持つ、あと20%は受益者負担ですよね。そうですね。

○大村学村づくり計画課長 この件については、現在市町村等々の意見を聞きながら、今後どのような対応をするか検討をしているところでございます。

○大城一馬委員 これはやっぱり再生事業ですから、耕作放棄地の面積が非常に多い中で、やっぱり再生地への対策は極めて重要だと思うのです。基金は受益者負担だったわけですよね。それは今後検討しましょうと。県と市町村で。私はそもそもこの基金の対象で受益者負担というのはちょっとと思うのです。やっぱり軌道に乗るまでは、例えば5カ年とか、何カ年のスパンを設けて、全額公費で持つとかいうような対策が必要ではないのかと。これから県と市町村とで残りの20%について検討すると言っているのですけれども、部長、この件はやはりなかなか農地再生といっても大変な事業なのです。ですから、そういったことを含めて、受益者負担ではなくて、先ほど申しましたように一定の期間を設けて、軌道に乗るまでは利益が、生産額が上がっていくまでは、やはり残りの負担も県・市町村で持つような方策をぜひとっていただきたいのですがどうですか。

○島尻勝広農林水産部長 耕作放棄地については非常に地域によっていろんな事情があって、高齢化の問題だとか、あるいは未相続の問題とか、あるいは資産的な保有の意識の強さとかいろんな課題があります。その辺について、平成31年度あるいは場合によっては平成30年度に組み替えになるかわかりませんが、今の8割負担についてもいろんな考えがあるかと思うのですが、市町村と連携をとりながら一市町村によってもやっぱり温度差があるものですから、その辺を統一しながらどういう事業の仕組みができるのかどうか。特に後継者の問題についても農地の確保というのは非常に大きい問題になっておりますので、こういう耕作放棄地について担い手に集積できれば一番理想ではあるのですけれども、ただ、そういうものについては、ちょっと地縁関係等含めて感情的な部分もあるものですから、それを市町村とか一緒にやってくれるかどうかということもあるかと思っております。この残り2割が、新規に入る方々については負担もあるかということはいろいろと聞いておりますので、その辺については関係機関と調整しながらスムーズに集積できる形でできれば

と考えております。

○瑞慶覧功委員長 親川敬委員。

○親川敬委員 まず平成27年度包括外部監査結果報告書からですが、平成27年度に農林水産の部署で、「沖縄21世紀農林水産業振興計画」に関する事務の執行についてということで外部監査を受けられているようですけれども、幾つか指摘とか意見とかということがありますけれども、その意見として整理がされているものの中から幾つか、平成27年度に指摘されたことに平成28年度はどういう対策をとって、どういう結果になったのかということを知りたいと思います。

まず卸売市場対策事業費についても意見があります。沖縄県中央卸売市場精算株式会社の業務運営についてモニタリングする体制の必要性があるという意見が述べられていますけれども、これに対して平成28年度はどういう対応をされたのか。

○幸地稔流通・加工推進課長 卸売市場対策事業費につきましては、卸売市場を取り巻く変化に対応した情報収集及び中央卸売市場における売買代金の決済の円滑化を図ることを目的に実施しております。

平成28年度の決算額は1億7559万9000円となっております。そのうち沖縄県中央卸売市場精算株式会社への貸付金は1億6600万円となっております。

県では精算会社に対して代金精算業務が適正に行われているかの確認のため、平成28年1月及び平成28年11月にモニタリングを実施しております。また平成29年度からは、継続的にモニタリングを実施する体制を整えるため、県と精算会社との貸付契約書にモニタリングに関する条項を加えたところであります。

○親川敬委員 次にいきます。

農林水産物流通条件不利性解消事業についても意見が述べられています。補助金の支給に当たってインセンティブを持たせるような工夫が必要ではないかという意見があったようですけれども、これに対してどういう工夫をされましたか。

○幸地稔流通・加工推進課長 農林水産物流通条件不利性解消事業は、本県が離島県であることによる不利性を解消するために、直近他県までの輸送コスト相当額を補助することで本土市場での市場競争力の向上や県外出荷時期・出荷量の拡大を図り、持続性のある農林水産業への振興へつなげることを目的に実施しております。

平成28年度の事業実績は、補助交付団体が134団体、県外出荷重量が約6万1607トン、補助金実績額が約26億1494万円となっております。

また、事業効果を高めるため、今年度から農林水産物流通条件不利生解消事業補助金交付要綱の申請様式の一部を改正し、補助団体による当該事業を活用した取り組み等を具体的に記入するよう改めております。

具体的には、交付申請様式に出荷取り引きに関する取り組み、生産に関する取り組み、輸送・保管に関する取り組み等の項目を設けて、補助団体の事業に対する意識向上を促すとともに、県において補助団体の取り組み状況を把握し、事業効果の測定や検証等に生かすこととしております。

○親川敬委員 体制をつくりましたという話はわかりましたけれども、インセンティブを持たせるような工夫が必要だと言われたことに対して、具体的にこういう変化が起きたという把握ができていますか。何か1例でいいです。

○幸地稔流通・加工推進課長 県で補助事業者にアンケートをとったところですが、補助事業者の行動変化としまして、出荷先の増加であったり、あるいは県外出荷による利益の増加であったり、県外出荷量の増加等の効果が見られております。

○親川敬委員 次にいきます。

鳥獣被害防止総合対策について、ここは必ずしも皆さんのところだけではなくて環境部とのことがうたわえていますけれども、カラスの捕獲計画数決定に当たって環境部との連携が望まれているという意見がありました。これは本会議でもちよこつと環境部から説明がありましたけれども、捕獲数を決定するに当たって、環境部との連携というのはどの程度されているのですか。

○屋宜宣由営農支援課長 カラス等の鳥獣被害防止対策については、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、農林水産大臣が基本方針を定め、この基本方針に則して市町村が被害防止計画を定めた上で、この計画に基づいて実施することになっております。

この計画においては、地域の農作物における被害等の現状を踏まえて、被害防止対策、捕獲計画頭数が定められており、計画の策定に当たって市町村は県知事と協議を行うこととなっております。

その際、県農林水産部では環境部も含めた関係部署と協議を行っており、捕獲計画頭数が適切かどうかも含めて計画内容を協議した上で策定をし、実施しているところであります。

○親川敬委員 そこはわかりました。被害を防止するという一方、環境を維持するというのも逆に難しいことであるけれども、両立させんといかんと思

うのです。その辺については関係部との意見交換はどの程度されたのか。例えば多い、少ない、捕獲頭数を少し絞らないと環境に影響を与えますとか、そういう話し合いは具体的にされているのですか。

○屋宜宣由営農支援課長 協議の方法ですけれども、市町村から毎年上がってくる計画書をもとに書面で協議するという形になっています。その計画書の中に、その市町村から推定の個体数等をこれぐらい間引いていきたいという形でもって協議をすると、そういう形になっております。

○親川敬委員 次にいきます。

産地後継者育成支援事業について、これは出捐ということで資金を形成しているようではございますけれども、未出捐金と補助金とのかかわりが指摘されています。ここについてもどういう対策をとったのか。

○屋宜宣由営農支援課長 この事業につきましては、県・市町村及び農業団体の出捐金により造成をして、その基金の運用益で事業を行うというふうな内容のものになっております。全体の2分の1を県が負担するというふうにしておりましてけれども、財政的事情により一部未出捐金が生じているという状況であります。そういう中で、県の未出捐金に対応する毎年の運用益の部分については、補助金という形で予算を措置しております。財政当局との協議等については、毎年予算の編成の際に継続して協議をしてくているところであります。

○親川敬委員 出捐金と補助金は意味合いが違いますよね。その辺のところを少し説明してもらえませんか。なぜ補助金で出す必要があるの。予算がつかれないからということだけではなくて、考え方です。本来であれば補助金でやるべきではないわけですよね。

○屋宜宣由営農支援課長 この基金への出捐につきましては、当初5年間で積み上げていくという形でされてきたところでありましたけれども、財政的事情によって出捐を今途中でとめているという状況です。

ただ既に県以外の市町村、農業団体からの出捐はされておりまして、基金運用分に見合った額を補助金という形で、毎年措置をしているというところですよ。

○親川敬委員 わかりました。次にいきます。

おきなわ紅茶ブランド化支援事業について、成果報告書を見ると、技術的なことは記述がありますけれども、平成27年度の外部監査で指摘されたのは販売についても戦略を立てるようと。技術研究だけではなくて販売についても一要するに出口ですよ。

販売についても戦略を立てるようという意見があったようですけれども、これに対してはどの程度の対応をされているのですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 おきなわ紅茶ブランド化支援事業でございますが、これは県内のお茶産業の再生のために紅茶とか、フレーバーティーとかそういったものの安定生産技術に関する研究でございますとか、県産紅茶の生産品質の安定化ということを図りまして、ブランド化を促進するということが実施をしております。

農林水産部におきましては、県産紅茶の生産量がまだちょっと少ないということで、今後の販売の戦略といたしましては、例えば本県を訪れる観光客の方とか、そういった方への提供で、こういう沖縄の紅茶があるということを知っていただくとか、そういったものがまず有利ではないかということで、県内観光産業との連携が必要であるとは考えております。そのため、今年度海洋博公園等で実際に沖縄産紅茶の試飲とか、そういったアンケート調査を行っております。

今後は、この販売戦略等については関係する部局と意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

○親川敬委員 通告はしていなかったからわかる範囲内でいいですが、生産業者と生産量の年次的な数字をもしつかんでいच्छるのでしたら。

○喜屋武盛人糖業農産課長 平成21年度からのデータでございますが、よろしいでしょうか。

平成21年度沖縄産の紅茶は、紅茶生産農家が18戸で、当初生産量も低く120キログラム程度でございました。それが年々ふえておりまして、農家数自体は大体10戸前後ぐらいを推移しておりまして、平成27年度は生産農家戸数が12戸、それから紅茶の生産量としては約9倍にふえまして1216キログラムにふえておりますが、先ほど申しましたようにまだちょっと生産量としては少ないということで、今後もしっかり生産対策等には取り組んでいきたいと考えております。

○親川敬委員 次に行きます。

含みつ糖振興対策事業費についてですけれども、ここも含蜜糖製造事業者の財務状況に基づいて補助金の妥当性の検討をすべきではないかとか、そしてそのサトウキビ生産従事者全体への還元についても努力をしてほしいという意見があったようですけれども、ここは前段のほうから。

○喜屋武盛人糖業農産課長 含みつ糖振興対策事業でございますが、これは含蜜糖製造事業者の経営安定を図ることを目的としまして、製造コストの一部

支援でございますとか、老朽化した施設の更新等の支援を実施しております。

農林水産部におきましては製糖事業者の財務状況等も踏まえまして、サトウキビ増産に対する取り組み等について検討するため、毎年補助金交付の際にはヒアリングを実施しております。その中で財務状況等を把握いたしまして、助成金の妥当性については検討を行っております。

またサトウキビ産業従事者全体への還元ということでございますが、これはサトウキビを増産することによりまして、生産農家はもとより関連従事者に対する所得の向上にもつながるものだろうということを考えております。

なお、製糖事業者においては生産農家が購入いたします肥料とか農薬等に対して、例えば助成等を実施するなど、地域への還元をやっているところでございます。

引き続き製糖事業者の財務状況等も踏まえまして、サトウキビ増産に対する取り組み等については検討してまいりたいと考えております。

○親川敬委員 外部監査の皆さんがあえて製糖事業者の財務状況についてチェックしてほしいと、すべきではないかという意見があったようですけれども、この指摘をするという特徴的なところがあるのですか。財務状況について外部監査をした皆さんはほとんどが公認会計士みたいですよ。そういう目から見たときに、財務状況をチェックしなさいというのは何か特徴的なところがあるのですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 特徴的なものということではないかと思いますが、県からそれだけコストの分を助成するということにつきまして、やはりしっかりと透明性とか、そういったものを確認した上ではないとその妥当性というのができないということで、しっかりと状況を把握するべきだということではないかと考えております。特段、特徴的というものはないものと認識しております。

○親川敬委員 あと農地・水保全管理活動支援事業について、地域の皆さんからすればいい事業だと。要するに地域の皆さんと協力していろんな清掃活動を含めて、そういうことに使える事業のようですかからコミュニティー形成には相当いい影響の事業だと思っておりますけれども、ここも意見があります。

農業農村の多面的機能の重要性を農林水産部内で横断的な情報共有体制の構築が望まれますと。部としてというよりも、ここは各課の事業として—今回は65事業の外部監査を受けたようですけれども、それは要するにこういう部内でお互いそれぞれ持って

いる事業について、農業農村の地域コミュニティを創生するために、あるいは発展させるための情報共有がちょっと薄いのではないのかという指摘だと思うのですが、これについてはどんな改善策をとられましたか。

○大村学村づくり計画課長 まず農地・水保全管理活動支援事業については、まず農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、水路、農道等、地域資源の保全管理に資する共同活動を支援することを目的に実施しているところです。

平成28年度から多面的機能支払交付金事業として事業名が変わっております。平成28年度の決算額としては3億5733万9000円となっております。

農林水産部においては、農業・農村の多面的機能に関する情報共有を図るために、本事業とまたその他の関連事業の概要を取りまとめた沖縄県の農業農村整備という冊子を作成しており、部内関係課、関係機関に配付するとともに、部の調整会議その他の会議を通して、情報の提供及び共有する仕組みを構築しているところです。

○親川敬委員 言っていることがよくわからないのですが、部内の情報共有を図りなさいという指摘をされたわけですから、冊子のお話もありましたけれども、そこだけって言ったら失礼かもしれませんが、その点から。

○大村学村づくり計画課長 具体的に冊子というのがきょうお持ちしたこの冊子なのですけれども、これを関係機関に配付することで共有化を図るということ以外に、実は毎年おきなわ花と食のフェスティバルというものがありますけれども、その中で沖縄県の農林漁業賞という本県の農業、漁業に対して優秀な方々を表彰する、部を挙げての賞があるのですけれども、今年度ここにこの活動組織がかかわっているものを推薦しているところです。

こういった活動を農林水産部の中で広く共有して、いわゆる多面的機能を維持管理しているということをPR、共有しているのを発信しているところです。

○親川敬委員 時間がなくなりましたが、せっかく準備をされているはずですから、平成28年度歳入歳出決算説明資料から聞きます。

全部はできないので特に特別会計、一般会計は何名の委員がありましたので、特別会計から先に行きます。

農業改良資金特別会計の収入比率と昨年度との比較。今年度は収入比率が38.9%となっていて、去年と比べてどうなのか。そして今回低いと思うのですが、けれども一去年と比べないと今回が低いかわ

りませんが、まず比較をしていただいて、そしてその原因をお願いします。

○仲宗根智農政経済課長 平成28年度の収入比率は38.9%となっておりますが、対前年比では3.1ポイントの上昇となっております。

原因につきましては、これまでの台風、干ばつ等の自然災害によって経営が悪化している状態とか、あとは病気やけが等による離農などによって、農業改良資金の未納が生じていることが原因となっております。

○親川敬委員 次に、林業改善資金特別会計についても前年との比較と、今年度は66.7%のようではありますが、この原因をお願いします。

○崎洋一森林管理課長 平成27年度は収入済額が6864万3000円、調定額が1億851万9000円で、収入比率が63.3%でありました。

平成28年度は収入済額7673万9000円、調定額が1億1496万8000円で、収入比率が66.7%であります。収入比率を平成27年度と比較しますと3.4ポイントの増となっております。

収入未済が発生した原因としまして経営不振、それから転業、それから高齢化等による廃業等々がございまして、収入未済が22件で発生していることに要因がございます。

○親川敬委員 あと同じく特別会計の沿岸漁業改善資金特別会計。ここは大きい減額がありますけれども、減額の要因の主なものは何ですか。

○平安名盛正水産課長 沿岸漁業改善資金特別会計につきましては、沿岸漁業改善資金貸付事業費と沿岸漁業改善資金取扱事務費の2つの事業からなっております。平成28年度につきましては貸付申請がなかったために減額補正を行っております。

申請がなかった理由といたしましては、推定の部分もあるのですが、1つ目が借入れをするに当たりまして、連帯保証人の確保などの事務手続が煩雑なために申請をちゅうちょする漁業者がいるということと、2つ目に手続が比較的簡易である民間の金融機関の融資を利用する漁業者がふえていることが要因と考えております。

また、沿岸漁業改善資金取扱事務費につきましては、平成28年度は貸し付け減に伴う沖縄県信用漁業協同組合連合会への貸付金の支出事務委託料と貸付金の回収率の低下に伴いまして、株式会社沖縄債権回収サービスへの委託料に執行残が生じたために減額補正を行ったものであります。

○親川敬委員 この特別会計は毎年そういうパターンですか。要するに5200万円から5000万円減額とい

うと、ほぼ減額ですよ。予算の組み方として毎年そういうパターンなのですか。

○平安名盛正水産課長 従来ですと申請については何件かはあるのですが、10年前とかに比べるとやはり借り入れの申請者はかなり減少しているなという感じがあります。

○瑞慶覧功委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 先日、全国食糧自給率の発表もあったかと思いますが、全国そして沖縄の状況を現時点なのか、昨年度なのかわかりませんが、どんな状況なのか伺います。

○美里毅農林水産総務課長 本県の平成27年度の食糧自給率、概算値であります。カロリーベースで26%、生産額ベースで54%となっており、カロリーベースでは前年比4ポイント減、生産額ベースでは増減はありません。全国はカロリーベースでは39%、生産額ベースでは66%となっております。

○瀬長美佐雄委員 若干ではあるけれども減少傾向と。この数値と県としても目標値を持たれているかと思いますが、それとの関係ではどんな状況なのか。

○美里毅農林水産総務課長 沖縄21世紀農林水産業振興計画における平成33年度の食糧自給率はカロリーベースで45%の目標値を掲げております。

○瀬長美佐雄委員 目標に届かずという現状なので、ぜひ頑張る課題だと思います。

それでは、事業に入りますが、成果報告書7の12ページ、災害に強い栽培施設の整備事業について伺います。

当然期待される効果は台風対策等々で重要な位置づけとなっておりますし、課題も述べられています。全体として促進する立場だとは思いますが、需要というか要求がどういった状況なのか。それと目標との関係でどの程度の到達と見ているのか伺います。

○前門尚美園芸振興課長 県ではゴーヤー、菊、パイナップルなどの園芸作物の生産供給体制の強化を図るため、平成24年度から平成28年度までに一括交付金を活用し、台風等の自然災害の影響を受けにくい強化型パイプハウス平張り施設を約120.5ヘクタール整備してまいりました。また、平成29年度は約31.8ヘクタールの整備を計画しております。

産地の生産体制を一層強化するために、今後も栽培施設整備が必要であることや生産現場からの要望も多いことから事業の継続実施に向けた予算確保が必要であると考えています。

県としましては、引き続き生産現場からの要望を踏まえ、市町村及び関係機関等と連携し、気候変動に対応した施設の拡大に向け、支援を図って

まいりたいと考えています。

○瀬長美佐雄委員 成果報告書でいうと、繰越額が6億9000万円ということで結構大きいのですが、それはどんな状況になっているのですか。

○前門尚美園芸振興課長 本事業につきましては各地区からの要望が多く、早期に事業効果を高めるために平成28年11月に増額補正を行いました。施設整備予定の農用地の確保等に不測の日数を要したことで、6億9252万6000円の繰り越しが生じました。

なお、繰越額のうち4億940万9000円につきましては、繰り越し前に交付決定済みであり、事業は着手されているため、早期の効果発現につながったものと考えております。

○瀬長美佐雄委員 次は、7の25ページ。

地産地消の推進ということで、要するにホテルなどに調査をしまして。調査の結果がどうなっているのかわからないので、どういう状況なのか。

○幸地稔流通・加工推進課長 ホテルにおける県産食材の利用状況調査につきましては、対象ホテル148件につきまして調査をいたしました。そのうち32件を回収いたしまして、調査の結果、33.6%の県産食材が利用されていることがわかりました。

○瀬長美佐雄委員 調査を受けてどうするのが対策ということなので、今後どう広げるのか、等々の対策はどうするのですか。

○幸地稔流通・加工推進課長 県では地産地消コーディネーターを育成しておりまして、地産地消コーディネーターで産地の情報を実需者に流すということをやっております。また給食センターとの取り組みも行っておりまして、そのあたりで県産食材の向上を図っていききたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 安定供給が鍵だろうという点では、その生産する組織のつくりとかはどんな対策になりますか。

○島尻勝広農林水産部長 何回か繰り返しになりますけれども、沖縄の場合については台風、干ばつ等の影響があつて、葉野菜等も含めて地産地消の中については安定供給が必要だという認識をしております。そのためにも、今言った災害に強い栽培施設を加速度的に整備したりとか、あるいは生産部会、技術の向上等を含めて県外、県内あるいは地産地消のファーマーズ等含めてしっかりやっていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 7の29ページ、新規就農者の育成・確保対策というところで若干質疑しますが、チャレンジ農場整備1件、チャレンジ農場指導員2名、研修生17名とあるのですが、この研修生の受け入れ

先はどこが担っているのか。

○屋宜宣由営農支援課長 この研修生の受け入れにつきましては、それぞれ市町村におります指導農業士の皆さんが受け入れ先となっております。

○瀬長美佐雄委員 先進的な農家がふえているということなのですが、ここには営農指導センターの普及員の役割も重要なのかと思うのですが、営農指導センター—昔ですかね、今もそうですかね。陣容というか、以前から変わらない体制なのか、若干減少傾向なのか、あるいはふやしたのか、推移としてはどんな状況ですか。

○屋宜宣由営農支援課長 農業改良普及センターについては、組織の名称が一部変遷がありまして、あと人員についても行政管理の中で少し削減という形になりましたけれども、県内5地区にそれぞれ普及センターあるいは農業改良普及課という形で今設置されております。その中で作物を担当する職員をそれぞれに配置して、従来と変わらない方向で農家への指導、あるいは新規就農者への指導に万全を尽くしている、そういった体制をしいております。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ拡大する方向で。生産力を上げる、あるいは自給率を引き上げるという点でも重要な人的な要素だろうと思います。これは要望として言っておきます。

あとEPAあるいはTPPに関して、まだ日本政府は諦めていないと。そういう状況があって、やっぱりそもそも関税撤廃という方向に向かう流れにあって、離島圏のとりわけ甘味資源のサトウキビ等々もそうですが、あるいは畜産、これについて今の方向で進む関税撤廃が県内の農家にどう影響を与えるかが、もし金額的にも試算がされているのであれば伺いたいと思います。

○島尻勝広農林水産部長 委員が心配するように、TPPの問題もありましたし、また急にEPAの話も出ました。そういうことを踏まえまして、県としましては8月に知事を先頭に国等に対して要請をしてきたところであります。

要請の主な内容ですけれども、日EU・EPAの大枠合意による本県の農林水産業へ具体的な影響について、国に対して十分検証した上で早急に公表するようにということとか、それと農業者が安心して経営を継続するため、中長期的な万全な対策を講ずることなどについて要請をしてまいりました。

県としましては、今後国会の議論とかあるいは国の対応状況を注視するとともに、関係団体と連携の上、時期を逸しないように適切に対応していきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 基本的なことですが、方向性としては関税撤廃なのです。これになったときに実際、県内の生産に及ぶ影響というのは、試算としては過去にやったのか、実際計算できていないということなのか。どんな状況なのか。

○島尻勝広農林水産部長 完全撤廃のときには、TPPのときに、我々としては試算させてもらいましたけれども、TPPのときには国が生産対策を講じるということで、国の試算の中でさせてもらいましたけれども、具体的には、それぞれ—例えば沖縄の場合については全国と違うような品目がございましたので、その辺についてはJA沖縄中央会とかJAグループと連携しながら、ちょうど数字を出すことによって不安とかあるいは少ないとかいろいろな影響がありましたので、この辺については国が出したような数字をもって評価できるかどうか、関係機関と今調整させてもらっているところです。特にEPAについては、秋をめどに生産対策等、大綱を見直すということもありましたので、その辺をめどにしながら、特に沖縄県1本という関係団体あるいは全国とのつながりもあるかと思っておりますので、この辺については先ほど説明したように国会の議論、ないしは国の対応状況を見ながら、しっかり時期を逸しないように対応していきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ですから、基本的な観点として、関税撤廃されたときに沖縄の農業、農家、太刀打ちできるのかということなのです。基本的に確認したいのは。

○島尻勝広農林水産部長 完全撤廃は、いずれにしても沖縄の零細なあるいは気象条件等含めて厳しい状況のところについては、さまざまな影響が懸念されるというのは認識しております。

特にTPPのときもそうでしたけれども、糖価調整制度、あるいは畜産業については、一応国に対しては強く維持するというので、TPPのときには糖価調整制度については維持するというような回答も得ておりますので、この辺も含めて、ただ維持だけではなくて、それ以外にも制度の適正な維持というか、財源等を含めて、ちょっと不安なところがありますので、この辺については国の情報を得ながらしっかり制度の維持とか、畜産の前倒しの部分等も含めてですけれども、しっかり国に伝えていきたいと、訴えていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 最後に、県立農業大学の建てかえというか、課題。私も検討委員会に入ってもう何年もたつもので、また再度検討委員会を開くのか

心配なのですが、県立農大の建てかえについて今どんな状況なのか。

○屋宜宣由営農支援課長 農業大学の整備を進めるに当たって、現段階での進捗状況ですけれども、今、老朽化県有施設等の整備計画—これは仮称ですけれども、その中に位置づけられる必要があるということで、現在関係課と調整中であります。この整備計画については、今年度中に決定する見込みだと関係先より聞いております。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時21分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 成果報告書の7の20ページ。

農林水産業振興の水産生産基盤整備事業ですが、ここに漁港の整備で陸揚げとか準備作業等の漁業活動に影響が出るということがあって課題だということです。具体的にどういう事例があったのですか。

○島袋均漁港漁場課長 事業を実施するに当たっては地元の漁業者、利用者の意見を聞きながら計画を策定して、採択時には地元のほうに丁寧に説明をしているところです。

また、工事を実施するに当たっては、前年までに細かい工事の内容、工事の工期とか、そういったのを説明しているところですが、特に現在、近年漁港施設の、利用している施設の老朽化が激しいということと、あとは耐震化が必要になってくるということで、そのためには漁業活動を行う陸揚げ岸壁とか、準備岸壁に支障を来さないように工事を行うのですけれども、利用しながらやるためには分割発注したり、実施時期とかを決めないといけないのですけれども、そういったことを地元と調整して行っているということです。

○玉城武光委員 これは地元との、漁業協同組合—漁協との調整はぜひやってください。

それから、次の7の21ページ。

加工施設の整備事業への補助1件と。この決算額6400万円のうちの加工施設の補助金は幾らですか。それとその施設の説明。

○幸地稔流通・加工推進課長 県では6次産業化支援事業におきまして、自社牧場において生産する牛乳及び牛肉等を活用した商品、精肉、ジェラート、ソフトクリーム、ハンバーグ等の製造及び販売に必要な加工、販売施設の整備を行いました。補助額は5293万5300円です。

施設は販売加工施設で、事業主体は農業生産法人有限会社伊盛牧場であります。

○玉城武光委員 それからその下に7事業者に対し加工品開発補助を実施ということですが、この7事業者というのはどこですか。

○幸地稔流通・加工推進課長 県ではおきなわ型6次産業化総合支援事業において、沖縄県の気候的特徴や、地域資源を生かした6次産業化を推進するため、加工品開発の支援を実施しております。

平成28年度につきましては、有限会社美ら卵養鶏場、黄金茶屋、株式会社ロイヤルエンターテイメント、有限会社楽園の果実、農事組合法人グアバ生産組合、沖縄県農業協同組合糸満支店、農業生産法人有限会社水耕八重岳の7業者に対して、加工品開発補助を実施しております。

○玉城武光委員 7の25ページ。

先ほど瀬長委員も聞いていましたが、この県産野菜の消費拡大ということだけれども、県産野菜の消費はふえているのですか。

○幸地稔流通・加工推進課長 野菜の生産量につきましては、平成22年度の5万3993トンから平成27年度には5万8642トンとなっています。量でいいますと4649トン、比率でいいますと8.6%ふえております。

○玉城武光委員 ふえているわけですね。生産がふえれば消費もふえるという感じになると思いますので、ぜひ頑張ってください。

次に7の27ページ。

農地中間管理事業が減額となっているのですが、予算額に対して減額となっている理由を説明してください。

○仲宗根智農政経済課長 農地中間管理事業については、担い手への農地集積と集約化を加速するため、平成26年3月に沖縄県農業振興公社を農地中間管理機構として指定するとともに、必要な予算を基金として設置し、中間管理事業を実施しているところです。現在4年目になるところです。

予算の内容としましては、中間管理機構が農地の貸し借りの事業活動を展開するための嘱託員等の人件費、市町村への事務委託等の事務経費が1つ。

2点目に、農地中間管理機構が農地の所有者から借り受けた農地等を耕作者へ貸すまで—転貸するまでの農地の賃借料金や借り受けた農地の管理費等の農地管理費が経費の内容となっております。

決算額が当初計画予算より低くなった理由としましては、機構から申請のあった事業計画を踏まえ、予算計上、補助金等の交付決定をしているところですが、機構において借り受け農地の掘り起こし活動

が当初計画より十分でなく、実績が計画を下回ったことが主な原因になっております。

○玉城武光委員 実績が下回った理由は何ですか。

○仲宗根智農政経済課長 中間管理事業は、平成26年度からスタートしまして、当初なかなかその事業が浸透しなくて農地の掘り起こしがなかなか進まない状況ではありましたが、ここ二、三年、かなり農地の掘り起こしの実績はふえております。ただ、まだ計画どおり一實際上借り受けたという希望者はかなりの面積、1000ヘクタール以上になりますが、希望しておりますが、なかなか実際に転貸している実績がまだ3割程度ということで、その辺でなかなか現地のほうに課題が多くて進まない状況で、このような減額の状況になっているところです。

○玉城武光委員 ぜひ改善をして、推進していただきたい。

次は7の32ページ。

未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業。この課題にこの要綱・要領で定めている上限の数が適正規模であるか評価する必要があると。この適正規模というのはどこが基準を定めるのですか。これがわかりにくいです。

○平安名盛正水産課長 各漁協からの要望や、これまでの事業実績等を踏まえまして、効果的な事業が実施できるように予算の確保に努めているところがあります。また、本事業による就業の定着を実証するために、漁業体験を受けた学生の就職状況ですとか、漁業経費の一部支援を行った漁業者の就業状況の把握のために各漁協に対して平成29年度にアンケートや、個別の聞き取り等の追跡調査を実施しております。追跡調査の実施に当たりまして、今後の課題としましては、事業終了後の各漁協と連携した継続的な就業定着調査が実施できるような体制の構築が現在課題かと考えております。

県としましては今後も引き続き漁協等の団体と連携しながら、漁業就業者の確保・育成の施策を進めていきたいと考えております。

○玉城武光委員 適正規模であるか評価した結果、事業費が減額になる可能性があるということですか。

○平安名盛正水産課長 県としましては、各漁協なりの要望を受けて、予算計上はするのですが、やはりそこは国のソフト交付金の事業ですので、減額ということも可能性としてはあります。

○瑞慶覧功委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 食鳥処理施設の整備についての進捗状況を教えていただけますか。

○池村薫畜産課長 今、食鳥処理施設については、

名護市の建設用地の取得と、それから基本設計に着手しているところです。

○金城勉委員 私はこの前、宮崎県でいろんな牛や豚の処理施設を見学する機会があったのですがけれども、食肉の部分については当然取って、廃棄物が出てきますね。沖縄県の場合は、その廃棄物はどういうふう処理していますか。

○池村薫畜産課長 食肉として利用するものはそのまま食肉として流通していきますけれども、内臓とか羽とか、そういう流通しないものはレンダリングとか、いわゆる再利用の形で化製処理場とかに出荷されていきます。

○金城勉委員 もうちょっと具体的に説明いただけますか。

○池村薫畜産課長 大きく分けると、内臓の部分とそれから羽とかありますけれども、羽もフェザーミールという形で処理されて飼料に行きますし、内臓なんかも肉骨粉という形で飼料などに再利用されるということです。

○金城勉委員 ということは、牛も豚も含めて県内で処理される食用の廃棄物については、リサイクルがきちんと回っていると理解していいですか。

○池村薫畜産課長 同じような形で、食肉以外のものについてはいろいろ一羽は鳥だけですけれども、レンダリングとか再利用の形をとっています。

○金城勉委員 次に、モズクの関係でお聞きしたいのですが、この3年ぐらいの生産高推移をちょっと説明してもらえますか。

○平安名盛正水産課長 平成27年からの3年ですが、平成27年が1万4445トン、平成28年が1万5094トン、平成29年は1万8072トンとなっております。

○金城勉委員 徐々に回復してきているのですか。

それで、県としても品種改良というか、切れたり、台風のときに被害が出たりということがあって、それに強い品種の開発も研究していると聞いているのですけれども、その状況はどうですか。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 品種改良につきましては、水産海洋技術センターにおいて、このモズクの優良な株を選んで、特色のあるモズクの優良株を選抜しております。

その中でイノ一の恵みという優良品種を開発しまして、品種登録しているところです。

○金城勉委員 この品種はもう実用化されているのか、その進捗状況はどうですか。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 このイノ一の恵みは、平成29年度は13漁協中、7漁協に配付しております。ただし株の混合種つけ等も行っており

ますので、生存量は今不明ということですが、漁協に配布して実用化されております。

○金城勉委員 今生産者は、波の荒いときに切れたり、あるいは日照不足で生産量が上下したりというようなことが悩みの種なのですけれども、そういうことにも対応できる品種となっていますか。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 その辺のところについては、特性は把握しておりませんが、その要因等についても今後解明していく、水産海洋技術センターで検討していくということになっております。

○金城勉委員 私のイメージとしては、品種改良というのは日照不足にも耐えられる、あるいは少々の波の強弱にも耐えられる、それでもって生産性が向上できる。そういう品種の改良だとイメージしていたのですけれども、そういうところまではまだはつきりはしていないのですか。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 そちら辺の特性はまだはつきりしておりません。まだ、その辺の原因究明を先行してやらないといけないので、その原因究明から先行してやっていきたいと考えております。

○金城勉委員 そのイノーの恵みという品種は、従来の品種との特徴的な違いというのはどういうところにありますか。

○宮城克浩農林水産総務課研究企画監 このイノーの恵みは、かたく歯応えのある特徴を持つ株と考えていただければいいかと思います。

○金城勉委員 そうですか、では食感の違いでよくなったということで、自然の変化に応じた強さがあるとかいうものにはまだなっていないということなのですね。そういうところも今後、研究のテーマにさせていただいて、今、生産者の悩みはそういう自然現象の変化に応じて、一定の生産量を確保できるような強い品種、また切れにくい品種、そういうものを要望していますので、そういうことも対応をお願いします。

それから、今、塩漬けであるとか、生であるとかいう形で出荷しているのがほとんどですが、モズクの加工については、どういう状況ですか。

○平安名盛正水産課長 今年度、平成29年度からですが、ソフト交付金を活用しまして、モズクの産地発、おきなわ海藻消費拡大事業というのを取り組んでいるところです。3年間の事業ですが、私どももこれまでは塩蔵のモズクを原料供給という形で本土に出荷する体制がほとんどだったのですが、それが持続的な漁業生産額拡大のためのマーケティング支

援事業の中で、県外においてもみそ汁であったりとか、そういう形での生モズクの活用というのをいろいろ量販店などで供給してきたところ、非常に評価が高かったということから、今年度漁協のほうで生モズクの選別まできちんとやったものを、原料ではなくて商品として出せないかという取り組みを今年度から3年かけて実施していきたいと考えています。今年度、初年度については恩納村漁協でありますとか、主な3漁協あたりをターゲットにこの事業を取り組んでいきたいと考えております。

○金城勉委員 まさに加工を加えることによってそこに雇用も生まれるし、付加価値が高まっていく。それによって、塩蔵であるとか生であるとか、そのまま出すよりは非常に付加価値が高まって、県内で利益の循環がなされてくるのだよね。そこは積極的に研究開発していただきたい。

それと、このモズクの学校給食への提供の状況というのはどうですか。

○幸地稔流通・加工推進課長 一つの例であります。市町村において学校給食での取り組み事例として、北中城村で地産地消推進協議会を設立し、そこで学校給食の献立と生産者の生産量等の情報交換を行っておりまして、その中でモズク、アーサ、チンゲンサイ、コマツナ等の積極的活用を行っているところであります。

○金城勉委員 これもやっぱり加工の仕方、一つの付加価値のつけ方という視点からも非常に意味のあることですし、あわせて地産地消という視点で考えることもあるし、またこれだけ評価の高い食材としてのモズクの消費拡大ということでも大きな意味がある。いろんな意味での学校給食への導入というのは非常に大きな価値があると思うのですけれども、これについてはもっと積極的に市町村とも連携を図りながら推し進めることはできませんか。

○平安名盛正水産課長 今委員がおっしゃった部分についても県漁業協同組合連合会を主体としてとりまとめていただいて、各漁協からの生モズクなどの部分で、すぐに給食で食べてもらえるような形での仕組みを今後また検討していきたいと考えています。

○金城勉委員 これ非常に大事なことだと思いますので、ぜひ研究をして、それが市町村と連携の上で実施できるように取り組みをお願いいたします。

次に、漁業関係について伺いますけれども、養殖漁業も積極的に調査・研究されているのですけれども、今県内における養殖漁業の取り組み状況はどうですか。

○平安名盛正水産課長 県全体的な取り組みとして

は、やはり陸上養殖では、魚類としてはヤイトハタが伊平屋村でありましたり、一番形態の大きい石垣市で取り組まれておりますし、また、うるま市与那城であったり、浦添市とかでやっています。

また、モズクについては全体的に各浜で取り組まれている話で、そのほかで大きいものについては、企業としてクロマグロの養殖ということで、本部町と名護市のほうで取り組まれております。また、ヒトエグサにつきましては、恩納村、北中城村……

○金城勉委員 魚だけでいいですよ。

○平安名盛正水産課長 現状としては今のよう形になっております。

○金城勉委員 皆さんの目標とするところへの進捗状況はどんなぐあいですか。

○平安名盛正水産課長 今、目標についての数値を持ち合わせていなくて幾らというのが出せないのですが、現状としましては、魚病の発生がありまして、自然災害一台風があった場合の海洋養殖等における施設の破損とかがあります。また餌の高騰等がありまして、漁業生産者については減少傾向にあります。

その部分で、今水産海洋技術センター石垣支所において、県産の市場で出る端材とかを活用して、安い餌の開発研究をしています。今の現状で行きますと、その餌を活用しても、成長については市販のメーカーの餌と比べても遜色ないような成長率が出ていますので、それについては私どもも期待しているところです。

○金城勉委員 やはり、これだけ天然の資源というものがかんたん減ってきているということも懸念されている状況で、養殖に対する期待も高いし、台湾あたりに我々も見学に行ったことがあるのですけれども、かなりの規模で進んでいますから、県としても具体的な目標数値も計画的に出して、それに迫っていけるような取り組みというものが必要だと思っておりますけれども、どうですか。

○平安名盛正水産課長 委員おっしゃるように、今後も目標数値は農林水産振興計画の中に立ててありますので、そこに向かって一生懸命取り組んでいきたいと考えます。

○金城勉委員 稚魚の提供についても県は非常に大きな役割があると思うのですけれども、この分野はどうですか。

○平安名盛正水産課長 稚魚の取り組みの中でもヤイトハタがやはり経営体制も大きいのですが、ただ平成28年度につきましては、やはり親魚のほうで途中で死んでしまって、なかなか要望数を供給するこ

とが難しかったことから、ヤイトハタのかわりとしてチャイロマルハタで補填するという形で対応させていただきます。

平成29年度については、時期的には少しおくれてはいるのですが、10月では要望数100%で各漁業者に対して配布ができる見通しとなっております。

○金城勉委員 ぜひ安定的な供給体制を確立してください。

○瑞慶覧功委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 細かい数値にはこだわりません。数値を求める場合は大体これぐらいというような答弁でも構いませんので、方針的な議論を中心に行きたいと思っておりますので、お願いします。

まず1点目は、成果報告書の7の14ページ。

病虫害の防除事業についてですけれども、石垣島でミカンコミバエがふえているというような報道等がありましたけれども、その後どうなりましたか。

○屋宜宣由営農支援課長 石垣島におけるミカンコミバエについては、防除を強化するため誘殺板による石垣島全域を対象とした第1回目の防除を10月11日までに国や石垣市、農業協同組合等と連携して実施したところであります。

県としましては国等とも連携し、ミカンコミバエの再発生の防止に取り組んでまいります。

○大城憲幸委員 本来絶滅して、いちゃいけないものが定着しているというような報道もあったようですが、おさまってきているのですか、おさまりつつあるのですか。

○屋宜宣由営農支援課長 8月、9月にかけて誘殺が確認され、10月上旬にこの防除の作業を行ったところ、現段階ではトラップの調査の報告はまだ全部は来ていませんけれども、今のところはおさまりつつあるという報告を受けているところです。

○大城憲幸委員 毎年、10億円以上ここにお金をかけているのですけれども、わかればお願いします。ウリミバエとミカンコミバエの2つでこの十数億円のうち何割ぐらい使っていますか。

○屋宜宣由営農支援課長 平成28年度の予算ですけれども、ウリミバエがトータルで7億8000万円、ミカンコミバエが2億円余りとなっています。

○大城憲幸委員 これで10億円ぐらいが毎年かかるわけです。だからウリミバエ、ミカンコミバエは根絶したのだけれども、やっぱり近隣から飛んでくるものがあるものだから、どうしても毎年それをやらないといけない。これはしようがないのですけれども、ただ気になるのは今後ミカンコミバエが頻繁に発生したり、今回また問題になっているナスミバエ

なんかの件もあって、この部分というのは非常に心配されるのですけれども、今後予算措置、あるいは人的体制はどう考えているのですか。

○屋宜宣由営農支援課長 予算につきましては、今現在ソフト交付金で手当てしておりますけれども、引き続き万全の体制をとれるよう予算措置を講じていきたいと考えております。

同じく人員配置についても、このあたりが十分に機能を発揮できるように措置を講じていきたいと考えているところです。

○大城憲幸委員 ナスミバエについても当初簡単におさまるような話だったのですが、どうもじわりじわり広がって行って、宮古地域でも発見されたという話にもなったりして非常に気になるのですけれども、課題のほうにある地域住民の持続的な協力と、そういうものも含めて強化しないといけない部分だと思っておりますので、変更も含めて、ここは体制の強化を要望しておきます。

次は、7の28ページの耕作放棄地対策事業についてお願いいたします。

これについて先ほど平成31年度から新たな基金に移りますよという話がありましたけれども、これは非常に効果があるし、今後に必要な事業だと思っております。ただ、最近やっぱり農家からちょっと条件が厳しくなっているのではないかという話も聞こえてくるのですけれども、その辺の執行状況、あるいは新たな仕組みに変わるに当たって考え方をお願いします。

○大村学村づくり計画課長 荒廃農地の対象農地が、現農地は荒廃農地が1号のA分類一機械を入れたりして抜根しないといけない程度なのですけれども、新たな交付金は2号遊休農地も対象になると。この2号遊休農地というのは、農業上の利用の程度が、その周辺に及ぼす影響が著しく劣っていると認められる農地です。ですから、今まで手の出されないような軽微なものも含まれますよというところがメリット感があるのかなというところです。

あと今までの地域協議会を通してのものではなくて、都道府県、市町村を通して、市町村が主体となって、この窓口になりますので、事務手続等が簡素化されるのではないかと考えております。

○大城憲幸委員 前から課長のところとは議論しているのですけれども、例えば遊休農地であればエンボを入れる、そして堆肥を入れる、場合によってはビニールハウスまで8割補助でつくれるということで要望する声は大きいのですね。ただ、実績がない新たな作物を入れるときは「実績がないからだめで

す」みたいなことが前から議論になるわけです。今この話からすると新たな仕組みの中では、市町村の判断で、地域が責任を持ってやるということであれば取り組めますという形に変わるという認識でいいですか。

○大村学村づくり計画課長 この営農作物については現制度と同じような形で、市町村が販売面、それから栽培の今後の見通しも含めてチェックしていただくスキームになると思いますので、そこら辺については今ここで緩和されるとか、されないとか、見えないところがあります。

○大城憲幸委員 いいですよ。ただ、国民の税金を使ってやる事業ですから、何も実績がないところに、あるいはやって二、三年ですぐ放棄してしまうという話はあるわけですから、そこはチェック機能として大事だと思います。ただやっぱり、新たな作物にチャレンジする、あるいは実績はないけれども内容がしっかりしているという、もう少し別の視点の判断基準があってもいいかを感じるものがあるものですから、新たな事業に向けて、またいろいろ意見交換もしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

7の26ページに戻りますけれども、農林水産物流通条件不利性解消事業についてお願いします。

先ほどこれも議論がありましたけれども、先ほどの議論を聞いて残念なのが、これも今、年間26億円を一括交付金でやっている。これは非常に沖縄県の農業活性化に貢献していると思うし、農家にとって一作物によってもばらつきはありますけれども、これはなくなっちゃ困る必須な事業になっていると思うのです。ただ、これは一括交付金事業ですから、ずっとあるものではないということを前提にしなければいけない。そして、平成33年度まではあるだろう、でも私はおかしいと思っております。だからそんな中で、先ほどあったように「どれぐらい売り上げが伸びたのですか」、「どれぐらい効果が上がったのですか」という趣旨の議論のときには、私は担当部課としては、「こうこうこうで、こうなってますよ」という議論はあってしかるべきだと思うのですよ。その辺は頭に置いてほしいというのは要望ですけれども、ここで私が話をしたいのは、今言ったように平成33年度まで確約されたものでもないと思っております。今の一括交付金の、あるいは振興策の流れの中で200億円、300億円と全体のパイが減っていく中、あるいはMICEの事業がどうなるか、変わっていく中で、やはりこれはいつまでもそのままの予算があるという前提では厳しいかと思っております。

すよ。そういう意味でこれを今後どういう形で残していこうとするのか、どういう形でこの地理的な不利性を解消しようという方向で行くのか、その辺は内部でどういう議論になっていますか。

○幸地稔流通・加工推進課長 農林水産物流通条件不利性解消事業は、平成24年度より一括交付金を活用し、実施しているところです。

同事業については事業開始から5年が経過したことから、その実績を踏まえて限られた予算の中で事業効果をより高めるとともに、一括交付金制度が継続される平成33年度までは同交付金を活用して事業を継続できるように要望してまいりたいと考えています。

○大城憲幸委員 私の問いに対しては、そこまでの議論はしてませんよとしか聞こえませんが、それでいいのですが、これは問題提起にします。今言ったものが全てで、私はもうずっとあるものでもないし、これはなくすわけにはいかないのですよ、今。市場でも沖縄は不利性の部分は税金を入れて補助していますというような評価になっていますから、これをぱっとなくすわけにもいかない事業です。ただそれが来年、再来年どうなるかというのは一私は今の状況の中では本当に毎年二十六億円の予算の確保ができるかというのは、なかなか約束できるものでもないと思うのです。それはきちっと、早急に議論すべきだと思うのですけれども、担当課長でも部長でもいいですが、少しその辺について考え方をお願いします。

○島尻勝広農林水産部長 この事業については、非常に生産農家、関係機関からは高い評価を受けているところでありますが、ただ確かに出口の部分が議論になっておりまして、これについても前期の事業を総括しながら、今後のあり方については今関係機関と調整させてもらっているところです。

ただ、今までの農家の考え方だけでいくと、やっぱり自立化に向けて非常に厳しいところがあるものですから、関係機関の意見を聞きながら、最終的に生産農家が県外の大手市場一東京、関西等を含めて、インセンティブが働く形で中身を検討しながら事業のスキームを、平成33年度までありきではなくて、中身も検討はしています。ただ関係機関の期待が非常に大きいものですから、やっぱり見直すということ自体に非常に反発意見があるものですから、その辺を含めて、平成33年度、あるいは平成34年度以降に向けては、その間までにもしっかりと議論していきたいと考えております。

○大城憲幸委員 さっき、この5年で野菜が5000ト

ンふえているという話もありました。やっぱりその辺は冒頭に話したように、きちんと即答できるくらい、あるいはこれがないと困る、これがあればもっとふやせるのだというものを持っておかないと、なかなか前に進まないと思いますので、よろしく願います。

自給率の話がありましたので、少し乳牛の話は前に投げてあるのですがけれども、平成27年度の自給率がカロリーベースで26%という話がありました。これは前にも26%のうちの約20%はサトウキビという議論もありましたよね。そういう意味で、前に本会議でも一般質問で議論しましたけれども、今、学校給食の牛乳さえ県産の乳用牛では足りない状況があります。私は、非常に危惧しているのです。大手量販店がもうPBブランドで、どんどん向こうから物を持ってくる中で、どこかで乳牛にしても歯どめをかけないとずるずる生産基盤が弱ってしまう気がするのですけれども、その辺について本会議でもやったけれども、再度、現時点での考え方をお願いします。

○島尻勝広農林水産部長 本会議でも答弁させていただきましたが、今、酪農の現状は、初妊牛の価格が北海道を含めて高騰しておりまして、後継牛の確保が厳しい状況になっております。そういう意味で県としましては県酪農関係団体、ないしは沖縄県酪農生産振興協議会を立ち上げさせてもらって、その中でいかに後継牛確保対策ができるか取り組んでおります。

具体的には、今県でやっております優良乳用牛育成供給事業において、乳用雌子牛育成の受託、あるいは家畜導入事業資金供給事業における乳用牛導入や自家育成に対する補助、あるいは自家育成牛増頭のための性判別精液の利用促進などを含めて、今厳しい状況の中で取り組んでいるところです。

○大城憲幸委員 今言ったものはこれまでもやってきた部分、それを何とか充実・強化したいという思いはわかりますが、ある意味輸送費補助についても焼け石に水みたいな形になってしまっているのです、現実には。今までの常識の対策では、ずるずる生産基盤が弱体化してしまうという現実にもっと危機感を持って事業を実施してほしいと思っています。

あとは、もう少し広げて、全体的なアジア経済戦略構想に含めた部分ですけれども、本会議でも物流拠点をつくりました、ハブ空港化を進めました、ただ売る農林水産物がないのだよなという答弁があったと思うのですけれども、私もこれは前に話したように感じているわけです。それで、きょうの朝もア

グーの輸出の話もありましたけれども、出す体制、食肉センターの衛生基準等はH A C C Pの話もありましたけれども、取り組んでいるということですが、その辺の状況はどうなっていますか。

○池村薫畜産課長 県食肉センターで、今H A C C P取得に向けて取り組んでいるところであります。

○大城憲幸委員 取り組みはわかるのですが、まだ認証を取っていないわけでしょう。見通しはついているのですか。

○池村薫畜産課長 来年度中には取るという形で報告は受けているそうです。

○大城憲幸委員 言いたいのは、もう鹿児島県とか、宮崎県がどんどん台湾の牛肉の解禁に向けて、国が認めたら即座に出せる体制をつくっていく中で、我々沖縄県というのは、これだけアジア経済戦略構想だと花火を上げる割には、生産基盤が、特に農林水産の生産基盤が弱い。モズクなんかでも、1万4000トンから1万8000トンまで着実にふえていますということですが、聞いてみると中国から「1000トン必要だよ」と、「いや、こっちでは50トンしかありません」とか、何かそんな議論が多いのです。やっぱりここは農林水産部として、豚肉も牛肉も一沖縄に来てくれるインバウンドのお客さんに、また向こうで同じ物を食べる。そういう商機をつくって、どんどん輸出戦略を広げていくというのが我々の考えのはずなのです。そういう意味で、県内の自給率さえなかなか上げるのに苦労している。あるいは出そうと思って物流センターはつくったけれども、物が無いという話が今後どんどんふえそうな気がするものですから、その辺については大変だと思いますけれども、ぜひ議論を深めて取り組みを強化していただきたいと思っております。

最後に部長の決意のほどをお願いして終わります。

○島尻勝広農林水産部長 沖縄県の農林水産業は今好調な推移ではあるのですが、台風、干ばつ等を含めると非常に厳しい状況は相変わらずあるかと思っております。ただ継続的な意味で農家所得等を含めると、生産基盤をしっかりしながら、今海外に向けての国の政策も強く出ております。T P PとE P A等もありますので、その辺、全体を含めながら、生産基盤を引き続き強化していきたいと思っております。

それと、担い手育成等についても一括交付金の効果が確実に出てはきておりますけれども、まだまだ経営基盤が弱いということもありますので、その辺については指導機関ないしは生産基盤をあわせながらソフト、ハードで一生懸命頑張っていきたいと思

いますので、また御指導方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○瑞慶覧功委員長 以上で、農林水産部長及び労働委員会参事監兼事務局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月19日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功

平成29年10月18日

平成29年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録

(第 1 号)

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 平成29年10月18日（水曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後3時14分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 平成29年 平成28年度沖縄県一般会計決算
第5回議会の認定について（子ども生活福
認定第1号 祉部及び教育委員会所管分）
- 平成29年 平成28年度沖縄県母子父子寡婦
第5回議会の認定について
福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号

出席委員

委員長 狩 俣 信 子さん
副委員長 西 銘 純 恵さん
委員 新 垣 新君 次呂久 成 崇君
亀 濱 玲 子さん 比 嘉 京 子さん
平 良 昭 一君 金 城 泰 邦君

欠席委員

末 松 文 信君 照 屋 守 之君

説明のため出席した者の職、氏名

子ども生活福祉部長 金 城 弘 昌君
子ども福祉統括監 名渡山 晶 子さん
福祉政策課長 金 城 賢君
高齢者福祉介護課長 長 浜 広 明君
青少年・子ども家庭課長 友 利 公 子さん
子ども未来政策課長 喜舎場 健 太君
子育て支援課長 大 城 清 二君
障害福祉課長 與那嶺 武君
平和援護・男女参画課長 大 濱 靖君
教 育 長 平 敷 昭 人君
総 務 課 長 識 名 敦君
学校人事課長 古 堅 圭 一君
県立学校教育課長 半 嶺 満君
義務教育課長 當 間 正 和君
生涯学習振興課長 城 田 久 嗣君

○狩俣信子委員長 ただいまから、文教厚生委員会
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る平成29年第
5回議会認定第1号及び同認定第6号の決算2件の
調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教
育長の出席を求めています。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活
福祉部関係決算の概要の説明を求めます。

金城弘昌子ども生活福祉部長。

○金城弘昌子ども生活福祉部長 子ども生活福祉部
所管の平成28年度の一般会計及び特別会計の決算概
要について、お手元にお配りしております歳入歳出
決算説明資料に基づいて、御説明いたします。

それでは、歳入決算について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

子ども生活福祉部の歳入決算は、一般会計と特別
会計を合わせますと、一番上の欄になりますが、予
算現額の計A欄205億8571万109円に対し、調定額B
欄は198億2224万5339円、そのうち収入済額C欄は
194億2705万3862円、不納欠損額D欄は2017万9466円、
収入未済額E欄は3億7501万2011円で、収入比率は
98%となっております。

次に、歳出決算について御説明いたします。

2ページをお開きください。

子ども生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別
会計を合わせますと、一番上の子ども生活福祉部計
の欄でございますが、予算現額の計A欄811億7109万
6000円に対し、支出済額B欄は762億9930万8665円、
翌年度繰越額C欄は22億9801万7000円、不用額は25億
7377万335円で、執行率は94.0%となっております。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたし
ます。

3ページをお開きください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は（款）で申
し上げますと、（款）分担金及び負担金、（款）使用
料及び手数料、4ページの（款）国庫支出金及び（款）
財産収入、5ページの（款）繰入金、（款）諸収入及
び（款）県債までの7つの（款）から成っています。

3ページにお戻りください。

一番上の欄になりますが、子ども生活福祉部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計A欄203億7547万6109円に対し、調定額B欄は194億1173万3447円、そのうち収入済額C欄は191億4599万3772円、不納欠損額D欄は1879万5899円、収入未済額E欄は2億4694万3776円で、収入比率は98.6%となっております。

それでは、収入未済額E欄の主なものについて御説明いたします。

3ページの(款)分担金及び負担金の収入未済額E欄4635万4482円は、主に(目)民生費負担金の児童福祉施設負担金に係るもので、児童福祉施設入所児童の扶養義務者等の生活困窮、転居先不明などにより徴収困難なため収入未済となっております。

次に、5ページをお開きください。

(款)諸収入の収入未済額E欄1億9654万4718円は、主に(目)雑入の生活保護費返還金や児童扶養手当返還金に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収困難なため収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

6ページをお開きください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、(款)で申し上げますと(款)総務費及び(款)民生費、それと7ページの(款)商工費の3つの(款)から成っております。

それでは6ページにお戻りください。

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の計A欄809億6086万2000円に対し、支出済額B欄は761億2794万7152円、翌年度繰越額C欄は22億9801万7000円、不用額は25億3489万7848円で執行率は94.0%となっております。

次に、翌年度繰越額C欄の内訳でございますが、(款)民生費における(目)児童福祉総務費の安心こども基金事業や待機児童解消支援基金事業など11事業の繰り越しとなっております。

次に、不用額について御説明いたします。

(款)総務費の不用額3481万4647円は、主に(目)諸費の平和の礎事業において、入札不調により工事実施ができなかったこと等によるものであります。

次に、(款)民生費不用額24億9506万1811円について、その主なものを御説明いたします。

(項)社会福祉費の不用額6億5560万1894円は、(目)老人福祉費の介護給付費等負担事業費において、実績が当初見込みよりも下回ったことによる執行残や、下から4行目の(目)社会福祉施設費の障害児者福祉施設等整備事業費において、当初予定していた施設整備が、計画変更により延期になったこ

となどによるものであります。

7ページをお開きください。

(項)児童福祉費の不用額13億5397万893円は、(目)児童福祉総務費の安心こども基金事業において当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、(款)商工費の不用額502万1390円は、(目)計量検定費における検定・検査数が見込みより減少したことによる旅費の執行残によるものであります。

8ページをお開きください。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

本特別会計においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等全12種類の貸し付けを無利子または低利で貸し付けております。

当該特別会計の歳入は(款)繰入金、(款)繰越金及び(款)諸収入から成っております。

その合計額は、一番上の行の計の欄でございますが、予算現額の計A欄2億1023万4000円に対し、調定額B欄は4億1051万1892円、収入済額C欄が2億8106万90円、不納欠損額D欄が138万3567円、収入未済額E欄は1億2806万8235円で、収入比率は68.5%となっております。

収入未済が生じている理由ですが、(款)諸収入において、借受人の多くが生活困窮等の経済的事情により、償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものであります。

9ページをお開きください。

当該特別会計の歳出は、(款)民生費から成っております。

予算現額の合計A欄2億1023万4000円に対し、支出済額B欄は1億7136万1513円、不用額は3887万2487円で、B欄の執行率は81.5%となっております。

不用額が生じた主な理由は、貸付金実績が当初見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、子ども生活福祉部所管の平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○狩俣信子委員長 子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算の概要の説明を求めます。

平敷昭人教育長。

○平敷昭人教育長 それでは、教育委員会所管の平成28年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

お手元の平成28年度歳入歳出決算説明資料の1ページをお開きください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

平成28年度の一般会計歳入決算は、予算現額の計474億367万2000円に対しまして、調定額は449億6164万812円、収入済額は449億3510万8030円、収入未済額は2653万2782円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.9%となっております。

以下、(款)別に収入済額、収入未済額の主なものについて御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料の収入済額は51億3965万4747円で、その主なものは、全日制高等学校授業料であります。

2ページをお開きください。

(款) 国庫支出金の収入済額は369億7698万3958円で、その主なものは、義務教育費国庫負担金、公立高等学校就学支援金、沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入の収入済額は2億1472万2486円で、その主なものは、土地貸付料、実習生産物売払代であります。

3ページをお開きください。

(款) 諸収入の収入済額は4億8254万6839円で、その主なものは、人材育成財団貸付金元利収入、文化財発掘調査に係る国からの受託金であります。

また、収入未済額2653万2782円の主なものは、談合問題に係る賠償金等の未収金であります。

(款) 県債の収入済額は21億2120万円で、その主なものは、県立学校の施設整備に係るものであります。

以上が、平成28年度の歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

4ページをお開きください。

教育委員会の合計は、(款)教育費と(款)災害復旧費の合計となっております。

それでは、(款)教育費から御説明いたします。

(款)教育費の決算は、予算現額の計1624億4915万2213円に対し、支出済額は、1583億473万8602円、翌年度繰越額は23億9633万1885円、不用額は17億4808万1726円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は97.4%であります。

次に、翌年度繰越額の主なものについて(項)別に御説明いたします。

(項)教育総務費の翌年度繰越額、11億2623万1000円

の主なものは、市町村立小・中学校の施設整備に係る繰り越しであります。

5ページをお開きください。

(項)高等学校費の翌年度繰越額7億5212万1797円と、(項)特別支援学校費の翌年度繰越額1億2013万7088円は、それぞれ県立高等学校及び特別支援学校の施設整備に係る繰り越しであります。

これら公立学校の施設整備事業において繰り越した主な理由は、学校等関係機関との調整に期間を要したことによるものであります。

次に、(項)社会教育費の翌年度繰越額3億9784万2000円の主なものは、新県立図書館に係る繰り越しであり、新県立図書館の整備を進めている複合施設の建設がおくれたことに伴うものであります。

次に、不用額の主なものについて(項)別に御説明いたします。

恐縮ですが、4ページにお戻りください。

(項)教育総務費の不用額は2億8382万3922円でその主なものは、県立高等学校における特別支援教育支援員の配置数の実績減によるもの、また、奨学事業における沖縄県国際交流・人材育成財団への貸付金の不用によるものであります。

(項)小学校費の不用額2億4396万6038円及び(項)中学校費の不用額1億6839万6357円は、ともに教職員給与費の執行残であります。

5ページをお開きください。

(項)高等学校費の不用額は6億3658万7049円で、その主なものは、教職員給与費の執行残及び県立高等学校の施設整備における工事の計画変更などによるものであります。

次に、(項)特別支援学校費の不用額は3億2593万6727円で、その主なものは、教職員給与費の執行残及び就学奨励費の実績減によるものであります。

(項)社会教育費の不用額は8036万7478円で、その主なものは、学校・家庭・地域の連携協力推進事業において、補助対象市町村の事業実績が減となったもの及び文化財発掘調査の受託事業の実績減によるものであります。

6ページをお開きください。

(項)保健体育費の不用額は900万4155円で、その主なものは、学校保健事業費における定期健康診断の執行残であります。

以上が、(款)教育費の決算状況でございます。

次に、(款)災害復旧費について御説明いたします。

(款)災害復旧費の予算現額1237万4000円に対しまして、支出済額は16万2720円、不用額は1221万1280円であります。

平成28年度においては、県立学校における災害復旧事業がなかったことにより、予算の大半が不用となっております。

以上が、教育委員会所管の平成28年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○狩俣信子委員長 教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）にしたがって行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、提起の際にその旨を発言するものとし、明 10月19日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

当該意見交換において、要調査事項として報告することに反対の意見が述べられた場合には、その意見もあわせて決算特別委員会に報告いたします。

要調査事項は、決算特別委員会でさらに調査が必要とされる事項を想定しております。

また、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項や要調査事項としては、報告しないと決定した事項を想定しており、これについても質疑終了後、意見交換等を予定しておりますので、御留意願います。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

新垣新委員。

○新垣新委員 まず教育委員会の部分から質疑をしたいと思えます。

5ページの実習船運営費、これは沖縄水産高校の実習船と理解していますが、その問題等において改善点という問題も、ぜひ学校現場側から担い手の問題で指摘されている部分があると思えます。その辺はどう理解していますか。平成27年度に要請しているという話をお聞きしています。

○半嶺満県立学校教育課長 沖縄水産高校の実習船については、平成26年度に代船の建造に向け、沖縄県実習船代船建造委員会を設置して、その建造に向けて検討を行っているところでございます。

その過程でいろいろ学校等の要望、状況等もいただきながら、そういうことを含めて勘案しながら、今現在その建造に向けて検討しているところでございます。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から平成27年度との対前年比はどうなっているのか、どう成果を生かしているのかと質疑の補足説明があった。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

半嶺満県立学校教育課長。

○半嶺満県立学校教育課長 平成27年度の実習船運営費の決算額につきましては約1億2790万円でございます。平成28年度の決算額につきましては2億3150万円で倍増という状況になっています。

○新垣新委員 これは燃料費等にお金がかかっていることが大きなウエートだとお聞きしています。その問題において、1日も早く担い手不足、人材を育てる、ぜひ優先順位を高くして、心からこの問題をお願いしたいと同時に、まず沖縄水産高校の機関科、海洋技術科や専攻科についてクラスを増員してほしい。そして教員については、退職したOBを戻していただきたい。文部科学省などと法的なものについてクリアして、この担い手、人材育成をしてほしいと。本当に、今この問題は、どこに行っても担い手不足、人材不足というのが痛手なものですから、県の取り組みに強い期待を求めて強く要望します。

続きまして、特別支援学級について生徒数はどのくらいいますか。

○半嶺満県立学校教育課長 平成29年5月1日現在で特別支援学校の生徒数は2305名となっております。

○新垣新委員 今、支援員と教員がギブアップして

いるという現場の問題も聞いております。それに対して教員増も含めた現場での問題を、沖縄県はどう考えているのか。そこら辺の問題、発達障害から上がってきた子への対応など、非常に現場がギブアップしているという教員の嘆きの声と、支援員がふえてもなかなか手に負えないとの現場の声についてどのように感じていますか。

○半嶺満県立学校教育課長 特別支援教育も含めた充実についてですが、現在県ではインクルーシブ教育システムの構築事業を実施しておりまして、教員の専門性の向上、校内支援教育委員会の機能化、あるいは交流及び共同学習等による互いを認め合う教育の活動など、学校全体で特別支援教育の推進を図っているところです。

○新垣新委員 全体の推進を図っていくこと、走りながらやらないといけないのはわかっています。ただ、今本当に現場がギブアップしている。大変だと、教員もやめたいと。体を壊した教員もいます。現場をよくわかっていると思います。その問題についてどのようにケアしたかということを知りたいのです。どのように取り組んでいかないといけないのか。これについては、年々、現場でのそういった声もふえているのです。それについてどのように考えているのかということを知りたいです。

○平敷昭人教育長 特別支援教育については小・中学校でも受け入れていきますし、特別支援学校でも受け入れていきます。生徒の状態は多種多様ですので、また、そういう状況に応じて学校現場の声を丁寧に聞きながらどのような対応をするのか、支援員の増員が必要なのか、その辺もしっかり意見交換しながら対応してまいりたいと考えております。

○新垣新委員 意見交換については非常に大事なことでと思います。この問題については1日も早く優先度を高くして、教員や支援員等について平成30年度に生かせるように、また教員がやめないようにするために必要なケアについてもお願いします。

教育委員会におきまして、ソフト交付金、一括交付金の部分について全体的なもので構いませんので平成28年度にどれだけ減額されたか、対前年度比をお聞かせください。

○識名敦総務課長 沖縄振興推進特別交付金—ソフト交付金ですけれども、平成27年度の予算について現年、繰越額を合わせた額が約26億4700万円です。平成28年度が約22億4600万円となっております、差額として約4億円が減額になっているという状況でございます。

○新垣新委員 教育委員会で、減額された部分の予

算の増額に向けて、平成28年度に国とどういった取り組みをしてきたのか、教育長の見解を求めます。

○平敷昭人教育長 実は先ほどの4億円は、現年度と繰り越し額の合計なのですが、減少要因の主な分は繰り越し分の予算が減っているということです。当該年度も微増であります。予算に関しまして必要な事業を確保できるように総務部とも調整をしながら、国に対して説明できることはしっかりやっていきたいと考えています。

○新垣新委員 ぜひ教育と福祉、大切なものは増額に向けてぜひ頑張っていたきたいと。私も協力できる範囲はしっかりと協力をしていきたいと思えます。とても大事です。教育と福祉は。

続きまして、子ども生活福祉部に質疑します。

一般質問でもやりましたが、心理治療施設について平成28年度にどれだけの予算がついたか、どのような取り組みを行ってきたのか、その見解を求めます。

○友利公子青少年・子ども家庭課長 児童心理治療施設の予算関係について御説明いたします。まず平成28年度当初予算として、本体施設の設計費及び整備費として2億2500万円。それから、平成28年度の11月補正予算で教育施設の設計費として880万8000円を計上しました。本体施設の設計費及び整備費のうち2億1187万5000円を平成29年度に繰り越ししています。それから平成29年度当初予算として、児童心理治療本体施設の整備主体である社会福祉法人に対して教育施設、学校の整備に係る補助金ということで計上しています。その金額が3億9119万2000円となっております。

○新垣新委員 肝心かなめの糸満市とは、どのような取り組みをしましたか。ここに全て平成28年度の経緯についてのメモを糸満市からいただいております。どういう取り組みをしたのかお聞かせください。

○友利公子青少年・子ども家庭課長 糸満市との協議ですが、まず平成27年度に法人が決定しておりますので、その決定の直後から市にも赴きまして、協議しております。それから平成28年度にも教育のあり方検討委員会などを含めまして複数回協議を行っております。そのほか自治会、住民などにも説明会を行ったり、あと平成29年度に入りましてからは数多く、把握しているのは10回以上ですが、こちらから赴いて調整を重ねているところです。

平成26年度ごろから県教育庁とかとの取り組みを始めています。まず平成27年度は、糸満市長から友興会に対して児童心理治療施設事業に関する意見書も提出されておりますので、そちらも含めて県では

関係機関との協議を行っていくこととしています。そして、平成27年の7月に運営法人の候補として友興会が決定され公表しています。その間県では12月に入所対象となる児童の実態調査なども実施しております。その中で児童の実態を捉えて、市立の小・中学校の分校という形がいいというようなことで調整をしているところです。あと、2月に県と市の担当課、市教育委員会で、学校形態は市立小・中学校とし、県の全額補助によって法人が整備するという事で申し合わせをしております。

それから、平成28年度においても市との協議を続けながら、12月に糸満市教育委員会、県教育委員会、県子ども生活福祉部の間で、学校教育実施に伴う基本方針の確認書を策定しています。この中で糸満市立の小・中学校の分校にするという方針を決定しております。そして、1月に法人による糸満市摩文仁自治会への住民説明会の開催。それから2月に糸満市大度自治会への住民説明会も開催しています。そのどちらの自治会でも、特に大きな反対意見というよりも、地域で一緒に取り組んでいきたいという声もありましたし、おおむね感触はよかったと思っています。あと開発許可についても2つの自治会から同意もいただいているということで、地元の了解は得られていると感じております。

○新垣新委員 全くのうそです。全然です。これだけは強く申し上げます。摩文仁地域の一带は沖縄県に墓も押しつけられてきて、そしてこのような問題。観光農園。糸満市議会でも9月に議決があります。児童心理治療施設は必要です。だけど、なぜこの地域一観光農園にかと。この第三セクターが潰れたのは前市長に責任があるのです。もっと地域を明るくするものがないのかというのが地域住民の声です。誰も全く納得していません。1人か2人が発言しただけで、ほかは事後報告だと。寝耳に水だと。なぜあの場所になったのか。平成26年度から糸満市の誰がこの調整役をやってきたのか真実を述べてください。

○名渡山晶子子ども福祉統括監 糸満市との調整の経緯についてですが、平成27年の公募の際に複数の法人から要望があったところですが、その中で第三者を含む選定委員会の中で選定された法人、そちらの計画で……公募法人が決定された後すぐに糸満市を訪問しております。それで上原前市長と杉浦前副市長と面談させていただいて、このような計画があるということを御報告させていただきました。その中で学校施設について県立での設置も視野に入れて検討してほしいという御意見があったと当時の記録

に残っています。

それを受けまして、県では実際に入ってくる子供たちに対して、どのような教育を受けることが適切か調査をする必要があるだろうということで、平成27年11月だったと思いますが、当時は児童心理施設がなかったので、ほかの児童養護施設や児童自立支援施設の子供たち、実際にあれば児童心理施設に措置をしたほうが適当であろうという子供たちの中から児童相談所でそのあたりの候補となるような子供たちをピックアップした上で、その子供たちの状態を観察し、その子供たちにどのような教育が適当であるかを教育委員会の協力を得て判定をしていただいたところ、それが県立ではなく、市町村立の小・中学校の子供たちがほぼ全てであるということで、そのような形で方向性を決定しまして、この間、糸満市と先ほど来お話がありますように、複数回調整をしてきたところです。それを受けて、平成28年12月にその方向性を糸満市教育委員会、県子ども生活福祉部と県教育委員会で確認し、糸満市立の小・中学校分校を設置するという確認書を締結したところです。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から場所の選定について、誰と調整して決めたのか答弁が漏れているとの指摘があった。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

名渡山晶子子ども福祉統括監。

○名渡山晶子子ども福祉統括監 場所の選定については、公募の要件で設置場所も含めた提案をするようにという条件を付して公募しております。その中で、糸満市の観光農園の跡地について利用したいという計画をもって提出がされた法人が選定されたところです。

つけ加えますが、その公募の資料には糸満市からこの施設設置については、糸満市の観光農園跡利用計画で選定をされた法人で、計画であるということ協力をしたいという市長意見書がついてきたところでございます。

○新垣新委員 明確に答えていないのです。糸満市は、苦肉の策として県立でということではっきりと前教育長から聞いています。寝耳に水と聞いています。全然話が合っていません。今の話を聞くと、前市長と前教育長で勝手にやったということになるのですよ。私はきちんと会って、聞いています。これは全然ですよ。現場、地域ももう走っているから、やむを得ないから、苦渋の選択です。ただこれは強く言えます。私は障害の家族を持つ親です。死んでも死にきれないのですよ。親の気持ちとして。これ

も全国の児童心理治療施設はほとんど県が受け取るという事案になっているのです。私は自民党県連です。都道府県の青年部時代からの友人も県議会議員になっている方々があります。もうこういう時代が変わってきていると。年収が上がれば地方交付税が下がる。また、先ほどの県の特別支援学級のように支援員もふやさないといけない。現場の先生もやめていくといった問題を人をお願いした立場です。皆さんは。これが1点目。今、9月の糸満市議会の議決で2人の議員が反対しています。児童心理治療施設は必要ですが、あの場所にはそぐわないと。実はあの場所に児童心理治療施設ができたおかげで、いろんな経済効果の面であの地域がほぼだめになる可能性が高いのです。3Dの娯楽施設が来たいという話もパーになりました。いろんな地域を明るくさせようという矢先にですね、まず県立で請け負ってほしいということで、苦肉の策として糸満市は受け入れます。強い要望です。

もう一点、沖縄県が観光農園の土地を全て買ってください。今のこの発言は糸満市と調整済みです。きょう副市長に電話を入れて確認しています。地域も。買ってください。死ねって言うことになるのですよ。必要ですよ。私は2つの意見を考慮して言っています。その見解について子ども生活福祉部長が答えてください。地元の状況はこんなものですよ。

○名渡山晶子子ども福祉統括監 繰り返しのなるのですけれども、糸満市が実施をした跡利用計画の有効利用のために公募で選定をされた法人が、今回、児童心理施設を設置するための法人であるということです。私どもとしては、市でそういった選定をし、協力的な意見書も頂戴した上で、円滑に事業が進めていけるものと考えております。委員がおっしゃった土地の買い上げ等については、現在一切聞いていないところですが、先ほど来住民説明会や自治会での説明会においてもこのような施設は必要であると。いろいろな御意見はあるかと思いますが、できたら地元としても子供たちと住民の交流であったり、設置法人も体育館や運動場を地域のレクリエーション等に活用してほしいという形で、地域と一体となって子供たちのケアのためにどうか協力をして、円滑に運営をしていきたいというところで進めてきております。このあたりで、仮にまだ糸満市が理解していただけていないのであれば、引き続き丁寧に説明をした上で、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○新垣新委員 地域は98%くらい反対。これは1人や2人だけに聞いているのだと思っております。全部聞い

ているのです。私は地域を歩いて聞き取りまでやっているのです。これははっきり言っておきます。この観光農園の場所を糸満市が挙げてきたというように言うが、皆さんが最初にお願ひしたからこうなったのでしょうか。どうですか。糸満市のメモには、最初は皆さんからって言ってきたとあるのです。

○名渡山晶子子ども福祉統括監 繰り返しになりますが、公募のときの市長の意見書においては、もしこの社会福祉法人が公募事業に採択されたら、この法人に対して長期間土地を貸与する方向で考えているといった御意見も頂戴しております。我々としては、糸満市も含めて県や法人も一体となって進めていける事業であるという認識のもとでこれまで取り組んできておりますし、これからも丁寧に説明をして御理解を得ていきたいと考えております。

○新垣新委員 これはあなた方と前市長との話なのです。上原裕常前市長から上原昭現市長にかわったのです。その件の話もしてください。

○名渡山晶子子ども福祉統括監 もちろん、これまで上原前市長に御説明をさせていただいておりましたし、また上原現市長に対しましてもかわられたときにすぐに私どもから御説明にまいりました。この事業を県と市が一体となって進めていただきたいということはこれまでずっと説明をしてきているところです。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から現在の糸満市長になってからの調整について具体的に説明するよう指摘があった。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

名渡山晶子子ども福祉統括監。

○名渡山晶子子ども福祉統括監 先ほど申し上げました去年12月の確認書をいただいたときは、上原現市長におかわりになっておりますし、糸満市教育委員会の教育長もかわられております、確認書については新体制になってから交わさせていただいているところであります。

○新垣新委員 9月10日、私たち自民党会派や与党議員も糸満市に行っているいろいろな形で現場調査していますが全く違います。押しつけられたというのが糸満市の言い分です。もう予算がついたから、走っているから、継続だからとか現場での話は全然違うのです。とりあえず、私がお願ひしたいことは、まず県立でやってください。それを1点目として要望します。どんなことがあっても県立でやってください。そして、2点目にきちんと地域や区長に頭を下げに行ってください。知事が忙しかったら、皆さん

がねぎらいの言葉を言ってください。3点目にあの土地を県が全て買ってください。もう発展のしようもない。これをやむなく受け入れる糸満市の苦労をわかってほしいのです。ぜひ、これを子ども生活福祉部長が持ち帰って知事に伝えていただけませんか。担当副知事にもお願いします。沖縄県はこれまで地域の合意もなくして墓まで押しつけているのです。だからあの地域一帯は、県に対して不信感があるのです。地域は保革を超えて一つになっています。この問題や墓についても。地域は、ほかの場所があればいいということなんです。たった2人に聞いただけで合意って言っていますからね。私はあの地域を全部歩いて聞き取りしているのです。見解を求めます。

○金城弘昌子ども生活福祉部長 繰り返しになりますが、児童心理治療施設については、県としても必要な施設であるということで、この間ずっと建設等を考えてきたところですが、しかし、なかなか場所が見つからなかったりなど、いろいろな事情がありました。地域に入れていただけない事情があって建設まで行きませんでした。我々は、この間ずっとこの施設の整備についての取り組みを模索しておりました。その中で、この施設については、まず平成26年の6月に糸満市で観光農園の施設の有効活用という企画の応募をしたところ、この社会福祉法人が児童心理治療施設や関連する福祉施設も整備するということが事業提案をし、それが採択されたということが始まりです。当然ながら、すぐに県としてこの場所につくるということではなくて、この間ずっと模索していました。それで別の複数の福祉法人も施設を建てたいということがあったものですから、県としては、平成27年度に児童心理治療施設の公募を始めました。先ほど子ども福祉統括監から話がありましたが、そのときに当然ながら施設をつくるに当たってはやはり土地の確保や地元の合意なども必要であるということで、今回、糸満市につくる施設については、前糸満市長との話ですけれども、基本的には、糸満市を代表する市長名で採択された暁には、土地の長期期間の貸与や関係機関との協議を行うようなことを、しっかり求められたところでもあります。それを踏まえて、県として平成27年6月に公募しまして、その結果、現在糸満市に建設予定であるこの法人に決定しました。ただ、平成27年の7月にしっかりと糸満市の声を聞こうと。我々も最初は学校の形態について県立なのか市町村立なのかいろいろと検討しました。その中で、入所する児童がどのような児童であるかといったときに、重度の障害ではなく

軽度であったり、例えば虐待やいじめなどで心理的な不安がある子供たちをケアする施設として最もふさわしいものはこの児童心理治療施設であるということで、この子供たちに適切な教育を行うには小・中学校であるという考え方でこの間ずっと進めてきたところですが、糸満市政が前市長から現市長にかわったものですから、私はすぐに前市長のときにも平成28年5月にしっかりと伺いました。そのときには前市長と前副市長、当時の教育長もいらっしゃいました。また担当課長の皆さんもいらっしゃっていて、これまでの経緯について再確認しました。その後、選挙があって現在の市長になりましたので、新市長は経緯もよくわからないだろうということがありましたので、私が7月6日に直接伺いました。そのときに上原市長、副市長、教育長、商工部長や福祉部長の皆さんがいらっしゃいました。そのときに、もう一度確認しましょうと。どのような形の施設をつくっていきましょうと。その際に、いろんな課題も出てきました。開発許可や道路についてどうするのかとか。それを一つ一つ解決しようということでこの間ずっと話をしてきました。そのときにも、やはり県立でできないのかと市教育委員会から話がありましたが、子供にとって一番大切な教育はどうあるべきかということで考えましょうと。実際に重度のお子さんが出るとすれば、当然県立になるのですが、これまで入所する児童については、市町村立の特別支援学級や普通学級に通えるお子さんが入所するということがありましたので、もう一度しっかりと議論しながらどのような形にするかということはこの間ずっと進めてきたところですが、最終的には、平成28年12月に糸満市の三和と大度の分校にすることで確認書が結ばれました。それでも県立でできないかということはずっと言われてきました。我々としては、子供たちにとって必要な教育とはどのような教育スタイルなのか、この間、県教育委員会ともずっと調整をさせていただいて、現在決定したところですが、ただし、これについても状況が変わるかもしれません。そのときには、糸満市、糸満市教育委員会、沖縄県教育庁と子ども生活福祉部がしっかりと連携しながら適切な教育をこの子供たちにしっかりと提供していくということを今後も続けていきたいと思っております。あわせて、それに対する課題等がいろいろあるかもしれません。また地域の声もあるということで、実はこの確認書を結んだ後に、糸満市から地元への説明もはっきりして行ってくれと。地域だけではなくて糸満市に施設をつくるのだから市全体にも説明してくれないかということで、私たちは

各住民・各世帯に説明会を行うということで御案内して2自治会それぞれで開催したところです。それで確認同意書、建設の同意書もいただいたものですから、とりあえずこれで一定程度説明は済んだと思っています。しかし、新垣委員がおっしゃるように、地元がまだどのような状況かわからないという不安もあるのですから、しっかりと現在の進捗状況なども含めて説明していきたいと思っています。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から全国的な流れとして児童心理治療施設は県立で設立されているが、その現状について把握しているかという確認があった。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

平敷昭人教育長。

○平敷昭人教育長 委員がおっしゃいました市立から県立というお話ですが、私どもが今把握しておりますのは、平成29年度現在で6県では県立の特別支援学校ということです。その特別支援学校がなぜ県立でやっているのかということは、入所する児童が学校教育法第22条の3に基づく特別支援学校の該当者ということ、生徒の状況がそういう状況なのでそのような学校形態にしているということでございます。例えば長崎県の場合も、その入所生徒に該当しないような生徒については、近隣の小学校、中学校に通うことになっていきますので、あくまでも児童生徒の障害の状況というか、その状況に応じて県立の特別支援学校や市町村立の通常の学校に分かれるものだと理解しております。

○新垣新委員 全くわかっていないですね、現場を見ていないですね。現場では手に負えない。先ほど教員もやめていく、支援員もふえていくお話をしました。ここでもこのようなことが起きているのです。地方交付税が削減されて財政が厳しくなっていくのです。糸満市の立場をわかってほしいのです。これは必要な施設です。だから県立でやってほしいということなのです。全然、今現場とかみ合っていないのです。市から県に上がっていったという理由も。教育長も現場を見てほしいのです。全然、先ほどと同じ意見ですよ。子ども生活福祉部も同様なことを言っています。だから現場をわかってほしいということです。こういうことで糸満市の財政を圧迫していくのです。もちろん子供たちのために支援員をふやすことは当然のことです。だからこれは、しっかりと糸満市と向き合ってもらおうと。落としどころとしてこの施設は県で引き取って、最終的にはこの観光農園の土地を県が全て買い取っていただきたいと

いうことを強く申し入れて質疑を終わります。

○狩俣信子委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 主要政策の成果に関する報告書の中の5の14をお願いいたします。こちらの待機児童対策特別事業の中で、(7)の保育士・保育所総合支援センター運営費等の当初予算額と決算額の内訳を教えていただきたいと思います。また、このセンターがどのような事業を展開しているのか説明をお願いします。

○大城清二子育て支援課長 まず沖縄県保育士・保育所総合支援センターに委託している業務内容について御説明いたします。大きく3つございます。1つ目が、潜在保育士の就労あっせん支援。2つ目が賃貸物件のマッチング支援。3つ目が認可外保育施設の認可化促進支援で、主にこの3つの業務を委託しております。平成28年度の委託契約金額の予算額と決算額については、予算額、決算額ともに5540万8685円であります。

○次呂久成崇委員 この事業の中に、潜在保育士就労等あっせん事業があるということですが、現在の担当職員は何名なのか。その潜在保育士については、恐らく登録制度でやっているかと思いますが、現在の登録者数は何名なのか。そして、これまで事業を推進する中で、どれだけの方が就労できたのかということも含めて答弁をお願いします。

○大城清二子育て支援課長 まず本センターの体制について御説明いたします。現在、本センターには8名の職員を配置しております。センター長のほかに保育士の就労支援のコーディネーターが1人。物件マッチング支援コーディネーターが1人。認可化促進支援コーディネーターが1人。そのコーディネーターをサポートする総合支援員ということで3名。それからセンター長を補佐する副センター長が1人ということで合計8名の職員を配置しております。あと就労あっせん事業の実績でございますが、潜在保育士の登録者数につきましては平成28年度で218名の方が登録しております。本センターは平成25年11月に開所しておりますので、平成25年度から平成28年度までの累積で902人の潜在保育士の方が登録されていると。潜在保育士の復職支援の状況は、平成28年度の実績で123名です。これも平成25年度から平成28年度の累計で267名の方が復職に結びついたということでございます。

○次呂久成崇委員 潜在保育士については、現在登録されてる方は、全て今従事していない方という認識でよろしいのですか。それとも、現在、保育士として従事しているのですけれども、少し事業所とあ

わないので登録だけしておいて、処遇等もあわせて職場を転職するという方も含んでいらっしゃるのでしょうか。

○大城清二子育て支援課長 先ほどお答えした潜在保育士は、全て現在仕事をしていない保育士の数字でございます。

○次呂久成崇委員 5の20と21に保育士産休等代替職員配置支援事業と保育士確保対策事業がありますが、この2事業の共通課題として、保育士不足の中、代替職員（保育士）の確保が課題となっているとあります。そして、平成28年度の包括外部監査結果報告書にも課題が挙げられています。この報告書では、「潜在保育士による求職登録の条件は、個々の生活環境がさまざまであることから、新卒就職時より多岐にわたっており、個別性が極めて強い傾向にある。そのため、求人側とどのように折り合いをつけられたかが課題となる」という報告に対し、外部監査で、条件の具体的な内容が不明確であり、課題克服のためにこれからどう改善するかという言及がないとあるのです。私はやはり5000万円余りの予算。これはほかの事業にもあるのかとは思いますが、潜在保育士は1万人以上います。その中で実績は累計で250名ほどですか。これについて費用対効果で考えてみるとどうかということもあるのです。それについて、また今年度末までに900人を確保するという目標があるかと思しますので、そこら辺の対策について急務で取り組まないといけないと思いますが、それに対する改善策というのがまだ見えないのではないかと思います。それについてどうお考えですか。

○大城清二子育て支援課長 保育士の確保については、やはり保育士の復職に向けたニーズをきちんと把握した上での対応が必要ではないかと考えております。離職した大きな理由として、やはり仕事の割に給与が低い、休みがとりにくいといった処遇の条件、それから勤務形態といった労働条件などが要因となっています。これによって定着に結びつかない、離職につながっているということでございます。そのため県としては、まず給与の面につきまして現在国で平成29年度からまた新たに2%の処遇改善等を行っており、また技術や技能に応じて5000円以上4万円以下の処遇改善を行っていくという制度についても平成29年度から実施される予定となっています。県としては、そういった処遇改善の取り組みがきちんと園で行われるように指導、監査等を通して確認していこうと考えております。また、処遇面の改善につきましては、非正規であることによってある程度給与が低く抑えられているということがございま

すので、正規雇用化を促進すること。それから、休みがとりづらいということで、年休や産休取得等の支援事業といったものを実施しているところがございます。引き続き、そのような保育士確保に向けた施策を実施することで、保育士確保につなげていきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 包括外部監査結果報告書の課題克服のための改善について言及がないということに対して、具体的にお答えいただけますか。

○大城清二子育て支援課長 包括外部監査の報告書の中で、事業実績報告書で報告されている事業①の雇用条件のミスマッチについて言及がないということについての御質疑であると認識しております。この雇用条件のミスマッチにつきましては、求人に対して潜在保育士は、パートや非正規の短時間勤務を希望している方の割合が高く約50%の方がそういう勤務形態を希望していると。ただ一方で、求人側一園は逆に非正規のフルタイムでの求人を求めているということで、それが約45%ということであり雇用条件のミスマッチが課題として挙げられていて、それに対する言及がないということで、包括外部監査結果報告書でのコメントになっていると思います。この件につきましては、県でもことしの1月に保育団体の役員の方と意見交換をいたしまして、その際に県から保育団体に対して、潜在保育士の復職支援について非正規短時間の希望者が多いということから、そういう勤務形態で勤務をさせたいきたいという協力の依頼を働きかけたところでございます。それから県保育士・保育所総合支援センターに平成29年4月から非常勤職員を配置しまして、その社会保険労務士と一緒に保育所を訪問しています。保育所の中でも、こういった非正規で短時間勤務の方についてうまくシフトを組んで園を運営しているというような園を訪問して、優良事例を取りまとめて、それをセンターで毎月定期的に冊子として発行しています。優良事例の紹介ということで、非正規短時間の取り組みを促しているという状況でございます。

○次呂久成崇委員 子育て支援課長から答弁がありました。1つの例として、保育士が離職する理由としては、自分が結婚して子供ができた。けれどもやはり子供は急に体調を崩したりするものですが、なかなか保育士としても休めないという環境があるということで、私はやはり働き方というのが一番今求められていると考えます。先ほどこの潜在保育士が求めている職場環境というか、働く環境というものが非正規雇用であったり、パートなど短時間です。ところが事業所としては、非正規で1日フルタイム

で働ける保育士ということで、そこら辺のずれがあると思うのです。ですので、そういうことからすると働き方として、例えばファミリーサポートセンターファミサポのように1つの事業所がこういう潜在保育士の登録を請け負って、そこから派遣する。そうすれば1時間や2時間でもそこで働いてもいいという潜在保育士も出てくると思うのです。私はそうすることによって、幾つかの保育園を回れば、逆に自分に合っている保育園はここではないかなということでのマッチングもできるのではないかと思います。ですから、そういう働き方の体制づくりというものも各自自治体と相談しながら、こういう体制づくりや働き方改革ができないのかということ私を提案したいと思います。そういうことも含めて自治体と話し合いができないのか御意見を伺いたいと思います。

○大城清二子育て支援課長 働き方改革については、いろいろな働き方やニーズがございます。現在、その点については市町村とまだ意見交換、具体的な取り組みをしていないのですが、保育団体とは何度か意見交換をさせていただいている中で、そういった現場のニーズも聞いているところです。その中でやはり保育士の業務の負担、昼間の休憩時間がとりにくいというようなところも負担感として大きいものがあるということもお話もございました。そういった昼間の休憩時間に、代替保育士として配置できるような仕組みができないだろうかというような御意見もございまして県ではそういった昼間の休憩時間に代替保育士を配置する場合に今委員がおっしゃった潜在保育士は、短時間、非正規を希望する方が割合多いので、そういった方たちをうまくそういう現場に復職する1つの手だてとしてできないだろうか。そういった形でまず現場に一度復職してもらい、自信を深めてもらって、それが短時間から6時間や8時間という形で、勤務時間が延長してフルタイムに結びついていくという形でできないだろうかということで、今そういった取り組み、仕組みについて、県内部で検討しているところでございます。また、先ほど本センターにおける登録者数、復職支援の実績が少ないというお話もございましたので、本センターについても最大限に活用して、今後、登録者数をより一層ふやしていくということで取り組んでいきたいと考えております。その一環として昨年度パンフレットやリーフレット等をつくって、離職時について本センターに登録することを呼びかける広報チラシをつくって、それを保育団体を通じて離職する保育士に呼びかけていただくことを行っています。

またハローワークに求職に来た潜在保育士の方に対して、県保育士・保育所総合支援センターへの登録を呼びかけるということも連携して行っているところです。

○次呂久成崇委員 センターの潜在保育士就労等あっせん事業は、登録するのがゴールではなくて、就労につなげることや保育士を確保することがやはりゴールかと思えます。私はやはり潜在保育士を活用しなければ絶対に平成29年度末の待機児童ゼロの実現は難しいと思いますので、ぜひそこはセンターや自治体ともしっかり連携して確保していただきたいと思えます。

5の24の放課後児童クラブ支援事業について、子ども生活福祉部から課題で挙げられている「小学校内へ放課後児童クラブを整備する際に敷地、空き教室等の確保や市町村教育委員会・学校関係者の理解が得られにくいことなどが課題となっている」ということですが、この市町村教育委員会、そして学校関係者の理解が得られにくいというのはなぜなのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○平敷昭人教育長 放課後児童クラブ等が学校施設を利用することにつきましては、実は平成25年2月に、当時の教育長名で学校内に放課後児童クラブを設置することは児童の安全確保、学校及び地域との連携強化を期待できるということからも、その設置促進を依頼しているところです。現在、なかなか進まない理由としては、まず余裕教室等の活動場所の確保が学校によっては困難なところがあると。実は、少人数学級の拡充においても教室が確保できないということでその部分の取り組みができない学校もあります。あと学校内において事故等があった場合の責任の所在について学校側が懸念を持っているということがございます。もう一つは、児童クラブは低学年の生徒が対象になりますが、放課後児童クラブ活動中の音的なものがあります。高学年の生徒はまだ授業等を行っている中で、その授業の妨げになるのではないかと学校側の懸念等もあるということです。県教育委員会としましては先ほどの懸念については、施設利用における責任体制の明確化を図るために、市町村とクラブの間で締結する覚書や協定書の具体的な事例を示したり、あとはクラブの校内設置による効果、学校、園に配慮した取り組み事例の情報を提供するなどして、子ども生活福祉部とも連携しながらやっているところでもあります。御質疑から少し超えていますけれども、そういう取り組みをしながら引き続きやってまいりたいというところでございます。

○次呂久成崇委員 今の答弁をお聞きしましても、子ども生活福祉部と教育委員会との考え方に物すごく壁があるなと思いました。放課後子ども総合プランが各委員にも行っているかと思いますが、実は、この中で学校施設について、県の黄金っ子プランでは県の公的施設を活用して学童クラブを設置することが同プランにも入れ込んであるのです。この通達にも、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室、例えば特別教室や敷地内にある幼稚園等も活用して、それを徹底的な活用促進を図るとあるのです。ですが、それに対して今の答弁を聞いても、教育委員会と子ども生活福祉部はほんとにこの共通認識というものがないのではないかと。そこら辺の連携はどうなっているのでしょうか。

○城田久嗣生涯学習振興課長 市町村との連携ということでございますが、県子ども生活福祉部とはきちんと連携はとれております。市町村については、我々が直接学校現場、市町村立学校に入っていくことははばかられます。我々としては、一義的に市町村教育委員会に対して協力依頼等をしているところでございます。先ほど教育長からありましたように、懸念事項を払拭すべく、いろいろな手だてでどこかでうまくいっている事例とかも提示しながら、市町村教育委員会に対して協力依頼しているところでございます。これまでの事例としまして、県の教育委員会から教育長名で協力依頼の文書を出したりしておりますし、去る2月には県子ども生活福祉部と一緒に放課後子ども総合プランの説明会を行ったり、県教育委員会が主催している事業説明会の際にも、学校施設の有効活用等について協力依頼をしているところでございます。まず市町村教育委員会と市町村の生活福祉関係の部局がしっかり連携をとることも必要だと思っておりますし、それについても積極的に促していきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 やはり県子ども生活福祉部、県教育委員会、各市町村教育委員会、そして各市町村の福祉部の4者でしっかりと連携しないと絶対この課題は解決できないと思うのです。きのうの決算特別委員会の中で予算の執行の問題についても、先ほど説明があった調整のおくれというものが約4割近くあったのです。ですから、このような連携をとるということで形をしっかりと見せてほしいと思っておりますが、子ども生活福祉部長と教育長から答弁をいただきたいと思っております。

○金城弘昌子ども生活福祉部長 放課後児童クラブの設置については、県としてもしっかりと学校内の施設への設置を進めていこうということで、実はこ

の間ずっと首長への訪問を行っております。その中で、具体的にはやはり学校現場の課題です。例えば事故があったときにどうするのかとかいろいろな不安があると聞いています。県としてはコーディネーターを配置して、優良事例とか協定書の結び方なども説明しながら、あわせて困ったとき、例えば予算的な問題などについてもしっかりと施策を提案しながら、この間進めてさせていただいております。一方で、当然ながら県教育庁との連携も必要となりますので、その辺は相互に、例えば説明会を同時に開催をすることなどを進めながら、しっかりと取り組みを進めていきたいと考えております。

○平敷昭人教育長 放課後児童クラブ、放課後の児童生徒の居場所という観点から、8割以上が校内でというようにプランに書かれていることもございます。先ほど生涯学習振興課長からありましたように、市町村教育委員会に対して促してはいるのですが、今後はさまざまな機会を通して、例えば小・中学校の校長先生の協議会等の機会を捉えて、放課後児童クラブの設置について理解を得ていくよう努力してまいりたいと思っております。学校の管理上の懸念とかいうことも当然あるのですが、放課後児童クラブ設置についての必要性について理解を得られるように一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

○狩俣信子委員長 亀濱玲子委員。

○亀濱玲子委員 平成28年度の主要施策の成果に関する報告書のうち、子ども生活福祉部から質疑させていただきます。報告書の5の23の保育士ベースアップ支援事業というものが新規で取り組まれたわけですが、この内容からすると1億4000万円余の予算が組まれながら、実際執行されたのが約3000万円余となっております。50施設の1000人を対象にというように計画されたわけですが、実際は大幅減になっている理由をお聞かせください。

○大城清二子育て支援課長 保育士ベースアップ支援事業は、施設の経営改善により捻出した財源を保育士のベースアップに充てるということで、県から支援を行う事業スキームになっております。

今回、不用額が大分発生していますが、事業を活用する施設数、対象保育士数、ベースアップの額が県が当初見込んでいた額を下回ったことが原因となっています。その主な理由としては、本事業は平成28年10月から実施したところなのですが、同時期に国においても平成29年度に賃金改善を推進するという方針が示されたために、経営改善を伴ってまで保育士のベースアップを図るという施設側の積極的な取り組みが少し減ったことが原因になったのかな

と考えているところです。

○亀濱玲子委員 この支給対象は、正規と非正規について一律となっていますか。

○大城清二子育て支援課長 対象職員は、正規職員も非正規職員も対象となっております。ただ金額につきましては、各園が判断してベースアップの金額を決めるというものでございます。

○亀濱玲子委員 この事業に取り組むことで、例えば全国の中で沖縄県がどれぐらいの位置まで底上げされていくという、保育士の処遇が全国のどれぐらいの位置まで行くようになっていきますか。

○大城清二子育て支援課長 事業を実施する段階では、特にベースアップ、給与の目標額を定めて事業を実施したわけではありません。ただし毎年厚生労働省が賃金改善構造調査を行っていきまして、その中で、沖縄県内の保育士の給与は全国でも下位の位置にありますので、せめて全国平均並みの水準までは引き上げていきたいということで頑張っていきたいと考えています。

○亀濱玲子委員 この課題で、もちろん今の賃金改善もそうですが、適切な方向を目指してということと、引き続き保育士の処遇改善を図る必要があるというように先ほどの次呂久委員と重なるわけですが、この処遇改善について、県はどのように図っていくとお考えですか。

○大城清二子育て支援課長 処遇改善という場合には、県では給与の水準を上げていくことと、保育職員の労働条件の改善といった観点での取り組みを今やっているところです。まず給与の改善につきましては、先ほども御説明いたしましたが、現在、大分県で処遇改善の取り組みがなされていますので、それが確実に保育士の給与に反映されるように指導監査などを通じて確認をしていくということに取り組んでいるところです。具体的には、ことし7月から県の指導監査を実施していますが、私も指導監査に担当者と一緒に同行して、7月から9月までに大体月2回ぐらいの割合で、これまで五、六回ぐらい一緒に現場を訪問させていただきました。私も直接、賃金改善要件分がきちんと職員の給与に反映されているかどうかを、その現場で台帳などの資料等を確認させていただいているところでございます。あと労働条件の改善につきましては、これも先ほどのお話と重複いたしますが、職員の正規化、年休取得、産休取得といったことを支援することによって労働条件の改善を図っていく取り組みを行っているところです。

○亀濱玲子委員 現場に出向いてという話をされま

したが、やはり働く環境をどう整えていくのかということが、もちろん賃金の確保、勤務時間の長さやその中でどうやって休みがとれているのかなど具体的な内容をきちんと把握した上で改善がなされなければ、潜在保育士の話もありましたが、それを本当に復職に結びつけるのが厳しいというのがあります。働く環境を整えるということについて、もっとしっかりと取り組まねばいけないのではないかという意見を述べさせていただきます。

次に、成果報告書の5の30の要保護児童等への支援事業です。これは継続事業ですが、児童虐待の予防、早期発見あるいは24時間365日の体制で相談を受けるということですが、処遇困難ケースがふえていることが問題になっているのです。この取り組みはどうなっているのか、課題解決に向けた取り組みを含めて教えてください。

○友利公子青少年・子ども家庭課長 初めに処遇困難なケースと表示をしてしまったのですけれども、処遇というのは、対応困難なケースということで答弁させていただきます。ホットライン相談の内容は、虐待以外の相談ということで、ひとり親家庭や発達障害に関する養育相談、非行の相談というようなさまざまな相談が寄せられる傾向がございまして、相談員は関係機関につなぐということになりますが、専門的に対応していく上で少し困難なケースであると把握しています。それからもう一つ、保護者の同意を得ずに職権で行う一時保護についてですが、その保護者からおおむね夜間らしいのですが執拗な抗議や恫喝の電話もふえているということで、その辺の対応に苦慮しているということがございます。それに関しては、今後相談員の資質の向上というものが必要になってくると思います。例えば長時間の相談であったり、今申したようなクレームに関しては、やはり相談員の技術的な面といいますか、どのタイミングであした電話をかけていただきたいとか、専門機関を案内するというような相談内容に応じた適確な助言やクレームへの対応などがやはり必要になってくるということもあります。現在も行っていますが、県外での研修に派遣をして資質を向上させていくということで課題に対応していくことを考えています。

○亀濱玲子委員 この職員は、例えば正規職員になっているのか、働く条件としてどのようなものがあるのか教えてください。

○友利公子青少年・子ども家庭課長 職員は非常勤となっております。今非常勤の6名体制で行っていきまして、平日は夜間5時15分から翌午前8時30分ま

で。それから土・日、祝日は24時間ということで、交代しながらやっています。それぞれ日給となっており、月に大体12日ぐらい出勤するような勤務体制となっています。

○亀濱玲子委員 資質の向上ということは大事なことです。あわせて働く環境を整えるということも必要だと思います。これはぜひその条件をよくしていくよう努力をしていただきたいと思います。

次に、被虐待児地域療育支援体制というものがあります。この中でどうも離島地域や北部地域への支援が十分にできない状況というか対応できない状況、手薄であるということが課題として挙げられていますが、これについてどのような状況にあるのか教えてください。

○友利公子青少年・子ども家庭課長 こちらの被虐待児等地域療育支援体制構築事業、いわゆる心サポートということで行っていますが、現在は離島地域では行っていません。次年度の交付金が活用できるように、その体制が整えられればということで要望を出しているところです。

○亀濱玲子委員 ぜひ格差がないように、どの地域においてもしっかり対応ができるように、予算の確保や事業を実施をしていただきたいと思います。要望します。

続いて、成果報告書の5の50です。「戦世の記憶」平和発信強化事業が新規で取り込まれておりますが、これも予算額と決算額、執行の面でかなり差があります。この理由は何でしょうか。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 「戦世の記憶」平和発信強化事業の内容としては、平成28年度沖縄戦証言収録及び証言映像の多言語化、米軍沖縄戦フィルムデジタル化、沖縄県遺族連合会資料のデジタル化などを実施しましたが、この予算は全て委託料になっております。その委託の業務内容を精査して556万7000円ほど節減いたしました。その上で競争入札をした結果、1246万3000円の執行残が生じたことによりまして、トータルで1822万1000円の執行残が生じております。

○亀濱玲子委員 それでは実施された事業の内容的にはしっかり取り組まれているのだけれども、入札の関係で同じ事業でも結果的にはそのようになったということですか。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 そのとおりです。

○亀濱玲子委員 新規であっても事業の項目が変わって、前にも同じような事業があったのかなと思います。新規で出されていますが今後の事業展開、継続していくのかということをお答えください。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 「戦世の記憶」平和発信強化事業は、平成28年度から平成30年度にかけて3年間の継続事業となっております。

○亀濱玲子委員 ぜひこの戦争体験を語り継ぐというものを途切れることなく、可能な限り聞き取りして残していくよう、この事業を継続していただくよう希望します。

成果報告書の11の6です。新規で沖縄型幼児教育推進事業というものが組まれておりますが、決算額を見ると大幅に執行ができていないのではないかと思います。その事業内容となぜ実施ができなかったのか、取り組みが弱かったのかをお聞かせください。

○當間正和義務教育課長 沖縄型幼児教育推進事業につきましては、小学校と公立幼稚園並びに保育所や私立幼稚園等の修学施設と連携体制を構築し、幼児教育と小学教育の円滑な接続ができるようにということで進めている事業でございます。予算額に対して決算額が少ない理由については、市町村に対して行った実施希望調査の結果によりますと、市町村において幼稚園教諭免許状か小学校教諭免許状を有するコーディネーターの確保が難しいなどの理由で、実際の応募は計画していた8市町村に対して1市のみでございました。また平成25年度から平成27年度まで実施していた本事業の前身事業である、学びの基礎力育成事業を受託した市町村が平成28年度は独自の事業として継続していることも応募が減少した理由の1つになっております。このことが本事業の決算額が少ない理由となっております。

○亀濱玲子委員 そもそも沖縄型というわけですから、このコーディネーターは何らかの役割があつて必要でこの事業に取り組まれたと思うのです。ですから、どういう役割があつて必要だということをしつかり示していただいて、それがきちんと浸透しなければ、目標が8市町村だったけど希望が1市しか挙がりませんでしたと言ったって、余りにもそれは行政として業務の執行に取り組む体制としてはいかなものか、問題があるのではないかと思います。このコーディネーターの事業は、どのような役割を持ってどういう活動をしているのですか。まずそこをきちんと教えてください。

○當間正和義務教育課長 繰り返しになりますが、本県には公立幼稚園が併設、隣接しております沖縄型幼児教育というよさがございます。そのよさ等を生かして公立幼稚園が結節点となり、保育所や市立幼稚園等の就学前施設と小学校との連携体制を構築し、幼児教育と小学教育の円滑な接続を行うためにコーディネーターを配置し、そういう連携について

取り組んでいく事業でございます。県教育委員会としましては、現在の本事業の成果を未実施の市町村にも積極的に周知し推進してまいりたいと思います。

○亀濱玲子委員 沖縄県は歴史的に公立幼稚園があります。本当に小学校1年生の学級崩壊が全国的にも少ないという、沖縄独自のとてもいい特徴があります。なので、ぜひ今おっしゃっていることを進めていただきたいのですが、県はどのように進めていくという見通しを持っていますか。

○當間正和義務教育課長 平成29年度は3市が実施しております。それから前身事業については8市町が実施しておりますので、その成果をさらに他の市町村等にも積極的に周知をしながら推進していきたいと考えております。

○亀濱玲子委員 これについては取り組みを見守っていききたいと思います。

続いて、成果報告書の11の8で複式学級の課題解消事業というのがあります。予算は1億円余組んでいます。執行額が5600万円になっています。61学級に配置する予定であったものが36学級しか配置されていないと。問題は人材の確保となっておりますが、現在の現状を報告していただいて、課題は何かについてお答えください。

○古堅圭一学校人事課長 複式学級教育環境改善事業は、離島・僻地に多くあります複式学級で、8名以上の複式学級に学習支援員を配置しまして、きめ細かく指導をするという事業になっています。平成28年度につきましては、当初61学級を予定していましたが、児童生徒の増減等がありまして41学級となっております。そのうち5学級につきましては、非常勤職員の確保ができなかったという理由で不用額が5000万円余り生じたというものであります。

○亀濱玲子委員 これはとても大変なことだと思っています。課題の中でも、離島・僻地においては、教員免許保持者の絶対数が少なく、人材の確保が難しいと書かれていますが、配置されていない学級があることをそのままにしておくわけにはいかないわけですから、これにどう取り組んでいくかについてお答えください。

○古堅圭一学校人事課長 委員御指摘のとおり教員免許を持った非常勤職員ということではありますが、離島・僻地においては教員免許を持った方が非常に少ない状況があります。現状では、沖縄本島の公立小・中学校の臨時的任用教員一臨任の確保についても難しい状況になってきております。臨任の教員についてもそういう状況でありますので、学習支援員を確保するということは離島・僻地においては非常

に難しい状況です。ただ、児童生徒の学習進度に合わせてきめ細かく指導をするという点については非常に重要な課題ですので、県としましては人材を確保できるように地域と連携を密にしながら取り組んでいきたいと考えています。

○亀濱玲子委員 空白をつくるということ回避するために、例えば退職された先生方を再任用されてお時間をつくっていただくというか、そういうさまざまな工夫をして空白が生じないようにぜひ努力をしていただきたいと思います。任用の条件として、退職された方についても採用されるということはあるのですか。

○古堅圭一学校人事課長 非常勤講師ということになっておりますので、退職された教員の方も対象になります。

○亀濱玲子委員 そうであれば、何とか見つけられるのではないかと、協力をしていただけないかと思っておりますので、ぜひ人材の確保に努力していただきたいと思っております。

成果報告書の11の14、特別支援教育の推進事業の中の特別支援学校における医療的ケア体制整備事業についてまとめて聞きます。年々増加、あるいは多様化していく医療的ケアの子供たちへの対応ということが課題になっていると思っておりますが、体制の整備をどのように進めていくのかお答えください。

○半嶺満県立学校教育課長 まず御指摘のとおり、特別支援員を要する児童生徒は増加傾向にありまして、その支援として、まず特別支援学校の医療的ケアの看護師を配置する事業がございます。現在、国の補助事業を活用して配置しているところであります。本県においては現在9校の特別支援学級に27名の看護師を配置しているところです。また先ほどお話をしました、インクルーシブ体制の推進事業におきまして、教職員の専門性向上等の取り組みも実施し、学校の支援を行っているところであります。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時24分再開

○狩俣信子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 まず、子ども生活福祉部からお聞きしたいと思います。待機児童の解消のために、日夜、御奮闘されているということは評価しているところです。今回の主要施策の成果に関する報告書の5の16、待機児童解消支援基金事業があります。この決算額が9億2000万円余りになっておりまして、

これは市町村へ交付して待機児童解消を促していくという実績等も上がっておりまして、4300人余りの解消につながったという内容になっています。最近少し考えさせられるというか、足元からではないかと思いはじめていることが1つあります。まず、各市町村の既存の公立保育所です。既存の保育所について疑問を持つ点があります。既存の公立保育所及び認可保育園において園児定数を満たしていない保育所や保育園がかなりあると思われます。新しいところをどんどんつくって解消することを県は進めておられるようです。特に公立保育所の場合、一番にハード面としてスペース、園庭の広さなど設備が整っています。そこが定数割れをしているというのは非常に本末転倒ではないかと思われます。公立保育所で定数に足りていない人数は何名なのか。また認可保育園で定数に足りていないのは何名なのか。もし定数の弾力化と称して規制緩和的に20%増にすると、今の既存のところとどれくらい収容可能なのかについてお答えください。

○大城清二子育て支援課長 委員の御質疑は、各保育所の定員割れの状況だと思います。申しわけありませんが、県では個別の園についての定員、定数状況というものは把握しておりませんが、全体で見ると平成29年4月1日で保育所が84施設ございます。その84施設の定員が6657人、入所児童の数が5828人。定員と入所児童数との差は829人ということになっております。また、認可保育所等は539施設ございまして、その定員が4万3600人、入所児童数が4万3278人。定員と入所人員との差が329人という状況になっております。さらに、20%の弾力化を行った場合の定員について、どれくらい増加するかということですが、平成29年4月1日時点の県内の保育所の定員は5万257人となっております。定員の弾力化につきましては、新たに児童を受け入れるための施設の面積、それから必要な保育士の確保といったもろもろの条件がございまして、受け入れる人数につきましても、施設ごとで異なってくるというようなこともございます。したがって定員弾力化による入所可能人員の把握については、現時点では県で把握していないという状況でございます。

○比嘉京子委員 現在、弾力化以前のまだ収容可能な人数というのは1000名余りあって、それから弾力化の数字は出しておられないというお話だったのですが、今保育所設置をするときの平米といった最低基準というものがあるわけですね。その最低基準は、何とロビー、廊下、そして玄関の靴箱に至るまで、それを全てカウントして20%見積もれということが

国の指摘になっているわけです。ですから、私はほとんどの園が20%可能だと思われるのですね。もし、それをおおよそであります、ざっと今見たところ、あと1000名以上の入所が可能であると。例えば、今5万200名余りの定数の中で20%だとすると、約1000名かなというようにざっと計算したわけなのですけれど、そういうことを考えると既存の公立で800名余り入れていないと。これこそ問題ではないかと思うのですが、その原因は何ですか。

○大城清二子育て支援課長 公立及び認可保育所等において定員割れが生じていることにつきましては、地域別、年齢別のミスマッチ、それから保育士不足といったことが原因ではないかということが挙げられております。

○比嘉京子委員 ミスマッチはさておいて、保育士はあとどれくらい足りないのですか。

○大城清二子育て支援課長 県が調査した数字では、平成29年4月1日現在で188人の保育士が不足しているという状況になっております。その内訳といたしまして、公立保育所が24施設で48人の保育士が不足していて、その結果182人の定員割れが生じていると。また、認可保育所等につきましては66施設で140人の保育士が不足し、513人の定員割れが生じているという状況でございます。

○比嘉京子委員 先ほど、公立で829名のマイナスだということと、今の182名というものにはどういう違いがあるのでしょうか。

○大城清二子育て支援課長 保育所における定員割れにつきましては、さまざまな要因がございまして、1つは、必要な保育士が確保できなくて、児童の受け入れができなかったという場合。あとは、過疎地域等では少子化の影響で子供の数が減っているということで定員が埋まらないというようなことで定員割れという状況も生じているということです。その差は、そういう状況で生じているのではないかと考えております。

○比嘉京子委員 それについてはもう少し調査していただければと思います。何しろ829名と182名では大きな違いがありますので、ここはもっと精査が必要だと思います。公立保育士の採用試験、公立保育士の正規雇用率はどれくらいですか。

○大城清二子育て支援課長 公立保育所の正規雇用率については、83施設のうち51施設から回答がありました。その報告の結果で申し上げますと、正規雇用率は平成29年4月1日現在で46.6%となっております。

○比嘉京子委員 この保育の待機児童解消問題につ

いては、まずは市町村にどんどん施設をふやそうという考えよりも、むしろ自分の膝元にある公立の立派な施設を満たしていくべきだということについて県が指導を強めてほしいと思います。そして今公立で50%に満たない正規雇用率というのはとんでもない問題だと思います。今、例えば公立保育士の募集をかけたら殺到すると思います。山ほど殺到すると予想されます。そのことを踏まえて、私はもう一度この待機児童解消問題は、既存の施設において一私はあと2000名以上収容できる可能性を持っているわけですから、そこに傾注していくということをやむともお願いしたいと思います。

子供の問題について、まず沖縄型の幼児教育とは何かという、目指す方向について伺いたいと思います。

○當間正和義務教育課長 沖縄型幼児教育とは、公立幼稚園が小学校に併設、隣接している立地条件や園長が小学校長を兼任していることなど、本県の特性を生かし、公立幼稚園が結節点となって保育所や私立幼稚園等の就学前施設と小学校との連携体制を構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指すものであります。今後の方針としましては、研修会等を通して沖縄型幼児教育の推進を図り、幼児教育の質の向上に取り組んでまいります。

○比嘉京子委員 この考え方で、黄金っ子応援プランの39ページにもあるように、沖縄的な80%以上の公立保育所、小学校併設という歴史的な背景を大事にしたいと。そこを結節点として連携を行うと書いてあるわけなのですが、そこを結節点とするのであれば、今の認定こども園について、どのように考えて進めようとしておられるのでしょうか。

○大城清二子育て支援課長 認定こども園につきましては、保護者の就労の有無にかかわらず利用することができる。あと過疎地域などで幼稚園、保育所を単独で設置することが困難な場合の集団保育ができるというメリットがございます。各市町村ではそういった地域のニーズ、実情等を踏まえて策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて、そういう教育、保育施設整備に取り組んでいるところでございます。認定こども園の設置につきましては、県は市町村のそういった考え方を支援していく立場でございますので、市町村と連携し取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉京子委員 かなり深い議論したいところですが、時間の都合上やります。今なぜ子育て支援課長が答えるのかという点に非常に疑問があります。幼稚園型の認定こども園を目指すということになる

かと思うのすけれども、そこには、今選挙期間中に公約されている幼児教育の無償化。これについてはお仕事をされていないお母さんたちの子供たちも全部入れるということになるわけです。そうなったときに、本当にそれだけ子供たちを受け入れるだけの、3歳児から受け入れるだけの公立幼稚園のあり方についてしっかりと考えておく必要があると思います。そこも含めて、子ども生活福祉部ともう少し連携を密にさせていただかないと。これは本当に今でも現場が非常に混乱を来しているわけですから、どこに向かっていこうとするのかについての指示が全く見られないという点で非常に懸念しています。

女性のためのセーフティネットについて、子ども生活福祉部に聞きたいと思います。実証してきたわけですけれども、今後どういう展開をされようとしているのかお聞きしたいと思います。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 性暴力被害者ワンストップ支援センターの実証事業を行っております。これは医療支援、相談支援体制の充実に向けて、医療関係者や相談支援員等を対象とした研修会を開催したり、あと人材育成などを図っており、性暴力被害者の支援体制の環境を整えているところです。本年度、病院の中に相談センターを置きます、病院拠点型の性暴力被害者ワンストップ支援センターの建物について、本年度から工事に入りました。本年度中に建物をつくりまして平成30年度以降に拠点型の支援センターを目指しております。

○比嘉京子委員 それと前後しますが、新規の5の45の性暴力被害者ワンストップ支援センター体制整備事業というのがありますが、その基本的な考え方について伺います。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 平成28年度にワンストップ支援センターの基本構想を策定いたしました。ワンストップ支援センターは、診察や相談を行う被害者支援と被害者を支援する人材育成の拠点として整備することとしておりまして、診察、相談、研修の機能を備え、被害者のプライバシーに配慮した動線の確保、相談支援員、医師との安全及び利便性に考慮した基本構想を策定しております。それによりまして、病院拠点型の支援センターの整備をすることとしております。

○比嘉京子委員 次年度にそれが設置されるわけですね。どこに拠点をつくろうということはおっしゃることはできますか。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 性暴力被害者支援の相談が多い沖縄本島の中南部ということですが、それと、性暴力被害者の医療支援の処理件数や経験

が豊富であることから、中部病院の敷地内に設置することとしております。

○比嘉京子委員 まだ、24時間365日体制になっていないわけですが、それもなさるといことで理解をしていますが、それでよろしいでしょうか。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 24時間365日体制を行うに当たりましては、相談支援員について50名ほどの人材確保が必要となっております。このため平成28年度と平成29年度において、相談支援員の養成研修を行っております。昨年度の研修の実施で、相談支援員を13名養成しまして、既存の方と合わせて今30名の人材を確保しております。本年度さらに人材確保をいたしまして、病院拠点型へ移行した平成30年度で24時間365日体制を目指しているところであります。

○比嘉京子委員 中部につくられるということは、本当によかったと思うし、これまで長い間、皆さん頑張ってきたと思います。沖縄県は離島県なので、宮古・八重山地域との連携であるとかその他の北部地域も含めてどのような展望をお持ちでしょうか。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 離島地域における被害者支援につきましては、福祉事務所の配偶者暴力相談支援センターの相談員とワンストップ支援センターが連携をとりながら迅速、適切な支援が行えるよう体制構築を図っております。また、医療支援をする協力病院としまして、県立宮古病院や県立八重山病院と連携を図りながら医療費の助成等の医療支援も受けられるようになっております。

○比嘉京子委員 中部病院を拠点とするということなので少し提案なのですが、やはり拠点としては中部病院だけでは困るわけですから、各地域における病院との連携もぜひお願いしたいことと、それから警察、弁護士、精神科カウンセラー等々のバックアップを含めた体制の充実をぜひともお願いをしたいと思っております。いかがでしょうか。

○大濱靖平和援護・男女参画課長 ワンストップ支援センターは、それぞれの医療支援とかにつなぐ役割を果たしています。警察、産婦人科、精神科、弁護士、児童相談所、女性相談所などに支援が受けられるように連携体制をとって、実証事業におきましてその辺の連携が緊密に行えるよう検証しているところでございます。

○比嘉京子委員 ぜひお願いしたいと思います。高校や中学校の養護教諭も含めてそういうことの理解を深めていただければと思います。

教育庁にスクールカウンセラー・スクールソー

シャルワーカー等配置事業について、事業の今後の目標について伺います。

○當間正和義務教育課長 スクールカウンセラーにつきましては、その資質の向上を図り、スクールソーシャルワーカー等と連携し、不登校やいじめ等、その他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決につなげていきたいと考えております。スクールソーシャルワーカーにつきましても、今後の目標としましては、その資質向上はもとより各市町村が配置をしておりますスクールソーシャルワーカーや教育相談支援員などと連携し、適時問題を抱える児童・生徒の情報交換等を行うケース会議を開き、支援対象案件の解決に努めてまいります。

○比嘉京子委員 これはせんだって学校をプラットフォームとした総合的な子ども貧困対策の推進のところでも、この2つの職業については非常に重要な役割を担ってもらおうと考えているわけです。そうすると、今のような業務内容だけではなく、またプラスアルファが生じる。そうすると、やはり子供の数に対してにどれだけ人材を養成をしていくのか、配置していくのかということについても、ぜひとも人数を含めた計画案を立てていただきたいと思えます。

○當間正和義務教育課長 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの要望、それから役割等については大変重要なものだと考えております。まずは国が平成31年度までにスクールカウンセラーを全ての小・中学校へ配置することとしており、本県でも全校配置に向けて取り組んでいるところでございます。また、スクールソーシャルワーカーにつきましても、国は平成31年度までに全ての中学校区へ配置を目標として動いておりますので、国の動向を踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。

○狩俣信子委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 公立学校管理職候補者選考試験について伺います。これは本会議の中でやられたもので、重複して質疑します。一般質問で県の公立学校管理職候補者選考試験実施要項の中に、試験の免除の特例があることがわかりました。管理職選考試験事務担当主幹については、校長試験を免除することができるということがはっきりしたのです。これはいつから行われていますか。

○古堅圭一学校人事課長 管理職選考試験の免除制度につきましては、試験の実施が昭和59年度から実施されております。現在、校長試験の免除に関する規定が置かれておりますけれども、その前身という

か、平成4年度にこれが挿入がされまして、平成8年度から管理職試験事務担当主幹の職については校長試験を免除するという規定が置かれております。

○平良昭一委員 教育長は、この免除の件について把握していましたか。

○平敷昭人教育長 この免除制度があることについては今年度に入ってからですかね。具体的な仕組みはいろいろ話題になったところもありましたので把握はいたしました。

○平良昭一委員 私はこの要項を持っています。その中で平成29年4月3日に教育長決裁ということになっているのですが、この要項は毎年度決裁を行うことになるのですか。

○古堅圭一学校人事課長 管理職選考試験につきましては、基本方針というものが別途設けられております。管理職試験を実施する際には、毎年度教育長の決裁を受けて、その年度で実施するという段取りになっております。

○平良昭一委員 先ほど平成4年に要項を変えて、平成8年度から実施しているということであれば、毎年度それを決裁してきたということですね。

○古堅圭一学校人事課長 そのとおりでございます。

○平良昭一委員 本会議の中で、議員から法令違反との指摘がありましたが、どのように考えておりますか。

○古堅圭一学校人事課長 管理職選考試験を実施しておりますけれども、公立学校校長の昇任につきましては、教育公務員特例法第11条の規定で選考によるものと定められております。その選考については、任命権者である教育委員会の教育長が行うという法文の規定があります。したがって、違法であるという認識はございません。

○平良昭一委員 今答弁したものが法的な根拠だと理解してよろしいですか。

○古堅圭一学校人事課長 そのとおりです。

○平良昭一委員 それでは、教育現場にいる先生方、あるいは選考試験を受ける先生方は、この要項の意味について全員理解していると思いませんか。

○古堅圭一学校人事課長 選考試験については周知がされていると思えますけれども、この免除制度があるということについては教育長が試験を実施するということもありまして、積極的な公表はこれまでしておりません。

○平良昭一委員 何十年も前から、ある退職者が言っていたのですが、人事課に配属される職員は幹部の縁故者や師弟関係にある人ばかりだと。教育現場においてはそういった批判があるのです。私はこのよ

うなものがあること自体が、本県の教育振興の障害になると思っています。どう考えていますか、教育長。

○平敷昭人教育長 校長の昇任に関しましては、法律では選考によるものとなっておりますが、昭和59年ごろから試験が導入されてまいりました。その過程において免除などの部分がいろいろ整備されてきて、現在残っているのが選考試験担当主幹であったり、あと琉球大学附属小・中学校に行っている副校長という規定がございます。これについては、どうしても選考試験を担当する主幹は、校長試験を受ける可能性がある方もいらっしゃいます。今、校長については受験資格が50歳ということがございます。そういう方が受けるとなると、逆に試験を管理する側と一緒に試験を受けるという形になりますので、公平性の観点からも問題があると。かといって、試験を受ける機会、資格があるのですが、そのポストにいるから受けられないという場合には、受験の機会を奪うということもあって、その辺を調整するという観点からこの仕組みができてきているところがございます。その辺をどのように、よりよい方法があるということについては、少し知恵を出す必要があるかもしれませんが、ただ、現在この試験をコントロールする人を確保するためには、一定のそういう仕組みがどうしても必要だという経緯からこのような規定ができていますものと認識しております。

○平良昭一委員 試験問題をつくる者は、その能力がある方がやらないといけないということであれば、管理職試験に合格した人を人事担当者に配置すればいいことではないですか。なぜ、クリアしていない方が試験担当者になるのか。そういう認識を持っているのであれば、おかしいです。私は、試験を受けるのであれば、また現場に戻すことも可能であると思います。そういう配慮があつて、初めて公平公正な試験が行われると私は理解しますが、どう考えますか。

○平敷昭人教育長 この試験の担当主幹は50歳から校長試験の受験資格を得るのですけれども、やはり50歳前に人事異動する場合は、当然普通に人事異動します。また昇任する際には、校長試験を受けることとなります。ですから、その受験資格の年齢に達している方や経験年数に達している方の場合にそのような調整が出てくるということがございます。どうしても、そこの人事の配置上、50歳に満たない一定の若い人を配置するというのがなかなか難しいということもございます。あと、50歳を過ぎた方で管理職に合格をした人でございますけれども、

管理職的なポストの方が、試験を管理するという部分でいうと、いろいろ業務量のボリューム的なもので、これに管理職を充てるとなると、管理職はまた別の役割があるということですね。こういう規定ができ上がってきているという経過がございまして、それについては、引き続き、検証などいろいろなことをやってまいる必要があろうかと考えております。

○平良昭一委員 この問題については、かなり前から教育現場の中では出てきているはずなのです。これまではそれが言えなかったということであって、今回明らかになっただけなのです。そういうことからすると、教育長の責任もかなりあると思います。平成8年度から行われているこの要項の中で、これまで試験を免除されて昇任した方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○古堅圭一学校人事課長 管理職選考試験の事務担当主幹の職に係る免除者は、過去10年間で6名となっております。

○平良昭一委員 この中で、これまで県教育長になられた方もいらっしゃいますか。

○古堅圭一学校人事課長 先ほど過去10年間でと申しましたけれども、10年以前になります過去に県教育長を務められた方も含まれております。

○平良昭一委員 この試験は合格率が30%弱なのです。正当に受験勉強してきた先生方もいらっしゃいます。そういう方々からすると、この要項自体が公正性に欠けると言われてもしょうがないと思います。これまで言えなかった事実、隠蔽されて言えない事実が、皆さんのところにあったのです。はっきり言って、歴代の教育長が、そういう方々がなっているとは言えません。その辺を今後どう変えていくかということです。まさしく教育は公平、公正ということを教える現場です。その現場の方々がそういう気持ちを持っていたらモチベーションも下がってしまう。今後、どういう形の中でこの問題に取り組んでいくのかを教育長からお願いします。

○平敷昭人教育長 教育委員会としましては、学校の管理職としてふさわしい人材を確保するために、これまでも法令にのっとり管理職の候補者選考試験を実施してきたものと認識しておりますけれども、こういう免除的なものを他県でも、実は明確なそういうものは出ていないのですけれども、そういう状況も少し見ながら、公平、公正な管理職選考試験の実施について、引き続き、よりよいものになるようにさまざまな観点から検証しながら努めてまいりたいと考えております。

○平良昭一委員 私は、退職者から話を聞いてびつ

くりしている状況です。試験を免除したということは、言い方は悪いのかもしれませんが、私からするとこれはもう偽造したような形にしか見えない。いろいろあるのかもしれませんが、そういうようなニュアンスで受けとめられているような状況について、現在のような形では改善される様子が全くありません。法的根拠については、これから我々も勉強します。先ほどの説明中の内容では、私は全く法的根拠は示されていないものと見ています。他県の事例も見ながら、これは十分に研究する課題だと思えます。ぜひそういう面では、教育現場を公正に運営していくためには、この要項を見直さないと同じような状況が続いてしまいます。いい機会ですから、ぜひそれに取り組んでいただきたいと思えます。

次に、無料塾の件です。今回、学習支援事業が北部地域の5町村3拠点で行おうとしていることについて大変評価したいと思います。困窮世帯の小・中学生向けの学習支援でありますけれども、高校についてそのような支援体制というものはどうなっていますか。

○喜舎場健太子ども未来政策課長 高校生に対する無料塾ということでお答えさせていただきます。今回の決算でも記載していますけれども、子育て総合支援モデル事業という事業で高校生を対象にした無料塾を実施しております。今年度は11教室、297名の生徒を支援しているところであり、今年度、新たに開設したところは、南部圏域では那覇市、与那原町、糸満市です。中部圏域ではうるま市、嘉手納町、宜野湾市と順次拡大しているところです。

○平良昭一委員 これは大変すばらしいです。今度、北部地域に小・中学校のものをつくろうとしていますが、北部地域の高校はどうなりますか。

○喜舎場健太子ども未来政策課長 昨年度の11月補正において、既に名護に1拠点を新規に整備しております。ことしは継続して実施しています。委員の質疑は離島・僻地を含めてしっかりやってくれという意味だと思いますが、あわせて宮古、八重山地域も同時期に実施しています。

○平良昭一委員 北部は広い地域ですから1カ所では到底足りません。これは人数の問題ではないと思います。生活困窮者というのはいろいろなところにいるわけですから、その方々を支援できる体制をつくるのが大事だと思います。その辺を努力していただきたいと思えます。

待機児童の問題ですが、放課後児童クラブの待機児童が昨年比べて2倍以上になっているという報道がありましたけれども、その原因や対策について

どう考えていますか。

○大城清二子育て支援課長 放課後児童クラブの待機児童の増加の原因といたしましては、平成27年度に子ども子育て支援新制度が新たにスタートして、これまで放課後児童クラブの対象児童はおおむね10歳の児童が対象となっていたのですが、それが小学校6年生までになったことで、対象児童が広がったことが一つの要因としてあるのではないかと思います。あと、その対策といたしまして、県では国の一括交付金を活用いたしまして、公的施設移行促進の放課後児童クラブの整備事業を行っております。平成29年度の委託設計を含めた数字になりますが20カ所の施設整備を予定しております。引き続き、市町村と連携、協力しながら、放課後児童クラブの受け皿整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○平良昭一委員 これは新たな問題という展開になってきたと思います。放課後児童の取り扱いが今後課題になると思います。ぜひ努力していただきたいと思っています。

次に、マザーズスクエアゆいはあと事業について、この成果と課題について伺います。課題についてもいろいろあると聞いています。

○友利公子青少年・子ども家庭課長 マザーズスクエアゆいはあと事業ということで、こちらについて事業名で申しますと、ひとり親家庭生活支援モデル事業となります。ひとり親家庭の生活の安定とその子供の心身の健全な発達等を支援するために、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して、民間アパート等を借り上げて、ひとり親家庭を住まわせるという住宅支援や、そのほか事務所や学習教室、保育室も含めた拠点整備をして、生活、就労、子育て、子供への学習支援等の総合的な支援を行っております。この事業は、公益財団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会一県母連に委託しており、これまで与那原町東浜を拠点として、主に南部地域のひとり親世帯を対象に支援してきました。平成28年11月には、新たに中部地域の北谷町桑江と北部地域の本部町伊野波にも拠点事務所を開設して、支援の拡充を図ったところです。北部地域の事業実績については、平成29年4月から9月現在の支援の状況です。支援世帯は12世帯で33人。本部町が9世帯、今帰仁村が3世帯の合わせて12世帯となっております。また、子供への学習支援は11人となっております。それから、北部地域の名護市もですが、今帰仁村、大宜見村、国頭村などから相談も受け付けております。平成29年10月13日現在の相談件数が延べ237件ということで、

ひとり親家庭のもろもろの相談を受け付けて、生活が安定するように支援をしていくということで活動をしています。この施設について、県は町村を対象にしておりまして、市は県と同様、母子保護の主体ということですので、同様の類似事業を市でも行っていただくということが課題というか目標ということで考えています。市に子ども生活福祉部長が出向きまして、同様の事業を実施してほしいということでいろいろ要請しております。今後とも連携を重ねながら、この支援が広く行き渡るように努力していきたいと思っています。

○平良昭一委員 この事業の財源は何ですか。

○友利公子青少年・子ども家庭課長 一括交付金—ソフト交付金を利用しております。

○平良昭一委員 そうなると、これは期限があるということですか。

○友利公子青少年・子ども家庭課長 そのとおりです。5年間の期限がございます。それで、当課としては、九州の担当課長会議の場で、この事業は大変いい事業なので、ぜひ国庫の補助メニューとして事業化できないものかということで提案しているところです。

○平良昭一委員 これは大変いい事業なのです。町村が対象だと言っていますが、できるならもっと数が必要です。特に離島でやってほしい。特に就業が厳しい離島で、こういう相談を受けられるよう状況があれば大変助かります。そして、これは期限つきであるということが一つのネックになっている状態で心配しているのです。今、国に要請しているということであれば大変いいことですので、広げることと、ぜひそれを支援できるような国の体制整備について調整を頑張っていただきたいと思います。

昨年度の決算特別委員会の中で、福島県からの避難者に対する市町村の取り組みについて、市町村の窓口はしっかりしていますけれども、市町村の窓口以上にしっかりしているのが各地域の社会福祉協議会だということで、社会福祉協議会と一緒に連携をとっていきたいということがありました。その対策はどうなっていますか。

○金城賢福祉政策課長 県におきましては福島県からの避難者が必要な福祉サービスを円滑に利用できるようにするというので、昨年10月に生活困窮者自立相談支援事業を実施しています。これは県と11市になりますけれども、この連絡会議において避難者支援に関する情報提供や意見交換を行うとともに、避難者一人一人に寄り添った形での支援を行うよう依頼したところでございます。また、避難者を含む

支援対象者に対して、さまざまな支援制度を周知するために、支援員が地域に出向いて、町村役場や町村の社会福祉協議会の担当者、民生委員、自治会の役員等に対して支援の依頼と説明を行ったところでございます。こういった取り組みを受けて、平成28年度以降、県内の生活困窮者自立相談支援事業を行っていますけれども、この窓口で福島県からの避難者の相談は平成28年度に4件。平成29年度においては4月から8月の時点で4件。さらに、相談受付とは別に名護市で1世帯2名の子供が学習支援を受けているという状況にあります。なお、県が行った支援4件のうち、具体的な支援内容でございますけれども、夫婦及び子供の3人世帯に対して生活基金の貸し付けのあっせんと、フードバンクによる食糧支援を行ったほか、就労支援や東京電力への損害賠償請求の支援を行ったところでございます。さらに、50代の男性の単身の方についても生活保護の受給につなげたという状況でございます。県としても引き続き、生活困窮者等が必要な支援を受けられるよう、市町村や社会福祉協議会とも連携して対応を行ってまいりたいと考えております。

○平良昭一委員 私が聞きたかったのはそれではありません。昨年指摘したのは、市の窓口はしっかりしていると思います。町村の窓口についてはなかなか対応ができてないということがあったものですから、この支援しているじゃんがら会という組織から町村の窓口では足りないものだから社会福祉協議会を大いに利用させていただきたいという要望があったものですから、それを去年提言したわけです。皆さんもそうしていきたいと言っているわけですから、その成果を私は聞いているのです。

10月10日に裁判の判決が出て、この対象地域が広がりました。福島県以外からの避難者ももっともっとふえてくる可能性があるわけです。そうであれば、沖縄は手厚い支援を行っていただきました。これはすばらしいことです。そういう面から沖縄が全国的に有名になるのはいいことだと思います。ぜひ努力していただきたいと思います。社会福祉協議会との連携を、特に町村の対応をもう少し綿密にやっていただきたいということを今回も要望します。

○狩俣信子委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 決算書142ページの生活保護扶助費の件ですけれども、この利用世帯人数はどうなっているのか。また沖縄県の保護の特徴についてお尋ねします。

○金城賢福祉政策課長 生活保護世帯は平成29年6月現在の最新のものです、世帯数が2万8047世帯。

それから生活保護受給人員は3万6729名ということで、保護率は25.04パーミルとなっています。保護世帯については6月で過去最高ということですが。平成20年度以降で見ると、増加傾向で推移している。それから特徴ということで、昨今の状況を申し上げますと、高齢者世帯が非常に増加しているということで、これは全国ともに非保護世帯の50%以上が高齢世帯という状況でございます。

○西銘純恵委員 アベノミクスで生活保護は減るのかなと思ったら、やっぱり逆にふえている。沖縄県は全国と変わらないと言いますが、生活保護の捕捉率、生活保護を必要とされる皆様がどうなっているのかということがとても気になっています。相談件数と利用につながった新規の件数はどうなっていますか。

○金城賢福祉政策課長 平成28年度で申し上げますと、相談件数6487件に対して保護の開始となったのは3715件です。割合で申し上げますと57.3%ということになります。

○西銘純恵委員 相談に来た57%の皆さんが生活保護開始になったということですが、残された皆さんは、生活保護を利用できないということになると思うのです。それは何らかの支援につながっているのかと気にはなるのですが、一応そこは置いておきます。

次に、生活保護利用者の皆さんのクーラー設置の問題についてどのように考えているのかお尋ねします。

○金城賢福祉政策課長 生活保護の実施機関である那覇や郡部の福祉事務所に何うと、大体保護世帯の中で六、七割程度はクーラーが入っているのではないかという回答になっています。それから、クーラーの設置については、現行の生活保護の運営上は、テレビや冷蔵庫と同じ考え方でありまして、基本的な生活費として支給される生活扶助費のやりくりによって購入されるものと。保有は認められていますが、クーラー設置については特別な手当があるわけではございません。

○西銘純恵委員 六、七割はついていると。けれども、今の沖縄の状況は、年々暑くなっているわけです。熱中症だとか真夏日が全国と比べても……。この二、三日は本土では相当寒いようですが、沖縄はまだ夏という状況で、クーラーはやはり必要なものです。健康で文化的なということで憲法第25条に定めたものであれば必要だと。しかし、クーラーがないところに生活費を削って入れなさいということが現実として間に合うのかということが問われます。

クーラーを扶助費として、新たに賦課してやるということについて、一切できないという考えで県はいるのでしょうか。

○金城賢福祉政策課長 先ほど申し上げたのは、原則としてということでございます。例えば被保護世帯において、障害者、高齢者、病後の方で健康管理上どうしても必要であるということであれば、福祉事務所の判断で、生活保護世帯の実態に即して、一時扶助として支給することは可能であるということでございます。

○西銘純恵委員 一時扶助ということで、県内でやった事例はありますか。11市、県としてもあるのでしょうか。

○金城賢福祉政策課長 現時点において、正確にということではありませんが、把握している限りでは一時扶助によるクーラー購入の実績はないものと考えております。

○西銘純恵委員 本当に皆さんは我慢して、「できません」と言われて諦めています。私は本当に孤独死とかいうことも実際の生活保護利用者の中にあっただけでないのでないかととても気にしていますが、そこら辺の調査も行われていないのだろうなど。ぜひ、沖縄のクーラーの一時扶助については、先ほど言われた原則を外した部分で適用されていくという形で考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○金城賢福祉政策課長 委員御指摘のとおり、生活保護制度が最後のセーフティーネットとして機能し得るものですので、必要があれば個々の生活保護の世帯の実態に即して適正に運用してまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 子ども生活福祉部長もそうでしょうか。

○金城弘昌子ども生活福祉部長 先ほど福祉政策課長からも話がありましたが、生活保護制度は最後のセーフティーネットということですので、今回このような話もありましたので、必要な人にはしっかりと届くような形で、市町村にも話をしていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 もう一点、出産扶助の問題がありました。説明をお願いします。

○金城賢福祉政策課長 これについてはさきの委員会でも御質疑がございましたが、県の福祉政策課において、現場における現業の方が円滑に仕事ができるようにするために生活保護問答集を作成しています。この問答集の中で、出産扶助の対象として出産証明書が支給対象となるのかという問いに対して、対象外であるといった誤った記載があったというこ

とで、福祉事務所において、これを一つの根拠として支給していなかったという事例がありました。

○西銘純恵委員 支給対象について、そうではないという県の問答集で、それが支給されなかったということなのですが、これはいつ是正しましたか。

○金城賢福祉政策課長 これにつきましては、9月22日に各福祉事務所に対して修正の通知を行ったところです。

○西銘純恵委員 不利益を受けた人数についてお聞きしたいのですが、問答集が出された以降にどれだけの出産扶助があって、そのうち支給されなかった件数を年度ごとに教えてください。

○金城賢福祉政策課長 この件につきましては、間違いがわかった時点で県内の福祉事務所に対して照会を行っています。その結果、平成25年度から適用されましたので、それ以降の平成25年度からことしの8月までの間ということになります。浦添市を含む5つの福祉事務所において文書料の支給があった。この期間で出産扶助については317件ありましたが、このうちの70件で文書料の支給がなされていないと。金額にすると15万1200円ということですが、現在、調査の段階でありまして、年度ごとのものが少し整理ができておりません。したがって年度ごとにお答えすることが少し難しい状況です。

○西銘純恵委員 年度ごとの合計は出していないということですが、先ほど答弁があった317件のうち70件で支給していなかった。これについては間違いでした。間違いであれば、さかのぼって支給しますということになるのかと思いますが、それについてはどうなのですか。生活保護については、払い過ぎた場合には返還請求がありますね。この関連で、今回の支給すべきであったものが、支給できなかったというものについてはどうなりますか。

○金城賢福祉政策課長 生活保護費の支給、遡及しての支払いについては、厚生労働省からの通知によって、生活保護費の支給が生活困窮に直接的に対処するための経費であるといった観点から申し上げますと、3カ月を超えて支給をするのは妥当ではないということです。このため、県といたしましては、基本的には過去の未払い分について支給することについては、適切ではないものと考えているところです。

○西銘純恵委員 今、最低生活費ということでおっしゃったのですが、払い過ぎたから返しなさいというのは、これも困窮しているから払いすぎたといっても既に使ってきたわけ。既に使って手元にないものについて返還請求をして、あとの生活保護費から分割して毎月3000円とか5000円とか返していく

ということが、今の生活保護のやり方なのです。そういうことからいけば一貫性がないと思います。生活費を削ってまで返させているのに、逆に払うべきものは3カ月を超えてはだめというのは問題だと思います。1人ずつを見るとわずかな金額であったとしても、もっと検討して支給ができるようにぜひお願いしたいと思います。

続いて、教育委員会に質疑します。少人数学級については頑張ってきましたけれども、教室不足でまだ少人数ができていないところについて、学校名を教えてください。

○古堅圭一学校人事課長 平成29年度に教室不足のために少人数学級が編成できなかった学校は、名護市立大宮小学校の1年生。うるま市立川崎小学校の2年生。読谷村立渡慶次小学校の3年生。沖縄市立宮里小学校の2年生と4年生と5年生。宜野湾市立長田小学校の1年生。浦添市立港川小学校2年生と5年生。八重瀬町立東風平小学校の2年生。以上の7校に対しまして加配教員を1人ずつ、合計7名配置しています。

○西銘純恵委員 平成26年度に16学級で教室不足だったということからすると、やはり少人数学級を拡大するということが教室もふやしていると思いますが、まだ10学級に加配でしかやっていないということだと、市町村教育委員会との話し合いはどうなっているのかと思います。それについてはどうなっていますか。

○古堅圭一学校人事課長 教室不足の解消に向けて市町村との連携はどうなっているのかという御趣旨の御質疑だと思います。教室不足の解消に向けた施設整備につきましては、児童生徒の教育に責任を有する市町村において施設整備を行うことが必要であると考えております。これまでの市町村との意見交換の中では、中・長期的な児童生徒数の推移、学校の通学区内における公営団地の建設、住宅地の開発、数年間の人口動態の動き、それから校区の見直しや分離校の設置等を総合的に勘案しながら施設整備を検討していると聞いております。

○西銘純恵委員 小学校6年生にまた少人数学級をふやしていくとか、中学校もこれからまだ残っていることなどを見越して、やはり県が率先してやってほしいと。ぜひ前もって進めさせていただきたいと思います。

続いて、成果報告書の11の9、学力向上の関連と全国学力学習状況調査—全国学力テストとWEBテストの関連でお尋ねします。全国学力テストについて、この間の結果と、どのように取り組まれている

のかお尋ねします。

○當間正和義務教育課長 全国学力テストの取り組みにつきましては、全校を挙げて授業改善を中心に取り組んできているところであります。その成果は、小学校におきましては全国並みの学力を維持しているということ。中学校におきましては徐々に学力が向上しています。その取り組みの中で、しっかりと一人一人の子供たちの学力を保障するという観点で、これについては授業が大切だと思っており、現在、教師の指導力の向上、授業改善を中心に進めているところです。

○西銘純恵委員 今度の中学3年生が、3年前の小学校6年生のときのテストで相当順位が上がったと。今度はまた元に戻って最下位ですか。そういうことが言われていますが、どのように捉えていますか。

○當間正和義務教育課長 小学校6年生で全国学力テストを受験した生徒が、中学校3年生でどのように変化したのかについて、正答率の結果を追跡しています。その傾向としましては、小学校6年生の時点よりも中学校3年生では、3から5ポイントほど正答率が低下しています。しかし、小・中学校どちらの正答率も右肩上がりです。その差が拡大しているということではなく、小・中学校ともに改善傾向が見られるというように捉えております。

○西銘純恵委員 全国学力テストの結果で喜んで、そのまま力がついたら。学力が向上したと皆さん思ったのではないのですか。だけど今度の結果は、ポイントが低下したという話をされたのですが、なぜそんなことが起こるのですか。学力がついたのであれば、点数も上がるのではないですか。

○當間正和義務教育課長 小学校においては、現在全校体制における授業改善がまず大きく進んでいるということが成果につながっている要因であると分析しております。中学校も授業改善は進んでおりますが、小学校と違い教科担任制のため、教科単位での授業改善や校内研修等を進めることが多くなり、学校全体で統一した研究という点において少し弱さが見られる状況があります。県教育委員会としましても、小学校と同様に授業改善に力を入れて中学校でも全校体制の授業改善について組織として確立して取り組んでいきたいと思っております。

○西銘純恵委員 授業改善と言うけれど、やはり全国学力テストの過去問対策とかに時間を割かれると、子供たち自身が本当に魅力ある学習ができていないのではないですか。WEBテストとかその辺を見るとやはり教育は本当にそんなものかと感じます。

今度、全国学力テストに合わせて、子供たちにア

ンケートをとられたと思います。この内容はどのようなものですか。また結果はどうなっていますか。

○當間正和義務教育課長 全国学力テストについては、生徒質問シートという調査もごさいます。その中で、「国語の勉強は好きですか」、「小学校の算数の勉強は好きですか」という設問については、中学校の国語、数学においては平成19年、20年ともに大きな差はなく、逆に平成19年よりも平成29年のほうが上がっているという結果になっています。「勉強は大切ですか」という設問に対しましても、小学校の国語が91.5%。小学校の算数が93.5%。中学校の国語が88.2%。中学校の数学が81.8%というように高い傾向を示していることから、しっかりと子供たちも自分の学力について意識をしながら取り組んでいるものと考えています。

○西銘純恵委員 国語、算数、勉強が大切ということは90%を超えていて、81%から93%までについては、今説明されたとおりです。でも国語の勉強は好きですかということと算数は好きですか。それについても、中学校と合わせて答えてもらえますか。

○當間正和義務教育課長 「国語の勉強は好きですか」という設問に対して、平成19年は56.5%。平成29年は56.3%。同じく小学校の算数が平成19年は68%。平成29年は71.2%。中学校の国語については平成19年は53.9%。平成29年は57.1%。中学校の数学については平成19年は53.0%。平成29年は54.4%となっており、3教科についてはポイントが向上しております。これまでの取り組みで、子供たちが勉強嫌いになったということはないと認識しております。

○西銘純恵委員 沖縄の子供たちは、勉強は大事だということが全国と比べても高いわけですね。けれども好きでないという分が、好きということについては、10年前に比べてポイントは上がったが、例えば小学生を見ると、国語の勉強が大切であると好きということを見ると、大切だと思うのは88.2%だけど、好きではないというのが42%であると。4割は勉強が好きと言っていないわけです。そこが変わらないということ自体が、やはり何か勉強を強いている部分が現場にあるのではないかと見ているわけです。だから、やはり勉強を好きにするという授業改善にならないといけないと思います。

もう一つ、先ほど11の9で言った、教師の負担がふえたということが原因となって、子供たちと向き合う元気な教師が本当に減っているのではないかとということをととも感じています。子供たちにもアンケートをとっていますから、先生方全員にWEBテストや学力テストと関連して無記名のアンケートを

とったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○當間正和義務教育課長 現在、教師へのアンケートの実施についてはまだ検討しておりませんが、今、小・中学校では全教職員や児童生徒、保護者等を対象に学校評価を年に複数回実施し、学力向上や学校運営など全般的なアンケートを実施しています。このことを踏まえて、回答された全国学力テストにおける学校質問紙によりますと、「調査結果から見える自校の学力傾向や課題について、全教職員の間で話し合ったり検討している」、「前年度の学力調査の結果を学校全体で教育活動を改善するために活用している」などの割合が90%以上になっていることから、学校においては調査結果を真摯に受けとめ、子供たちに確かな学力を育むために、積極的に学力調査を活用し、取り組んでいるものと認識しております。

○西銘純恵委員 学力向上に関連して、高江のヘリ墜落事故で、子供たちがどのような影響を受けているのか調査できていたらお答えください。

○當間正和義務教育課長 高江小学校に確認してみました。その結果、けさの朝刊にありましたように3人のお子さんが休んでいるということでございますが、その理由として学校には体調不良ということで届けられているということです。それから、昨日については欠席者がゼロです。本日はお一人体調不良で欠席しているという状況です。

○西銘純恵委員 影響があると思っています。

少し戻ります。全国学力テストを10年間やって、先ほど話されたように、授業改善ができてきた、上がってきたと。これで全国学力テストに参加して過去問題集などの対策をやらなくても、沖縄県においては、授業改善の方法というものが現場でわかったのではないか思うのです。それは、もう全国学力テストには参加しないということについても、選択肢としては出てくるのでないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○當間正和義務教育課長 子供の学力向上については、本県、学校にとっても最重要課題と認識しております。そのためには、やはり先ほどから申し上げていますとおり授業改善が必要だと考えております。その授業改善をより効果的に進めていくためには、各種の学力調査結果の分析を行うことは大変重要であると考えております。特に、全国学力テストについては、基礎・基本事項だけではなく、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を図る内容が含まれており、授業改善が進んでいるかどうかについて判断する材料として、非常に効果的に活用されています。また、同テストとあわせて行われる児童生徒質問紙

により、本県の児童生徒の学習意欲や生活習慣等についても把握することができるなど、学校における学習活動を充実させるためにも、有効な調査として活用しております。

○狩俣信子委員長 金城泰邦委員。

○金城泰邦委員 初めに、先ほどのやりとりから私も拾わせていただいて申し上げます。先ほど平良委員の質疑の冒頭にありました、校長や教頭先生など管理職の採用試験について、これは非常にあしき風習だと思っています。一生懸命、狭き門に向かって勉強した先生がいるにもかかわらず、こういう免除があったり、どういう採点がされてるかわからないような制度は改めるべきだと思っています。今後は、透明性や公平性を示すようなものに変えないと思います。それについて答弁をお願いします。

○平敷昭人教育長 免除の規定については、これまで積極的に公表していなかったことなど今後やり方については検証してまいりたいと考えております。あと、免除の規定については、一定の人事配置上の必要性から来ているものではございます。ただ、そういうこともありますけれども、この試験の免除規定は昭和59年の試験制度が始まってから定期的にその対象が見直されているところです。対象が狭くなっているかもしれませんが、引き続き、この試験制度のあり方について選考委員会等の中でも検証しながら、よりよい方法ができないかということは検討してまいりたいと考えております。

○金城泰邦委員 点数を公表するなど公平性を高めてください。もう今年度からやっていただきたいのですが、どうでしょうか。

○古堅圭一学校人事課長 平成29年度の試験については既に終了しております。それと既に合格発表についても行っております。御指摘の点については、次回以降、先ほど教育長から答弁ありましたとおり、よく検討していくこととあります。

○金城泰邦委員 ぜひ、点数の公表もできるぐらい、公平性、透明性を高めていただきたいと思います。

主要施策の成果に関する報告書に基づいて質疑いたします。11の14に特別教育支援の推進の中にインクルーシブ教育システムの整備ということで、通級指導教室の整備についても効果や課題として出ています。平成28年度の要望数は何人ですか。そして何校からあったのか教えてください。

○古堅圭一学校人事課長 平成29年度における通級指導教員の要望数につきましては小学校で69人、中学校で24人の合計93人となっております。そのうち、加配教員が配置された学校は小学校51名、中学校12名

の合計63名です。

○金城泰邦委員 以前にいただいた資料の中に平成28年がなかったものですから伺っています。後ほど資料をいただきたいので、よろしくお願いします。

この推進の中で、県立高等学校への支援員配置について、視覚障害等によって支援を必要とする子については配置をしているということが、同じページに書いてあります。視覚障害以外の生徒にも高等学校に支援員を配置するということはないのでしょうか。

○狩俣信子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、金城委員から答弁に時間を要するのであれば、質疑終了後に資料を提供するよう要望があった。)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

金城泰邦委員。

○金城泰邦委員 成果報告書を出している以上は、ぜひ資料は持っておいいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。後で資料を下さい。

成果報告書の中の5の9、障害者就業・生活支援センター事業は職員10人を配置して取り組んでいる事業でございますが、この職員10人でそういった相談の要望にどのぐらい応えているのか、カバー率について御答弁いただけますか。

○與那嶺武障害福祉課長 県内5圏域に10名の支援相談員を配置しております。平成28年度の実績で申し上げますと、全体で2958名の方が利用されているという状況でございます。

○金城泰邦委員 そのうちの全員に対応できているのですか。まだできないで保留されている件もあるのでしょうか。

○與那嶺武障害福祉課長 登録者数が、先ほど申し上げました2958名ということになっておりまして、基本的にはこの方々に対して電話や自宅への訪問等々での対応を行っております。

○金城泰邦委員 またこの事業を通して、職場への定着率がどれぐらい上がったのか示していただけますか。

○與那嶺武障害福祉課長 さまざまな事例がありまして、支援を行っているところではありますが、実際この支援によって何名の方が職場に定着したかということについての実数は把握しておりません。

○金城泰邦委員 まずはこの定着率については、きちんと数値として把握していただきたいと思っております。きちんと調査をしていただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○與那嶺武障害福祉課長 5つのセンターの定着率

の数値の出し方等も含めて、調整させていただきたいと思います。

○金城泰邦委員 同報告書の5の13の安心こども基金について、保育士不足による定員割れがある保育園というのは何園くらいありますか。

○大城清二子育て支援課長 平成29年4月1日現在で調査した数字ですが、保育士が確保できなくて定員割れを起こした園につきましては90施設となっております。

○金城泰邦委員 この90施設に対しては、今後どのような対応をするのか示していただけませんか。

○大城清二子育て支援課長 特にこの保育士が確保できなかった施設に特化した形での支援ということではなくて、県では基本的には保育士の確保は重要であるということでもいろいろ取り組みを進めているところでございます。先ほども御答弁させていただきましたが、まずは処遇改善ということで、給与の改善の部分で指導監査を通じて、国が行っている処遇改善がきちんと現場の保育士の給与に反映されるような形で確認を行っていくと。あと、加えて保育士の勤務形態、正規雇用化、それから休みがとりやすいような職場環境をつくるための年休取得、産休取得といった支援について、保育士が確保できなかった園だけでなく、全ての園に対して保育士確保に向けた取り組みを行っていくということで実施しているところでございます。

○金城泰邦委員 指導監督の強化については、私も以前要望しておりましたところ、現在月2回ほどやっていたいただき非常に感謝しています。

続いて、5の18の保育対策総合支援事業ですが、この事業を通して障害児の保育受け入れの加配もなされておりますか。認可外保育園についてもお答えください。

○大城清二子育て支援課長 まず保育対策総合支援事業について御説明させていただきます。この事業の中には細事業として大きく3つございます。まず1つは、保育士を確保するための修学資金の貸付等事業。2つ目に、現場の保育士の負担軽減を図るために保育支援者、保育補助者を配置するための事業。3つ目に、認可外保育施設の職員の健康診断等の補助を行う事業が保育体制総合支援事業の内容となっております。委員の御質疑にあります、認可外保育施設につきましても、本事業で認可外保育園施設に従事する職員に対する健康診断費への補助を行っておりますが、認可外保育施設で障害児を受け入れた場合の加配等の支援につきましても、本事業の対象ではないということで補助は行っていない状況で

ございます。

○金城泰邦委員 認可外保育施設に対しても、そういった障害児受け入れについて加配等のようなことで支援する施策というのは行っていますか。

○大城清二子育て支援課長 県では、認可外保育施設に対しては、まず認可保育所等への移行支援ということで、運営費、施設整備の支援、それから入所する保育児童に対する質の向上ということで、給食費とかの支援を行っております。ただ、障害児を受け入れた場合の支援につきましても、県の支援事業の中ではそういう支援は現在行っていないところで

○金城泰邦委員 まだ認可外保育施設が子供たちの受け皿の役割を担っている状況です。ぜひそういった認可外保育施設にも障害児受け入れの支援を行っていただければと思います。認可外保育施設、認可保育所を問わず、私は保育士の負担軽減の1つとして、障害児保育の受け入れに当たっての問題があると思います。普通の子供たちも見ながら、園によっては障害児も同じように見ている。両方を見ている保育士もいて、その障害を持っている子によっては、多動のある子は本当に目が離せないのに、一般の子も一緒に見る。こういった1人の保育士が2つを担うという負担が現場には結構あるのです。それを解消するための人的配置をするのであれば、障害児保育をきちんと見て、普通の保育の子を見ることができるといった環境づくりも、保育士の負担軽減の大きなポイントだと思っています。そこはぜひ加味していただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○大城清二子育て支援課長 去る4月に認可外保育施設の協議会メンバーとも意見交換をした際に、そのようなお話が出たところでございます。県といたしましては、今認可外保育施設に対する支援のあり方について、市町村と意見交換を行っているところです。去年の12月に認可外保育施設の協議会から、県に提言書が提出されました。それを受けて、県では12月に認可外保育協議会の会長であります末広会長にお越しいただいて、12月末に開催した県と市町村の担当者会議の中で、その提言書の内容について御説明をしていただきました。その後、ことしの2月に市町村との意見交換、それから今年度に入りまして6月と9月にも市町村と意見交換を行っているところです。今後は、どういう形で認可外保育施設に対する支援のあり方が方向づけされるかということ、現時点では何とも申し上げられないのですが、現状ではそういう提言もあって、県では市町村と定期的に意見交換を重ねているところであります。

○金城泰邦委員 保育士の方々も責任を持って職務についております。子供を預かることへの危険性、いかに危険性から守っていくかということについて一生懸命やっていますので、そこはぜひ早目の取り組みを求めたいと思っています。

あと5の24の放課後児童クラブですが、学校内の設置について、学校関係者の理解が得られないというお話があります。やはり責任の所在、トラブルや事故が起きたときに誰が責任を持つのかについて示されていないと思います。これを市町村に示しておりますでしょうか。

○大城清二子育て支援課長 放課後児童クラブの公的施設を活用した放課後児童クラブの設置につきましては、県では委託事業として学童保育支援センターに委託しています。その中で、学校敷地内へのクラブについて設置促進を図るために、いろいろなコーディネーター的な業務をお願いしているところです。学校で、万が一事故があった場合の責任の所在、例えばその児童の医療費の問題といったもろもろの課題等ございます。そういったことにつきましては、委託を受けたNPOで、各市町村教育委員会も含めて現場を訪問して説明等を行っており、万が一学校内で事故があった場合の責任の所在や保険の加入といったものを丁寧に説明して、懸念について払拭していただけるように取り組んでいるところでございます。

○金城泰邦委員 その民間団体が責任を負うことに対する不安が学校側にあるのかもしれない。公的な機関が公的な立場として責任を持つということを示すことが非常に大事だと思います。そこはもう県がきちんと入って、公的な立場からきちんと守っていきますということを、今後、各市町村の学校や教育委員会の方々とやりとりしていただければと思います。よろしいでしょうか。

○大城清二子育て支援課長 その点につきましては、先ほど県教育委員会からも答弁がありました。現在、子ども生活福祉部と県教育委員会とその取り組みについていろいろと連携をさせていただいております。具体的には、ことしの2月に、共同で市町村の福祉部局の担当者や、教育委員会の担当者が一堂に会して事業説明会を共同で開催をしています。そういった形で、引き続き、県教育委員会と連携をとりながら、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○金城泰邦委員 これにつきましては、県教育庁もしっかりと協力してもらいたいと思います。

5の38、介護基盤整備等基金事業であります。当初予算額に対して決算額が4分の1以下であると。これについて、この差はどういうところからきているのですか。やはり執行率の問題になるのか、ハードルが高いのか、これについて御説明をお願いします。

○長浜広明高齢者福祉介護課長 介護基盤整備等基金事業については、19億円の予算に対して4億円の執行となっております。主な事業の内容ですが、施設整備に当たっては、市町村が策定する3年ごとの計画に基づいて整備することになっております。整備については市町村の要望を踏まえて予算を計上しておりましたが、計画の変更等により、ことしの2月補正での減額や繰り越し等を行っております。主な内容といたしましては、特別養護老人ホームにおける単独施設から認知症高齢者のグループホームとの併設施設となり、工期が長くなったことから変更となりました。十分な工期が確保できずに平成28年度内に執行が見込めなかったことなどにより、ことしの2月に減額補正をして整備計画を平成28年度から平成29年へ変更したことによるものです。それから認知症高齢者グループホームにおきましては、建設予定地の地主との調整に時間を要して工事の着工ができなかったこと、それから農地取得、農地転用の手続に時間を要したことによって、これについてもことしの2月に減額補正いたしまして、平成29年度へ工事着工を変更したことなどによるものとなっております。

○金城泰邦委員 建築確認や工程管理等以外のもはないということで、よろしいでしょうか。

○長浜広明高齢者福祉介護課長 この事業は、平成29年度に新たに事業として実施するものです。また、昨年度で執行できずに繰り越した事業もございます。ただ、これに関しても2事業の繰り越しで、平成29年4月と7月に2つの施設とも既に開所しております。

○狩俣信子委員長 以上で、子ども生活福祉部長及び教育長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、明 10月19日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 狩俣信子

平成29年10月18日

平成29年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

土木環境委員会記録

(第 1 号)

平成29年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 平成29年10月18日（水曜日）
開会 午前10時02分
散会 午後1時58分
場所 第3委員会室

具志堅 透君 嘉陽 宗儀君

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項4
（6）に基づき、監査委員である具志堅透
君及び嘉陽宗儀君は調査に加わらない。

本日の委員会に付した事件

- 1 平成29年第5回議会認定第1号 平成28年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
- 2 平成29年第5回議会認定第5号 平成28年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 3 平成29年第5回議会認定第7号 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 4 平成29年第5回議会認定第13号 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 5 平成29年第5回議会認定第16号 平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 6 平成29年第5回議会認定第17号 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 7 平成29年第5回議会認定第18号 平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 8 平成29年第5回議会認定第19号 平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長	宮城 理君
土木総務課長	上運天 先一君
技術・建設業課長	小橋川 透君
道路街路課長	玉城 佳卓君
道路管理課長	喜屋武 元秀君
河川課長	石川 秀夫君
海岸防災課長	永山 正君
港湾課長	照屋 寛志君
参事兼 都市計画・モノレール課長	古堅 孝君
下水道課長	金城 光祐君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成29年第5回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第7号、同認定第13号、同認定第16号から同認定第19号までの決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算の概要説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 平成28年度土木建築部の一般会計及び下地島空港特別会計ほか6特別会計の歳入歳出決算について、お手元の平成28年度歳入歳出決算説明資料で御説明いたします。

1ページをお開きください。

土木建築部の歳入総額は、予算現額1613億2259万9484円に対し、調定額1243億5360万5572円、収入済額1231億9872万7819円、不納欠損額3320万4404円、収入未済額11億2167万3349円であり、収入済額の調定額に対する割合、いわゆる収入比率は99.1%と

出席委員

委員長	新垣 清涼君	
副委員長	照屋 大河君	
委員	座波 一君	座喜味 一幸君
	翁長 政俊君	仲村 未央さん
	崎山 嗣幸君	上原 正次君
	赤嶺 昇君	糸洲 朝則君

欠席委員

なっております。

2ページをお開きください。

歳出総額は、予算現額1763億9433万2040円に対し、支出済額1251億6048万3594円で、支出済額の予算現額に対する割合、いわゆる執行率は71.0%となっております。繰越額は476億8410万5872円で、繰越率は27.0%となっております。不用額は35億4974万2574円で、不用率は2.0%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

3ページをごらんください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額1419億7179万6547円に対し、調定額1001億6914万7149円で、収入済額990億8915万5351円、不納欠損額3320万4404円、収入未済額10億4678万7394円であり、収入比率は98.9%となっております。

収入未済の主なものを款別にみますと、(款) 使用料及び手数料の収入未済額が7億7444万2116円で、県営住宅使用料の家賃滞納による未収金等であります。

4ページをお開きください。

(款) 諸収入の収入未済額は2億7234万5278円で、談合問題に係る賠償金の未収金及び県営住宅使用料の滞納による契約解除に伴う損害賠償金などであります。

次に、不納欠損額の主なものは、(款) 諸収入の3295万504円で、主に県営住宅の損害賠償金に係るものであり、除斥期間経過による債権消滅によるものなどであります。

5ページをごらんください。

歳出は、予算現額1570億4352万9103円に対し、支出済額1086億125万4286円で、執行率は69.1%となっております。繰越額は451億7481万4321円で、繰越率は28.8%となっております。不用額は32億6746万496円で、不用率は2.1%となっております。

繰り越しの主な理由としましては、計画の変更や関係機関との調整のおくれ、用地の取得難などであります。

また、不用額は、安謝川河川改修工事において、現場の地質条件が想定より悪かったことから、補強対策工などが必要となり、工期内での工事の完了ができなかったことによる工事請負費の不用等が主な理由となります。

引き続き、特別会計の決算について御説明いたし

ます。

7ページをお開きください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額3億8866万5000円に対し、調定額3億8009万2418円で、収入済額も調定額と同額であります。

8ページをお開きください。

歳出は、予算現額3億8866万5000円に対し、支出済額3億7090万5205円で、執行率は95.4%となっております。繰越額は851万4612円で、繰越率は2.2%となっております。不用額は924万5183円で、不用率は2.4%となっております。

繰り越しの主な理由は、利活用候補事業の提案者との協議に時間を要し、利活用実施計画の策定のおくれによる繰り越しであります。

不用の主な理由は、人事異動による人件費の執行残等であります。

9ページをごらんください。

下水道事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額142億9992万7337円に対し、調定額140億7191万1358円で、収入済額140億2012万7608円、収入未済額5178万3750円であり、収入比率は99.6%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

歳出は、予算現額142億9992万7337円に対し、支出済額は125億9497万5592円で、執行率は88.1%となっております。繰越額は15億1819万7899円で、繰越率は10.6%となっております。不用額は1億8675万3846円で、不用率は1.3%となっております。

繰り越しの主な理由は、汚水処理施設の建設工事において、搬出土砂の受け入れ予定事業者との協議に不測の日数を要したことなどであります。

不用の主な理由は、人事異動等による人件費の執行残であります。

12ページをお開きください。

宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額7億5879万円に対し、調定額6億9463万7730円、収入済額6億7930万5335円、収入未済額1533万2395円であり、収入比率は97.8%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金などであります。

13ページをごらんください。

歳出は、予算現額7億5879万円に対し、支出済額が5億9522万2450円で、執行率は78.4%となってお

ります。繰越額は1億5930万円で、繰越率は、21.0%となっておりま。不用額は426万7550円で、不用率は0.6%となっておりま。

繰り越しの主な理由は、固定式クレーンを設置するに当たり、新たに変圧器に係る設計業務と受変電施設の改良を行う必要が生じたため、年度内完了が困難となったことによるものであります。

不用の主な理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

14ページをお開きください。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額8億5528万9600円に対し、調定額8億455万2482円、収入済額8億407万322円、収入未済額48万2160円であり、収入比率は99.9%となっておりま。

収入未済の理由は、施設使用料の滞納による未収であります。

15ページをごらんください。

歳出は、予算現額8億5528万9600円に対し、支出済額が7億3861万9639円で、執行率は86.4%となっておりま。繰越額は1億506万2760円で、繰越率は12.3%となっておりま。不用額は1160万7201円で、不用率は1.3%となっておりま。

繰り越しの主な理由は、上屋外構設計の給排水の接続調整及び舗装設計の細部の調整に不測の時間を要したことによるものであります。

不用の主な理由は、消費税納付額が想定額を下回ったことによるものであります。

16ページをお開きください。

中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額23億6399万2000円に対し、調定額77億4913万1114円、収入済額77億4184万3464円、収入未済額728万7650円であり、収入比率は99.9%となっておりま。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

17ページをごらんください。

歳出は、予算現額23億6399万2000円に対し、支出済額が17億7793万3285円で、執行率は、75.2%となっておりま。繰越額は5億2770万円で、繰越率は22.3%となっておりま。不用額は5835万8715円で、不用率は2.5%となっておりま。

繰り越しの理由は、固定式クレーンを設置するに当たり、新たに変圧器に係る設計業務と受変電施設の改良を行う必要が生じたため、年度内完了が困難

となったことによるものであります。

不用の主な理由は、マリンタウンMICEエリアまちづくりビジョン策定に伴い、住宅用地の分譲に係る委託料に不用が生じたこと、また、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

18ページをお開きください。

駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額1億2389万1000円に対し、調定額1億1830万576円で、収入済額も調定額と同額となっておりま。

19ページをごらんください。

歳出は、予算現額1億2389万1000円に対し、支出済額が1億1829万7744円で、執行率は95.5%となっておりま。不用額は559万3256円で、不用率は4.5%となっておりま。

不用額の理由は、消費税の精算に伴う残などによるものであります。

20ページをお開きください。

最後に、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明いたします。

歳入が、予算現額5億6024万8000円に対し、調定額3億6583万2745円で、収入済額も調定額と同額であります。

21ページをごらんください。

歳出は、予算現額5億6024万8000円に対し、支出済額が3億6327万5393円で、執行率は64.8%となっておりま。繰越額は1億9051万6280円で、繰越率は34.0%となっておりま。不用額は645万6327円で、不用率は1.2%となっておりま。

繰り越しの理由は、軟弱地盤対策工事において、隣接する国の埋立事業との調整及び施工方法の検討に不測の時間を要したことによるものであります。

不用の理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）にしたがって行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に關す

る決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、提起の際にその旨を発言するものとし、明 10月19日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することいたします。

当該意見交換において、要調査事項として報告することに反対の意見が述べられた場合には、その意見もあわせて決算特別委員会に報告いたします。

要調査事項は、決算特別委員会でさらに調査が必要とされる事項を想定しております。

また、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項や要調査事項としては報告しないと決定した事項を想定しており、これについても質疑終了後、意見交換等を予定しておりますので、御留意願います。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員 まず、主要事業の成果の観点から決算の部分を知りたいと思います。国直轄事業と県補助事業があるわけですが、特に県事業のハシゴ道路ネットワークがありますよね。これに関連する事業で、全般的に昨年あたりからおくれが指摘されています。そのおくれの原因と、それが昨年度の沖縄振興公共投資交付金―ハード交付金の減額にどの程度影響しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○玉城佳卓道路街路課長 ハシゴ道路ネットワークに関連する事業については、確かに予算が十分ついていないということはございますが、実際の事業の中で用地取得等がうまくいっていないことで多少おくらしているものや、関係機関との調整等でおくらしていることがあります。沖縄振興一括交付金―一括交付金の減額も、今年度に限ってはかなり影響があると考えております。

○座波一委員 課題として、用地取得において単価や補償内容等々の問題があるとされています。予算がつかないのは、用地取得がままならないから予算がつかないことにつながると思います。ですから、原因は用地取得が進んでいないということになってくるのですが、こういう事業はある程度の予備調査があるはずなのです。計上するに当たり、それは実施したわけですね。それでも、このように難航して相当な時間を要しているのですか。

○玉城佳卓道路街路課長 予算は計画的に要求して確保するように努めておりますが、用地取得において補償内容や相続人が多いために進まないということがございます。

○座波一委員 そういう理由になると、おくれの制限がいつになるのかと心配になってくるのですが、そこは予算化して事業を進めているわけなので、平成30年代前半という一例え、南部東道路や国道507号あたりも当初予定からかなりずれ込んでいるのです。東風平交差点などの用地買収も、その地域の人たちは応じる予定で待っているが、1年以上も何ら交渉がないということなのです。ですから、用地交渉だけということではなく、組織的な体制の問題なのかという気もします。同時に、都市モノレール延長整備事業への配置や予算の配分が多いということも、ある程度影響していると思いますが、それを重視した結果、こうなったのですか。

○宮城理土木建築部長 土木建築部の中で都市モノレール延長整備事業に重点的に予算配分しているから、ほかのところにしわ寄せが出ているのではないかと御指摘だと思いますが、まず、都市モノレール延長整備事業については、土木建築部だけではなく沖縄県全体のハード交付金事業における重点事業として位置づけられ、これまで予算が重点配分されてきたものでございます。ですから、土木建築部に配分された上で、分けているということではなく、県全体の中で重点的に別枠で執行しようということでも予算取りをされているものでございます。次年度予算についても、平成31年度の開業に向けて所要額

を確保していかなければいけないという認識は持っておりますが、土木建築部に配分された中で他の事業の執行状況を見たり、進捗状況等を勘案して、取捨選択せざるを得ない状況でございます。与えられた予算の中で完了予定路線、あるいは主要事業についてはしばらく重点化をしていくと。都市モノレール延長整備事業は平成30年度が最終年度になりますので、平成31年度以降については、予算を重点化する部分の影響が抑えられ、ほかの事業にもうまく配分できるのではないかという期待も持っております。

○座波一委員 平成30年度までは都市モノレール延長整備事業への重点配分は変わらないだろうという見解ですね。その後は期待できると思いますが、先ほどの取捨選択という発言は気になります。主要事業として位置づけているわけなので、事業が今の時点でおくれているということに対して住民はかなりいら立っております。ぜひ、次年度以降は反映していただくようよろしくお願いします。

それから、進捗を早めるという意味で、工法について国による事業へのICT化の導入がありますよね。新聞で見ただけなのですが、30%ほど早くなるというようなコメントがあったのですが、それは期待を持てるものなのですか。

○宮城理土木建築部長 ICT技術で施工を推進するというのは、国がこれまでも担い手不足等を勘案して進めてきているものでございます。沖縄県において、どのぐらいの規模でできるのかというのはまだ十分把握できていなかったのですが、先行した国の事業を参考に、今回、南部東道路で取り組んでいこうとしています。もちろん、十分な機械が沖縄県にあるのかどうかもしっかり把握をしながら、今後、体制を構築して進めていきたいと考えております。どの程度の省力化につながるのかということも、現状は十分把握できておりませんが、期待を持ちつつ取り組んでいきたいと考えております。

○座波一委員 都市モノレール延長整備事業に係る契約については、追加工事の比率が高いのではないかと感じていますが、どうですか。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 都市モノレール延長整備事業について、他の事業に比べて変更増額率が高いかどうかという比較はしてありませんが、そもそもモノレール工事自体の1件当たりの工事費が大きいということがございます。それによって額が大きくなっていることもあるかと思っております。

○座波一委員 額ではなく、比率です。

○古堅孝参事兼都市計画・モノレール課長 先ほど申し上げましたように、他の工事との比較はしておりませんが、変更する場合、発注した後に現場での変更一現場に入ってみないとわからないようなものについて変更しているところがございます。新たに必要外で追加するような工事の変更はしていません。確かに追加工事はあるかもしれませんが、その工事のほうが経済的であるとか、その工事に関連しているものについて追加を行っております。その結果、他工事と比べて率が高いかどうかという資料は持っておりません。

○座波一委員 追加工事されたものは、予定価格、あるいは予定価格以上というのものもあるようで、その辺から比率が高いのではないかと感じているところなのです。もう一回、精査していただきたいと思えます。

続きまして、南城市佐敷地域におけるマリン・タウンプロジェクトがとまっていますよね。港湾計画の変更がなければ、マリン・タウンプロジェクトの計画が進まないと聞いております。現在、地元との調整も含めて、県の考え方はどういう方向性なのか確認したいと思えます。

○照屋寛志港湾課長 中城湾港佐敷東地区につきましては、旧佐敷町の住宅用地や公園用地等の都市機能用地確保を目的として、平成2年に港湾計画に位置づけられており、平成10年に計画の一部変更を行っております。その後、市町村合併等で社会的条件に変化が生じておりまして、南城市は計画内容の見直しの検討を行っております。その内容としては、全体の埋立面積を縮小し、海岸沿いに一部埋め立てを伴った道路を整備する内容となっております。県としましては、見直し内容について地元の合意形成を図るよう南城市に求めております。その合意形成が整えば、南城市と連携して港湾計画の変更に取り組んでいく考えでございます。

○座波一委員 それにしても長いですね。地元との合意形成がとれないのですか。今、おっしゃっているように、埋立面積を縮小して海岸線も整備したいという南城市の方針は出ていると思うのです。

○照屋寛志港湾課長 我々としましても、合意形成作業がどの程度進んでいるかということにつきましては定期的に連絡をとって確認しておりますが、南城市からは、合意形成がとられたという回答はいただいております。

○座波一委員 南城市では合意形成がとれていない

状況で、まだ変更に対する明確な回答がないということですね。鳥獣保護区指定の動きがあるのですが、港湾計画との整合性はとれているのですか。

○照屋寛志港湾課長 環境部から調整案として示されている鳥獣保護区の範囲に南城市佐敷東地区も入っております。

○座波一委員 計画がまだ変更されず、既存の計画がある中で鳥獣保護区を指定することができるのかということですか。

○照屋寛志港湾課長 港湾課としましては、既存の港湾計画がありますので、ここに鳥獣保護区を指定することについて、今後、調整していきたいというお話はさせてもらっております。

○座波一委員 鳥獣保護区指定の動きは、地元の合意形成をとるところまでできているのです。ということは、県のレベルでは調整が終わっているべきなのですが、どうでしょうか。

○照屋寛志港湾課長 今は案の段階で、正式な意見照会などはこれからだと聞いております。

○座波一委員 地元の意見として、鳥獣保護しないといけないところと、最低限、湾岸線を埋め立てないといけない道路も含めて、開発案もありますので、しっかり調整して、守るべきは守る、開発するべきはすると。これは所管を超えて調整してほしいと思いますので、よろしく願います。

○照屋寛志港湾課長 しっかり調整してまいります。

○座波一委員 流域下水道についてですが、大里北地区を中城湾南部流域下水道に編入するということが動いていると思いますが、進捗状況と今後の計画をお願いします。

○金城光祐下水道課長 中城湾南部流域下水道の計画の変更の進捗状況について御説明します。県では、上位計画である沖縄汚水再生ちゅら水プランを踏まえ、今年度9月から来年2月にかけて中城湾南部流域下水道全体計画の見直しを実施しているところでございます。平成30年度は事業計画の見直し作業を予定しており、平成30年10月ごろをめどに作業を完了する予定としております。南城市においても、今年度7月から来年2月にかけて、市の公共下水道全体計画の変更作業を実施しているところでございます。同市は平成30年度に都市計画決定及び下水道事業計画の変更を予定していると聞いております。

○座波一委員 隣の八重瀬町は公共下水道がないので、合併浄化槽で処理している状況ですが、町としては公共下水道にしたいと。他の流域に接続できな

いかどうかも模索していると思いますが、この辺の検討、あるいは県との調整は入ってますか。

○金城光祐下水道課長 県では平成28年度に沖縄汚水再生ちゅら水プランの見直しを行っておりますが、それに合わせて、八重瀬町においても町の汚水処理構想の見直しを実施しているところでございます。町の検討結果では、東風平地区は水環境への影響や経済比較などを総合的に判断して、単独公共下水道による整備を進めることになっております。構想を練る段階で水環境の影響や河川への影響などさまざまな検討要素を総合的に検討して、どういった整備手法で行うかを定めることになっておりますが、そういった検討の結果、町としては単独公共下水道ということになっておりますので、県としてはそれを尊重したいと考えております。

○座波一委員 町は単独公共下水道を検討しており、県もそれでいいのではないかという考えだということですが、他の流域との接続も検討しないといけないのではないかと思います。これは不可能なのですか。

○金城光祐下水道課長 八重瀬町の下水道につきましては、流域への編入等も含めて検討した結果、経済的に単独公共下水道のほうが有利だということで実施されております。整備のスピードとしてどちらが早いのかという話になると、町では財政的に下水道事業等新規事業の着手はかなり厳しいということですので。沖縄汚水再生ちゅら水プラン見直しの段階で、国からは10年概成ということで、時間的な要素も含めて計画を立てるようということがありましたので、県として八重瀬町の財政担当の方にヒアリングもしたのですが、町の方針として、どうしても事業がおけると聞いております。

○座波一委員 この状況では、かなり時間を要するというのが実感ですね。八重瀬町も人口が急増しているが下水が処理できていないと。公共下水道が通っていないということで、事業所、工場関係が進出できない状況が続くのです。ですから、ぜひそれを早めるようにお願いします。

○新垣清涼委員長 座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 平成27年度の決算と平成28年度の決算を通して、不用額、繰越額が改善されているかどうか、数字で教えてください。

○宮城理土木建築部長 歳出予算について御説明します。平成28年度の土木建築部全体の執行率が71.0%となっております。これは前年度と比較して1.0ポイント上昇しております。また、繰越率は

27.0%で、前年度と比較して1.0ポイント改善しております。繰越額も前年度より約19億6000万円圧縮されている状況でございます。不用率については、前年度と同様に2%ということで、大きく改善はしておりません。

○座喜味一幸委員 全国に比して、27%の繰越率というのはどうでしょうか。

○上運天先一土木総務課長 全国の数字は持ち合わせておりませんが、年度末の2月定例会あたりに補正予算の減額等を行って、執行率の改善に務めているところでございます。

○座喜味一幸委員 補正予算がたくさんあるときの繰越額は全国的に大体十数%出のですが、沖縄県の数字を見ると、平成27年度から平成28年度に496億円繰り越しました。今度の平成28年度決算は476億円を新年度に繰り越しました。繰り越しが460億円から470億円入ってきて、次年度に繰り越していくという実態を何とか改善しなければならないのではないか。その辺の取り組み状況はどうなっていますか。

○宮城理土木建築部長 繰越額の圧縮は土木建築部としても取り組んでいかないといけないという認識を持って、これまでも頑張ってきているところでございます。一方で、1人当たりの事業費という点で見ると、九州各県に比べ、沖縄県の事業費は非常に高い状況にあります。この体制の中でも土木建築部としてはしっかり頑張ってきているという認識は持っておりますが、もう少し強化していくことも一方では必要ではないかと考えておまして、組織・定数に関する要望を常に続けている状況にあります。ただ、できるもの一例え、用地の早期取得であったり、関係機関との調整の促進などを引き続きしっかり頑張って、圧縮に努めていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 一時期、公共事業が落ち込んで、技術屋が大分減ってきたという実態—沖縄県は事業量が多いわりに、技術屋を含めて土木の体制が整っていない感じがするのですが、沖縄県のインフラの整備に当たっては、この辺を課題として真剣に取り組まなければならないのではないかと。四百何十億円の繰り越しを自転車操業のようにしていることにしっかりと手を打たないと、予算要求を含めて、内閣府の交付金の繰り越し、不用が普通ではないのでカットしようということに対して、今の実態を改善しなければ、数字上指摘をされます。これは大きな問題です。三役を含めて、今の体制に関して議

論したことはありますか。

○宮城理土木建築部長 平成28年度と比べますと、土木建築部は定数として11名の増を配慮していただいております。一方で、募集をかけても採用する人数が募集定数を割ってしまう状況が現実にあります。結果として、今年度は7名欠員が生じている状況もありますので、新規採用も含めて、まずはしっかりした定数の人員確保に取り組み、技術力の向上として人を育てて、執行率の向上や繰越率の改善を地道に続けていかないといけないと考えております。

○座喜味一幸委員 この問題は本気で全庁的に取り組まないと、予算は数字でしか評価されないわけで、これが毎年同じように不用、繰り越しがあると、これをベースにカットされます。これは大変大きな問題だと思いますので、真剣に取り組む必要があると思っています。それから、公共事業は経済に及ぼす影響が大きい割に、用地等々の不測の事態で繰り越しになっているということですが、事前に協議、調整をして発注すべき問題が、結局、繰り越しの理由として出ていることについては、大きな改善をしなければなりません。この辺はどうしますか。繰り越しの中身については、避けられる問題があると思っています。それを仕方がないから、不測の状況がないと繰り越しの理由が立たないからなのですが、発注体制や事前の協議、調整等において、根本的な問題があるのではないですか。

○宮城理土木建築部長 用地取得難というのは、相当大きな比重を占めていると思います。関係機関との調整のおくれや、それ以外の部分についてはしっかり頑張って促進することで何とか改善は図れますが、用地取得に関しては、実際に相手と交渉を始めて、初めて把握する一例え、相続の問題などは避けられない状況がありますので、交渉自体に早期に着手することや、補償コンサルタントへのアウトソーシングを続けることで繰り越しの改善に取り組んでいきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 厳しく言うと、用地等の条件が整備された時点で予算要求をして予算をつけないという逆の見方をされることもありますよね。毎年同じように四百何十億円も自転車操業をすると、条件整備した時点で予算要求してはどうかという話にもなりかねないのです。この辺をもう一回、総合的に点検しないと、職員の負担が大きい割にこういう結果が出ているのは大変だと思います。これも大きな問題なので、ぜひ改善をしてもらいたいと思いま

す。

もう一つは、効果を出していくという意味において、早期の発注と四半期ごとの発注の平準化は、企業の皆様の強い要望ですよね。それに対する取り組みの結果はどうなっているか、平成28年度の四半期ごとの実態は、わかりますか。

○宮城理土木建築部長 発注の平準化につきましては、上半期の執行の目標を立てて、できるだけ繰越額を減らすという努力もあわせて行っています。一方でゼロ県債等を活用して、年度末に発注し、一番落ち込みの大きい4月、5月、6月あたりに平準的に工事を確保する取り組みも行っております。これは社会資本整備総合交付金で活用が認められておりますので、積極的に活用していきたいと。ハード交付金についても、何とかこういう形で活用ができないかということを経営に要望しているところでございます。あわせて平準化には取り組んでいきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 繰り越しが必ずしも悪いわけではなく、平準化という意味合いからすると、年度末に契約が済んで次年度に繰り越すというような状況はいいのですが、当初の予算についても、ある程度平準化して発注していく。繰り越しして、なおかつ執行できなかったという話も聞いたりしているので、繰り越しについては、ぜひ平準化に努めながら活用していけばいいかと思っております。

次に、今の執行率の問題の背景として、単価の問題もあると思っております。皆さん方の主要事業の成果に関する報告書の中にもあるように、離島等の住宅においては単価が合わないから落札できない見込みがあるというようなことが書いてあるのです。これは土木も一緒に、入札の不調の問題にどのくらい改善が見られたのか、教えてもらえますか。

○小橋川透技術・建設業課長 入札不調・不発の発生率ですが、平成27年度につきましては、開札件数が833件、うち不調・不発件数が187件で発生率が22%となっております。平成28年度につきましては、開札件数が835件、うち不調・不発件数が172件で発生率が21%と、1%減少しております。平成29年度につきましては、7月現在で発生率が15%となっております。年度末で比較しないと今のところ何とも言えませんが、離島の単価につきましても、実勢単価と積算価格に乖離があるものは見積価格を採用するなどの対策を進め、何とか入札不調・不発の改善に努めているところでございます。

○座喜味一幸委員 入札不調で予算が執行できずに

繰り越しされたものはどれぐらいのシェアを占めているのですか。

○上運天先一土木総務課長 繰り越しの要因として、用地取得のおくれや関係機関等との調整おくれという部分は把握しておりますが、入札不調による繰り越しの数字は把握しておりません。

○座喜味一幸委員 さらに要望があるのは、民間も含めて沖縄県は社会インフラの工事が伸びてきていて、本土から手元を連れてこないといけないという状況まであります。そのときに、沖縄の今の状態では人を連れて来ようにも厳しいということがあります。その辺に関して、単価も含めてトータルとして把握しないとけない時期ではないですか。

○宮城理土木建築部長 入札不調・不発の原因として、一部業界の中では単価の乖離があるというお話も聞いておりますが、我々は単価と実勢価格との乖離を抑えるために、今年4回の実施設計単価の調査等も行っており、そこまで大きな開きがあるという認識はございません。これは随時行っています。あわせて、施工単価を含めて、物価版等に載っている市場価格と大きな開きが出ている、あるいは、離島において単価が設定されていないものについては見積もり等で対応する形もとっておりますので、これは十分対応できてきているのではないかと思います。一方で、地域での工事が多くて、なかなか人が確保できないという状況は確かにございますので、そこにつきましては、連れ越し費として、本島から行ったときの宿泊費や航空運賃を後で精算できる状況もとっております。このあたりは受注者に負担をかけるものではないということ、改めて発注時点でしっかり説明をしながら、離島の入札不調・不発の改善には取り組んでいきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 部長は非常に当たり前の答弁をされているのですが、離島の事業で入札不調だったものは置いておいて、具体的に宿泊費等の離島のハンデを設計額に計上した実績はありますか。

○小橋川透技術・建設業課長 離島での職人不足に関し渡航費や宿泊費を実際に工事で計上しているかということにつきましては、精算で不足していることを請求書などで業者から確認できれば一事例としては、平成28年度もいくつか、平成29年度も実施しているところでございます。これは精算変更でございます。

○宮城理土木建築部長 補足で説明させていただきます。これは仕組み上のお話になりますが、発注時

点ではどの程度人が足りないかということは想定できません。ですから、発注時点では地元で採用できるだろうという前提で一もろん離島で作業員がいない状況が明らかなどは別ですが、一般論では、その地域の単価で設定します。ただ、それは公募の中で精算対象とするということを明確にうたっておりまして、人手不足が明らかで確保ができないのであれば、調整に応じて、最終的に精算をする仕組みになっております。

○座喜味一幸委員 その実績があったら資料をください。

次に、無電柱化推進事業について、沖縄県全体の計画、それに対する進捗率について教えてください。

○喜屋武元秀道路管理課長 沖縄県全域における無電柱化推進事業につきましては、国、県、市町村も含めまして、平成28年度末の全体計画では195.3キロメートルの計画がございます。計画に対する整備状況としましては、平成28年度末で143.2キロメートルの整備を完了しております。進捗率としましては73.3%となっております。

○座喜味一幸委員 残りの50キロメートルぐらいは、何年度までに整備するのですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 全体の計画延長でございますが、毎年度、電線管理者との協議を踏まえての延長になっておりまして、毎年、その数字が動いていきます。各路線ごとに整備計画を立てられておりまして、平成30年度に終わるもの、平成31年度に終わるものということで路線ごとに累計していきますので、現時点における計画と進捗率という数字になっております。

○座喜味一幸委員 約195キロメートルが平成31年度までに完了すると、無電柱化推進事業は終わりという意味ですか。後の計画はどうなるのですか。

○宮城理土木建築部長 先ほどの195.3キロメートルという目標はP D C Aの工期の計画で、平成32年度までの目標値として設定する予定でございます。ただ、これは現時点での計画ということであって、先ほど道路管理課長からも説明申し上げましたように、毎年要望が上がってきて、それを調整した上でプラスアルファがございます。どんどん数字が動くというのはその点にありまして、現状では195.3キロメートルを設定しておりますが、この数字は毎年度積み上げがあり、プラス部分が今後も続いていくということでございます。毎年、調整をしながら、電線管理者と合意をした部分で何キロメートルふやしていくということを年度ごとにしていくというこ

とでございます。

○座喜味一幸委員 全体目標として平成32年度までに計画を完了するというような一毎年、動かしてはいるのですが、現場に行くと進捗がどうも遅いのではないかというような感じがしているのです。進捗率73.3%で、実態として約143キロメートル進んだようですが、実質的に供用している区間は把握されてますか。

○喜屋武元秀道路管理課長 道路管理者として、電線共同溝の工事完了の数字は把握しており、先ほどの進捗率でお話をしました。工事が完了した後は、電線管理者による入線と架空線の工事が行われておりまして、県では把握しておりません。

○座喜味一幸委員 宮古地域では台風で、電線の地中化が進んだはずのところまで全部停電したのです。約143キロメートルできていると言っても、現場では電線が入ってないと無用の長物になるのです。この辺の把握は県として努力しないといけないのではないですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 無電柱化推進事業につきましては、市街地周辺、緊急輸送道路、幹線道路を中心に、国、県、市町村で整備しているところがございます。電柱が倒れたときに道路の交通がとまってしまうため災害対策を主な目的としておりますが、停電に関しては、送電するところが架空であれば、電線を地中化していてもその区間は停電することになるということです。

○座喜味一幸委員 今後、あちこちで要望があると思うのですが、電線の地中化に関する要請等も含めて、全体の需要量に対して県としてどう対応していくかという考え方があっていいと思うのですが、これは電力会社がお金がないと言えば進まないのですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 電線管理者との合意ができた部分につきましてはハード交付金を使って行いまして、地域の要望や県の施策等で電線地中化が必要であり、なおかつ、電線管理者からの合意がなかなか難しい路線については、ソフト交付金を使った要請者負担方式による整備に取り組んでいるところです。

○座喜味一幸委員 もう少し早目にやろうとすると、今のままではコストが高過ぎるということでコストの低減化が課題だと認識されているようですが、どういう取り組みをしていますか。

○喜屋武元秀道路管理課長 電線地中化推進法の中でも、コストを低減した浅層埋設方式一浅埋設の技

術などがガイドラインで示されておりますので、今後、取り組んでいきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 今、土木行政は非常に大変で、御苦労だなど見えています。体制を強化することも、場合によっては我々も委員会できちんとやらないといけない大きな問題だと思っておりますので、感謝をしながらも、繰り越しがないように、経済効果があるようにしっかり取り組んでいただきたい。民間需要を含めてまだまだあるようなので、土木行政は大変です。仕事がたくさんあります。よろしく願います。

○新垣清涼委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 海岸防災関連について伺いたいと思います。本会議でも質問しましたが、委員会でも深く聞こうと思いましたが、よろしく願います。辺野古の埋立工事の工程表について、2015年から2020年10月31日までの5年間で辺野古を埋め立てて、全体として9.5年で完成させるということですが、まず沖縄防衛局が計画をしている5年間の工程表として、護岸工事がいつごろ終了するのか、土砂による埋め立てはいつなのか、施設の設置工事はいつ開始するのかについて、説明を願えませんか。

○永山正海岸防災課長 埋立願書の提出時に実施工程表が出されておまして、それによると、汚濁防止膜の工事着工後7カ月目に当たる今の時期においては、14の護岸に着手されている予定となっております。ただ、現状を見ると、K9護岸のみの工事が行われているという状況です。当初、5年の工程表が出されているのですが、その計画の中では14護岸に着手されているという計画になっております。

○崎山嗣幸委員 この5年の工程表で、護岸工事はいつからいつまでかとか、土砂による埋め立てはいつからいつまでかとか、施設の設置工事はいつからいつまでかということを知りたいです。

○永山正海岸防災課長 実施工程表の中では、護岸工事が大まかには1年目から約3年目まで予定されております。2年目から土砂の投入を開始し、埋立工事で約3年間の工期を要するという事になっております。施設等の付帯工事の工程については、工程表の中では把握できません。

○崎山嗣幸委員 2015年10月29日から2020年10月31日までに埋め立てが完了するという工程表で、進捗がどうなっているかということを知りたいです。それはもういいのですが、護岸工事はK9護岸だけに手をつけているということですが、護岸全体で22カ所あるということですが、軟弱の地盤などと

いった支障があるような護岸の状況を県として把握しているのですか。

○永山正海岸防災課長 護岸の事前設計の中で、平成27年当時に6護岸の申請がありまして、その中には特に軟弱地盤上に護岸を構築するという設計にはなっておりません。平成28年にも5つの護岸の事前協議が出されているのですが、そのとき出された護岸も軟弱地盤で対応した護岸形式にはなっておりません。残り5つの護岸については、沖縄防衛局から事前協議の申し入れがないので把握できておりませんが、先月9月26日付で軟弱地盤工法の可能性について沖縄防衛局に照会をしております。沖縄防衛局からは、環境保全図書に記載されている地盤改良工事について、現時点でそれ以外の地盤改良の計画や工法変更の計画はないという回答が来ております。

○崎山嗣幸委員 22カ所の護岸があって、変更申請を伴うものがあるかもしれないし、絶滅危惧種のサンゴの問題も起こっていると思うのですが、沖縄防衛局が決めている工期内で一実際、2020年10月31日に埋立完了するという計画は、県から見るとスムーズに進捗しているという見方をしていますか。完成できるかということですか。

○永山正海岸防災課長 工事工程が当初出された願書の工程表と違っているものですから、沖縄県としては沖縄防衛局に対して最新の工事工程の提出を何回か求めているのですが、資料の提出が現時点ではございません。願書時の工事工程でお話しするしかないのですが、工事計画上は現時点で14の護岸が着手されている予定となっているのですが、現実的にはK9護岸のみが着工されている状況であると。進捗がおくれているか、進んでいるかについては、新しい工程表の資料の提出がございませんので、把握できておりません。

○崎山嗣幸委員 次に、県は9月26日に沖縄防衛局に対して工事の変更申請及び地盤改良を含めて照会し、この回答が10月10日であったということですか。その説明をしてもらえませんか。

○永山正海岸防災課長 9月26日に沖縄防衛局に対して照会をしております。内容としては、海上作業ヤードの発注を取りやめた理由をメインに照会をしたのですが、10月10日に沖縄防衛局から回答がございました。海上作業ヤードの工事の取りやめについては、現時点でケーソンを使用する護岸に係る実施設計が終わっていないことから、当分の間、本体工事を実施しないこととしたと。実施しないこととしたのですが、将来的に本件の工事を一切行わないという

ことではないという回答があります。それから、ケーソン式護岸の構造変更もあり得るのかという質問をしたのですが、その件については現時点において変更する予定はないという回答が出されております。また、最近、19カ所のボーリング調査を行うということが新聞等の報道であったのですが、その件については護岸以外の施設の設計のためにボーリングを行っているものだという回答がありました。あと、ボーリング調査の際の環境保全措置についても確認をしております、ボーリング調査時の環境保全措置としては、万が一の油漏れに対してオイルフェンス等を展張して防護するという回答がございました。以上、4点の回答がありました。

○**崎山嗣幸委員** 海上作業ヤード工事の取りやめについては、今言っているように実施設計が完了していないからということで、本体工事を実施しないということですが、今後、海上ヤードを建てないということなのか、それとも、護岸工法の変更などがあり得るということなのか。

○**永山正海岸防災課長** 現時点で行わないという回答になっておりまして、将来的にこの工事を一切行わないことではないという回答があります。工法の変更についても現時点で予定はないという回答になっております。

○**崎山嗣幸委員** 19カ所のボーリング調査を今月から行おうとしていて、土質状況を確認するということが、実際はそれ以外の埋立地の液状化や地盤沈下といったことも含めたボーリング調査なのか。

○**永山正海岸防災課長** これから行われる19カ所のボーリングについては、護岸の設計のために行うボーリングではなく、滑走路へ飛行機を誘導するための誘導灯—これは鋼管のパイプのようなものを海底に打ち込むのですが、そのための土質調査であるという回答が来ております。

○**崎山嗣幸委員** 誘導灯ということで、理解をして構いませんね。

○**永山正海岸防災課長** 先ほどボーリング調査の目的に関して、誘導灯と言いましたが、進入灯と燃料栈橋を設置するためのボーリング調査であるという回答がありました。

○**崎山嗣幸委員** 地盤改良について、当面は計画と工法変更はないという回答が沖縄防衛局からあったということですが、実際に調査船などを入れて掘削作業をしているといった状況も含めて、今後ないと想定されるのですか。それとも現時点ということで

すか。

○**永山正海岸防災課長** 現時点で計画の変更はないという回答になっております。

○**崎山嗣幸委員** 沖縄防衛局は作業船で調査をしたようですが、この調査箇所でも追加された地盤や土質についても公表されているのですか。

○**永山正海岸防災課長** ボーリング調査結果の公表はされておられません。

○**崎山嗣幸委員** 県は求めているのですか。

○**永山正海岸防災課長** 9月26日の照会の中で、19地点のボーリング調査結果について求めています。

○**崎山嗣幸委員** 公表していないということですか。

○**永山正海岸防災課長** 公表はされておられません。

○**崎山嗣幸委員** 美謝川の水路変更と土砂運搬方法の変更については、沖縄防衛局は見通しが立たないということで取り下げている状態ですが、実際、沖縄防衛局の変更申請は想定されているのですか。

○**永山正海岸防災課長** 平成26年11月に沖縄防衛局は美謝川の変更申請を取り下げているのですが、取り下げの理由として、正式な文書での回答はなく、報道等で、環境保全の観点で懸念が示されていることとか、より環境保全を具体的、確実なものにするために申請を取り下げるといった報道がありました。この取り下げについては、改めて内容を検討の上、適切な時期に再申請するということがありますので、県としては、今後申請があった場合には法令にしたがって適正に審査をしていくという考えであります。

○**崎山嗣幸委員** 美謝川の問題なのですが、河口が塞がれてしまうと変更せざるを得ない状況だと思います。美謝川の河口は埋立工事の最初に行う箇所だと受けとめていて、この部分に変更されないと埋立工事はできないと思うのですが、県としてはどのように理解しているのですか。

○**永山正海岸防災課長** 埋立工事を進捗していく上で、美謝川の河口の切りかえは必ず出てくる事案ではないかと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 変更前の計画では、切りかえ水路が全て完成しなければ現況の美謝川河口部を埋め立てして改変することができないと沖縄防衛局も述べているのではないですか。

○**永山正海岸防災課長** 普天間飛行場の代替施設の埋め立てに伴って既存の美謝川の流末が閉塞してしまうので、計画地の北側、K9護岸あたりに代替す

るものであるという願書の内容となっています。

○崎山嗣幸委員 前知事のときに暗渠化しようとしたら、暗渠は環境に影響があるということで断念して取り下げていますよね。ただ、沖縄防衛局が変更申請を出さないと美謝川の河口が塞がれるという事態が起こるので、どうしても変更申請を出さざるを得ない状態になるのではないかと私を聞いています。土砂運搬方法の変更も、辺野古ダムからベルトコンベヤーで大浦湾に運ぶということですが、これも名護市長の了解をもらわないと難しいということで、沖縄防衛局は取り下げています。この土砂を辺野古ダムから大浦湾へ運ぶことも含めて、実際は変更していかなければできない問題ですか。

○永山正海岸防災課長 埋立土砂発生区域での土砂運搬方法の一部変更について、沖縄県から累次の質問をして、内容についてやりとりをしてきたところなのですが、なかなか沖縄県の理解が得られない状況があるため、申請を一旦取り下げて内容を再検討するというお話がありますので、事業者側の判断にはなりますが、再検討して再度申請が出てくると考えております。変更申請が行われた場合については、先ほど御説明しましたが、環境上の配慮や審査基準にのっとって審査をしていく考えであります。

○崎山嗣幸委員 美謝川の切りかえと土砂運搬方法については、名護市長の同意と知事の変更申請の許可がないとできないという理解でよろしいですか。

○永山正海岸防災課長 これから変更申請が予想される案件としては、美謝川の切りかえと土砂運搬ルートの変更があるのですが、美謝川の切りかえについては、水路自体が名護市の法定公共物になっていて、管理条例に基づいて名護市が管理する物件になっています。これを切りかえる際には名護市の同意があるということになります。土砂運搬ルートについては、当初計画されていたベルトコンベヤーの足場に公共用財産の許可が必要になることになりまして、両案件とも名護市の許可が必要になるかと考えております。ただ、この辺は名護市が判断することなので、今の段階で我々としては何とも言えない状況です。

○崎山嗣幸委員 名護市の同意と知事の変更申請の許可が必要だと思いますが、もし名護市長の同意と県知事の許可がなければ、沖縄防衛局は改めて裁判で訴えることになるのですか。

○永山正海岸防災課長 変更承認を県が認めない場合においては、沖縄防衛局側は従前に埋立願書で出

した計画どおりに工事をするか、変更承認を求めるかのどちらかになります。訴訟については、我々としては判断できないところです。

○崎山嗣幸委員 これは前知事のときから積み残された大きな2つの課題なので、どちらにしても現行どおり進めないということを沖縄防衛局も思っていて、県も思っていて、滞っているわけですよ。ですから、変更申請しないと打開できないと思っっているの、県としても変更しなければ進められないという考えですか。

○宮城理土木建築部長 現時点で変更するかしないかというのは事業者側が判断することなので、我々がどうだとお答えするのはなかなか難しいところがございます。一方で、先ほど来、海岸防災課長がお答えしているように、変更承認の手続が出れば我々はその適合性をしっかり審査していくことになりますし、場合によっては現行どおり進めていくという選択肢も否定されるものではないのではないかと、個人的には思っております。どういう対応をするかは、事業者側で判断するものだと思っております。

○崎山嗣幸委員 現行どおりとなると、美謝川については暗渠が1キロメートル余りもあるので、環境に影響するから難しいということで断念したのです。県の立場としては、従来のもので実行することについてはよくないと思っっているわけですよ。仲井眞前知事もこれでは承認しないと言ったのです。現行ではだめだから、沖縄防衛局も取り下げているわけでしょう。部長の見解としてはどうですか。

○宮城理土木建築部長 現行でだめだからということではなく、現行を変更するというので申請が上がってきたものについては、結果として取り下げているという状況でございます。ですから、私が先ほどお答えしたのは、現行でそのまま進めるという選択肢自体は否定されるものではないのではないかと。これはあくまでも事業者側が判断をして、変更が出てくれば、我々は当然ながら内容について審査をするということをお答えしているところでございます。

○新垣清涼委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 現在、米軍基地内で進行中の公共事業等で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメ

リカ合衆国との間の協定—環境補足協定が主な理由かと思いますが、そのことによって進捗に支障を来している事業件数、事業一覧をおっしゃっていただけますか。

○上運天先一土木総務課長 米軍施設区域内において土木建築部が実施している事業は、道路事業が7事業、河川事業が7事業、災害復旧事業が1事業の計15事業があります。その中で環境補足協定により進捗に影響を及ぼしている事業については、県道24号線バイパスの街路事業と小湾川の河川整備事業の2事業となっております。

○仲村未央委員 今、おっしゃった事業は、環境補足協定が進捗できない理由になっているということでしたが、それ以外の事業は何でとまっているのですか。

○上運天先一土木総務課長 先ほどの2事業は環境補足協定に係るものなのですが、それ以外には共同使用や一部返還の合意に至っていない事業等がございます。

○仲村未央委員 共同使用で許可がおりないというのは、どういう理由ですか。つまり、公共事業として緊急性、必要性があるから事業計画を立てて進めようということですよ。別に無駄なことをしているとか、不要不急だがやっているという話ではないのです。なぜ、共同使用許可がおりないのか。最長何年、おりない形で進捗が滞っているのか。そのあたりを整理した一覧がほしかったのですが、今、皆さんが簡潔に答えられる範囲での説明はどのようなものですか。

○玉城佳卓道路街路課長 各施設ごとにいろいろと米軍の事情があると思いますが、米軍から区域の一部返還や共同使用をなぜ認めないかということは、具体には聞いていない状況です。我々は支障があるということで、毎年、副知事を筆頭に要請を行っているところですが、なぜかというところは具体的に聞いてない。ただ、港川道路のように日米合同委員会に諮られて閣議決定がされ、米軍から共同使用してほしいというようなことが急に出てきたりすることは実情としてございます。

○仲村未央委員 なぜその理由を聞かないのですか。

○玉城佳卓道路街路課長 理由を聞かないというわけではなく、沖縄防衛局には要請をして、何とか早くしてくださいということを申し上げているところです。日本国と米軍との話もあるようで、この辺が我々にはよく見えないところになっております。

○仲村未央委員 沖縄防衛局からの回答はどのような理由が示されているのでしょうか。理由もなく、ただずっと待っているのですか。

○玉城佳卓道路街路課長 沖縄防衛局には事務レベルでも絶えずお話をし、要請はしているのですが、具体の理由というのは—沖縄防衛局も我々の立場になって、この事業は必要だということを米軍に対して話していると聞いているのですが、米軍からの回答がないのかと考えております。

○仲村未央委員 皆さんは最長で何年ぐらい待っていて、今、15件ある事業をどのように進捗しようという見通しなののでしょうか。それぞれとても重要だと思うのです。例えば、キャンプ瑞慶覧にかかわる主要地方道の宜野湾北中城線では、ずっと北中城村役場あたりの工事が一滞滞箇所ニーズも高く、いろいろな施設が周辺にあり、民間のにぎわいもあり、西から東、東から西をつなぐ最重要の道路の位置づけだと思っているのです。産業にとっても、基盤整備としても、沖縄県の発展が一特に中・北部地域には基地があるので、そういうものに一つ一つ阻まれると、非常に産業基盤や都市発展に影響を受けると認識しているわけです。県の立場としては、とても急いでいるはずなのです。ですから、一件一件の事業についてどういう支障があると認識をしているのかという資料が欲しかったし、とまっているのであれば、なぜとまっているところをどこまで突き詰めて沖縄防衛局と調整しているのかと。ただ日米合同委員会にも上がっていません、わかりません、ナシのつぶてだというのが何年も何年も繰り返されている状況なのかということなのです。もし総括的にしか答えられないのであれば、このことをどのように検討して解決しようとするのか。一件一件、みんな大事だと思っているので聞きたかったのです。

○宮城理土木建築部長 個別の課題、取り組み等については、改めて協議して資料を提供させていただきたいと思います。

○仲村未央委員 ぜひ資料をください。

○宮城理土木建築部長 少し言葉足らずだったかもしれませんが、例えば、日米合同委員会で統合計画があつて、目標年次が何年ということが設定されているものにつきましては、我々は早期の事業着手をお願いしたいのですが、一方で、その年度まではなかなか進まないという状況がございます。こういったものは、引き続き早期の着手をお願いするしかないということがございます。環境補足協定につきましても、立ち入りのスキームが具体的に決まってい

ないということで、これまで現地レベルで十分調整ができていたものが逆に足かせになっているという面もございますので、全体的に早期に立ち入りができるような状況ということも引き続き要望していかねばいけません。それから、個別の事業について、共同使用でできるのか、早期の返還、一部返還等に対応していただくのかというのは、個別の事業ごとに対応が違ってきますので、沖縄防衛局を通じて米軍に要望をしながら、沖縄防衛局サイドのアドバイスも受けて迅速に取り組んでいきたいと考えております。

○仲村未央委員 迅速にという言葉がむなしくなると思うのですが、日米合同委員会で2022年度以降、またはその後とか、返還の実施時期の見通しが立たないことで、逆算して何年前からの立ち入りということが図れないから日米合同委員会に上がらない。環境補足協定も同じように、目指すべき期限が全く見えないところで返還実施の時期を文字だけで明記されたために、逆に悪影響を受けて、結局は環境補足協定のおかげで今までできたこともできなくなっているということであれば、どうするのかということです。次の改定の位置づけを、むしろ知事公室あたりともしっかりと具体的に詰めて、環境補足協定の文言の削除を求めるとか、何か条文も含めて、こちらから具体的にこれだけの支障があるということを次の改定要求で明確にしないと、今のままでは同じことをずっと行ったり来たりしているようにしか感じられません。次の一步というのを土木建築部としてはどのように考えているのですか。

○宮城理土木建築部長 環境補足協定につきましては、我々から環境部サイドに何とか早期の立ち入りスキームをつくることに連携して取り組んでいきたいということは要望していますし、環境部サイドも対応していくというお答えはいただいています。直近でも、防衛省に行って個別の事業で調整をする予定が入っているものも幾つかございますので、そこは着実に積み重ねていきたいと思っています。ただ、立ち入りスキーム自体をつくらなくてもできる方法があるかどうかを、現地レベルで引き続き御理解をいただきながら、早期の立入調査や事業着手ができる方法について、沖縄防衛局のアドバイスもいただきながら対応していきたいということでございます。全体的に見直しをしない限り難しいというものも、もしかするとあるかもしれませんが、そこはそこで県全体として改めて要望をしなければいけないと理解しております。

○仲村未央委員 あしたは環境部もあるので、そのようなことも含めて、スキームについて改めて伺いたいと思っておりますが、こういった具体的に県民生活に影響が出てる部分を、たくさんの事業を抱えていらっしゃる土木建築部だからなおのこと、この部分の解決に向けて積極的に環境部や知事公室など、所管をまたいで対応を促し、急ぎ協議に入っていただきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時25分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

先ほどの座喜味委員の質疑につきましては、要調査事項として提起したいということですので、誰にどのような項目を確認するのか簡潔に御説明をお願いします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 予算の執行率の改善については、組織の強化を含めて全庁的な形で取り組んでいくことが重要だと思いますので、総務部を含め、三役を含め、この問題にしっかりと取り組んでいただくように決算特別委員会での要調査事項でお願いしたいと思います。総務部長、もしくは知事、副知事を含めて、体制の強化、あり方について、執行率改善に取り組んでいただきたい。

○新垣清涼委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月19日の委員会において協議いたします。

引き続き質疑を行います。

糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 主要施策の成果に関する報告書から、建設リサイクル（ゆいくる）制度活用事業について伺います。事業内容がリサイクル資材評価認定システム運営事業、リサイクル資材評価システムの普及活動、沖縄県リサイクル資材評価委員会の設置・運営・品質管理に係る業務と具体的に示されていますので、この3点を含めて、システムそのものの御説明をお願いします。

○小橋川透技術・建設業課長 建設リサイクル（ゆいくる）制度活用事業は、県内で発生する廃棄物を原材料としたリサイクル資材について、安全性等の評価基準について認定し、公共工事等での使用を促進することにより、廃棄物の抑制や天然資源の消費の抑制、環境負荷低減を図り、島嶼県である本県の持続的な発展、循環型社会の形成に寄与するものであるということでございます。平成28年度末時点で、

ゆいくる材には567資材が認定されておりまして、出荷量は167万トンとなっております。土木建築部では、路盤材、アスファルト等について、原則ゆいくる材を使用することを特記仕様書に記載するなど、ゆいくる材の利用促進に努めているところであります。また、民間工事での利用については、平成28年度実績として県工事や市町村工事と同程度の26%となっているということでございます。

○糸洲朝則委員 567資材の話が出たのですが、路盤材やアスファルトの話も出たので、イメージは湧くのですが、例えば、既存の建物や道路などから出てくる廃材といったものも含まれていると思います。ゆいくる材として認定されるシステムはどのようなものですか。何でもかんでも、ゆいくる材だと持ってきて認めるものではないでしょう。

○小橋川透技術・建設業課長 ゆいくる材につきましては、学識経験者3名、業界関係者1名、行政関係者4名、合計8名で構成されている評価委員会で、品質や材料の適合性を評価いたしまして、認定されるということでございます。

○糸洲朝則委員 今、人の話しか出なかったのですが、当然、基準がないといけないと思うのです。その評価委員の思惑で決まるようなものではないと思いますので、主な基準だけでも説明して、後ほど資料をいただきたいと思えます。

○小橋川透技術・建設業課長 通常、建設資材として品質を確保されているということや、安全性等も当然審査をして、それに適合した資材しか認定しないということがございますが、詳しい内容につきましては、後ほど資料をお渡ししたいと思っております。

○糸洲朝則委員 大体、建築廃材云々という話だと思うのですが、例えば、廃ガラスや廃プラスチックなど、いろいろあると思うのです。もう少し、幅を広げて説明してください。

○小橋川透技術・建設業課長 認定資材の原材料としまして、主にアスファルト殻といったものは、再資源の加熱アスファルト混合物という材料になります。それから、コンクリート塊、アスファルト塊、電気炉酸化スラグ、廃石膏ボードなどは再生資源の路盤材になります。廃プラスチックにつきましてはプラスチック資材。家畜の糞尿や伐採木、下水汚泥等は土壌改良材。鉄くずは鉄鋼製品。こういった材料が主に再資源材料として使われるということがございます。

○糸洲朝則委員 なぜこのようなことを聞くかとい

うと、以前、廃ガラスや瓶などいろいろなものについて、ゆいくる材の認定申請をしても、審議すらしないということがあったのです。私は、これはおかしいのではないかとということで話し合いをさせて、最終的には認定してもらいました。ですから、どういうシステムで、どういう仕組みで認定しているかと聞いたのです。建築現場、あるいは山などから出てきたものだけではなくて、一般県民の日常的な生活の中から出てくる廃材だってゆいくる材になっているのでしょうか。それをきちんと説明してください。そうすれば、何も土木建築部だけの問題ではなく、環境部やほかの部との連携だって出てくるはずなのです。それはどうですか。

○小橋川透技術・建設業課長 ゆいくる材に認定する材料としましては、道路や港湾等の工事現場から発生する廃材、取り壊したコンクリート殻や、建築工事の解体現場から発生する廃材が主に利用される資源でございます。それを建設リサイクル法に基づいて行っているということでございます。

○糸洲朝則委員 私が意図していることに答えていないのですが一後で勉強しますので、きちんと資料を出してください。

次に、がんじゅーど一事業については、健康長寿沖縄を取り戻すためのウォーキングやジョギングなど、土木建築部にしかできない部分の事業だと思いますが、それについて、まず御説明をお願いします。

○喜屋武元秀道路管理課長 がんじゅーど一事業は、ウォーキングやジョギング等に利用しやすい道路空間を形成し、県民の健康づくりを推進する事業でございます。具体的には、既設の歩道において、歩行者の膝の負担が少ないゴム弾性舗装や、路面温度を低減させる遮熱性の舗装などを整備している事業でございます。

○糸洲朝則委員 事業内容で、県内5路線において弾性舗装等の整備を行ったということですが、具体的にはどこの路線ですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 管内別に路線の説明をしますと、北部管内では、古宇利屋我地線で2キロメートル。中部管内では、沖縄環状線及び沖縄県総合運動公園線で1.8キロメートル。南部管内では、奥武山米須線で1.6キロメートル。宮古管内では、高野西里線で1.3キロメートル。八重山管内では、石垣浅田線で0.8キロメートル、合計7.5キロメートルを整備しております。

○糸洲朝則委員 これでは健康長寿になりません。道路の幅員が広いところを整備していると思うので

すが、そこをどれだけの人が使っているのか、実証できますか。

○喜屋武元秀道路管理課長 整備する路線の選定に当たっては、現状値—実際にウォーキング、ジョギングを行っている運動人口を把握しまして、その中から整備路線を決定しております。

○糸洲朝則委員 ですから、どれぐらいの人が利用しているのか、具体的に教えてください。

○喜屋武元秀道路管理課長 500人以上の方が利用している状況です。

○糸洲朝則委員 これは予算も結構使っておりますが、もっとグレードを落としてもいいので、もう少しみんなが手軽に使えるような路線で整備するべきではないかと思うのです。実際、都会に住んでいる人が運動不足なのです。都市部の歩道をきちんと整備しないと運動不足は解消できません。今、説明された路線は、それなりに走っている人たちがいるところだと思います。いかがですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 目標に向けた事業の展開としましては、平成28年度から整備効果を検証しているところでございます。結果を踏まえて、全体的に路線をふやして行って、運動人口の増加を目指すことに取り組んでおります。

○糸洲朝則委員 例えば、漫湖公園のジョギング、ウォーキングコースには私もよく行きますが、既に川沿いに管理用道路があるので、それをきちんと整備することで、少なくとも真和志地域に住んでいる人にとっては、これほど効果が上がる事業はないのです。それをいつも言っていますが、いかがですか。

○喜屋武元秀道路管理課長 道路管理課で管理している道路以外に、公園の中などいろいろございますが、その辺は関係機関で集まって、ジョギングの導線も踏まえて検討していきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 あれは河川管理用道路ですよ。きちんと整備できる方向で考えてみてはどうか。

○石川秀夫河川課長 今の箇所は真玉橋から約100メートルから200メートル上流の右岸側の河川管理用の通路だと思いますが、この箇所については、前々より物件の所有者と合意ができなくて、なかなか整備ができないでいたのですが、最近になりました。物件調査に入ることは了解していただいて、現在、物件調査を行っております。物件補償額を算出した後、その方と調整して合意が得られれば、河川管理用通路を含めて護岸も整備したいと考えております。

○糸洲朝則委員 現に、管理用道路だといって舗装されないままあって、それが途中で幾つか途切れているのです。多分、そこら辺は用地買収の話だと思いますが、問題は同意してくれるかどうかで、予算的にはそんなにかからないと思います。仮にこれを一日橋までつなぐことによって、何キロメートルになりますか。もう少し誠意を持って取り組んでください。

治水対策事業で、国場川、安里川、安謝川の整備率等もみんな出ておりますが、かなりの予算を使っていますので、これについて説明をいただけますか。

○石川秀夫河川課長 まず、多自然川づくりについて御説明したいと思います。平成9年に河川法が改正され、河川の整備において、これまでの治水や利水に加えて環境の視点が追加され、それ以降の河川整備は一般的に多自然川づくりと呼ばれております。県では、多自然川づくりの一環として、河川の生き物に配慮し、自然石による護岸や瀬と淵—これは浅瀬と深みですが、瀬と淵を残した整備を推進してきております。沖縄県管理の2級河川における必要整備延長は約167キロメートルで、平成28年度末の整備済延長は約109キロメートル、整備率は約65%となっております。先ほど言われた各河川の執行状況ですが、社会資本整備総合交付金（河川）で国場川と比謝川の2河川、沖縄振興公共投資交付金（河川）で安里川、安謝川等21河川の整備を進めております。国場川では、南風原町宮平地区兼平橋上流岸の用地取得が難航し、工事発注がおくれたため3億5272万5000円を繰り越しております。また、安里川では崇元寺橋付近のしゅんせつ工事において、磁気探査による磁気異常点が約150点確認され、潜水士による確認探査に時間を要したことから、1億6973万8000円を繰り越しております。安謝川では、国道330号下に設置するボックスカルバート工事において、上下流斜面の地質条件が想定より悪かったことから補強対策工が必要となり、工期内で土留め工やボックスカルバートの設置等が完了できなかったため4億1409万5000円を不用としております。また、新たに発注した土留め工の工事等で3億4317万4000円を繰り越しております。

○糸洲朝則委員 国場川は蛇行したものを直して、浸水しないようになっております。沖縄工業高等学校の北側、安里川のスナガ橋のあたりもかなり蛇行していますが、あれを真っすぐにするような計画はありますか。

○石川秀夫河川課長 安里川については、河道整備

とあわせて、安里川の上流にある金城ダムと安里川の支線となる真嘉比川、また、真嘉比川にある真嘉比遊水地といったもので安里川全体を整備をすることになっております。今、お話のあるスナガ橋まで河道整備区間になっているかは、詳細な資料を持っていませんのでお答えできません。

○糸洲朝則委員 それも後で、計画などがあれば教えてください。私は何度も本会議でも取り上げていますが、真嘉比遊水地は、あれだけのお金をかけて整備しても、下流では雨が降ると氾濫したり、浸水したりするのです。蛇行したものを直せばさっと流れるような実績があるはずですから、そこら辺を含めてよろしくをお願いします。

大型MICEにかかわるアクセス道路は、個々の事業もあろうかと思いますが、さりとて、道路行政という観点では、土木建築部長の立場は大変重要だと思いますので、まず、県の取り組みについて伺います。

○宮城理土木建築部長 これまで議会でも答弁させていただきましたが、大型MICEが決まって整備が決まったということでは決してなく、もともとマリントウンの部分について、東海岸の振興発展のために国、県が連携して事業展開をしているものがございまして。大型MICE施設が立地予定の中城湾港の部分については、国が国道329号南風原バイパスと与那原バイパスを一これは平成30年度に暫定2車線で供用予定となっております。県では、真地久茂地線の開南工区を整備することによって、市街地から東海岸へのアクセス—例えば、ホテルに泊まられているお客さんのアクセス性が高くなるということもありますので、その真地久茂地線の開南工区の4車線化と、浦添西原線の小那覇から翁長までの区間の整備に取り組んでおりまして、一部暫定はございますが、平成31年度末の供用を目指しているところでございます。当時、MICE自体がどのぐらいの規模になるのかわからなかったものですから、その施設規模がある程度固まって、発生交通量、集中交通量のデータもいただいておりますので、それを踏まえて、例えば、周辺の道路の交差点の改良が必要なのかどうかというのは引き続き検討していきたいと思っております。今は現状計画が進んでいるものについて、暫定も含めて、MICEが立地する予定の時期までの完成供用にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 8月の予算の概算要求の時期だったと思いますが、内閣府を初め関連する皆さんに井

上幹事長が委員長を務める、我が党の沖縄21世紀委員会に来ていただきましたが、MICEの件について、今、本会議でも議論になっていること—いわゆる、アクセス道路がまだ不十分であるということと、ホテルも含めて町並みの整備がされていないということ、予算づけできない理由に上げているのです。私は、これは同時並行して進めるべきものなので、計画をきちんと立てて、そこに向けて進めばいいだけの話ではないかと申し上げたのですが、今、言われたように一つ一つのプロジェクトでは平成30年とか平成31年という具体的な数字も出ているので、それに向けて取り組みをして、土木建築部が担っているアクセス道路、あるいはシステムのものはこのようにできますということを明確に言っていただいて、国との交渉材料にしてはどうですか。そこまでは必要ないですか。

○宮城理土木建築部長 アクセス道路といいますか、マリントウン周辺の道路整備について、我々も現行の計画にのっかってしっかり頑張っていくということは、文化観光スポーツ部サイドにも情報提供しております。道路だけではなく、公共交通全体—例えば、バスにするのか、フィーダー交通が必要なのかという議論が一方ではあると認識しておりまして、道路についてはしっかり計画どおりに執行して、MICEが立地したときには、現行の計画のものをできる限り完成させていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 担当部ではないのでこれ以上は聞きませんが、国を説得するにはまだ理論構築が弱いというのが私の実感でございます。ですから、せめて土木建築部の管轄のものはきちんとやってほしいと思います。

○新垣清涼委員長 以上で、土木建築部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月19日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼

平成29年10月19日

平成29年第5回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

総務企画委員会記録

(第2号)

平成29年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 平成29年10月19日（木曜日）
開会 午前10時0分
散会 午前11時42分
場所 第4委員会室

本日の委員会に付した事件

- 平成29年 平成28年度沖縄県一般会計決算
第5回議会の認定について（企画部、出納
認定第1号 事務局、監査委員事務局、人
事委員会事務局、議会事務局
所管分）
- 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	渡久地	修君		
副委員長	新垣	光栄君		
委員	花城	大輔君	中川	京貴君
	仲田	弘毅君	宮城	一郎君
	当山	勝利君	仲宗根	悟君
	玉城	満君	比嘉	瑞己君
	上原	章君	當間	盛夫君

欠席委員

又吉清義君

説明のため出席した者の職、氏名

企画部長	川満誠一君
交通政策課長	座安治君
科学技術振興課長	長濱為一君
総合情報政策課長	金城清光君
地域・離島課長	中野秀樹君
市町村課長	松永亨君
市町村課副参事	砂川健君
会計管理者	大城玲子さん
会計課長	平康司君
監査委員事務局長	新垣秀彦君
人事委員会事務局長	池田克紀君
議会事務局長	知念正治君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会

を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成29年第5回議会認定第1号の調査及び決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、企画部長から企画部関係決算の概要説明を求めます。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 お手元の平成28年度歳入歳出説明資料により御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

平成28年度一般会計歳入決算について御説明申し上げます。

企画部所管の歳入決算総額は、予算現額523億2039万8000円に対し、調定額443億6643万6558円、収入済額443億6528万7758円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額114万8800円となっております。

款ごとに御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額379万3000円、調定額152万3411円で、同額収入済みであります。これは、主に行政財産使用許可に係る使用料収入であります。

（款）国庫支出金は、予算現額486億8065万5000円、調定額410億4971万1446円で、同額収入済みであります。これは、主に（項）国庫補助金の沖縄振興特別推進交付金や（項）委託金の参議院議員選挙費であります。

（款）財産収入は、予算現額1億6494万9000円、調定額2億1362万2562円で、同額収入済みであります。財産収入の主なものは、（項）財産運用収入（目）財産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料であります。

資料の2ページをお開きください。

（款）寄附金は、予算現額150万円、調定額69万5000円で、同額収入済みであります。これは知的・産業クラスター形成推進寄附金としての受け入れであります。

（款）繰入金は、予算現額5億2436万円、調定額

4億6662万1418円で、同額収入済みであります。これは、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金からの繰り入れであります。

(款) 諸収入は、予算現額4億8004万1000円、調定額4億2626万2721円、収入済額4億2511万3921円で、収入未済額114万8800円となっております。諸収入の主なものは、(目) 総務貸付金元利収入の地域総合整備資金貸付金元利収入であります。また、収入未済については、(項) 雑入(目) 雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取り消しに係る返還金であります。

(款) 県債は、予算現額24億6510万円、調定額22億800万円で、同額収入済みであります。これは主に、総合行政情報通信ネットワーク高度化事業であります。

3ページをお開きください。

平成28年度一般会計歳出決算について御説明申し上げます。

企画部の予算は、(款) 総務費に計上されております。

歳出決算総額は、予算現額608億4953万9000円に対し、支出済額522億748万5439円、翌年度繰越額62億9768万8500円、不用額23億4436万5061円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は85.8%、繰越額の割合である繰越率は10.3%であります。

翌年度繰越額について御説明申し上げます。

翌年度繰越額(C)欄をごらんください。

(項) 企画費の繰越額8億893万1500円のうち、(目) 企画総務費7354万7000円は、総合行政情報通信ネットワーク高度化事業の事業実施に伴う繰り越しであります。(目) 計画調査費7億3538万4500円は、超高速ブロードバンド環境整備促進事業、公共交通利用環境改善事業など4事業に係る繰り越しであります。

(項) 市町村振興費の繰り越しは、(目) 沖縄振興特別推進交付金54億8875万7000円となっております。

不用額の主なものについて御説明申し上げます。

右側の不用額欄をごらんください。

(項) 総務管理費の不用額5675万4117円は、主に特定駐留軍用地等内土地取得事業において、駐留軍用地内の土地取得が見込みより少なかったことに伴う委託料の執行残によるものであります。

(項) 企画費の不用額6億8998万3222円のうち、

(目) 企画総務費に係る主なものは、自治体情報セキュリティ強化対策事業における委託料の執行残によるものであります。(目) 計画調査費に係る主なものは、離島空路確保対策事業費における航空機購入

費補助について、為替の影響による補助金の執行残、石油製品輸送等補助事業費における石油輸送量の実績減に係る補助金の執行残によるものであります。

(項) 市町村振興費の不用額15億1213万9856円は、主に(目) 沖縄振興特別推進交付金において、市町村事業に係る入札残及び事業計画の変更等による交付金の執行残であります。

(項) 選挙費の不用額4853万5661円は、主に(目) 県議会議員選挙費の市町村に対する交付金及び公費負担経費の執行残であります。

(項) 統計調査費の不用額3695万2205円は、主に経済センサス費の市町村に対する交付金の執行残であります。

以上で、企画部所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡久地修委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から出納事務局関係決算の概要説明を求めます。

大城玲子会計管理者。

○大城玲子会計管理者 出納事務局所管の平成28年度歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしております平成28年度歳入歳出決算説明資料出納事務局に基づきまして御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算現額は、(款) 使用料及び手数料、(款) 財産収入、(款) 諸収入の合計で4367万円となっております。調定額は20億3068万5689円で、収入済額も同額となっております。

(款) 使用料及び手数料(項) 証紙収入につきましては、各部局で予算を計上していることから予算現額はゼロ円となっているところです。証紙収入の調定額及び収入済額については、出納事務局会計課で行っている証紙売りさばき分になります。

資料の2ページをごらんください。

次に、歳出について御説明申し上げます。

(款) 総務費(項) 総務管理費の予算現額6億9947万円に対し、支出済額は6億8425万7228円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は97.8%となっております。不用額は1521万2772円で、その主なものとしましては、委託料、需用費等の執行残となっております。

以上で、出納事務局の平成28年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 会計管理者の説明は終わりました。

た。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係決算の概要説明を求めます。

新垣秀彦監査委員事務局長。

○新垣秀彦監査委員事務局長 監査委員事務局所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしてあります平成28年度歳入歳出決算説明資料に基づきまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

歳入の決算について御説明いたします。

監査委員事務局の歳入総額は、(款) 諸収入となっており、収入済額が3万4486円となっております。その内容は、非常勤職員に係る雇用保険料等となっております。なお、調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

次に、資料の2ページをお開きください。

歳出の決算について御説明いたします。

歳出の合計は、(款) 総務費(項) 監査委員費の予算現額1億8060万2000円に対しまして、支出済額は1億7145万1303円で、執行率は94.9%となっております。不用額は915万697円で、その主なものは職員費及び旅費等の執行残によるものでございます。

以上で、監査委員事務局所管の決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係決算の概要説明を求めます。

池田克紀人事委員会事務局長。

○池田克紀人事委員会事務局長 人事委員会事務局所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしてあります平成28年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

人事委員会事務局の歳入総額は、(款) 諸収入の収入済額が177万5136円となっております。その内容は、公平審査・苦情相談業務の受託経費、警察官採用共同試験の実施に係る経費、事務補助員に係る雇用保険料でございます。なお、調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

資料の4ページをごらんください。

次に、歳出決算状況について御説明いたします。

(款) 総務費(項) 人事委員会費の歳出総額は、予算現額1億7769万7000円に対し、支出済額1億6901万5536円、不用額868万1464円、執行率は95.1%

となっております。不用額の主な内容は、職員費及び職員採用試験費の執行残等でございます。

以上で、人事委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係決算の概要説明を求めます。

知念正治議会事務局長。

○知念正治議会事務局長 議会事務局所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしてあります歳入歳出決算説明資料に基づき御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

議会事務局の歳入総額は、調定額の354万8550円に対し、収入済額が301万9193円、収入未済額が52万9357円で、収入済額の割合は85.1%となっております。

収入済額のうち、(款) 使用料及び手数料43万1315円は、議会棟1階ラウンジ等の建物使用料であります。

(款) 財産収入の10万5480円は、衆議院法制局に研修派遣された職員に係る有料公舎の自己負担分であります。

(款) 諸収入の248万2398円は、電気代等の雑入であります。

収入未済額の(款) 諸収入52万9357円は、ラウンジの光熱水費となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出決算について御説明申し上げます。

議会事務局の歳出総額は、予算現額の14億1454万2000円に対し、支出済額が13億7489万1885円、不用額が3965万115円で、執行率は97.2%となっております。

不用額の主な内容を(目)別に御説明しますと、(目) 議会費の不用額3307万5112円は、旅費等の執行残となっております。

次に、(目) 事務局費の不用額657万5003円は、職員費等の執行残となっております。

以上が、議会事務局所管の歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項(常

任委員会に対する調査依頼について) にしたがって行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取り扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 主要施策の成果に関する報告書、企画部のところですが、3の6、移住定住促進事業について、下の3に事業の効果、課題が書かれていますが、ここに書かれている課題以外でお尋ねしたいと思えます。

実は、私の宜野湾市、それからお隣の新垣委員の中城村のちょうど境目に当たるところは、数年前に大雨で土砂崩れとかが多く起きた地域なのです。そこから消防に救難のSOSが入ったということですが、消防署あるいは消防団が把握する限り、その住宅には人が住んでいないはずでした。ところが、そこから救難要請が出て、話を聞くと移住者であった。ただし、住民登録、移転、転入等の手続はなされていなかったということがありまして、転入手続をしていようがいまいが生命・財産を守る観点できちんと対応しなければいけないと思えますが、こういう移住の促進をする事業を所管する部局として、この辺のまだ見えていない課題についてどのようにお考えなのか御意見をいただけたらと思っています。

○川満誠一企画部長 空き家における不法侵入のような事例であろうかとお聞きいたしておりますが、このような事例につきましては、直接的には、空き家対策特別措置法—空き家対策特措法に基づく住宅

行政において対策されるものと承知しております。移住促進と、このような不法占拠等の事例との関係性については、恐縮ですが直接的には承知しておりません。

○宮城一郎委員 言葉足らずで申しわけありません。

不法侵入ではなくて県外から沖縄に移住されて、大家から不動産会社を経由して住宅を借りたけれども、市町村に転入届とかを出してなくていわゆるゴースト住民みたいな感じの方のことを指しておりまして、空き家に不法に侵入してそこを占有している方という意図ではありません。そういう観点からの意味でどのようにお考えか、これは移住を促進することによって出てくる一つの副作用だと思えますが、その辺のところをお尋ねしたいと思えます。

○中野秀樹地域・離島課長 移住を推進するに当たって、住まいの問題というのは非常に大きい問題と考えておりまして、特に住まいと仕事が大きな2つの課題となっていて、そのうちの住まいについてですけれども、市町村によっては空き家を有効に活用しようという動きというのも一方でありますが、そういう中で空き家調査等を積極的に実施しようという自治体も出てきているところです。こうした調査の中で、今、言われたような事例、空き家の実態が一定程度明らかにされてくると思えますが、そういう中で結果的に一要は、行政が把握していないという事態を未然に防ぐというようなことも考えられます。また、私も沖縄県と市町村、それから関係する民間団体を構成員とする沖縄県移住受入協議会というものを組織しておりますので、そうした中で課題が出てきましたら、その解決策も含めて情報共有を図っていきたいと思っております。

○宮城一郎委員 その沖縄県移住受入協議会という組織の中で、現時点で私が申し上げたような課題は、顕在化していない状況ですか。

○中野秀樹地域・離島課長 先ほど御指摘いただいた事例も関係市町村に確認させていただいたのですが、直接把握がまだできていないということで、また、ほかの事例等も特段上がってきていないような状況ですので、今後、注視していきたいと考えております。

○宮城一郎委員 少し部局の携わる仕事としては、企画部からは越権になってしまうかもしれませんが、また県と市町村との関係においてもどこまでできるのか、私にもちょっと疑問がありますが、住民票というのは基本的に市町村が管理するところで、県がどこまでその手を及ぼすことができるのかというの

は難しいところもあると思います。移住を促進する立場からして今後そういうことに対応するために、沖縄県内に住んでいる方の生命・財産を守っていく観点で、こういう賃借物件においても住民票の手続をしっかりと義務づけていくような条例的なもの、そういったものの可能性というのは模索できるのでしょうか。

○中野秀樹地域・離島課長 今の委員からの御指摘は、住民票、住民基本台帳の徹底ということですが、もちろんそういった形になることは望ましいことだとは思いますが、移住に限らずですが、住所を住民票として移すということを個人情報等も含めて義務として設定することが望ましいのかどうなのかというところ、また、それができるのかどうなのかというところもございます。また、我々が移住施策を推進するに当たって、移住者からいろいろ相談等を受けたり、広報活動をやっていますが、そういった中で移住コーディネーター等を含めて、適切な移住に当たっての情報提供をさせていただいているところでして、そういった中で適切な形での移住、受け入れる側にとっても、移住者にとっても望ましい形になるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○宮城一郎委員 中城村と宜野湾市の境の部分ではなくて、以前、石垣島に総務企画委員会の視察でお邪魔した際に、石垣地区でもやはり住民票を移さずに一公共サービスは受けるのですが、住民票がないために税金をお支払いにならないという観点もあって、財政の面から見てもしっかりとそれに取り組めるような方法論というものを、私たちが一緒に考えていきたいと思っておりますので、ひとつ今後ともよろしくをお願いします。

次に、3の11、離島地区の海底光ケーブル整備についてですが、先日、南・北大東島に行ってきました。本会議でもありましたように、南・北大東島については、今、現時点でループ化にはなっていないというところで、島の方々から御要望がありました。ただ、今年度が変わるか、変わらないかぐらいのときに企画部からお話を聞く中で、沖縄県内の海底ケーブルについては一どちらかという南・北大東島は早く線は通してはあったのですが、それ以外の多良間島や粟国島、渡名喜島など、まだまだおくらしているところをやっていく上でループ化になってしまっていて、今ここで立ちどまって考えたときに逆に南・北大東島が少しおくれたような状態になっていると、歴史的に受けとめています。ここに至って、今、南・北大東島でそういう課題・要望がある中で、

今後ループ化についてどのようにもくろんでいらっしゃるのか、あるいは計画に向き合っていくのかというところをお聞かせください。

○川満誠一企画部長 南・北大東地区におきましても、現状としては、海底光ケーブルが南大東島に行っておりまして、地上デジタル放送とか、携帯のLTEサービス、ブロードバンドサービスは提供されていますが、今、御指摘のループ化という、一層の強靱化が求められております。そのために、沖縄本島から北大東島を経由して、新たな光ケーブルを敷設してループ化を完成させるということを目指しているところですが、その実現に向けて一南・北大東島は海洋部が非常に深い海で急峻な地形が海底にございますので、技術的な難易度が非常に高いということで、これらについての検討を開始しようということでございます。目標として、御指摘のとおり大東地区における情報基盤の整備については取り組んでまいりたいと考えております。

○渡久地修委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 それでは主要施策の成果に関する報告書、3の3、知的・産業クラスター形成に向けた研究拠点の構築についてですが、この事業が沖縄県の特異性を生かして、ものづくりを目指してなされているということは大変理解しています。特に、沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業に関しては、研究されているシーズを製品化、ものづくりにつなげようという意味では、大変ユニークでなかなか他県でやっていないことを沖縄県でやっているの、すばらしい事業だと思っています。そこで、平成28年度のこの事業においていろいろな事業がありますけれども、それを総括して1年間を通してどういう進捗があったのか、成果があったのか、お伺いします。

○川満誠一企画部長 平成28年度におきまして同事業については、健康、医療及び環境、エネルギーの4分野を柱として6つの事業を実施いたしております。平成28年度における主な成果の概要につきまして申し上げますと、知的・産業クラスター形成推進におきましては、沖縄の固有と申しますか、よく育つシークワサーに含まれている有効成分と言われるノビレチンにつきまして、美白効果やかゆみ抑制効果が解明されております。平成29年度に入りまして、判明した効果を商品開発に活用するための琉球大学発のベンチャー企業が設立されるなど、波及効果が始まっていると思われま。2つ目のライフサイエンスネットワークにつきましては、県内企業と琉球大学が共同で春ウコン、テンサイ、長命草等の

機能性、安全性を解明する研究を支援して、その成果について特許出願中であるということでございます。それから、沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業におきましては、豆腐のような赤い色素をナノ粒子に符合する技術を開発しております、この研究成果を活用して新たな製品製造が見込まれております。今後とも共同研究の成果を活用して支援を行ってまいりたいと考えています。

○当山勝利委員 成果も出ていて、研究ベースのものを製品ベースにする努力もなされていると思っておりますが、こういうものはどんどんやっていくべきだと思います。平成29年度も引き続きやっていたらしゃるということで、平成30年以降もこの成果を一続きでいかないとなかなかものづくりというのはつながっていかないのですが、どういう方針でいらしゃいますか。

○川満誠一企画部長 企画部といたしましては、研究側の支援を中心にいたしておりますが、やはり経済的に完成するには出口と申しますか、実際に商品化するところを明るくしていかないといけないと考えますので、商工労働部との連携でありますとか、世の中に商品としてのニーズがどこにあるかを把握して、研究についてもサジェスションをしていただけるコーディネーターを発掘して取り組んでまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 沖縄県がやっている4つの分野の方向性は間違っていないと思いますので、その市場のニーズを探ることも必要ですがしっかり取り組んでいただきたいと思っております。今後ともよろしく願います。

次に、3の8、公共交通利用環境改善事業について、ここには書かれていないバス座談会という事業がここに入っているかどうかわかりませんが、「わたた〜バス党」の中でバス座談会をされていると思っております。平成28年度も3回やったように聞いておりますけれども、このバス座談会での話し合いの中で一定の方向性が1年間であったと思っております。そういうものももろもろ含めてどういう座談会であったのかということをお伺いします。

○座安治交通政策課長 平成28年9月の県議会に公共交通利用の増加に関する請願が出されまして、請願内容の現状確認のために関係団体等へヒアリングを行ったところでございます。それで、バス利用者とサービス提供者が話し合う場がないという意見がございまして、県で利用促進に向けた座談会を開催したところでございます。座談会は9月議会が終わって10月からスタートしたところでございますけれど

も、座談会の中では、バス事業者、高等学校のPTA連合会、老人クラブ連合会等に参加いただきまして、バス運転手のマナー向上やバスの定時制の確保、学生や高齢者へのバス料金の割引、バスの案内板やナビの充実など、利用者目線によるさまざまな意見がたくさん出されております。平成28年度についてはいろいろな意見を集約したというところで、県といたしましてはこれから意見を踏まえまして、実際に実現可能な施策あるいは取り組みを探りたいと考えています。

○当山勝利委員 平成29年度も引き続き行われると聞いております。平成28年度の成果等を今度は平成29年度にもっと具体的にされていかれると思っておりますが、内容的には絞られてもうちょっとやられていくのか、どうなのか、お伺いします。

○座安治交通政策課長 平成29年度につきましては、昨年度、いろいろなアイデアを出していただきましたところを一つ一つ検証しながら、実現可能な取り組みから進めていくこととなります。検討されている取り組み案といたしましては、大規模なイベント等での駐車場不足、あるいは渋滞がございまして。その緩和を図るために、バスの臨時ダイヤを設定したり、公共バスを利用した方には何らかのクーポンとか、特典が付与できないかというところが、今、有力なところでございます。

○当山勝利委員 以前、回数券がなくなったことによって割引率が悪くなったのではないかと、事実上値上げではないかという指摘もさせていただきましたが、そこら辺の改善というのはここに出ていますか。

○座安治交通政策課長 利用者目線からいろいろな提言がございましたので、当然、割引率の拡大ができないかという話はございました。それにつきましては、座談会にバス事業者も参加してございまして、それについてはなかなか経営上厳しいところがあるという話もございました。ただ、割引率についてはいろいろな取り組みがございまして、事業者も採算性が一番気になるところでございまして、ある程度、利用者の一定利用が見込める場合には一他県の事例ですけれども、協定を結んで路線を走らせたり、あるいは一定区間の利用者に割引をしたりという取り組みがございまして、そこら辺がまだ煮詰まっているわけではないのですが、一応、検討課題として話は出ています。

○当山勝利委員 高校生が遠くまで通学する場合、結構交通費がかかったりするので、そこら辺はしっかり議論していただきたいと思っております。ちなみに、その中にあります急行バスについて、平均24分程度

の短縮効果ということですが、マックスとミニマムでどのぐらいになるのか教えていただけますでしょうか。

○座安治交通政策課長 県では基幹バスの導入に向けて、那覇バスターミナルから沖縄市のコザまで45の停留所がございますけれども、そのうち14のバス停に停車する急行バスの実証実験に昨年の10月から取り組んでいるところでございます。通常のバスの所要時間との差異は最大となったのは朝1便ですけれども、6時20分コザ発那覇向けで28分の短縮。一番小さいのはお昼ごろですが、13時40分コザ発那覇向けで8分間の短縮という結果となっております。

○当山勝利委員 では、常に短くなっているということですね。

3の19、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の中で航空運賃についてお伺いします。

航空運賃で約4割の運賃が低減できたということですが、これは何を基準にして4割の低減ができたと書かれているのでしょうか。

○座安治交通政策課長 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業では、航空運賃につきましては新幹線と同程度ということで設定しております。離島航空路線の運賃については、各路線の区間距離と同程度の距離の東海道新幹線の運賃を参考に低減額を設定して、約4割の運賃低減を行っているところでございます。

○当山勝利委員 具体的に申し上げますと、この間南・北大東島に行きました。そして航空運賃を見ると2万4000円とか、2万5000円とかで結構高いです。距離は400キロ程度です。東海道新幹線で、例えばひかりとか、のぞみに乗った場合、片道ですと一万五、六千円程度で、まだ1万円近くの開きがあります。住んでいらっしゃる住民の方々は、ぜひこの低減を図ってほしいということもおっしゃっていたのですが、これに関してはいかがお考えでしょうか。

○座安治交通政策課長 南・北大東路線の離島住民向けの割引運賃につきましては、航空会社が設定した離島住民向けの特別往復割引の片道当たり運賃の1万6600円が通常の運賃でございますけれども、それから6600円をコスト低減で負担いたしまして、現在の割引運賃は片道当たり1万円となっております。この運賃は東海道新幹線の同程度の区間距離、東京一岐阜羽島間で396キロメートルでございますけれども、これが1万1100円、あるいは東京一米原間の445キロメートルで1万2400円となっておりますが、これを下回る水準となっております。

○当山勝利委員 ということは、住んでいらっしゃる

方に関しては、それ以上に割り引きをされているということですね。

○座安治交通政策課長 同程度の新幹線と比べまして、若干安くなっているというところでございます。

○渡久地修委員長 新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 私も、ダブってしまいますが企画部の公共交通利用環境改善事業、3の8から質疑をさせていただきます。

先ほど質疑がありましたけれども、この取り組みについて、問題点と成果はどのように考えていますか。公共交通のバス利用における施策に対しての成果と問題点です。

○座安治交通政策課長 3の8にございますのは、公共交通利用環境改善事業でございますけれども、こちらにも書いてあるとおり効果というのはノンストップバスの導入とか、あるいは外国語表記に対応した他言語対応機器とか、そういうところで環境改善が図られたところでございます。ただ、輸送人員につきましては、若干歯どめがかかりつつありますけれども、依然として増加傾向にはまだ至っていないところでございまして、そこら辺は引き続きバスの利便性を向上させて利用者の人員増を図っていく必要があると認識しております。

○新垣光荣委員 私もそのように考えていて、やはり利用者がふえないと幾ら事業をやっても実を結ばないと思っています。その中で交通渋滞の原因が、朝の通学と下校時の学生の送り迎えにあるのではないかと。その送り迎えをバスで補填できれば、相当の交通渋滞が緩和できるのではないかという観点から、高校生の月額6000円のフリーパスのような実証実験—いろいろな実験をするためには、事業者と打ち合わせをしないといけないということはわかりませんが、実証実験であれば余り事業に影響がないのではないかと考えていて、そのことについてはどうでしょうか。

○座安治交通政策課長 バスの運賃につきましては、バスの経営上、バス事業者が判断するものであります。先ほど委員から御提案のあった実証実験でございまして、今、急行バスに関して実証実験をやっているところでございますが、事業者といたしましては、実証実験でも一旦バスの路線を走らせてしまうと、実証実験がうまくいかなかったので実施はやめますというところで路線を廃止できるかというところ、それはなかなかできないというところがございます。ですから、慎重に黒字化していくという担保がなければ、なかなか踏み切れないというところがございます。

○**新垣光栄委員** 路線の実証実験ではなくて、高校生のバス賃のフリーパスを月額6000円ということでやってみたらどうかと。なぜかといいますと、宜野湾市在住の方の中には浦添市の高校に通う子供もいますし、那覇市に通う子供もいるわけです。そうすると、浦添市だと500円、那覇市で1000円という差があるわけです。通学費を均等にする意味でも、高校生がどこの高校に通っても月額6000円で行けるとなれば、かなりの数の学生がバスに乗ってくれるのではないかと思って提案していますが、その辺はどういうお考えでしょうか。

○**座安治交通政策課長** 先ほど申しましたように、バス事業者の判断のところでございますけれども、料金一律の定額券はバス事業の経営上厳しいというお話も聞いております。ただ、学生が利用しやすい環境というのは、どうしても必要でございます。県も一律の定額券については、学生に限らず、観光客向けとかいろいろなことを提案させていただいているところがございます。学生がバスに乗れば将来の利用にもつながると考えておりますので、引き続き事業者と意見交換等を重ねていきたいと考えています。

○**新垣光栄委員** 座談会の中でもそういう話が出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

もう一つ、貸切バス路上混雑解消実証事業について、これは沖縄総合事務局が実施したと思いますが、県のかかわりをお願いします。

○**座安治交通政策課長** 実は、貸し切りバスに関しましては文化・観光スポーツ部でやっております、詳しいことは承知しておりません。

○**新垣光栄委員** 文化・観光スポーツ部でやっていることではありますけれども、やはり公共交通の部分でありますので、企画部も一緒になって対策をしないとこれは解決できない部分だと思います。その中で、バスの待機所としてどの辺がいいのかということで、私もいろいろ回ってみました。県もこの事業で借地料をいただいて、ことしからは無料で那覇市と協力してやっているということですが、抜本的な解決として駐機場を設けないといけないということがありまして、それを文化・観光スポーツ部だけに任せるのではなくて、県全体として考えるべきではないかと。それも沖縄総合事務局、那覇市、県と一緒に考えてないと、観光バスを含めてバス事業の振興、公共交通の振興はないのではないかと思います。そこで、決算特別委員会でも国際通りを一方通行にして、駐機場を国際通りに設ける提案とかはできないものかということでやりました。提案自

体は夢のような話かもしれませんが、こういう施策を行っていく上で、連携の部分で企画部はどのように考えているのか、答弁をお願いします。

○**川満誠一企画部長** 御指摘のことは、文化・観光スポーツ部が中心ではございますが、御指摘のように企画部として補完できるところがありましたら、かかわってまいりたいと考えます。

○**新垣光栄委員** ぜひ、観光だけの責任、観光事業だからということではなくて、沖縄全体を考えた場合、那覇市との協議、それと沖縄総合事務局、そして商店街等々のかかわりの中で、やはり主導的な立場は企画部でしっかりと横の連携、また省庁間の連携をしてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、出納事務局ですが、ことしの一時借入金はどうぐらいありましたか。

○**平康司出納事務局会計課長** 平成28年度決算でよろしいでしょうか。借入日数が4日間で167億4200万円となっております。

○**新垣光栄委員** 金利をお願いします。

○**平康司出納事務局会計課長** 金利は0.03%から0.05%となっていて、支払利息としては2万2649円でございます。

○**新垣光栄委員** このような借り入れについて、基金からの運用というのはできないものなのですか。

○**大城玲子会計管理者** 基金と申しますのは、36の基金の中からということですか。以前は繰りかえでできるという規定—今現在、条例の中でそういうものもございまして、以前に監査委員からの指摘もございまして、基金はある程度長期で運用できたほうが利率がいいものですから、そういうことではなくて、一時借り入れのほうがいいのではないかと御指摘もありまして、今はそのように取り扱っているところです。

○**新垣光栄委員** そういう長期借り入れ運用がいいということで、その基金を県は運用していないわけです。その辺も含めてもう少し検討したらどうかということを指摘しておきますので、ぜひ検討してください。

次に、監査委員事務局ですが、平成29年度の包括外部監査の報告書の中で保育所に関する報告が32ページに上がっているのですが、このような包括監査の問題点、指摘に関して県はどのような取り組みをやっていくのか。具体的に言うと、保育所の処遇改善で内部留保金が多いとか、県として監査委員の指摘に対してどのように対処していくのか。

○**新垣秀彦監査委員事務局長** ただいまの質疑につ

きましたは、先日の決算特別委員会で代表監査委員が答弁したところでございますけれども、監査委員事務局として答弁する立場にないので、御了承願いたいと思います。

○新垣光栄委員 担当部局がないものですから、私としてはこういう指摘に関して行政監査もテーマを設定していただいて、行政監査も入れてはどうかと思いますが、その辺の見解はどうお考えですか。

○新垣秀彦監査委員事務局長 行政監査につきましては、必要な事項を検討して、それが必要なら監査委員とも調整して考えていきたいと思っております。

○新垣光栄委員 ぜひ監査テーマに上げていただいて、しっかり監査をやっていただきたいと思っております。なぜかといいますと、126億円近い予算を待機児童対策で組んでいるわけです。これは翁長知事が重点施策としてやっているわけですから、それで受け皿としての整備はほぼ整いつつあります。保育士の確保という問題で、処遇改善の問題に県は相当のお金をつぎ込んでいるわけですから、それを内部留保されたら処遇改善にもつながらないですし、待機児童対策にもつながらないと思っております。その辺は意見書の中で指摘的要素に当たってくると考えていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、人事委員会事務局に質疑します。

非常勤職員が担う行政サービスのあり方ということで、そのサービス内容の態様、人事対策について、人事委員会としてどのように考えていますか。

○池田克紀人事委員会事務局長 非常勤職員と申しましても、地方公務員法上で、いわゆる嘱託員等がございまして、そういった業務の内容については地方公務員法、それからそれぞれの設置規定がございまして、基本的には任命権者が必要に応じて設置をする業務に従事させるということだと理解しております。

○新垣光栄委員 そのような臨時職員ですが、やはり荷の重い仕事も任せられると思っております。そういうすみ分けを規制するといいますか、そういう規定的なものは今つくられていますか。

○池田克紀人事委員会事務局長 県独自ということではなくて、地方公務員法といったものに基づき規定がされているところですが、常勤職員と非常勤職員、それぞれ身分の違い等もございまして。あとは県の業務をどういった任用形態でもって処理をしていくかということについて、まずは仕事をやる任命権者で決めていくことだと思いますが、いずれにしても地方公務員法がベースになります。

○新垣光栄委員 ぜひ内部統制がしっかりできるよ

うな体制を各課でつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 上原章委員。

○上原章委員 まず、一般会計の歳出決算の中で翌年度繰り越しと不用額、特に先ほどの説明であった超高速ブロードバンド環境整備促進事業、公共交通利用環境改善事業など4つの事業で繰り越しが約7億円となっている理由を教えてください。そして、4億円が不用という形になっている、その辺の説明をお願いします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総合情報政策課長から質疑内容の確認があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

金城清光総合情報政策課長。

○金城清光総合情報政策課長 超高速ブロードバンド環境整備促進事業においては、御指摘のように繰越額7億1308万7000円というのがございます。繰り越しの理由ですが、当初、座間味村を含めて6町村に対するブロードバンド整備事業を実施したところ、実際に座間味村の海底ケーブルのルートの見直し、その他の市町村におきましても施工条件を確認したところ、山間部であったり、傾斜地あるいは住宅地近傍にあって、機械施工が人的施工に変わったこと、あるいは通常、通信ケーブルを電力会社の電柱に添架したりするわけですが、その許認可の手続、調整に時間を要したということがありまして、繰り越しに至ったものであります。

不用額については、自治体情報セキュリティ強化対策事業の不用額が2億1800万円ございますが、こちらはいわゆる年金機構の情報漏えいを受けて、国の取り組みのもとで4億円の予算を措置したところですが、その措置段階においてはセキュリティ対策の概要というものが決まっておらず、一般的な情報あるいは調査などを行いまして、その予算を組んだところでございました。しかしながら、その後、国の仕様などが明らかになる中で、当方としては予定価格3億円で発注したところ、実際には1億5000万円程度で落札に至りまして、結果、この契約だけで1億5000万円の不用が出たということが一番大きな理由でございます。なお、その内容ですが、沖縄県、それから県内の市町村を含めたセキュリティクラウドを構築して、その中でホームページの保護や業務上のメールの保護など、そういったところをまとめて行うという取り組みになっております。

○上原章委員 当初予算を組んでから年度に入って

いろいろな事情があって繰り越しや不用が出るということはわかりますが、先ほどの繰り越し、特にブロードバンドの環境整備事業というのは、ある程度見据えながら皆さんは予算を組むと思います。先ほどの環境の一ある意味では見通しが甘かったような感じの理由に聞こえますが、これだけの大きな事業が事前の予算案を組む段階では見通せなかったのですか。

○金城清光総合情報政策課長 御指摘は当初で見込めなかったのかということだと思いますが、特にブロードバンド事業は、その市町村一例えば、国頭村や与那国町など、そういった市町村の幹線を整備するとともに、利用を希望する各住民の戸口まで配線をつなげていくということがございまして、それはやはりそういったサービスを受ける方々が決まらなと正確に読めないというところもございました。そうしたところで全体として3月までの工期には至らずに、4月以降含めて個別の電力会社との電線で添架の調整や、あるいは直接個人宅に向けて配線していく中の個別の施工を人的な部分でやらざるを得ないというところもございまして、やむなく繰り越しをしたというところもございまして。

○上原章委員 今回こういう形である程度原因がわかったということですが、新年度はこれを繰り越しして、この事業はしっかりできるということで理解していいですか。

○金城清光総合情報政策課長 平成29年度に繰り越しをした地区については、今年度中に終了することとしております。また、この事業は平成32年度まで全体として15市町村で順次整備してまいりますので、今後も計画的に推進できるよう取り組んでまいります。

○上原章委員 あともう一つ、同じく繰り越しと少し不用額が大きいのが市町村振興費です。沖縄振興特別推進交付金で54億円の繰り越し、それから不用額が約15億円と。これは大きい額ですか、それとも改善されているのですか。その辺の理由も含めて教えてください。

○砂川健市町村課副参事 平成28年度沖縄振興特別推進交付金市町村分の繰越額54億7425万円につきましては、前年度は66億6255万6000円ですので、前年度に比べて金額につきましても改善しておりますし、繰越率につきましても、平成28年度の17.3%に対して、前年度は21%で改善しております。それから不用額につきましても、平成28年度現年分ですが6億3558万6000円。平成27年度につきましても6億9955万3000円ということで、こちらも金額は改善しており

ます。また不用額の率におきましても同じように、平成28年度の2%に対して、平成27年度は2.2%となっておりますので、こちらも改善傾向にあると理解しております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上原委員から平成28年度不用額は15億円であると指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

松永享市町村課長。

○松永享市町村課長 沖縄振興特別推進交付金ですけれども、平成27年度と平成28年度を比べた数字で御報告させていただきたいと思います。平成27年度の繰越額でいきますと、66億6300—失礼しました。不用額でいきますと、現年分と繰り越し分を合わせた数字ですが、平成27年度は約15億円。それに対して平成28年度は14億3600万円ということで、率でいきますと平成27年度の3.9%に対しまして、平成28年度は3.8%ということで、0.1%改善しております。県としましても繰り越しと不用の縮減というのは、ここ数年、指摘されておりますので、いろいろな手だてをとりながら改善するように縮減に取り組んでいるところでございます。

○上原章委員 この交付金は半分終わって後半に入る中で、せっかくこの交付金が一県もそうですし、市町村にも、本当に前年度分よりは少しいとか、前年度が多かったとか、少なかったとか議論してはいますけど、また次年度の交付金もあるわけですから、可能な限り繰り越しを執行することは当然だと。あと不用額についても、せっかく交付されたものを15億円返さないといけないという。この辺については県と市町村ももう一度連携をしっかりと密にして、せっかくの沖縄の振興予算ですから、県と市町村が知恵を出して一大変皆さんの重責は大きいと思いますが、この辺はどうですか。

○川満誠一企画部長 御指摘のとおりだと思っております。国とも調整をして事業の期間をなるべく最大化するために交付決定を早めていただいたり、それから年度の途中であっても執行調査を丁寧にやって、執行状況の把握に努めて、ほかの市町村に活用できるように展開して努力していきたいと考えております。

○上原章委員 よろしく申し上げます。

それと、平成28年度主要施策の成果に関する報告書の中で、企画部の3の14、離島航路補助事業で約3億9000万円の当初予算を組んでいたけれども、決算額が9100万円ということで相当執行率が落ちていますが、その辺の理由を教えてください。

○座安治交通政策課長 離島航路につきましては、現在、県内で22航路ございます。そのうち16航路が補助対象となっております。平成28年度は、そのうち国庫補助を行ってもなお欠損が生じるのは5航路ございました。そのため、県の予算額が少なくなったということでございます。結局、収支が改善したということで、航路事業者につきましては、利用者の増あるいは燃料費の低減などが効いていきまして、赤字額が低減したということでございます。

○上原章委員 喜ばしいことだということですね。この辺の離島の収支がしっかりとした健全な形になれば一番いいかと思えます。

それから3の16、これも非常に重要な事業だと思っておりますが、離島食品・日用品輸送費等補助事業で約1億1000万円の予算を組んでいて、決算は7500万円近くになっています。皆さんの事業内容では、渡名喜島、野甫島、小浜島、黒島などの4島で登録する小売店がなかったということですが、これは必要ないということなのか、それとも皆さんの事業説明が届いていなかったのですか。

○中野秀樹地域・離島課長 今、御指摘いただいた、対象の島ですが、その島の中にある小売店に登録いただけないという現状が幾つかございまして、その要因として考えられるものとしまして、この事業に登録した小売店といいますのは、毎月、輸送費の補助があった分については生活コストを低減するために値引きをしなければいけないという、そういう値引き販売に努める必要がございまして、この値引き販売の方法等については小売店の事業者が独自で判断することになっています。規模の小さい小売店においては、多くの場合、高齢の方が運営されていたり、値引き販売の選定や、その販売の検討にかなり手間がかかる、人手がそもそも足りないという理由から事業の参加に消極的というケースが幾つか見られております。また、直接的に補助はいただくのですが、最終的には値引きをして住民に還元しますので、その小売店の収益が直接上がるという構造にも一幾らかそれによってお客さんがふえるということは多少は考えられますけれども、非常に大きなメリットがあるというところまではないという意見もございまして、幾つかの島におきましては、まだ参加いただけない状況でございます。

○上原章委員 どうしても沖縄本島と小規模離島では物価に大きく格差があるので、これを可能な限り沖縄本島並みの物価にしていく、これは政治の責任だと思えます。せつかく予算を組んでいるわけですから、使い勝手がいいような仕組みをもう少しやっ

てほしいと思います。

課題のところにあります有識者の検討委員会の御意見に、台風接近などで航路便が一定の期間欠航した場合、航空機による緊急的な輸送について、その緊急的な輸送に対する補助の実施を関係者と調整、また、卸事業者等への徹底した周知をとというような提言があります。せんだつても宮古島市に物資が入らないとか、あと伊江島もそうでしたか。こういう離島に物資が入らないときの手だては必要だと思いますが、この辺の状況はどうですか。

○中野秀樹地域・離島課長 今、御指摘いただきました台風等の影響によって物資が入らない期間についてということですが、昨年度のこの事業の検証委員会の中で委員の方々からも御提言いただきまして、実際、今年度から特に影響が大きいとよく言われる南・北大東島をまずは対象に、試験的に、特に保存期間が短いような品目に限って、この夏から実施をいたしているところでございます。

○上原章委員 よろしくをお願いします。

最後に、3の22、島たび事業について、こちらの取り組みも非常に離島を理解する、また、沖縄本島と島々の人たちとの交流も大きいと思えますが、これの成果と取り組みについて少し教えていただけますか。

○中野秀樹地域・離島課長 離島観光・交流促進事業、通称島あっちい、各島で実施する体験プログラム一例えば、漁業体験であったり、農業体験など、そういった地域ならではの活動に沖縄本島の方に一ことしから離島の方も離島同士で行けるようになりましたが、参加いただいて、アンケートに答えていただき、それを今後のプログラムの改善であったり、受け入れ体制の強化といったものにつなげるモニターツアーという手法ですけれども、その手法を用いて、県民を離島に派遣し、島々のよさであったり、島の特殊性、重要性に気づいていただけたということで、昨年度から始めているものでございます。昨年度の実績につきましては、平成28年度は19の島々に2894人の沖縄本島住民を派遣したところでございまして、ツアー参加者の御意見としましては、島民との交流により島の暮らしについて知ることができた、島を応援したい、また改めて訪れたい、ほかの島にも行ってみたいというような意見だったり、また、受け入れ側からすると、民泊をいろいろ促進しているところではあります、大人の民泊というのはなかなかこれまでやっていなかったもので、この事業を通して大人の民泊でもやりがいを感じてこれからもやれるのではないかと、そういった御意見もいた

だいているところでございます。

○上原章委員 一部のツアーに集中するとかいろいろ課題、指摘もあります。この辺については、いいプログラムの開発・改善を行って、より充実させていきたいと思えます。

○渡久地修委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 主要施策の成果に関する報告書、企画部の3の3、資料をもらって丁寧な対応もしていただいたのですが、企画部長がことし就任して初の予算折衝とかいろいろ絡んでいく中で、国との温度差といいますか、国からひよっとすると物足りなさを感じられているのかということについて、情報や感じたことがあったら少し教えていただきたいと思えますが……。

○川満誠一企画部長 次年度予算につきましては、去る8月を中心に知事に同行して関係要路に要請に伺ったわけですが、その実地では丁寧な応答をしていただきましたが、結果といいますか、概算要求の内容はやはり一やはりといいますか、昨年よりも沖縄振興一括交付金の執行状況については努力して改善しているにもかかわらずふえなかったということがありますので、結果が全てでありますから、今後も頑張っって予算確保に最大の努力で取り組んでまいりたいと考えます。

○花城大輔委員 知的・産業クラスター形成推進事業も3つあって、3つとも計画どおりにやられているわけですね。それについても、さらに高いレベルの成果が求められているということですか。

○川満誠一企画部長 事業の一つ一つにつきましては、おのずとできばえに濃淡は出てくるものだと思いますが、特に知的・産業クラスター形成推進事業についてさらに高みを求められているとか、具体的な何らかの調整がある、それが期待されることは当然で、一層学術的な価値も上がって産業への影響も大きくなるのが望ましいわけですが、特にこの事業について具体的な指摘がされているということはありません。

○花城大輔委員 ちなみに、効果のところにあるベンチャー企業は、具体的にどういうものができているのですか。

○長濱為一科学技術振興課長 主要施策の成果に関する報告書3の4の一番最後の行に、県内大学発ベンチャー起業のめどが立ったという記載をしてございますけれども、一つ事業の中でシークワサー由来のノビレチンの商品化ということで、そのノビレチンの機能がメラニンの抑制ということで、美白効果、あるいはかゆみの抑制という効果が研究で明らか

かになったということを受けて、ことしの4月に琉球ボーテという会社が立ち上がっています。ボーテというのはフランス語で、英語で言うとビューティーの意味ですが、こういった企業が立ち上がっております。

○花城大輔委員 今後のこともですが、県の主体性といいますか、これから県がこういうものを開発したいとか、こういう研究をしたいというものをこれに盛り込むことはできるのですか。

○長濱為一科学技術振興課長 我々がこういった知的・産業クラスターの形成に向けた事業を実際にブランニングしていくときというのは、もちろん県として成長分野に上げている健康・医療・環境・エネルギーにおいて、どういう課題があるか—例えば、健康長寿の復活であるとか、将来的に返ってくるであろう基地の跡地の土壌の浄化であるとか、こういったニーズは我々として持っています。その中で、琉球大学、OIST、国立沖縄工業高等専門学校などの先生方がこういった分野についてどういう研究シーズを持っているかと。それをお互いにすり合わせ、我々の立場で言うとコーディネートという形で進めて、それを実際に事業としてくみ上げていくと。もちろん、実際、どういう研究をするのかということ、また公募という手続を経て、しっかり外部審査員も入れて、我々県職員だけの目ではない見知も含めて採択をして進めていくと。そのようにやっているところでございます。

○花城大輔委員 この8月に世界初の海底鉱物資源を採鉱、揚鉱するという実証実験が成功しました。このことについて、この事業の中で検討されているかどうか教えてください。

○長濱為一科学技術振興課長 我々も海洋関係で、例えば有用な微生物であるとか、そういった形の生物資源を使ったような事業というのは、過去にも現在にもやっているものがございますが、恐らく委員がおっしゃっているのは、海洋一鉱物とかですか。そのあたりは商工労働部で所管をしているものと我々としては認識していて、当然、部局連携で我々にもそういった情報が入ってはきますが、当課がやっている事業とは直接はヒットしないかと考えています。

○花城大輔委員 商工労働部でやるのは、この先、支援拠点というものができ上がったからの話になるかと思いますが、今、専門家から言われているのは、沖縄には今、存在しない企業を200以上つくる必要があると。その部分で、この研究開発機関が沖縄の中にあるということは非常に有利に働く可能性を秘め

ているのではないかと考えています。ですので、これについても引き続き検討して、また情報などをいただければと思っています。

○渡久地修委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 総務企画委員会の説明資料の中の2ページ、先ほど企画部長が答えていましたが、2ページの駐留軍用地で、これは歳入歳出決算説明資料の中の財産収入のところ、平成28年度の企画部、これは軍用地だと思いますが、収入のトータルと面積—これは資料でいいです。企画部以外もあると思いますが、トータルで資料をお願いしたいと思えます。平成28年度に北部訓練場が返還されました。返還されたことによりことしは率が違ってきていると思いますが、この資料を要求します。

○川満誠一企画部長 後ほど、提供させていただきます。

○渡久地修委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 きょうは通信関係に関する離島地区情報通信基盤整備推進事業の中でループ化の話も各委員から出ましたが、うるま市の中で旧離島が5島あります。現在、唯一の離島は津堅島だけで、残りの浜比嘉島、平安座島、伊計島、宮城島に橋はかかりましたが、やはり今もって僻地でありまして、うるま市の中の旧5離島が今もってまだ離島地区情報通信基盤整備事業からあふれているという説明を以前受けまして、若干ショックを受けております。主要施策の成果に関する報告書の3の11になりますが、その中における伊計島、宮城島、平安座島、浜比嘉島、津堅島の現状が今、沖縄県全体の中においてどのような状況になっているのか御説明をお願いしたいと思います。

○金城清光総合情報政策課長 委員御指摘のように、うるま市における伊計島、宮城島、平安座島、浜比嘉島においては、今の事業の中では網羅されておられませんけれども、まず現状の通信環境として、伊計島、宮城島、平安座島、浜比嘉島の4島については、LTEサービス、ADSL、無線、ブロードバンド等、複数のサービスが提供されております。また、津堅島についてはLTEサービスのほか、うるま市による公営の無線ブロードバンドサービスが提供されているところです。当方としましては、こうした島々の整備について事業費等の調査を実施したところでして、その調査によると、伊計島等4島につきましては、イニシャルコストで約4億円、ランニングコストで1600万円。津堅島につきましては、イニシャルコストで11億円、ランニングコストで2600万円との試算結果がございます。こうした調査結果を

踏まえて、通信事業者、それからうるま市と個別に協議を進めておりました、超高速ブロードバンド環境整備のあり方について検討を進めてまいります。

○仲田弘毅委員 一番最初に宮城委員から質疑がありましたが、南・北大東島に総務企画委員会で視察をさせていただいて、やはり離島は離島苦で大変だということをつくづく感じています。橋がかかっても離島の僻地では人口がどんどん減っている現状と、多分、今後またそれ以上に減っていくだろうという離島を抱えている地域は、離島定住に関する条件整備をしっかりとしないと人口減は防げないと思えます。今、うるま市の人口は12万2000人ということで、2市2町が合併して随分膨れましたが、離島地域においては人口は減っていると。ですから、その離島地域の状況をもっともっと整備していく、これはやはり県の大きな行政の力だと考えております。資料を見ると、平成28年度10月時点—これは完了事業であります。総事業費はトータルで幾らになりますか。

○金城清光総合情報政策課長 超高速ブロードバンド環境の整備に関する総事業費は、約44億円でございます。

○仲田弘毅委員 これは平成25年、平成26年、平成27年—これは平成28年度の総事業費で40億円ということですか。

○金城清光総合情報政策課長 今、委員から御指摘がありますのは、これまでの海底ケーブルの敷設にかかわる事業のところだと思います。平成26年度から平成28年度にかけて離島地区の海底光ケーブルの整備を行ってまいりまして、この事業の平成28年度の事業費は、29億8100万円でございます。

○仲田弘毅委員 海底ケーブルの敷設と—今、津堅島以外はもう橋がかかっています。平安座島から浜比嘉島もかかっておりますし、平安座島から宮城島、宮城島から伊計島に、みんな橋がかかっています。その橋を利用して敷設をやるということと海底ケーブルでは、経費が全然違ってくると思えますがどうでしょうか。

○金城清光総合情報政策課長 委員御指摘のように、伊計4島については整備費として約4億円を想定しており、その後のランニングコストとして1600万円を想定しております。こうした試算結果をもとにして通信事業者において、いわゆる民業として運営ができないかどうか、あるいはうるま市とともに設備投資についてどのような形が望ましいのか協議を進めているところでございます。

○仲田弘毅委員 今、うるま市も離島の空き家をリフォームして、本島地域、それから本土からの移住

者をどんどん勧誘しているという動きの中で、こういった整備が行われることがいかに追い風になっていくかということを我々は実証して、また県の頑張りも評価していきたいと。このように考えていますので、よろしくお祈りいたします。

あと1点は次のページですが、3の13。うるま市唯一の離島が津堅島という話をさせていただきましたが、今、フェリーと高速艇が走っております。そして、フェリーが更新の時期を迎えているという話を二、三年前に聞きましたが、そうではなくて高速艇も相当寿命が厳しいという話を聞きまして、そのことについて県にも前倒しで交代してできませんかという話をしたことがあります。平成28年度事業で座間味島と一これは水納島ですか。水納島の航路ができ上がったということですが、関連して津堅島の高速艇の現状が今どうなっているのか、県の考え方を伺いたいと思いますが、いかがですか。

○座安治交通政策課長 県では、離島航路運航安定化支援事業により、平成32年から平成33年におきまして、津堅航路のフェリーの更新の建造支援を行うことにしております。委員御指摘の当航路の高速船についてですけれども、これもかなり老朽化しております、これにつきましては航路事業者において、沖縄県離島海運振興株式会社から新たな高速船をリースして就航させることとしておりまして、平成30年7月に就航予定と聞いております。航路事業者が負担するリース料については赤字補填の対象となりますので、それぞれ国、県、うるま市で協調して支援していくこととしております。

○仲田弘毅委員 島の人たちはその答弁を聞いて大変喜ぶと思います。フェリーは平敷屋港に停泊して、高速艇は津堅島に停泊することになっています。島に急患が出たときは夜間でも13分で津堅島から平敷屋港に着くということで、連絡して沖縄県立中部病院から救急車が平敷屋港に着く時間と、津堅島から高速艇で平敷屋港に着く時間が大体同時間なのです。ですから、そういったことを考えた場合に、ドクターヘリは目視でしか飛ばせないので、島の高速艇の役割がいかに大きいかということも含めて、ぜひ県としてバックアップしていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 以上で、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起しようとする委員から改めて提起する理由の御説明をお願いいたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 まず最初に、ワシントン事務所の設置の費用対効果と駐在員の米国内における旅費の執行額及び執行内容について、ぜひ知事の御答弁をいただきたい。

2番目に、ワシントン駐在員が接触した米国連邦議会議員及び政府高官との意見交換の内容についてお伺いしたいということでもあります。

○渡久地修委員長 以上で、要調査事項を提起しようとする委員の説明は終わりました。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 要望のあった2つの事項は、それぞれ知事公室長がしっかり答えていたと思います。要調査事項にはなじまないと思いますので、反対したいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 意見なしと認めます。

以上で、要調査事項として報告することへの反対意見の表明を終結いたします。

次に、決算特別委員会における調査の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理等について協議した結果、ワシントン事務所設置の費用対効果と駐在員旅費について及び駐在員が接触した米国議員・政府関係者との意見交換内容について報告することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

次に、特記事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 提案なしと認めます。

以上で、特記事項の提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修